ISSN 1349-0281

拓殖大学
経営経理研究

東日本大震災特集号

第 94 号
2012年3月

東日本大震災が日本人に問いかけたもの……渡 辺 利 夫（1）

論　文

東日本大震災と物流……芦 田 誠・宋 華 純（3）

東日本大震災における保険会社の役割
── リスク区分をめぐる公平性の観点から ──……宮 地 朋 果（29）

想定外の事態における地方自治体の政策決定
──「リスクのパラドクス」の克服 ──……眞 鍋 貞 樹（49）

政策提言 ……日本商工会議所（83）

国税徴収における
いわゆるぐるぐる回りの事例研究（上）……小 林 幹 雄（99）

日本のエネルギー資源貿易政策（6）
── アジア原油貿易市場の特性分析 ── ……武 上 幸之助（149）

大学におけるキャリア教育の意義……石 毛 昭 範（181）

研究ノート

情報科学と高度化……金 山 茂 雄（205）

公開講座

拓殖大学経営経理研究所主催
戦後から現在までのモノの買い方・売り方の変化
── わが国消費者の購買特性と日本型マーケティング ── …田 嶋 規 雄（227）

拓殖大学経営経理研究・投稿規則／執筆要領 ……（235）

拓殖大学経営経理研究所

前　号　目　次

論　　文

日本における有価証券の
資産属性と評価の一考察 ……梶　井　憲　俊（ 1 ）

技術情報の伝達の変化と新技術開発の関係事例の研究
── 情報伝達に関する基礎資料等の検討 ──……金　山　茂　雄（ 23 ）

日本のエネルギー資源貿易政策（ 5 ）
── 国際石油市場特性と価格弾力性の相関分析 ──…武　上　幸之助（ 53 ）

グローバリゼーションと物流の国際化 ……芦　田　　誠（ 79 ）

クラウド・コンピューティングをベースとした物流モデル
── スマートロジスティクスの再思考 ──……李　　遠（107）

公開講座

経営経理研究所後援
オープンカレッジ「知的好奇心講座」
数学アレルギーの人のための数学 ……西　尾　篤　人（147）

拓殖大学経営経理研究・投稿規則／執筆要領 ……（151）

拓殖大学

経営経理研究

第 94 号

拓殖大学経営経理研究所

経営経理研究　第 94 号
2012 年 3 月　pp. 1-2

東日本大震災が日本人に問いかけたもの

渡　辺　利　夫

東日本大震災以前，多くの日本人は，家族を中心とした血縁・地縁共同体に価値を求めず，自由な個として生きることを善しとする気分の中に漂っていた。むしろ血縁や地縁は自由な個として生きることを拘束し束縛するものだとさえ考えられていたのではないか。「個人の尊厳」といえば，大抵の無理が通ってしまうような空漠たる社会の中を私どもは漂ってきたのではないか。

しかし，東日本大震災が顕現したのは共同体であり，少子高齢化に悩まされながらも逞しく生き抜く共同体の強靱な姿であった。あの悲劇に立ち向かったのは，共同体に寄り添い力を合わせて復旧・復興へと向かう血縁・地縁共同体の強い絆であった。惨劇に見舞われながらも，地を叩いて泣き叫ぶ者はいない。秩序と規律を乱すことなく，死せる者を深く哀悼しみずからを癒しながら立ち直っていく人々の姿に，屈することのない共同体を私どもはありありと再発見することができた。

日本人の精神の一番奥深いところにある共同体の精神と原理が消失していない以上，いずれ被災地は復興するにちがいない。長い平成不況の中を漂い，かといって食うには困るわけでもなく，ただ寡黙に沈殿してきた日本の国民に，国家と共同体の重要性を悟らせたものが東日本大震災であったとすれば，これは天罰ではなく天恵であったと受け止めねばならない。「被災した人々が決して希望を捨てることなく身体を大切に明日からの日々を生き抜いてくれるよう，また，国民一人びとりが，被災した各地域の上にこれからも長く心を寄せ，被災者と共にそれぞれの地域の復興の道のり

を見守り続けていくことを心より願っています」

陛下のこのお言葉の中に，私どもが求めねばならない共同体のありようが深々と表出されている。東日本大震災が日本人に問いかけているものは，共同体をもたずして人間が豊かな生をまっとうすることはできない，そういう人間としての本質にかかわる問ではなかったかと思う。

この度，拓殖大学経営経理研究所が東日本大震災を記録として残すため，紀要「経営経理研究 94 号」を東日本大震災特集号として発行することになりました。この中には東日本大震災に関する所員の研究論文に加え，日本商工会議所より東日本大震災の復旧・復興に向けた政策提言をいただきました。関係各位に厚く謝意を表すとともに，被災した東北の復興を願って特集号をご覧いただければ幸いです。

（以上）

経営経理研究　第 94 号
2012 年 3 月　pp. 3-27

〈論　文〉

東日本大震災と物流

芦　田　　誠
宋　　華　純

要　約

東日本大震災においては初動対応の緊急物資輸送が遅れ，また素材や部品供給の生命線である企業の SCM が寸断された。政府（マクロ）の物流においては，ガソリンの迅速な供給と援助物資に関する送り状（品目，数量等）の規格化が必要である。物流には運ぶものの品目，個数はもちろんのこと，何をどこへ運ぶかの情報が不可欠であるからである。

ミクロ（企業）の物流おいては，3 次，4 次の下請けを含め SCM 全体の可視化，部品の特注化から共通化への転換，緊急時の振替先の多様化，在庫保管量の拡大が求められてくる。部品の標準化によるオープン調達が進行する過程では，海外の地産地消の動きを含め優良部品メーカーを囲い込む動きも出てこよう。有事の際の保険として大震災後部品の在庫量を積み増す動きが現れており，日本企業をリードしてきた持たざる経営を見直す気運が現われている。

キーワード：東日本大震災，政府の物流（マクロ），企業の物流（ミクロ），緊急物資輸送，物流と情報，くしの歯作戦，SCM の寸断，振替先の分散化，在庫量の積み増し

1. はじめに

2011 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発生した東日本大震災は，100 年間では世

界で4番目に大きな規模（マグニチュード〔M〕9.0）の地震であり，2011年10月26日現在死者15,829人（うち水死92.5%），行方不明3,724人，津波最高到達点40.5 m（宮古市重茂姉吉），全壊109,741戸，半壊125,373戸の被害をもたらした。今回の地震は，地震と津波，福島第一原発の3重苦に加え，大規模かつ広大で幹線ルートから遠く離れた地域で甚大な被害が発生し，都市型震災の阪神大震災とはまったく異なった状況を示している。

本稿は，東日本大震災を「物流」の観点から検証し，東海・東南海・南海地震などさらにビッグワンの到来が心配されている折，教訓とすべき点を明らかにする。ただし物流といっても，いざ踏み込んでみるとすそ野が非常に広い。したがって，物流を「緊急物資の輸送」と「企業の素材と部品輸送」という二つの切り口から分け，前者をマクロ（政府）の物流，後者をミクロ（企業）の物流として位置づけ，先の命題を考察する。

もう1点，物流の重要性が強調されたのは東日本大震災が初めてではない。この点を幾つかの先行研究からフォローアップし確認しておきたい。まず1989年10月17日，筆者が当時留学していたアメリカ・サンフランシスコ南方で発生したロマプリータ地震（M 7.1）では，オークランド市のフリーウェイI 80でダブルデッキの上部が崩壊するとともに，同市とサンフランシスコを結ぶベイブリッジの一部が崩壊した。この地震で64人の死者を出したが，このとき強調されたのが人やモノの流れを円滑にする代替道路の重要性と必要な物流支援措置（代替道路の橋通行料金の免除など），そして日本をはじめ世界各国から送付された援助物資の効率的な仕分けであった[1)]。

また1995年1月17日，6,434人の死者を出した阪神大震災（M 7.3）では，多くの人が不眠不休で救援物資の仕分け作業に追われたことから，①被災地のニーズに合ったものを輸送する援助物資に関するルールづくり，②物流を支援する運送事業者やボランティアなどとの調整，③緊急物資の備蓄，④ヘリポート機能をもつ保管基地の確保，⑤緊急輸送ルートの確保，

⑥緊急車両を通行させる交通規制の実施，⑦地震列車緊急停止システムの導入，⑧SCM における企業間の連携の強化などが強調された[2)]。そして 2006 年 10 月の中越地震（M 6.8）では，援助物資の保管と配布が被災地（長岡市など）にとって大きな負担となったことから，災害発生直後においては当面援助物資を受け入れないことに加え，企業の事業継続計画（BCP）の必要性が強調された[3)]。今回の東日本大震災から物流が学ぶべき点は何か。

2. 東日本大震災と交通の被災状況

⑴ 東日本大震災の被災状況

表 1 は，1900 年から世界において発生した大地震をリストアップしたものである。1960 年チリで発生したマグニチュード 9.5 の地震を筆頭に，液状化現象が新潟地震とともに世界で初めて認められた 1964 年のアラスカ地震（M 9.2），まだ記憶に新しいクリスマス直後の 12 月 26 日に発生した 2004 年スマトラ島北部西方沖（M 9.1）地震，そして 1952 年のカムチャッカ半島地震とともに，M 9.0 を記録した今回の東日本大震災（2011 年）である。

表 1　100 年間の世界の地震ビッグ 4

順　位	日時（日本時間）	発生場所	マグニチュード
1	1960年 5 月23日	チリ	9.5
2	1964年 3 月28日	アラスカ湾	9.2
3	2004年12月26日	スマトラ島北部西方沖	9.1
4	1952年11月 5 日	カムチャッカ半島	9.0
〃	**2011年 3 月11日**	**東日本**	**9.0**
5	1906年 2 月 1 日	エクアドル沖	8.8
〃	2010年 2 月27日	チリ，マウリ沖	8.8

出所：内閣府「平成 23 年版防災白書」，佐伯印刷，2011 年，p. 3 の数値を使って筆者作成。

表 2　過去 100 年間の大地震ビッグ 4

順位	年　度	地震名	マグニチュード	被　害
1	1923年 9 月 1 日（大正 12 年）	関東大震災	M 7.9	死者 99,331 人（焼死が 9 割），行方不明 43,476 人，焼失家屋 447,128，全壊 128,266 戸
2	1896年 6 月15日（明治 29 年）	三陸沖地震	M 8.5	死者 27,122 人（水死），津波最高 25 m（陸前吉浜），全半壊流失家屋 10,617 戸
3	**2011年 3 月11日**	**東日本大震災**	**M 9.0**	**死者 15,822 人（水死 92.5%），行方不明 3,923 人，津波最高 40.5 m（宮古市重茂姉吉），全壊 109,741 戸，半壊 125,373 戸**
4	1995年 1 月17日	阪神淡路大震災	M 7.3	死者 6,434 人（圧死が 88%），全壊 91,966 戸，焼失 7,456 戸

出所：筆者作成。

一方，日本国内に転じると，表 2 に示した通り過去 100 年間で最も多くの死者を出した地震は，関東大震災（1923 年）で 9 万 9,331 人。東京本所と横浜を中心に焼死で亡くなった人が 9 割を占めた。2 番目が今回と同様に，山地が迫った三陸沖で発生した 1896 年の三陸沖地震（M 8.5），死者 27,122 人のうち大半の人が “Tsunami” による水死であった。そして 100 年間では第 3 位，戦後では最大の地震として位置づけられるのが 2011 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分 18 秒に発生した東日本大震災である。

今回の地震は，北アメリカプレート（オホーツクプレート）とその下に沈み込む太平洋プレートとの間で起きた海溝型地震で，震源地は牡鹿半島の東南東約 130 km，震源の深さは 24 km，断層が破壊した震源域は岩手県沖から茨城県沖まで南北約 500 km，東西約 200 km の海域，最大加速度は宮城県栗原市の 2,933 ガル，最大震度は宮城県栗原市の震度 7 で東京が 5 強，名古屋 4，大阪でも震度 3 を観測した。

⑵　交通インフラの被災状況

東日本大震災による交通部門の被害は，一般道路の損害が 3,559 箇所，高速道路で 350 箇所[4)]。鉄道では東北新幹線で仙台駅など 5 つの駅が被害を受けたほか，電柱や架線，高架橋の橋脚など約 1,100 箇所が損傷した。また気仙沼線など在来線 7 線区で 23 駅が流失，線路が約 60 キロメートルにわたって流失した。津波で一部区間が不通となった JR 仙石線は 100 億円強をかけ，2015 年度中に全線復旧する予定である。

空港は仙台空港の滑走路が津波で冠水し車両 2,000 台以上が漂着したほか，空港ターミナルビルや管制塔の機械設備，発電設備が大きな被害を受けたため発着を停止した。地震によってターミナルビルの天井が落下した茨城空港（百里飛行場）は 3 月 14 日から運行を開始し，仙台空港は 1 カ月後の 4 月 13 日から国内線の一部が運航を再開した。港湾については，八戸や釜石，気仙沼，石巻，仙台，鹿島など 11 の国際拠点港湾と重要港湾において，防波堤，係留施設，荷役機械等に深刻な被害が生じ機能が停

出所：筆者撮影，2011 年 8 月 8 日。

写真 1　仙台塩釜港

止したが，3 月 15 日の釜石港及び茨城港（常陸那珂港区）を皮切りに，多くの港湾の一部岸壁が利用可能となり，緊急物資，燃料等の搬入が可能となった。写真は，平成 23 年 8 月 8 日に撮影した仙台塩釜港の状況である。津波によって巨大ガントリークレーン 4 基が使用不能に陥るとともに，岸壁にがれきが山積しているのがわかる。

3. 物流の対応―政府（マクロ）

地震発生 30 分後の 15 時 14 分，東日本大震災の応急対策に資するため，内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部が官邸に設置された。被災者に対する物資の調達と輸送については，当該本部に設置された事案対処班（各省庁のメンバーから成り最大時約 70 名）が対応することになった。

図 1 は，東日本大震災の被災地への緊急物資の流れを示したものである。通常，被災者に対する必要物資は地方公共団体が対応するが，今回は前例のない大規模災害で被害が広範囲に及び，さらに地方公共団体自体の機能

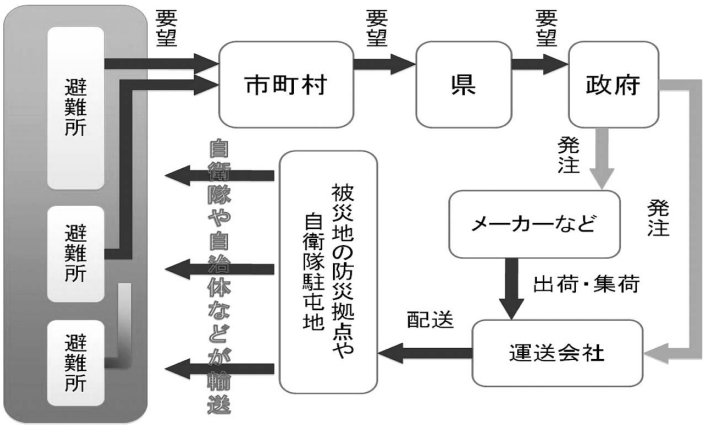

出所：読売新聞 2011 年 3 月 17 日，5 頁の図を参考に筆者作成。

図 1　緊急物資の輸送フローチャート

が著しく低下したことから国がかかわることになった[5]。すなわち県が被災した市町村から可能な限り必要物資の数量を集約し，政府の緊急災害対策本部に連絡，同本部に詰めていた各省庁の担当者が担当する物資ごとに業界団体や大手メーカーに直接支援を要請し，物資を手配する流れである。例えば，食料・水が農林水産省，医薬品（厚生労働省），毛布（警察庁），そして輸送が国土交通省と役割分担が決められ，首相官邸（内閣府）―国土交通省―全日本トラック協会―協会傘下企業，地方自治体―都道府県トラック協会―協会傘下企業のスキームとなっていた。

大手運送会社の一つ「日本通運」に最初のオーダーが入ったのは 3 月 11 日 23 時 00 過ぎ東京都トラック協会からで，「都内の帰宅困難者用毛布（警察庁要請）を避難所に輸送する要請」であった[6]。しかし，実際に避難所に到着したのは翌日の未明であった。一般車両の通行止めが震度 6 以上と決められていたため，5 強であった東京では通行規制がとられず大渋滞に巻き込まれたからである。首都圏の大部分の鉄道が止まった段階で交通規制を実施すべきであったという反省がまず出てくる。

日通へのセカンドオーダーは，3 月 12 日午前 4 時過ぎ全日本トラック協会より「山崎製パンの西日本の工場（福岡，広島，岡山，大阪，京都，愛知）からのパン輸送（農林水産省要請）」であった。午前 9 時に集荷し，12 日深夜から 13 日翌朝にかけて 10 トン車 15 台で被災地へ運送された。こうした緊急物資の輸送は日通だけでも 3 月トラック 4,170 台，4 月 2,640 台に達している。

緊急輸送は，3 月 12 日より自衛隊の要員，車両，機器・資材の輸送や燃料輸送を担ったフェリー・タンカーによる海上輸送，ペットボトル 5 万本を宮崎延岡から鹿児島経由で新潟まで鉄道で運び，新潟からトラックに積み替え福島まで運んだレール & トラック，また原子力関連部品を北九州空港から羽田へ，そして羽田からトラックで福島へ陸送した航空輸送など多彩な交通手段が活用された。政府が要請した緊急物資の輸送は，トラッ

クが総計 1,327 台，鉄道が 202 本，船舶が 2,277 隻，航空が 663 便であった。3 月 11 日から県による食料調達に移行した 4 月 20 日まで運ばれたパンとおにぎり，即席めんなどの総計は約 2,621 万食，飲料水約 794 万本，発電機 560 台，ストーブ 2,510 台，トイレ 5,297 台，毛布 41 万枚，おむつ 253,669 点，コート 6 万 1,600 着，テント 900 帳などであった[7]。

政府の震災後 3 日間の初動対応は，2,500 箇所（3 月 15 日最大）に及ぶ避難所とラストワンマイルへの輸送が道路の寸断，運転手の不足，ガソリン不足などが重なって困難を極め，地震発生後 4 日間は末端に救援物資がほとんど届かないような状態であった[8]。図 2 は，緊急物資（食料）の到達状況を示したものである。

地震発生当初は，被災地にほとんど緊急物資が届いていないのがわかる。農水省によると，3 月 16 日午前中までに，現地に到着したり輸送中であった物資は食料が約 176 万食，飲料水が約 84 万本。ところが，配送先が決まっていなかったり，決まっていても輸送できなかった食料が 129 万食，飲料水は 103 万本に達していた。食料で 42.3%，飲料水で半分以上の 55.1

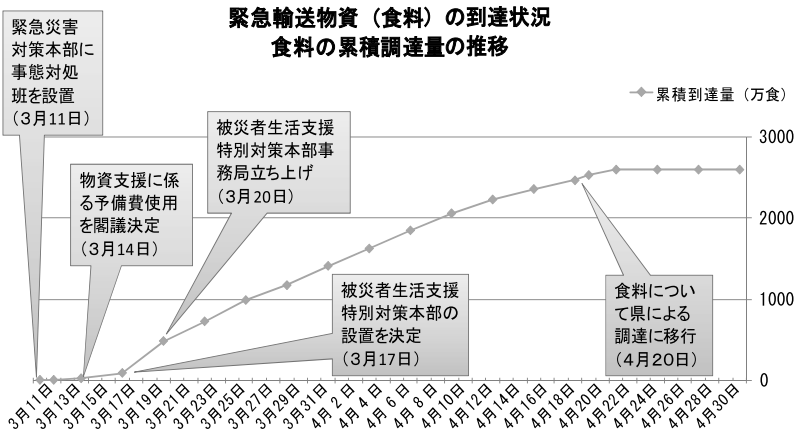

出所：内閣府「平成 23 年版防災白書」佐伯印刷，2011 年，p. 38 の数値を使って作成。

図 2　食料の累積調達量の推移

%が届いていなかったのである。軌道に乗り始めたのは，図 2 からも明らかなように 3 月 16 日ごろからで，政府の要請に基づき自衛隊が駐屯地から輸送する体制をとってからのことであった。被災地への援助物資の輸送は，リュックサックに商品を詰めて徒歩による運搬や 50 cc オートバイが利用された阪神淡路大震災においても大きな問題となったが，今回は自衛隊や米軍のヘリコプターによる輸送，艦船による海上輸送も活用された。

自衛隊員は当初 2 万人態勢であったが，その後 5 万人，10 万人と増え，最終的には 10 万 7 千人（3 月 26 日）。21 万人の日本の自衛隊総兵力の実に半分が出動する態勢となり，自衛隊員の活動は救助のみならず物流においても重要な役割を果たした。

通路（交通インフラ），運搬具（車両），動力（燃料）を交通の 3 要素といい，これに運転手を加えて 4 要素という。交通を行う場合の不可欠な要素を言い表した言葉である。このうち，東日本大震災で緊急物資が届かず品不足が深刻化した大きな要因は，「3 要素の一つ」車を動かすためのガソリンや軽油が足りなかったことである。ガソリン不足の直接の原因は，JX 日鉱日石エネルギーの根岸製油所（横浜市）やコスモ石油の千葉製油所（市原市）をはじめ，6 カ所の製油所が地震で操業を停止し，東北地方の元売系列ガソリンスタンド 1,137 箇所が営業停止に追い込まれたことであり，これに消費者の買いだめが拍車をかけることになった。ガソリン不足は被災地だけでなく関東にまで及び，震災後 1 週間余りスタンドの前では長蛇の列が続いた。初動対応における物流の状況をノード（拠点）別に示すと，次のような状況であった。

○幹線輸送：車両・燃料等が不足し輸送の効率性が低下。
○第一次集積地（県単位）：施設の不足。
○第二次集積地（市町村単位）：情報伝達の不備により需給のミスマッチが発生。

○避難所への配送：燃料不足，配達業者の不足，情報の不足。

東日本大震災のモノの流れをみると，第二次集積地までは緊急物資が比較的順調に運ばれ，実際多くのものが届いていた。しかしながら，避難所やラストワンマイルまでは当初ほとんど緊急物資が届いていない。この原因は，被災地の状況がわからない情報途絶と車両不足に加え，物流の「血液」となる燃料不足などの複合要因でトラックを動かすことができなかったことが大きく影響している。先の日本通運の場合，今回の地震によって23の営業所と倉庫が被災，死者不明9名，不明トラックを含めると234台の車両が使用不能に陥るとともに，営業所のインタンクはほとんどが空っぽになっていた[9]。また宅配便最大手ヤマト運輸の被害状況は，ドライバー1名，パート従業員4名計5名が死亡，施設の全壊9店，半壊5店，修理不能の車両43台，所在不明車両8台に上った[10]。

他方，第一次および第二次集積地に緊急物資が比較的順調に運ばれた要因には交通インフラ，特に道路の早期の復旧があった。図3は，震災後ま

出所：筆者撮影，2011年8月8日。

写真2　石巻市の日通の倉庫

もなく利用できるようになった東北地方の主要道路を示したものである。周知のように，大動脈の縦軸の東北自動車道と国道 4 号線は，震災後も緊急車両に限って走行可能となり，また縦軸から太平洋岸（三陸地域）へつながる横軸は，3 月 12 日に久慈市，宮古，釜石，大船渡，陸前高田，気仙沼，南三陸，石巻など 11 ルートを確保，4 日後の 15 日までには 15 ルートすべての東西ルートが確保された。仙台から青森までの三陸海岸沿いの国道 45 号線はなお一部不通区間があるものの，3 月 18 日までには 97%の区間で通行可能となった[11]。この縦軸と横軸の緊急輸送路が「くしの歯」となっていたところから，一般に「くしの歯作戦」と呼ばれ，大規模な集積地までの物資輸送に功を奏した。農水産省から協力要請を受けた山崎製パンの 60 万個のパンを西日本の工場から出荷し，これまた国土交通省から要請を受けた運送会社が被災地の集積拠点まで緊急通行車両扱いで運べたのも「くしの歯」作戦のお陰といってよい。

初動に続く中期，特に 1 週間を経過したあたりから 3 県の 1 次集積所には政府の緊急物資とともに，全国の地方公共団体や企業・団体，市民から

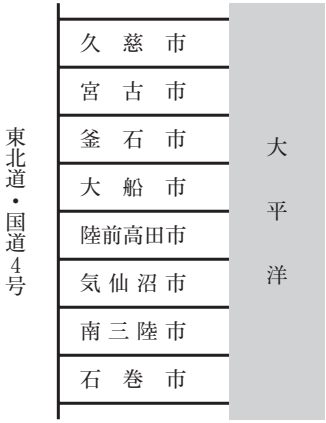

出所：国土交通省「国土交通白書 2011」日経印刷，2011 年，p. 41 を参照して筆者作成。

図 3　くしの歯作戦

の支援物資が届くようになった。たとえば，宮城県の１次集積所（4ヵ所）では出庫のピークが３月21日に対して，入庫のピークは３月25日で，やがてまきや木炭，毛布，衣類，おむつ，マスクなどの滞留在庫が目立つようになってきた。市民からの援助物資の場合段ボール箱の中に何が入っているのか分からず，品目，数，荷姿の情報が欠落していたため，確認する作業に戸惑ったからである。この点では，物資の取扱に不慣れな自治体職員による仕分けと在庫管理，発注が行なわれ，集積所の非効率な作業に拍車をかけることなった点も見逃すことができない。物流には運ぶものの品目，個数はもちろんのこと，何をどこへ運ぶかの情報が必要であり，餅屋は餅屋，物流を指揮するプロが必要となってくる[12)]。

ロジスティクスは，関係する企業が情報を一元化・共有しながら，物資の流動を効率化し，かつ全体最適を目指すシステムである。これを行うためには幹線とラストワンマイルの輸送にとどまらず，集積所の保管と仕分け，被災地のニーズ等の情報を連動させ，総体として機能させなければならない。まさにロジスティクスが通常追い求めるものを緊急時においても迅速かつ適切に実現しなければならないのである。この点で，政府対応のマクロ物流においては，次のことが求められる。

① 一般車両を通行止めとする厳格な交通規制の実施。特に首都圏の反省。

② 物流の専門家「運送事業者」やボランティアなどとの調整。

③ ヘリポート機能をもつ保管基地の確保。

④ 不要物資の流入制限。

⑤ 援助物資に関する送り状（品目，数量等）の統一化・規格化。

⑥ ガソリンや毛布，水，乾パン，ライスなど緊急物資の備蓄と非常用電源の設置など供給体制の見直し。

⑦ 被災地から援助要請が上がってこない場合の緊急物資輸送のシミュレーションとトレーニング。

⑧　トラック台数を事前に予測することができる緊急時のオーダーの出し方。

まず震度6以上に限定せず，首都圏の多くの鉄道が止まった段階で一般車両の交通規制を実施し，物資輸送を含め緊急車両を優先する措置が取られるべきで，物流のオペレーションは1，2週間後ではなくリスク発生直後から運送業者との協力体制が必要である。また段ボール箱の中に何が入っているか援助物資に関する送り状（品目，数量等）の統一化・規格化が要請されるとともに，過去の地震で繰り返し問題となっている「不要物資の流入制限」にも取り組まなければならない。緊急物資の新しい備蓄体制も公共施設に限らず駅や学校，会社等で始まった。発注の出し方も含め緊急物資輸送のシミュレーションとトレーニングも今後課題となってくる。文学者・寺田寅彦の言葉「天災は忘れた頃にやってくる」をかみしめ，迅速な応急体制に取り組んでいかなければならない。

4. 物流の対応 ── 企業（ミクロ）──

今回の震災で被災した企業は多い。ルネサスエレクトロニクス那珂工場（システムLSIなどの電子部品）をはじめ，ケーヒン宮城角田工場（コンプレッサーやエンジン部品など自動車部品），アルプス電気古川工場（スイッチやセンサーなど電子部品），日本ブレーキ福島工場（ブレーキパッドなど自動車部品），日本ピストンリング岩手工場（ピストリングなど自動車部品），日立オートモーティブシステムズ福島事業所（サスペンション，ブレーキなど自動車部品）など世界を代表する企業もその一つであり，多くが長期間生産停止に追い込まれた。

東日本大震災の被災地に自動車や電機の部品・素材メーカーが数多く集積していたことにびっくりした人も多かったであろう。全国の製造品出荷額において東北は電子部品関連で13%，情報通信機器関連で15%のシェ

アを占めている[13]。このうち大手半導体メーカーであるルネサスエレクトロニクスは，エンジンやパワーステアリング，アンチロックブレーキの制御などに使われる自動車用半導体（マイコン）の主力工場であり，そのシェアは震災当時世界の 30%（アメリカ 19%，ドイツ 6%，その他）を占めていた。その那珂工場（ひたちなか市）では従業員 3 名が負傷，建屋と電気系統，装置が被害を受けて生産停止が 6 月 14 日まで続いた。

部品工場が止まった時の衝撃は大きい。サプライチェーンの寸断を受け，震災後トヨタ自動車は国内にあるすべての完成車の生産を停止した。鉄板や樹脂等の外回り製品はほぼ 1 週間で調達可能となったが，精密電子部品の一部は集めることができず，部品供給の綱渡りは 3 カ月後の 6 月頃まで続いた。海外向けの部品在庫は国内向けよりも多いが，それでもせいぜい 1 週間から 1 カ月程度であり，アメリカゼネラル・モーターズは日本から

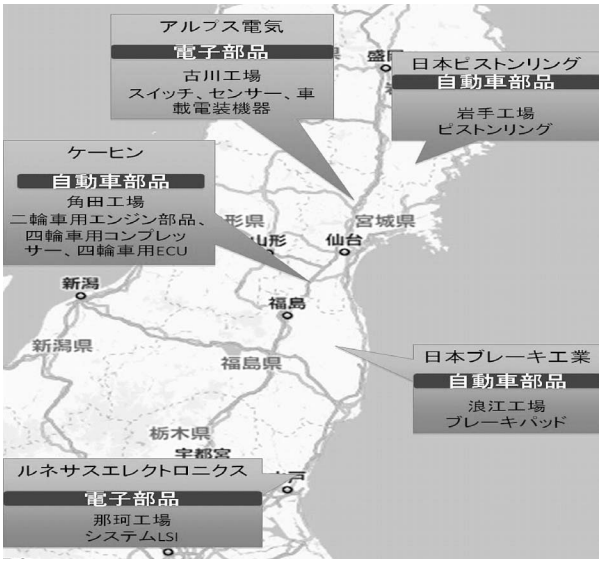

出所：筆者作成

図 4　被災し操業を停止した自動車の部品工場（一部）

の部品が調達できなかったため，アメリカ・ルイジアナ州の工場と欧州の2工場で一時停止を余儀なくされた。また中国の奇瑞汽車は4月19日，日本製部品の輸入が滞ったため4月から減産を始めることを明らかにした。

自動車会社で最も大きな影響を受けたトヨタ自動車は，震災2週間後の3月28日に愛知県豊田市の堤工場，福岡県のトヨタ自動車九州でハイブリッドカー3車種に限って生産を再開したが，トヨタ自動車の2011年国内総生産台数は前年度比15.9%減の276万28台にとどまった。同年日本の自動車大手8社の国内生産台数は，東日本大震災の影響で前年比13.4%減の約798万台であり，震災に起因する世界市場での減産は約100万台に達すると推測されている[13)]。事情はIT製品や家電も同様であり，キャノンはコンデンサーやコネクターの部品供給が停滞したため，デジタルカメラの生産拠点である大分工場の操業を3月16日に停止した。SCMの寸断は，被災を受けなかった遠く離れた企業の操業に対しても大きな影響を及ぼすことになった。

今日多くの企業は生産活動をグローバル化させており，部品と素材の供

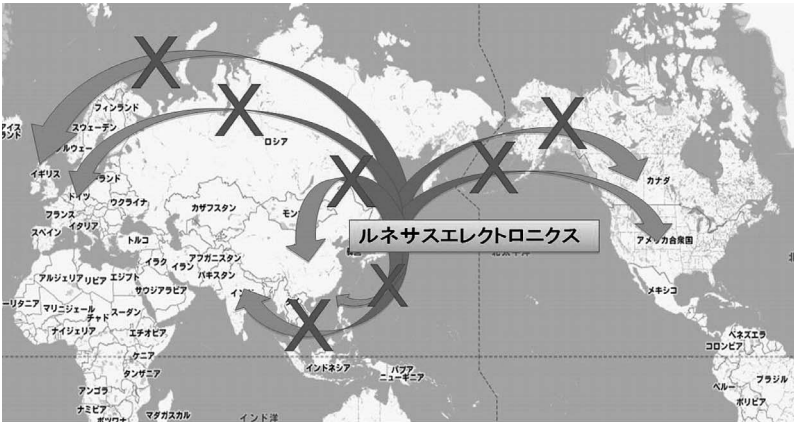

出所：筆者作成

図5　世界における自動車部品のSCM寸断

給源は世界に広がっている。東北地方で生産された自動車部品が愛知や福岡にとどまらず，アジアのデトロイトと呼ばれるタイ・バンコック，アメリカ，ヨーロッパ，中国の工場に輸送されることは決して珍しいことではない。ルネサスエレクトロニクスの車載半導体は，日本はもちろんのことアメリカやカナダ，イギリス，ドイツ，中国，香港，韓国，台湾，マレーシア，シンガポールでも販売されており世界に拡がっている。企業がこうしたグローバル・サプライチェーンをとる理由は，部品や原材料を安く手に入れるため徹底して在庫を絞り込むとともに，質の良い専用部品・素材を広く世界から集めるためである。調達物流や輸送業務，倉庫業務などのサプライチェーンを串刺し的に統合し情報を一元的に管理，市場の動きに合わせて部品調達，生産，商品輸送を行い，時間や経費のムダを省いてQuality（質），Cost（コスト），Delivery（短納期）を追求しようとしている[15)]。

「**Lean Production**（Lean＝細く引き締まったの意）」と「**Just in Time Delivery**」で代表されるトヨタシステムの目的は，過剰生産・過剰在庫・過剰人員，その他あらゆる無駄を徹底的に排除してコスト削減を図り利益を増大させるところにある。そのためには市場で売れる物を，売れる速度で作るのが理想であり，それを可能にしたのがトヨタの生産システムであった。すなわち，必要な物を必要な量だけ必要なときに生産する在庫ゼロのリーン生産であり，カンバンというカードを用いて生産指示情報が最終工程から前工程へ流れていく「カンバン方式」，一個売れる時間ごとに各種製品を一個流しする「混流生産」，不良品が後工程に流れるのを防止する「ライン・ストップ・ボタン」，異常発生場所を知らせる「行燈」，多工程と柔軟な作業分担による従業員の削減，作業時間の波をフラットにした「生産の平準化」，小ロット配送であるジャストイン・タイム・デリバリー，そして小グループで常にカイゼンを議論するQCサークル活動などである。徹底した無駄の排除は，トヨタの生産現場だけでなく，部品サ

プライヤーやディーラーとの間にも展開され，サプライチェーン全体にわたって進められている。

自動車は約3万点の部品から作られていると言われている。組み立ての親工場は，基幹部品の1，2次のサプライヤー（供給メーカー）の状況は把握していても，さらにその先の3次4次の補完部品メーカーまでは多くの場合把握していなかった。こうした中でSCMが寸断されたのが東日本大震災であり，世界の多くの川下産業が生産停止に追い込まれる異常事態となった。

日本は，政府や人に限らず企業においてもリスク認知が外国と比べ非常に弱いと言われている。東日本大震災が発生した時点でBCP（事業継続計画）を保持していた日本企業はわずか19%。災害はいつどこでどんな企業にもふりかかるリスクである。ひとたび大災害が発生すれば，休業損失だけでなく株価の下落，資産価値の下落，格付けの低下，資金繰りの悪化など企業の存続を危うくする事態を招きかねない。そこで，リスクマネジメントの一つとしてリスクが発生しないように手を打つ事業継続計画（Business Continuity Plan）の必要性が改めて強調されている。

BCPは，まずさまざまなリスク（地震，洪水，大雪，台風，突風，竜巻，高潮，ストライキ，暴動，テロなど）の発見からはじめ，そのリスクの頻度と企業財務に与える影響を定量的に測定し，リスク・マトリックスを作成する。次に，それぞれのリスクの処理方法を検討し，費用対効果を比較し最適な対処法を選択する。BCPは，わかりやすく言えば事業をいち早く復旧させるためのガイドラインであり，防災グッズと機具の保有，即応要員の確保と配置，迅速な安否確認と救助，オフィスの確保，バックアップシステムの構築と推進などが主要な課題となってくる[16)]。

SCMはコストを削減する日本オリジナリティの経営管理システムであるが，東日本大震災やタイの洪水（2011年10月）を機にぎりぎりまで在庫を絞る「持たざる経営」を見直す動きが現れている。今後の企業の物流

対策は，次の問題が争点となってこよう。

① 第3次，4次の下請けを含めSCMの可視化と供給能力の把握。
② 部品の特注化から共通化への転換。→標準部品と専用部品の割合。
③ 緊急時の振替先の多様化。→調達先の分散・生産拠点の移転。
④ 部品在庫の拡大。→JIT生産の修正。

①については，すでにカーナビやモーターなどの1次部品にどのような構成部品が使われているかデータベース化し，たとえ供給網が寸断されてもどの部品に影響が出るか把握する仕組み（逆引きシステム）が導入されつつある。先ほども触れたが，自動車は多くの部品素材から成っており，他の部品にも拡大していくことが求められる。

②と③に関しては，単純に部品の共通化と振替先を分散する方向だけで進んでいくわけではない。その過程では，SCM寸断のリスクを縮小するため，部品の標準化によるオープン調達を進める一方，優良部品メーカーを囲い込むことで緊急時の安定調達を高める二面性の動きが加速していくものと考えられる。この点では，専用部品の地域集中リスクを回避するため，海外での地産地消の動きを一層活発化させるとともに，中小サプライヤーの業界再編が起こることも想定される。当然のことながら生産拠点の複数化はコスト増となるが，予備の金型を複数拠点におく措置はいざという時にいち早くSCMをつなぐことになり，SCM復旧の大きなカギとなってくる。今後とられてよい一つの施策である。

他方，「カンバン」方式で知られる絞り込んだ在庫を再び積み増す動きも顕著となっている。カーナビ用のICチップは2カ月程度の在庫が確保され，ルネサスエレクトロニクスが主要な供給源であった車載用のマイコンは最大4カ月程度の在庫を保有するように要請され始めた。日本企業を差別化してきたJIT生産を継続する中で有事への保険として在庫を見直

す動きが現れているのである。未曾有の大震災によって，サプライチェーンが再構築されようとしている。

5. おわりに ── 東日本大震災から物流が学ぶべきもの ──

東日本大震災によって改めて物流の重要性が認識されたが，実際に物流だけに絞って考察していくと物流の何が問題でどこをどう変えるかの議論は意外と少ない[17]。例えば日本ロジスティクスシステム協会（物流協会）は，東日本大震災に関する JILS としての要望・提言として，次のことを提言している。1)大規模災害発生時の包括的な規制緩和措置の適用，2)緊急時に必要なロジスティクス機能の確保，3)防災倉庫や物流施設等の配置，4)大規模災害による輸送途絶における代替ルートの確保，5)企業自らが実施する緊急支援物資輸送等の円滑化のための措置，6)災害時に必要な物流人材教育の実施，7)緊急物資輸送における物流管理手法の適用などである。

本研究は東日本大震災の物流を検証し，何を教訓として得るか明確にするところに最大の目的があった[18]。1995 年の阪神大震災で強調された物流の課題をいま一度リストアップすると，次のような課題があった。

○被災地のニーズに合ったものを輸送する援助物資に関するルールづくり。
○物流を支援する運送事業者やボランティアなどとの平時からの調整。
○緊急物資の備蓄。
○ヘリポート機能をもつ保管基地の確保。
○緊急輸送ルートの確保。
○緊急車両を通行させる交通規制の実施。
○地震列車緊急停止システムの導入。
○SCM における企業間の連携の強化。

本研究が東日本大震災で明らかにした物流の課題は次の点である。

- 一般車両を通行止めとする厳格な交通規制の実施。
- 物流の専門家「運送事業者」やボランティアなどとの調整。
- ヘリポート機能をもつ保管基地の確保
- 不要物資の流入制限。
- ガソリンを含め緊急物資の備蓄と供給体制の見直し。
- 援助物資に関する送り状（品目，数量等）の統一化・規格化。
- 被災地から援助要請が上がってこない場合の緊急物資輸送のシミュレーションとトレーニング。
- トラック台数を事前に予測することができる緊急時のオーダーの出し方。
- 3 次，4 次の下請けを含め SCM の可視化と供給能力の把握。
- 部品の特注化から共通化への転換。
- 緊急時の振替先の分散化。
- 優良部品メーカーの囲い込みによる部品供給の安定供給。
- 部品の在庫保有の増大。

阪神大震災と東日本大震災を比較すると，問題を掘り下げた SCM は別として課題が類似していることに気づく。震災対策はここに最も大きな問題点が隠されている。人はよく「他山の石」や「人の振り見て我が振り直せ」というけれども，実際には自ら体験しなければ制度慣行を変えようとしないところがあり，その傾向は特に被災地以外の地域で強い。防災意識に地域で温度差があってはならない。阪神大震災や中越地震，東日本大震災を風化させることなく日本全体で防災意識を高め，マクロとミクロの物流問題に取り組んでいかなければならない。物流には運ぶものの品目，個

数はもちろんのこと，何をどこへ運ぶかの情報が不可欠である。少なくとも援助物資に関する送り状（品目，数量等）の統一化規格化が必要で，また災害時緊急物資の要請が地方から上がってこない場合の政府のトレーニングも僅々の課題となってくる。災害時，製油所やガソリンスタンドに非常電源を設置し，ガソリン等を迅速に供給する体制も問われてくる。

またミクロ（企業）の物流においては，リスクにきちっと向き合うためにサプライチェーン・マネジメントに修正を加えざるを得ない状況となっている。具体的には3次，4次の下請けを含めSCM全体の可視化，部品の特注化から共通化への転換，緊急時の振替先の分散化，在庫保管量の引き上げなどの軌道修正である。これらの施策の展開の過程では，部品の標準化によるオープン調達が進む一方，海外を含め優良部品メーカーを囲い込む動きも出てこよう。「協力と競争」両にらみである。実際，カーナビ用のICチップや車載用のマイコン，塗料，素材などにおいては，東日本大震災やタイの洪水を機に在庫量を積み増す動きが現れている。有事の際の保険として，持たざる経営を見直す気運が出てきているのである。1960年代以降日本の経営をけん引してきたリーン生産とJIT配送が，リスクに対応するため調整が行われようとしている。それが最終的にどのような形に落ち着くのか企業の動向をもう少し注意してみていかなければならない。

アメリカの最新の研究論文に「Resilience」に関するものが散見される[19)]。Resilienceは弾力性や回復力を意味する言葉であるが，その言葉には単に復旧するだけでなくリスクを柔軟に受け止めしなやかに復元を図る発想が込められている。例えば，業者の施行能力を予め把握し得意分野ごとに事前に契約したり，工期を短縮した場合にはボーナスを出したりする復旧マニュアルの作成である。アメリカではこの応急対策が功を奏し，ノースリッジ地震では復旧工事の契約の通知から発注までわずか2週間で対応したといわれている。災害時の日本の物流対策においても，状況に合わせ柔軟な対応を意味する「レジリエンス」が今後問われてくる。

付　記

東日本大震災が発生した 2011 年 3 月 11 日（金）は，15 時から教授会が予定されていたため大半の教職員が震度 5 強の揺れに襲われるとともに，百数十人の教職員・学生が帰宅困難者となり大学で一夜を明かした。幸いキャンパスで人的被害は出なかったが，拓殖大学の学生のなかには保証人死亡（2 名），家屋全壊（21 名），家屋大規模半壊（10 名），家屋半壊・一部損壊（242 名），原発計画的避難区域（12 名），原発緊急時避難準備区域（6 名）など深刻な被害を受けた人が想像する以上に多かった。被災された方に改めてお見舞い申し上げますとともに，東北の地に一刻も早く穏やかな日が訪れることを願って論文の末尾とさせて頂きます。

《注》

1）芦田誠「サンフランシスコ地震の教訓」『海外事情』1990 年 2 月，拓殖大学海外事情研究所，pp. 117–140 参照。

2）兵庫県「伝える ── 阪神・淡路大震災の教訓 ──」ぎょうせい，2009 年，pp. 22–36.

3）兵庫県「同上書」，p. 33.

4）アメリカの場合，欠陥道路の補強の優先順位は，予想される地震発生地から受ける地盤の加速度，構造物の地盤の固さ，単一か多柱かの支柱の相違が最も重視されそれぞれ 18%，以下構造の長さ（16%），年間日交通量（12%）によって決められている。

Caltrans, “*Research and Development Program Conference,*” Department of California Transportation, 1988, pp. 121–125.

5）内閣府「平成 23 年版防災白書」佐伯印刷，2011 年，pp. 30–31.

6）日本通運株式会社業務部専任部長「興村徹」氏「東日本大震災における緊急物資輸送と今後の課題」運輸政策研究機構，研究報告会 2011 年夏（第 29 回）を参照。

7）救援物資の数は，国土交通白書，防災白書，その他文献によって異なっている。本論文は下記の文献の数値を使用した。

内閣府「平成 23 年版防災白書」，p. 39.

8）避難所に物資が届かない状況については，下記の文献が詳しい。

森田武「同上書」，pp. 65–68.

9）日本通運株式会社業務部専任部長「興村徹」氏，上記「研究報告会」参照。

10）ヤマト運輸株式会社 CSR 推進部長「藤口英治」氏，「環境と CSR」グリーンロジスティクス事例研究会第 6 回，2012 年，p. 35.

11） 国土交通省「国土交通白書 2011」日経印刷，2011 年，p. 41.

12） 国土交通省が宮城県，岩手県，福島県，茨城県の県庁または市町村に 13 名の物流専門家を派遣したのは，物資集積拠点において滞留が発生し始めた発災後 1 週間を過ぎてからの事であった。

内閣府「平成 23 年版防災白書」2011 年，p. 38.

またヤマト運輸が宅配便とは別に，岩手・宮城・福島 3 県に車両 200 台，人員 400～500 人を擁して援助物資輸送協力隊を設置し，無償で援助物資を運こび始めたのも震災 12 日目の平成 23 年 3 月 23 日からであった。

13） 内野雅一「日本危機」『エコノミスト』3 月 29 日，毎日新聞社，2011 年 3 月 29 日，p. 26.

14） トヨタの震災減災 100 万台については，下記を参照した。

読売新聞 2012 年 1 月 28 日 11 版「トヨタ震災減災 100 万台」

15） BCP ついては，下記の文献が詳しい。

労働調査会「震災に備える企業のリスクマネジメント」労働調査会，2011 年，pp. 28–49.

16） SCM については多様な定義の仕方があるが，コアは「IT を通じた財と情報のフロー（Flows）」と「調達から回収に至る供給連鎖と関係企業の統合（integration）」二つである。次の文献を参照。

James Wang, Daniel Olivier, Theo Notteboom, Brian Slack, *Ports, Cities, and Global Supply Chains,* Ashgate Publishing Limited, 2007, pp. 11–17.

17） 日本ロジスティクスシステム協会「東日本大震災に関する JILS としての要望・提言（第 2 版）」『LOGISTICS SYSTEMS』第 21 巻 1 号，日本ロジスティクスシステム協会，2012 年 1 月，pp. 5–6.

18） 本論文は物流に絞って展開したが，より広く交通に関しては次のような点が課題になってくると考える。

① 津波対策。インフラ整備，走行中の自動車・鉄道の避難方法，避難ビルの指定など。

② 液状化対策を含め，交通施設の耐震基準の見直しと新基準の設定。

③ 耐震基準は建築物と土木で区別されているが，改正の内容は想定する地震の加速度を現行の 0.2 G（重力加速度）より大きくすること，基準が設けられていなかった「縦揺れ」に対する対策を講じること，変形しても構造物の粘りで持ちこたえられる設計法を導入すること，ライフラインの基準の見直し，液状化がもたらす地盤の移動，軟化対策などである。液状化現象は 1964 年のアラスカ地震と新潟地震で確認され，地下水位が高く砂の粒子が揃っているほど発生しやすい。砂地の

埋立て地が増加しているおり，軟弱地盤の強化が急がれる。

④　新耐震基準（1981 年）以前に建てられた高架式の道路や鉄道，橋梁，横断歩道橋，トンネル，地下鉄，空港，駅，埠頭に対する耐震補強の一層の推進。

JR 東日本だけでも新幹線と在来線を合わせた高架橋は 33,500 本存在しており，うち新幹線 8,640 本，在来線 6,600 本の耐震補強工事に 2013 年より着手する。公的資金が当て込めない全国の民鉄の耐震補強対策が長年の懸案であったが，06 年度より補強工事費の 3 分の一を国と地方自治体でそれぞれ負担する支援措置がスタートしている。

⑤　ハザーマップの作成とともに災害時の交通計画の立案

⑥　リアルタイム防災を行うため，適切なレスキュー用機器の迅速な搬入と機器を操作出来る要員の派遣，救援物資に関して交通機関と市町村，NPO などとの適切なパートナーシップの確立。都市はコンクリートと鉄の固まりである。フォークリフト，コンクリート剪断機，サーチライト，レーザーカット，発電機，ジョッキーなどの自主的提供に関して土木業界と予め協定を結んでおくことが必要である。

⑦　信号，電気等予備発電装置の設置と能力の再点検

⑧　主要動 S 波〔Secondary Wave〕の前の初期微動 P 波〔Primary Wave〕）をリアルタイム（数十秒）で交通機関に伝えるシステムと自動あるいはマンマシーン方式による安全措置とをリンクさせた地震アラーム・システムの導入拡大。アメリカでは，1989 年のロマプリータ地震によって予知研究の限界が指摘され，減災対策に重心がシフトした。その一つが，P 波をキャッチし電車の送電をストップ，停車させるシステムであり，また日本でも 07 年 10 月より始まった気象庁の「緊急地震速報」である。

⑨　事業をいち早く復旧させる事業継続計画（BCP）のガイドラインの策定。

19）Chilan, Ta, Anne V. Goodchild, and Kelly Pitera, *Structuring a Definition of Resilience for the Freight Transportation System,* Transportation Research Record, No. 2097, Transportation Research Board, 2009, pp. 19–25.

Chilan, Ta, Anne V. Goodchild, and Barbara Ivanov, *Building Resilience into Freight Transportation Systems,* Transportation Research Record, No. 2168, Transportation Research Board, 2010, pp. 129–135.

参考文献（注で示した文献以外のもの）

1. 高木任之「建築法規」日本実業出版社，2003 年
2. 目黒公郎「東京直下大地震生き残り地図」旬報社，2005 年
3. 「災害対策制度研究会（2003）必携」激甚災害制度の手引き　大成出版社，2003 年
4. 運輸調査局「東日本大震災からみえた新たな交通のあり方」運輸と経済第 71 巻第 8 号，運輸調査局，2011 年
5. 日本ロジスティクスシステム協会「ロジスティクスの復興支援を考える」LOGISTICS SYSTEMS 第 20 巻 6・7 号，日本ロジスティクスシステム協会，2011 年 6 月
6. 日本ロジスティクスシステム協会「東日本大震災に関する JILS としての要望・提言」LOGISTICS SYSTEMS 第 20 巻 10 号，日本ロジスティクスシステム協会，2011 年 10 月
7. 苦瀬博仁「ロジスティクスからみた被災地への緊急支援物資供給と産業復興計画の課題」運輸と経済第 72 巻第 3 号，運輸調査局，2012 年
8. 高見尚武「災害危機管理のすすめ：事前対策とその実践」近代消防社，2007 年
9. 味水佑毅「なぜ災害時にモノ不足は起きるのか？」物流情報 Vol. 13 No. 2, 2011 年
10. 内野雅一「大震災と経済」エコノミスト 4 月 5 日，毎日新聞社，2011 年
11. みずほ総合研究所「サプライチェーン寸断の影響をどう見るか ── 自動車減産による生産活動・GDP への影響を中心に」2011 年 4 月 28 日
12. 日本総合研究所「大震災の多面的影響と復興・再生に向けた道筋」，2011 年 4 月 5 日
13. 国土交通委員会調査室「東日本大震災による被害状況及び復旧・復興に向けた課題 ── 国土交通分野を中心に ──」，2011 年 6 月
14. 小谷通泰「阪神・淡路大震災時における実態と今後の課題」交通科学，Vol. 36, 2005 年
15. Marc Levinson, *Japan' Disaster and the Manufacturing Meltdown,* FOREIGN AFFAIRS REPORT No. 5, 2011

（原稿受付　2012 年 2 月 6 日）

経営経理研究　第 94 号
2012 年 3 月　pp. 29-48

〈論　文〉

東日本大震災における保険会社の役割

── リスク区分をめぐる公平性の観点から ──

宮　地　朋　果

要　約

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災発生後，地震リスクに対する備えとしての保険・共済の役割や意義について，消費者の関心が増している。一方で，日本において地震保険の普及はそれほど進んでいない。地震リスクの認識と人びとの保険加入行動とが直結しない背景には，地震保険の割高感，内容不足を消費者が感じていることがあると考えられる。普及率を高めるためにも，さらなる商品開発上の工夫や広報活動の充実が期待される。

地震保険は，地震リスクの高い地域ほど普及率が高いという逆選択が顕著な保険でもある。リスクに応じた保険料を課すという保険原理の考え方を進めれば，リスク細分化していく方向になる。しかし，地震保険の持つ社会性・公共性や日本における自然災害リスクの特徴を鑑みると，一概にリスク細分化が正しいとは言い難い。契約者間の公平性を考慮しつつも，地域的な差異による料率区分を最小限に抑え，耐震補強による料率割引などを進めることにより，消費者の地震リスクに対する備えや自助努力を促すようなリスク区分のあり方が求められる。全国各地で地震が頻発する現在，地震リスクや地震保険に関する情報提供・消費者教育の推進が保険会社・共済団体に期待される。

キーワード：東日本大震災，地震保険，リスク区分，保険原理，公平性

1. はじめに

警察庁の公表によると，2012 年 2 月 17 日現在，東日本大震災による建物被害は全壊 12 万 8,704 戸，半壊 24 万 4,791 戸，床上浸水 2 万 425 戸であり，道路損壊も 3,918 箇所に上る。同じく警察庁の公表によると，人的被害は死者 1 万 5,850 名，行方不明者 3,287 名，負傷者合計 6,011 名に上る。避難生活で体調を崩すことなどを原因とする「震災関連死」も岩手，宮城，福島，茨城，埼玉の 5 県で 1,407 人となっている[1)]。想像を絶する被害に加え，原発の問題や液状化の問題も発生し，課題が山積している。被害が大規模かつ広域にわたることも，今回の震災の特徴である。

東日本大震災と過去の地震とを比較したものが**表 1**，**表 2** である。世界的にも，日本における歴史においても，今回の震災の巨大さがわかるデー

表 1　1900 年以降の世界の巨大地震

年	発　生　場　所	マグニチュード
1960	チリ	9.5
1964	アラスカ湾	9.2
2004	インドネシア・スマトラ島北部西方沖	9.1
2011	**平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）**	**9.0**
1952	カムチャッカ半島	9.0
2010	チリ・マウリ沖	8.8
1906	エクアドル沖	8.8
1965	アラスカ・アリューシャン列島	8.7
2005	インドネシア・スマトラ島北部	8.6
1950	チベット・アッサム	8.6
1957	アラスカ・アリューシャン列島	8.6

出典：「国土交通省白書 2011」より転載。

表 2　日本における明治以降の地震・津波被害

年	地　震　名	死者・行方不明者数（概数を含む）
1923	関東地震（関東大震災）※	105,000
1896	明治三陸地震※	21,959
2011	**東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）※**	**19,137**
1891	濃尾地震	7,273
1995	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	6,437
1948	福井地震	3,769
1933	昭和三陸地震※	3,064
1927	北丹後地震	2,925
1945	三河地震	2,306
1946	南海地震※	1,330

注：1　※は，津波による被害が発生した地震。
　　2　東日本大震災による死者・行方不明者数は 2012 年 2 月 17 日時点。
出典：「国土交通省白書 2011」を一部改変。

タとなっている。東日本大震災後，地震リスクやそれへの対処法としての地震保険に人びとの関心が集まっている。本稿では，まず地震保険の概要と課題をまとめる。そのうえで，民間保険制度の基礎となる保険原理とリスク区分を題材として，保険における「公平性」について考察する。さらに，地震保険の料率区分のあり方と，地震リスクをめぐる保険会社・共済団体の役割について検討する。

2. 日本の地震保険

2-1　地震保険の概要

日本では現在，「地震保険に関する法律（略：地震保険法）」に基づき，政府と民間の損保会社が共同で地震保険を運営している。地震保険は

1964年6月に発生した新潟地震を契機として，1966年に創設されたものである。地震保険法第1条には，「保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより，地震保険の普及を図り，もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」とある。また同法第5条第1項に，「政府の再保険に係る地震保険契約の保険料率は，収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない」とあるように，地震保険の基準料率は，不足や利潤が生じないように算出されるノーロス・ノープロフィットの原則によっている。

個人が地震保険に加入するか否かは，任意である。また地震保険には単独で加入することはできず，火災保険に上乗せするようになっている。地震保険の契約金額は，火災保険の契約金額の30～50%の範囲内で設定される。さらに限度額もあり，建物5,000万円[2]，家財1,000万円である。支払われる保険金は，損害状況により異なる。全損であれば契約金額の100%が支払われるが，半損では50%，一部損では5%となる。

半損と一部損とでは，支払われる保険金が大きく異なるため，その中間的な損害区分を設定すべきという声も今回の震災後，多くなっている。また地震保険の契約金額を火災保険の契約金額の30～50%の範囲内にするという設定そのものについても，十分な補償が得られないとして以前から消費者の不満があった。査定の対象となるのは，建物の主要構造部分のみのため，生活するには相当の不便や不安を感じる場合にも，被災者が期待するほどには保険金が支払われないケースもあったことが，今回の震災後に指摘されている。これらが，地震保険について消費者が割高感を覚える原因ともなっている。

地震保険の「建物」に関する契約は，基本的には持ち家[3]がある世帯のみに関わるものであり，その意味で地震保険は一定以上の富を持つ者を対象とする保険であると考えられる。実際に，地震保険の加入者は非加入者よりも世帯年収が高い傾向にあることを示す調査結果も公表されている[4]。

1回の地震の保険金総支払限度額は，2012年3月現在5.5兆円である。2011年5月2日には，東日本大震災による多額の保険金支払により準備金の減少が見込まれたため，政府と民間保険会社の負担額が変更された。1,150億円以下は損保会社が支払い，1,150億円超～8,710億円以下は政府と損保会社が50%ずつ負担する。さらに8,710億円超～5兆5,000億円以下までは，政府が保険金の95%を支払うというものだ。この変更により，損保会社の最大負担額は1兆1,987億5千万円から，7,244億5千万円に減った。関東大震災クラスの地震が発生しても，支払保険金の総額は5.5兆円を超えないものとされたが，この数字は適宜見直しがなされ，2012年4月以降は6.2兆円となることが決定している。

地震保険の世帯加入率（全国平均）は1994年度末の9%から2010年度末の23.7%と高まっているが（**図1**），海外の自然災害保険の普及率（たとえばフランスでは95%以上）と比して低い水準であるため，さらなる普及が望まれている。

日本損害保険協会の発表によると，2012年3月12日現在，東日本大震災に係わる地震保険の総支払金額は，1兆2,185億9,209万円4千円となった。これは，1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災における783億円の約15.6倍である。東日本大震災における被害自体の大きさに加え

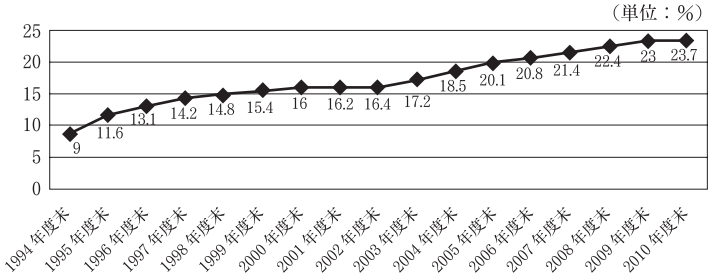

出典：損害保険料率算出機構ホームページより筆者作成。

図1　地震保険の世帯加入率（全国）

て，世帯加入率の増加の影響もみられる数字となっている。

現在，地震保険の世帯加入率のさらなる向上が求められる一方で，たとえば大規模な首都直下地震が近く発生するという最悪のシナリオの下では，地震保険の準備金の積立不足の可能性も指摘されている。東日本大震災の支払により，政府と損保会社が積み立ててきた準備金は半減し約1兆2千億円となる見込みであり，地震保険料の見直しも議論されている。

2-2　共済・少額短期保険業による備え

地震保険は，自動車損害賠償責任保険と同様に，どの損害保険会社で加入しても補償内容や保険料が同じになる。それに比して共済は，火災共済金額に対する地震の保障割合（たとえばJA共済では50%，全労済では30%，都道府県民共済は5%，JF共水連は25%）や保障内容が団体により異なる。これは，共済団体ごとに経営体力の差があることや，組織構造の相違があることが要因とされる。

地震保険と異なり，共済団体の保障には政府の後ろ盾はなく，独自の保障提供である。また共済は，員外利用はあるものの，原則として組合への加入と加入時の出資金支払いが求められ，保障を提供する集団には居住地や職業など，ある程度の共通性が認められるとされる。

地震保険には，保険料控除があり，払い込んだ地震保険料がその年の契約者の所得から控除される。控除対象額は，所得税については地震保険料の全額（最高5万円），個人住民税については地震保険料の2分の1（最高2万5千円）である。自宅や家財についてのJA共済の建物更生共済，全労済，CO・OP共済の自然災害共済の地震等部分に相当する共済掛金は，「地震保険料控除」の対象となる。しかし，都道府県民共済は対象となっていない。

少額短期保険業の日本震災パートナーズ株式会社が提供する「Resta（リスタ）」は，地震保険等の加入の有無にかかわらず購入できる。被災後

の生活再建費用を補償する保険として 2006 年から販売されており，東日本大震災後に再注目されている。一部損保会社においても，地震保険の不足分を補う商品などが開発されているが，これらの商品は，特に二重ローンのリスクに備える手段の一つとして関心を集めている。

3. 地震保険の基本料率

3-1　保険市場の失敗

保険契約を結ぶにあたり，保険者はその申込に関する危険度の大きさを測定・評価し，契約承諾の可否および条件を決定する。この一連の過程を危険選択と称する。保険市場において「情報の非対称性」（asymmetric information）が存在する場合，リスクの類別を適正に行わない保険市場には逆選択（adverse selection）が生じるとされるため，その防止を最大の目的として危険選択がなされる。

保険の仕組みでは，一般的に危険度が高いほど保険金請求の可能性も増すので，受益の機会が多くなる。もし標準的な条件で契約できれば，利益が大きくなるので，意識的あるいは無意識的に保険加入や契約金額の増額を行う傾向が高くなる。これを逆選択と称する。例えば家系によりがん罹患のリスクが高いと自覚する場合，がん保険に入るインセンティブが働くということである。

しかし主観的な危険度がある程度高くなければ，そもそも保険加入のインセンティブも存在しないため，逆選択は消費者の合理的で賢明な経済行動であると考えることもできる。そのような観点から，「逆選択」という呼び方そのものや，逆選択に対する保険会社の過剰な反応には異を唱える向きもある。

一方，保険者が，保有する危険選択情報を利用して，低リスクの場合のみ申込者に保険への加入を認めることをクリームスキミングという。この

場合，高リスク者が保険料の高騰に対応できない等の要因で無保険者となることにより，社会的費用が発生する可能性も生じる。逆選択とクリームスキミングのいずれもが，その影響が過度な場合には，保険市場の失敗につながる危険性を有する。

3-2　地震リスクと地震保険の加入率

地震・噴火・津波のリスクは，民間保険会社単独での対応が困難なリスクとされている。その理由として，損害が極めて巨大となる可能性が高いこと，さらに発生時期の予測は難しく，その周期も長期にわたる[5]ため大数の法則をきかせにくいこと，逆選択の存在などが指摘される。日本の地震保険における逆選択とは，地震リスクが高い地域ほど，火災保険への付帯率[6]や世帯加入率が高くなることを指す。

地震保険の基本料率は，建物の構造（木造，非木造）と所在地（全国をリスクの低い 1 等地から，最も高い 4 等地まで分類）により決定される（**表 3**）。

地震保険の基本料率は，2007 年 10 月 1 日に，損害保険料率算出機構により改定された。本改定は，政府の地震調査研究推進本部による地震発生の最新予測にもとづいた変更であり，全国平均で木造住宅が 9%，非木造住宅が 5%，保険料が低減した。

損害保険料率算出機構によると，2010 年度末の地震保険の付帯率は，全国平均で 48.1%（2009 年度末は 46.5%）となっている。付帯率は 2003 年度以降，8 年連続して増加している。また同調査によると，2010 年度末の地震保険の世帯加入率は，全国平均で 23.7%（2009 年度末は 23.0%）である。

2010 年度末の地震保険の付帯率が，日本国内で最も高いのは高知県で 75.9%（2009 年度末は 75.4%）であり，表 3 によると基本料率が最も高い 4 等地となっている。ただし改定前の高知県の等地は 2 等地とされており，

表 3　地震保険の基本料率（2007 年 10 月以降）

（保険金額 1,000 円，保険期間 1 年につき）

（単位：円）

建物構造別		非木造	木　造
等地別	1 等地	0.50	1.00
	2 等地	0.65	1.27
	3 等地	1.05	1.88
	4 等地	1.69	3.13

1 等地	岩手県，秋田県，山形県，福島県，栃木県，群馬県，富山県，石川県，福井県，鳥取県，島根県，山口県，福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，鹿児島県
2 等地	北海道，青森県，宮城県，新潟県，長野県，岐阜県，滋賀県，京都府，兵庫県，奈良県，岡山県，広島県，大分県，宮崎県，沖縄県
3 等地	茨城県*，埼玉県，山梨県*，大阪府，香川県*，愛媛県*
4 等地	千葉県*，東京都，神奈川県，静岡県，愛知県*，三重県*，和歌山県*，徳島県*，高知県*

出典：損害保険料率算出機構資料（http://www.nliro.or.jp/disclosure/pdf/jishinaramasi.pdf）より作成。

* 激変緩和措置により，料率が異なる県。

地震リスクに人びとがそれほど敏感ではなかったためか，当時の付帯率は低かった。したがって，2010 年度末の地震保険の世帯加入率は 21.5%（2009 年度末は 21.0%）と付帯率の高さの割には高くない。

高知県に続いて，地震保険の付帯率が高いのは宮城県で 68.7%（2009 年度末は 66.9%），世帯加入率は 33.6%（2009 年度末は 32.5%）である。改定前後とも 2 等地であるが付帯率は高い。これは，2008 年 6 月 14 日に発生した岩手・宮城内陸地震の影響によるものと推定される。続く愛知県は 64.6%（2009 年度末は 64.2%），世帯加入率は 35.3%（2009 年度末は 34.5%）であり，4 等地（改定前は 3 等地）となっている。

一方，地震保険の付帯率が全国で最も低いのは長崎県で，31.8%（2009

年度末は 29.5%）である。同県の世帯加入率は 11.0%（2009 年度末は 10.2%）となっており，1 等地である。続く群馬県は 35.0%（2009 年度末は 32.7%），世帯加入率は 12.8%（2009 年度末は 12.2%）で，1 等地である。

このように，等地と付帯率や世帯加入率には正の相関が指摘できる。県民性や過去の地震発生が人びとのリスク認識に与える影響の大きさ等，様ざまな要因により若干の変動は考えられる。しかし総じて，地震リスクの大きな地域ほど，地震保険に加入する傾向，すなわち逆選択がみられることが，損害保険料率算出機構の発表するデータ等により明らかになっている。

4. 料率設定をめぐる公平性

4-1 「公平」の概念

「損害保険料率算出団体に関する法律」の第 8 条に，「料率団体の算出する参考純率及び基準料率は，合理的かつ妥当なものでなければならず，また，不当に差別的なものであつてはならない」とある。保険の枠組みにおいて契約者が負担する保険料は，保険数理的な公平性に基づき，各自がその保険において保障もしくは補償される危険度に応じて定められる。すなわちリスクが高い場合には高い保険料が課され，低い場合には低い保険料が課される。この考え方を「保険原理」という。

民間保険会社の事業運営は，保険原理のもとで行われる。したがって，たとえばプロボクサー，スタントマン，テストドライバー，タクシードライバーなど危険な職業に就き，死亡リスクが一般よりも高いと予測される申込者に対しては，生命保険料の割増が，妥当かつ公平であると考えられる。

しかし何を「公平」と考えるかについては，保険数理・経営の枠組みにおける判断と，一般的な理解との間に乖離が生じる場合もある。保険が有する社会的役割や公共性といった観点からみれば，契約者間の公平性の追

求よりも，できるだけ多くの消費者に保障・補償を提供することの方がより重視される可能性がある。

保険事故発生の確率は有意に高いが，保険事故発生の時期や経過など，何らかの点で偶然性を有している（$0 < r < 1$）場合，民間保険の枠組みにおいて対応可能なリスクであると保険会社が判断さえすれば，高リスク者に特化した保険商品も開発される。これにより，「保険入手可能性（availability）」は満たされる。一方で，保険料負担（支払い）が可能な経済力を有するか否かという意味での「保険料負担可能性（affordability）」の制約は依然として消費者側に残る。

リスク区分の緩和は，保障（補償）対象の拡大や外部不経済の減少など社会的な効用をもたらす。しかし過度に進めば，民間保険制度の成り立ちや存在意義の否定にもつながり得る。したがって保険数理・経営における常識と，一般の人びとの知識・認識や希望との乖離を十分に考慮し，統計的な信頼性と同時に社会的合意も得られるようなリスク分類のあり方を検討する姿勢が保険会社に求められる。

危険選択においては，リスク細分化をどこまで行うことが妥当かつ合理的であるかという問題が存在する。また，危険選択において違いを設けることが，社会的にも保険数理上も公正とみなされる「区別」と，倫理上あるいは社会観念上，望ましくないもの，許されざるものとされる「差別」とは表裏一体である。その判断は，保険数理のみに基づくものではない。時代や社会環境，法律，国民性や文化・慣習，人びとの価値観や保険制度への理解度ならびに許容度といったさまざまな要因によって変遷する[7]。たとえば，現在の日本では一般的に用いられる男女別料率であるが，EU域内では2012年12月21日以降の新契約については，すべての保険商品に男女同一料率が求められるようになる。

また保険におけるリスク分類は，いかに細分化しようとも，あくまでも確率によるものである。したがって特定の個人や団体等に対する正確かつ

詳細な予測をすることは不可能である。その意味で，保険制度はおのずと限界や不合理性を含有すると言える。

保険制度の抱える主な限界や不合理性の１つに，「内部補助」（cross subsidization）が挙げられる。リスクをどれほど細分化しても，保険料の負担にはある程度の不公平が存在する。つまり，保険集団の同質性が，何らかの理由により維持されない場合には，高リスク者の費用を低リスク者が負担するという構造が生まれる。これを内部補助と称する。個人と集団との間で，そのような不公平の利害調整が図られる必要がある。

4-2　料率設定における「保険の限界」

料率設定をめぐる不公平には，垂直的不公平と水平的不公平がある。垂直的不公平とは「危険度が異なるにもかかわらず，同じ保険料が課されることによる不公平」であり，水平的不公平とは「同じ危険度でありながら，異なる保険料が課されることによる不公平」を意味する[8)]。東日本大震災の被災地において，同県であっても内陸部と沿岸部の被害状況は大きく異なった。しかし，地震保険の料率は都道府県単位であるため，同じ都道府県内は同じ料率となり，地域ごとの個別のリスクは料率に反映されない。これは垂直的不公平の例と考えることができる。垂直的不公平は，政策的な意味合いや，保険会社の経営戦略上，あえて選択される場合もある。垂直的不公平と比して，水平的不公平のほうが，消費者の視点からみるとより影響が大きいという指摘もある。

日本の保険業において保険原理の考え方が最も浸透し，リスク細分化が進んでいるのが自動車保険である。1996 年の日米保険協議を経て，日本においても 1997 年から，運転者の事故歴，年齢，車種などの要素に加えて，さらなるリスク細分化が外資系保険会社を中心に進んだ。

保険業法施行規則によると，①年齢，②性別，③運転歴，④営業用，自家用その他自動車の使用目的，⑤年間走行距離その他自動車の使用状況，

⑥地域，⑦自動車の種別，⑧自動車の安全装置の有無，⑨自動車の所有台数の 9 つの危険要因に基づき，純保険料率を算出することが現在，可能になっている。損保会社は個社の判断・裁量により，これらの危険要因を組み合わせてリスクの類別に利用している。

自動車保険のリスク細分化が進む米国では，州によっては，自動車の色が赤色だと事故発生の危険度が高まるとして保険料が高くなる。その反対に，学生であれば大学の学業成績が一定以上の場合，事故を起こしにくいとして保険料が安くなることもある。一方で，自動車保険の料率分類において重要な要素である性別を，類別に利用しなくなった州もみられる。男性は女性よりも自動車事故のリスクが高いので，保険原理のもとでは自動車保険の保険料も高くなる。しかし無保険者の発生による社会問題の増加を受けて，あえて性別を料率分類に利用しないことを選択する州もある。このように，いかなる要素を，またどれほどの割合でもって危険の類別に用いるかについては，時系列的な変化や地域的な相違があることが指摘できる。

2007 年 10 月 1 日に，損害保険料率算出機構により改定された地震保険料についても，料率分類のあり方を検討する上での示唆がある。この改定は，政府の地震調査研究推進本部による地震発生の最新予測にもとづいた変更であり，改定後に，全国平均で木造住宅が 9%，非木造住宅が 5%，保険料が低減した。しかし都道府県ごとに従前の保険料と比較すると，増減がみられる場合が多い。たとえば千葉県，愛知県，三重県，和歌山県など，等地の変更（3 等地から 4 等地に変更）により保険料負担が増した場合は，以前は，本来負うべきリスクのいくらかを他の自治体に移転していたと考えられ，その逆もまた然りである（たとえば福井県は 3 等地から 1 等地に変更）。料率設定には，このような不条理が不可避的に内在すると考えられる。これは社会環境の変化に事後的に対応していかざるを得ないという，保険制度自体が有する限界ともつながる問題である。

4-3　保険と共済のリスク区分の相違

保険も共済も保険原理にもとづき，危険選択を行っている。しかし一般的に，共済は民間保険と比して緩やかなリスク区分をとり，厳格な保険技術の適用をしないことがある。共済には民間保険が追求する保険原理とは異なる，互助や連帯といった価値基準が働いており，このことが共済と保険の危険選択における相違につながると考えることもできる。

それぞれのリスクに応じた保険料負担を前面に押し出し，保険原理を追求する姿勢をとるのか，それとも組合員間の連帯のような別の価値基準を有するのかということである。いずれかの立場をとることによって，何を望ましい料率分類とするかについて立場の相違が生じると考えられる。

共済の緩やかなリスク区分の代表例として，都道府県民共済グループの生命共済における「一律保障・一律掛金」がある。年齢により保障内容は6段階にわかれるが，それぞれの群団内では「一律保障・一律掛金」が実現されている。JA共済の建物更生共済や全労済の自然災害共済において，地震保障の掛金率が全国一律になっていることも，共済ならではの特徴と言える。

また今回の震災で注目を受けた「見舞金」も，共済ならではのものである。見舞金は，組合員の生活再建を目的として積み立てる基金から支払われ，リスクに見合った共済掛金の支払はない。これは組合員間の互助や連帯の概念なくして，説明することのできないことである。しかしたとえば，震災における見舞金の支払によって割戻率が減る場合，その程度によっては組合員が何らかの不公平や不満を感じる可能性もある。特に近年，保障内容と比して共済掛金が安いといった機会主義的な理由で共済に加入する組合員が増加しているため，そのような可能性も高まっていると考えられる。

日本における火災保険の料率は，保険会社による違いはあるが，木造や鉄筋など建物の構造により概ね4〜5種類に分類される。その他，所在地

や必要額などの区分により保険料が計算される。保険会社と比して，全労済などの共済においては，建物の構造に関して，木造もしくは非木造の 2 種類と少なく分類されている。これも保険と比して，共済が緩やかなリスク区分をとる事例の一つである。

東日本大震災後，共済に加入している組合員が共済金を支払われることに対して，共済に加入していない組合員（したがって，共済金が支払われない）が不公平感を持つ場合があることが指摘された。また，各共済団体の保障内容の差，なかでも火災共済金額に対する地震保障の割合の差について，不公平感を感じる声があがった。これらの不公平感は，そもそも「保険原理」のもとでは，俎上に載せることができない。このような発想自体が，協同組合の組合員ならではと考えることも可能であるし，縮小が進む国内の市場において，保険と共済が棲み分けを行うための素地になるとも言える。

4-4　地震保険における望ましい料率設定とは

「国土交通省白書 2011」によると，東日本大震災における死因の 92.4% が「溺死」であった。一方，阪神・淡路大震災においては「建物倒壊による頭部損傷，内臓損傷，頸部損傷，窒息・外傷性ショック等」による死亡が 83.3%，「焼死」が 12.8% である。同じく未曾有とされる地震であっても，その被害状況は全く異なる。また，東日本大震災におけるこれほどまでに凄まじい津波や原発による被害は，まさに想定外であったと言える。

東日本大震災において被害が甚大であった岩手・宮城・福島のうち，岩手と福島は現在，地震保険の基本料率が 1 等地，すなわち最も低いリスクであるとみなされており，宮城は 2 等地である。同様に，兵庫に阪神・淡路大震災のような大地震が発生すると想定していた人も，地震発生前には多くなかったのではないだろうか。

地震大国である日本において，地震リスクと無縁の地域はほぼないとい

うのが実情であり，地震発生の詳細を前もって知ることはほぼ不可能である。また低リスクであると位置づけられていることが，必ずしも安全の保障にはならない。震源地から離れていても，原発や液状化などの被害を受ける場合もある。これらのことから，日本において地震保険の料率に地域的な差異を設けることに，どれほどの妥当性や公平性があるかは再考の余地があり，料率設定は困難を極める。現に，今回の震災を受けて，実態を反映すべく，地震保険の基本料率の見直しが検討されている。

地震保険は，その公共性，社会性ゆえに国が介入する保険である。一方で，現行の地震保険はあくまでも私保険であり，被災者が自力で生活再建するための備えを提供するものである。原則として「持てる者」の私財を守るための，任意加入である地震保険に，過度の所得再分配機能を持たせることの危惧や不公平感も指摘されている。民間保険が基礎におく保険原理の考えを追求すれば，リスク細分化が望ましいという考えもあろう。ただし，損害保険料率算出機構が実施したアンケート調査[9]によると，保険料率区分の細分化を求める割合はそれほど多くない。現在，「非木造」と「木造」の 2 区分となっている地震保険料の構造区分について，「もっと細分化すべき」とする割合は，地震保険加入者の 28.7%，非加入者の 28.9%に過ぎなかった。また，「もっと単純でよい」はそれぞれ 34.2%と 32.6%であり，「今のままでよい」も 37.2%と 38.5%であった。

県単位で分けられる地震保険料の地域区分について，「もっと細分化すべき」とする割合は，構造区分についての結果よりも低く，地震保険加入者の 22.8%，非加入者の 24.5%であった。「もっと単純でよい」はそれぞれ 42.0%と 39.4%であり，「今のままでよい」も 35.2%と 36.1%であった。

地震保険にリスク細分化を望む割合が少ないというこれらの結果は，地震保険に期待される公共性，社会性の大きさを反映しているように思われる。またわずかではあるが，地域区分よりも構造区分のほうが，細分化を望む割合が高い要因としては，居住地域よりも建物の構造のほうが個人の

選択や自助努力が及ぶ面も少なくないと人びとが想定しているためと考えられる。

5. むすびにかえて

東日本大震災は1000年に1度とも言われる大震災リスクが現出したものであったが，大規模な首都直下地震がここ何十年のあいだに発生する確率はきわめて高いとされる。しかし，その発生時期までは正確にはわからない。いつ発生するかわからない地震に対して，最低限，各人ができる備えとして，住宅の耐震補強[10]がある。これらを促進するために，地震保険の料率区分における耐震補強や建築年度による優遇を，民間保険会社がより積極的に取り入れることは有意であるだろう。ただしその優遇による保険料割引が，地震保険加入のインセンティブになるほどの水準になるとは考えにくい。

地震保険の普及率を上げるために保険会社が行うべきことは，消費者の地震保険に対する認知度や理解度を向上させる取り組みであると思われる。保険会社には，地震被害によってすべてを失わないための有効なリスク処理方法として，地震保険を利用するメリットを消費者に地道に情報提供していくことが求められる。また，地震保険の望ましい料率設定を検討するうえでは，官民の役割分担や，私保険としての地震保険の限界について考察することが不可避である。地震保険を民間が提供することの是非を含め，地震保険のあり方について広く民意を問う時期にきていると思われる。

不払い等の問題で揺らいでいた保険会社・共済団体への信頼や好感度に，東日本大震災後，プラスの変化がみられるという報道もあった。これは，保険金等の迅速な支払をすべく，保険会社や共済団体が全国のネットワークを被災地に集結させた機動力や，被災者との人的コミュニケーションの増加が支持されてのことである。頻度の少ないリスクは，通常，過小評価

される傾向にある。しかし今回の震災後，生活再建に必要な保険金・共済金の支払いが迅速になされたことにより，普段見ることのできない保険・共済の効用が「見える化」したことも，リスクに対する備えの重要性の認識につながっているだろう。

東日本大震災後の現在，従前と比して高まる期待にこたえて，よりよい商品を提供する努力が保険会社・共済団体に求められる。また，「地震保険は役立たない」という無力感，それとは逆に「地震保険に加入しているから大丈夫」という根拠のない万能感ともに誤りであることを消費者に認識させ，地震保険についての理解度や地震リスクへの対応力を高めるために，情報提供・消費者教育を進めていく責任を保険会社・共済団体は担っている。

謝　辞

本稿は 2011 年度拓殖大学経営経理研究所の課題研究費の支援により，取り纏めたものである。ここに記して，拓殖大学経営経理研究所に深く謝意を申し上げる。

《注》

1)　日本経済新聞 2012 年 3 月 11 日朝刊。

2)　阪神・淡路大震災後，1996 年に 1,000 万円から 5,000 万円に引き上げられた。

3)　平成 20 年 10 月 1 日に実施された住宅・土地統計調査（5 年ごとに調査）によると，日本の持ち家住宅率は全国で 61.12%（3,037 万戸）であり，仮家は 36%（1,774 万戸）である。持ち家住宅率の上位は，①秋田（78.39%），②富山（77.47%），③福井（77.36%）であり，下位は①東京（44.63%），②沖縄（50.16%），③大阪（52.96%）である。一般的に都市圏は持ち家率が低く，農村部は高くなっている。

4)　損害保険料率算出機構「地震危険に関する消費者意識調査（平成 21 年調査）」，2009 年 11 月。

5)　たとえば東日本大震災は，869 年に発生した貞観地震との類似性が指摘され，1000 年に 1 度のリスクが現実化した震災と言われる。しかし地震保険の料率設定に貞観地震のような超長期的なリスクは勘案されていない。

6） 当該年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が付帯されている割合を指す。

7） 宮地朋果「遺伝子検査と保険」『FSA リサーチ・レビュー 2005』，2005 年。

8） 堀田一吉「地震リスクと地震保険」『保険学雑誌』第 600 号，pp. 275–276，2008 年。

9） 損害保険料率算出機構「地震危険に関する消費者意識調査（平成 21 年調査）」，2009 年 11 月。

10） 国土交通省の 2011 年 1 月の発表によると，住宅の耐震化率は約 79%，小中学校の耐震化率は 73.3%，病院の耐震化率は 56.2%，防災拠点となる公共施設等の耐震化率は 70.9%である。また平成 32 年には，住宅の耐震化率 95 %をめざすとしている。

参考文献

① 江澤雅彦「医療保険をめぐるアンダーライティングの諸課題」（堀田一吉編著『民間医療保険の戦略と課題』勁草書房），2006 年。

② 遠藤薫編著『大震災後の社会学』講談社現代新書，2011 年。

③ 岡田太志『保険問題の諸相』千倉書房，2006 年。

④ 織田彰久「世界の自然災害保険から見た日本の地震保険制度」ESRI Discussion Paper Series No. 178，2007 年。

⑤ 財団法人損害保険事業総合研究所研究部「諸外国における保険制度の官民役割の実態について」，2009 年。

⑥ 佐川果奈英「ニュージーランドの地震保険」『損保総研レポート』第 98 号，2012 年。

⑦ 塩澤誠一郎「住宅耐震化の促進に向けて　都道府県耐震改修促進計画の比較を基に」『ニッセイ基礎研 REPORT』Vol. 143，2009 年。

⑧ 損害保険料率算出機構「地震危険に関する消費者意識調査」，2009 年。

⑨ 損害保険料率算出機構「日本の地震保険」，2010 年。

⑩ 高橋康文『地震保険制度』金融財政事情研究会，2012 年。

⑪ 竹中平蔵・船橋洋一編著『日本大災害の教訓』東洋経済新報社，2011 年。

⑫ 多田健太郎「地震被災者のための生活再建費用保険「リスタ」について」『損害保険研究』第 73 巻第 3 号，2011 年。

⑬ 田中淳三「保険料率の区分について」『文研論集』第 122 巻，1998 年。

⑭ 徳田雄洋『震災と情報 ── あのとき何が伝わったか』岩波新書，2011 年。

⑮ 冨永紅「共済の特徴と役割」『損害保険研究』第 73 巻第 4 号，2012 年。

⑯　林紘一郎・田川義博・淺井達雄『セキュリティ経営　ポスト 3・11 の復元力』勁草書房，2011 年。
⑰　堀田一吉「残余市場の機能と自由競争」『保険学雑誌』第 558 号，1997 年。
⑱　堀田一吉『保険理論と保険政策 ── 原理と機能 ──』東洋経済新報社，2003 年。
⑲　堀田一吉「地震リスクと地震保険」『保険学雑誌』第 600 号，2008 年。
⑳　前川寛「保険の限界」『保険学雑誌』第 496 号，1982 年。
㉑　牧紀男『災害の住宅誌 ── 人々の移動とすまい』鹿島出版会，2011 年。
㉒　三浦展・藤村龍至編著『3・11 後の建築と社会デザイン』平凡社新書，2011 年。
㉓　宮地朋果「保険における差別と区別」『損害保険研究』第 70 巻第 1 号，2008 年。
㉔　宮地朋果「生協共済における環境変化と将来」（生協共済研究会編著『生協の共済　今，問われていること』コープ出版），2008 年。
㉕　宮地朋果「保険における危険選択と公平性」『保険学雑誌』第 614 号，2011 年。
㉖　柳川範之『契約と組織の経済学』東洋経済新報社，2000 年。
㉗　渡部英洋「東日本大震災を教訓とした地震損害担保のあり方 ── 主な地震国の保険制度と公的関与の現状 ──」『共済総合研究』第 63 号，2011 年。
㉘　Mark J. Browne, “Evidence of Adverse Selection in the Individual Health Insurance Market,” *The Journal of Risk and Insurance,* Vol. 59, No. 1, pp. 13–33, 1992.
㉙　Mark J. Browne; Helen I. Doerpinghaus, “Information Asymmetries and Adverse Selection in the Market for Individual Medical Expense Insurance,” *The Journal of Risk and Insurance,* Vol. 60, No. 2, 1993.
㉚　OECD, *Improving Financial Education and Awareness on Insurance and Private Pensions,* 2008.
㉛　OECD, *OECD Reviews of Risk Management Policies JAPAN Large-scale Floods and Earthquakes,* 2009.
㉜　OECD, *OECD Economic Surveys JAPAN,* Volume 2011/7, 2011.
㉝　Pauly, M. V., “The Economics of Moral Hazard,” *American Economic Review,* Vol. 58, 1968
㉞　Stephen P. D’Arcy; Neil A. Doherty, “Adverse Selection, Private Information, and Lowballing in Insurance Markets,” *The Journal of Business,* Vol. 63, No. 2, 1990

（原稿受付　2012 年 2 月 21 日）

経営経理研究　第 94 号
2012 年 3 月　pp. 49-82

〈論　文〉

想定外の事態における地方自治体の政策決定

――「リスクのパラドクス」の克服――

眞　鍋　貞　樹

要　約

21 世紀になっても，私たちは地球規模の莫大なエネルギーの変動に対して，完璧に予測し，適切に対処できるだけの科学技術を持ち合わせてはいない。東日本大震災でも，各地方自治体ではあらかじめ災害対策が実施されていたものの，実際には大きな被害を招いた。つまり，被害予測と実際の被害の発生状況とが完全に一致することはないのである。その不一致の部分は，常に「想定外」である。

この「想定外」の事態を迎えたことは，ニクラス・ルーマンのリスク論で語られる「リスクのパラドクス」と，ウルリッヒ・ベックが指摘した「残余のリスク」が，現実に顕現したものと言える。ルーマンが示した「リスクのパラドクス」とは，予測不可能なリスクへの科学的かつ工学的な対処そのものが，未来の不確実なリスクを拡大するという逆説である。

同様にベックの「残余のリスク」も，リスク管理を進めたとしても不確実性という新たなリスクが付随するという意味である。しかも，リスク社会において，行政は「無限の組織化された責任」を負わされている。これらの結果，いざ「想定外」の事態に至った時に，政策の決定と執行しないという「緊急時のサボタージュ」が発生するのである。この「リスクのパラドクス」による「緊急時のサボタージュ」を克服しない限り，再び「想定外」の事態の発生が発生した時に，地方自治体による速やかな政策判断と決定が困難になるのは確実である。

そこで，本稿は，地方自治体における「想定外」の事態への対処が必要

との観点から，緊急時における地方自治体の政策決定の課題，特にストリート・レベル（現場）での判断と決定の重要性と，その政策決定に付随する責任論について検討を加えるものである。

なぜならば，「想定外」の「リスクのパラドクス」が顕現した緊急時においては，混乱と無秩序の状態となるのであり，秩序が維持されている平常時の規則をそのまま適用しては，的確かつ迅速な対応ができないことは明らかだからである。しかも，平常時で問われる結果責任が，緊急時においても同様に無限大に求められるとすれば，逆に地方自治体による臨機応変の対応ができなくなるからである。

本稿が，ルーマンのリスク論からこの課題を検討する意義は，「想定外を想定する」というパラドキシカルで現実には困難な政策要請に応答するために，政策決定の変更の必要性を示すことにある。それは，これまでの地方自治体のリスク管理論が，科学技術的かつ工学的のみに語られてきたことへの一つの警鐘となるだろう。

キーワード：リスク，パラドクス，想定外，コード変更，緊急時のサボタージュ，無限責任，ストリート・レベル

1. はじめに

東日本大震災では「想定外」の事態の発生と，甚大な被害がもたらされた。大震災後，その「想定外」の事態への対処を巡って，様々な議論が展開された。「想定外」と地方自治体関係者が使うことそのものが「無責任」であるといった責任論が噴出した[1)]。そして「想定外」の事態を想定すべきという新聞各社の社説も出された[2)]。また，地方自治体の防災計画では，科学的には「想定外」を想定し得ないのだから，「許容限界」を設定するべきだといった具体的な提言もされている[3)]。さらに，被災地の地方自治体からは，緊急時における「想定外」の事態の発生に備えて，緊急時のコード変更（ルールの変更）を求める切実な声もあがっている[4)]。

そこで，本稿は，地方自治体における「想定外」の事態への対処が必要

との観点から，緊急時における地方自治体の政策決定の課題，特にストリート・レベル（現場）での判断と決定の重要性と，その政策決定に付随する責任論について検討を加えるものである。

現実問題として，私たちは「想定外」の事態と大きな被害が発生することを，経験的に今回の大震災で学んだ。人智をはるかに超えた自然災害というのがあり得るのであり，そのリスクへの対処の方法論の検討が必要不可欠であることを学んだ。しかし，その方法論をまだはっきりと描きえていない。その理由は，「想定外」を想定するという観念論的な議論を超えるだけの，実践的な方法論を提示するのは困難だからである。

しかしながら，今回の大震災を契機に，「想定外」という言葉が一般的に語られるようになったほどの事態と被害をもたらした。したがって，私たちは「想定外」の事態を想定することについて，観念論からだけではなく現実的な対処の方法論を検討しなくてはならない。

この「想定外」の事態を迎えたことは，ニクラス・ルーマンのリスク論で語られる「リスクのパラドクス」と，ウルリッヒ・ベックが指摘した「残余のリスク」が，現実に顕現したものと言える。ルーマンが示した「リスクのパラドクス」とは，予測不可能なリスクへの科学的かつ工学的な対処そのものが，未来の不確実なリスクを拡大するという逆説である[5)]。同様にベックの「残余のリスク」も，リスク管理を進めたとしても不確実性という新たなリスクが付随するという意味である。しかも，リスク社会において，行政は「無限の組織化された責任」を負わされている。これらの結果，いざ「想定外」の事態に至った時に，政策の決定と執行しないという「緊急時のサボタージュ」が発生するのである。この「リスクのパラドクス」による「緊急時のサボタージュ」を克服しない限り，再び「想定外」の事態が発生した時に，地方自治体による速やかな政策判断と決定が困難になるのは確実である。

しかしながら，ルーマンやベックはそのパラドクスを克服するための処

方箋を具体的に示していない。しかも，リスクへの対処に付随する行政の責任をいかに考えるかという重要な点にも触れていない。

そこで，本稿では，「リスクのパラドクス」を克服するために，①緊急時においては，ストリート・レベルでの政策決定へとコード変更[6]をすること，②その判断と決定による政策の失敗には「結果責任」を問わないこと，が不可欠であることを検討していきたい。なぜならば，「想定外」の「リスクのパラドクス」が顕現した緊急時においては，混乱と無秩序の状態となるのであり，秩序が維持されている平常時の規則をそのまま適用しては，的確かつ迅速な対応ができないことは明らかだからである。しかも，平常時で問われる「結果責任」が，緊急時においても同様に無限大に求められるとすれば，逆に地方自治体による臨機応変の対応ができなくなるからである。

緊急時における人命の救助・救難には，平常時で問われる慣習化した規則コードの適応を変更しなくてならないことは簡単に想像できる。ところが，手続き的かつ法的なコードに多重に覆われている地方自治体にとって，規則のコード変更とは，緊急時といえども一般的に期待されるほど容易に進められるものではないのである。

以上の観点から，第 2 章において，「想定外」の事態への地方自治体の対処に関する先行研究とその課題を提示する。第 3 章においては，「リスクのパラドクス」の顕現により「緊急時のサボタージュ」が発生した事例を示す。第 4 章において，ルーマンが提示した「想定外」のリスクとしての「リスクのパラドクス」について論じる。そして，第 5 章において，「想定外」の事態への対処の方法論として，地方自治体の政策決定のコード変更と責任論の転換について述べる。

なお，本稿では，地方自治体の大震災への技術的かつ工学的な対策面ではなく，あくまでも政策決定でのコード変更の重要性とそれに付随する課題としての責任論について検討を加えるものである。

また，本稿で言う緊急時とは，災害発生に伴う人命救助・救援までの非常に短期的な期間を言う。その理由は，その間に災害現場では「想定外」の事態が同時にかつ大量に発生するし，コミュニケーション手段の断絶などの複雑かつ解決困難な課題が多重に絡み合うからである。

さらに，リスクの定義について，ルーマンは技術的あるいは経済的な見地から語られる危険性あるいは被害・損失の可能性とその大きさという意味で語っていないことに留意されたい。ルーマンの定義するリスクとは，自然災害を含めたあらゆる領域での予測不可能な事態に対処しようと，政策の選択と決定をすることで発生する新たな不確実性と複雑性を言う。つまり，私たちの間で言われるようになった「想定外」の事態の発生と甚大な被害こそが，まさにルーマンの言う不確実性と複雑性を内在するリスクなのである。

2. 先行する議論とその課題

21 世紀になっても，私たちは地球規模の莫大なエネルギーの変動に対して，完璧に予測し，適切に対処できるだけの科学技術を持ち合わせてはいない。東日本大震災でも，各地方自治体ではあらかじめ災害対策が実施されていたものの，実際には大きな被害を招いた。つまり，被害予測と実際の被害の発生状況とが完全に一致することはないのである。その不一致の部分は，常に「想定外」である。この「想定外」に対して，どのような議論があるかをまず見よう。

(1) リスク管理論

この人智の及ばない不確実なリスクへの対処における政策選択については，課題の重要性から先行研究も多い。日本ではリスク管理論あるいは安全学[7] といった議論が，その例であろう。リスク管理論や安全学では，危

険予測を基礎データとしてリスクの防止を図るという防止原則（preventive principle）から，さらに進んだものである。それらは，予測不可能性を前提として，積極的にリスクの回避あるいは最小化を図るといった見地からの研究である。

しかしながら，工学的対策には，常に一定の根拠に基づく基準を用意しなければならない。そうなれば，逆に基準を超えた「想定外」の事態を想定して対処していくことが論理的に難しくなる[8)]。そのため，山村武彦のように，「許容限界」すなわちコストと費用対効果の限界性といった概念から，どの範囲までならば許容できるのかといった検討を試みている[9)]。

さらに，大震災の教訓として，地方自治体におけるリスク管理から，金井利之の自治専行への提言，あるいは北川正恭の現場主義が提言されている[10)]。これらは，緊急時における政策決定の変更を強く提言しているものである。また，東日本震災後には各地方自治体においても，「想定外」の事態における対処に関して，実務的な検討を重ねている。それは，阪神・淡路大震災以降，各地方自治体では防災計画において常に検討されてきたものであるにもかかわらず，東日本大震災が実際に発生すると，平常時と同様の政策決定が漫然と続けられたことへの反省からである。

しかしながら，こうした学問的かつ実務的な研究が蓄積されてきたにもかかわらず，実際の緊急時においては「想定外」の事態への対処が実に困難であることを，私たちは今回の大震災で学んだ。つまり，現実に「リスクのパラドクス」を体験したのであった。それだけ，地方自治体にとって緊急時における「想定外」の対処への政策選択とは，実務的に困難であり重要な課題なのである。

(2) 法律論

大震災直後に，法律論から非常緊急事態の布告[11)]の必要性が強く論じられた[12)]。非常時には，中央集権的に強力に復旧・復興を進めていくべき

だというのがその趣旨である。また，緊急時にもかかわらず，平常時のコードがそのまま継続したことに対して，現場で大きな不満があったことも背景にあった[13)]。それは，緊急時における政策決定のコード変更を求める切実な意見である。

確かに，原発事故といった緊急時においては，ある程度の国民の経済活動に関する集権的な制御が有効であることは否定しない。被災地へ送るべき物資の調達と運搬に苦労した経験からすれば，その布告の必要性はあっただろう。

しかしながら，復旧・復興政策のすべてを統制的かつ集権的に実施することは，被災者の細かなニーズに関する政策決定までも統制的かつ集権的に実施することになりかねず，かえってスムーズな政策の実行に齟齬を来しかねないことにも留意しなくてはならない。なぜなら，緊急時においては，国家レベルが実施する政策については集権的に速やかに決定することが望まれるものの，地方自治体レベルの政策については，現場により近接した場所で決定と執行する方がより効果的だからである。さらに，非常事態宣言によって，すべての政策を超法規的かつ中央集権的な決定に委ねてしまうと，逆にストリート・レベルでの政策判断と決定ができなくなるという致命的な「リスクのパラドクス」を孕んでいるからである。ルーマンは，こうした非常事態宣言に関して，以下のようなコメントをしている。

> （危機対応技術における）こうしたメカニズムはそれが関係しうる主題に関して高度に選択的である，という事実である。というのも，やっかいなすべての問題を組織化し，危機化して処理することなど，およそ不可能だからである[14)]。

つまり，ルーマンの指摘は，緊急時において何でも中央集権的に決定を行うことが，速やかな対策を取捨選択してすべての政策を確実に実施する

ことに繋がるわけではないということである。

緊急時において，非常事態宣言に従って超法規的措置を行うべきだという議論は，非常事態では法的枠組みを一切超えて，治安や住民の安全の確保を優先すべきというのがその趣旨である。一見するところ，緊急時における対処としては，法規制をすべてクリアして政治的判断と決定が可能となることから妥当な主張であるように思える。しかし，法律的な観点からは，超法規的措置を安易に求めるよりも，緊急時における対応について，法的枠組みを検討しておくことの方が重要である。

実際，法的には非常事態での予測不可能なリスクへの対処についても，規範やルールを定式化している[15)]。地方自治体はその緊急時における法の定めにしたがって，政策の執行を行う義務が既に規定されている。さらに，法がすべての緊急事態における政策の執行を根拠づけられるものではない。そのため，法が想定していない不測の事態や緊急の場合には，その例外が応急措置あるいは緊急避難のように用意されている。しかし，問題の焦点は，「想定外」の事態についての法的枠組みが事前に用意されていても，実際には必要な政策が実行されないことにある。なぜなら，一気に押し寄せる政策課題に対して，ストリート・レベルでの判断と決定に，躊躇してしまうからである。

(3) 政策決定過程論

各地方自治体は実務的に緊急時においてはトップ・ダウン型政策決定への変更を検討している。また，首長も緊急時における意思決定者としてのリーダーシップを口にすることが多い。それらが，緊急時の政策決定として当然のようにも語られる。

しかし，トップ・ダウン型に政策決定の変更がなされたとしても，平常時の規則コードが緊急時に作用していては，有効には機能しない。なぜなら，第一に，大震災発生直後に一気に押し寄せる個別の無数の政策判断を，

トップがすべて処理することは不可能だからである。トップが判断できなければ，ストリート・レベルにおいて判断と決定ができないまま案件が積み残されること，すなわち「緊急時のサボタージュ」が発生しないとは限らない。トップ・ダウン型に政策決定を変更しても，平常時のコードを変更しない限り，有効性は期待できない。第二に，緊急時には，地方自治体のトップとボトムとの間に，致命的なリスク・コミュニケーションの断絶が発生することである。トップ・ダウン型の体制を整えようとしても，現実にはコミュニケーション・ギャップが発生する場合を想定しておかなくてはならない。第三に，トップ・ダウン型政策決定がマニュアル化された場合，かえって，戦略性を持ったストリート・レベルでの職員の判断と決定と，必然的に衝突を起こすことである[16)]。つまり，マニュアル化には常に限界性があることを認識しておかなくてはならないのである。

このように，緊急時においてストリート・レベルでの判断と決定を優先せず，トップ・ダウン型にてすべての政策決定を行うことになれば，逆に「リスクのパラドクス」を克服ができなくなる恐れがあるのである。

(4) 地方自治論

各地方自治体が懸命な復旧・復興活動を進めている時，新聞紙上の論説などで，復旧・復興のために地方自治体の合併を促進すべきとか，道州制を早く導入すべきだという議論が出された。巨大な財政出動をともなう復旧・復興事業だけに，地方自治体の規模を拡大し，そして集権的に復旧・復興事業を進めていく方が良いという議論である。この議論は一見したところ，妥当なように思えるが，前述のように，緊急時において中央集権的に速やかにハイ・レベルの政策を決定し執行していくことは不可欠な面があるとしても，そこに大きな落とし穴がある。つまり「リスクのパラドクス」の顕現である。

仮に，すでに大震災に備えて道州制が実現され，東北州の首都が仙台に

なっていたとしよう。そうすると，仙台は今以上に東北地方全体の政治・行政・経済の拠点になっていたはずである。今回の大地震ではその仙台市が大きな打撃を受けていた。電気，水道，ガス，通信網などのライフラインが遮断し，そしてガソリンや石油も枯渇した。つまり，震災後の対策本部となるべき仙台市が完全に機能不全になっていたのである。このことからも，大震災のリスクに備えようとして東北全県を仙台市が集中的にコントロールすることになると，いかに逆にリスクが高くなるかが判る。

あるいは，民間企業も道州制が実施されていたら，本社機能や物流機能などを仙台市内にもっと集中させていたことだろう。実際，東北の流通事業のネットワークの中心は仙台になっており，そのコアになる部分が破壊されていたために，震災後の物流に大きな障害となっていたわけである。民間企業では，仙台を中心にした効率的な物流システムを作っていたために，仙台が崩壊すると物流ネットワークの回復が遅れたという反省の声があがっているのである。それは，たとえ不効率であっても，緊急時に備えて分散型ネットワークにしておくことが大切だということである。

つまり，緊急時に備えるためには，政治・行政・経済機能は分散していた方が，全体の安全が確保されるということである。一極集中すれば，政策の決定や執行がスムーズにかつ合理的になる面があることは否定しない。だが，その中心部が破壊されれば，全体のシステム自体が崩壊する。ゆえに，緊急時においては，集中的にシステムを動かしていくことの有効性を確保するとともに，分散的かつネットワーク的なシステムを作っておくことが大切なのである。緊急時において，非常事態宣言の布告を含めて，集権的システムと分権的システムをいかにうまく組み合わせていくべきかという点は，今後十分に考察していかなくてはならない課題である。

⑸　リスク社会論

ルーマンによるリスク論から導き出されるのは，緊急時には規則コード

の継続性を解除すること，すなわちコード変更が求められということである。リスク社会において，この行政におけるコードの継続性とその問題点について，ルーマンは下記のように語る。

> 意思決定能力に限界があるということ，しかも，この限界はここではそのこと自体が権力源泉になるということである。しかも，この限界は二重の意味で権力源泉になる。すなわち，⑴権力連鎖のなかで何もせず，何も責任を負わず，しかし多くのことを妨げることのできる遮断権力として，⑵責任ある地位で意思決定をおこなわない権力として[17]。

このルーマンのリスク論から導き出される重要な点は，「想定外」の事態における政策決定を阻害する要因が，平常時に形成される政策決定者の意思と責任コードが緊急時においても継続することだと指摘していることである。つまり，図１に示すように，緊急時における「臨機応変の対応」「即断即決」そして「現場での判断と決定」といった，およそ平常時における地方自治体の執行とは対立する方法論へと，コード変更していく必要性と重要性を指摘していることである。このルーマンのリスク論については，第４章にて詳述する。

	平　常　時	緊　急　時
政策コード	合意形成	合意なし
責任コード	徴罰　解職　賠償	免　責
法典・慣習コード	秩序　管理　統制	臨機応変
規範コード	住民の生命と安全の確保	住民の生命と安全の確保

図１　現行の地方自治体における多重のコードの変更（筆者による作成）

3. 東日本大震災における「想定外」の事態

東日本大震災発生直後に，実際に「リスクのパラドクス」が現れたいくつかの象徴的な事例をあげてみたい。一般的に「想定外」と認識される事例は，予想外の津波の高さ，防波堤の予想外の破損あるいは原子力発電所の予想外の被災といった技術的，工学的なハード面が取り上げられがちである[18)]。それに対して，本稿では，緊急時に現れた政策決定の問題というソフト面に焦点を当てている。実際，ソフト面でも「想定外」の事態が，各地の現場で発生したのであった。いくつか事例を挙げてみたい。

①　政策決定者の被災

地方自治体にとって最大の「想定外」は，政策決定者すなわち首長，あるいは地方自治体の政策執行責任者である幹部職員が被災し，死亡したことである。いわば「自治体崩壊」という最悪の事態を迎えたことであった。緊急時対応の司令塔となる災害対策本部や首長が被災しては，迅速かつ的確な被災者の救援・保護そして復旧に困難を来たすことは，容易に想像できる。一分一秒を争う緊急時に，首長による的確に判断と決断をできないという致命的な問題を抱えたまま，被災者の救援・復旧が迫られたのであった。この「想定外」の事態は，いずれの地方自治体であっても，大震災において発生する可能性は否定できないという事実が顕現したのであった。

こうした政策決定者の被災という文字通りの「想定外」の事態は，「リスクのパラドクス」が現実に起こった象徴的な事例と言える。

②　トップ・ダウン型指揮命令系統の混乱と判断の不在

今回の大震災では，救助や復旧に当たる現地対策本部であるはずの地方自治体（市町村）が破壊されたのが大きな衝撃だった。地方自治体職員の

多くが津波で犠牲になった。初動態勢をとろうにも，現地対策本部が破壊されていては，対策の取りようもなかった。その時，市町村に代わって対処する機関が県庁であった。実際に，県庁が被災した現地の市町村の対策本部に代わって最前線の役割を担った。いわば，県全体のレベルでは，トップ・ダウン型に政策決定を行うように，事実上変更されたのであった。

しかし，これが緊急時では十分に機能しなかった。現場から大量に寄せられる政策課題に対して，どのように判断，決定そして執行していくかというその判断と決定が，県庁においても震災直後の大混乱の中で機能しなかった。それは，内閣官房でも同じだった。現地から次々と送られる無数の個別の政策判断を，県庁や内閣官房ですべて判断と決定することなど到底不可能だったのである。

③　支援物資の受け入れの齟齬

政策判断と決定の不在が，世界中から送られた支援物資の受け入れが遅れた一つの理由でもある。今回の大震災では，海外からの救助隊や支援物資の受け入れという点について，手続きの齟齬が明らかになった。例えば，海外からの救助犬の入国に関して，検疫の手続きから入国を拒否した例。支援毛布のサイズが日本の規格外だという理由で拒否した例。海外からの支援米について食管法を根拠に拒否した例。海外からの給水支援について，水道法に基づいて飲料水に供給することを禁止した例などがある。

こうした海外からの支援物資のすべてを受け入れれば良いというわけではない。しかし，あまりにも杓子定規的かつ手続き的な対応をしたために，外国政府・民間の心証を害してしまった。それよりも，被災地で緊急に必要な物資について，常時の法的手続きをそのまま運用して，受け入れ拒否あるいは遅延したことが問題である。

以上のような支援物資の受け入れに関する事例は，緊急時でも平常時の規則コードが継続していた事実，すなわち「緊急時のサボタージュ」を端

的に示したものである。

緊急時には，平常時の規則コードを緊急時の規則コードに即座に変更することが必要であることは，誰でも理解できる。しかしながら，政府や各地方自治体にとって，平常時のコードをすぐさま緊急時のコードに切り替えられるわけではない。コード変更には所定の手続きと時間が必要である。しかし，緊急時における現場では，平常時のコードにしたがって判断や決断ができない事態が，無数にかつ一挙に発生するのである。

今回の大震災では，あらかじめ各地方自治体が策定していた防災計画などで予測されていた範囲の事態については，困難な状況にも関わらず鋭意取り組まれた。それは，阪神・淡路大震災の教訓から得た成果であった。しかしながら，「想定外」の事態が発生したならば，実際には平常時のコードが漫然と継続していたのであった。

4. リスクのパラドクス

以上のように，緊急時における政策決定には解決困難な問題がある。それが，ルーマンが指摘した「リスクのパラドクス」という逆説から説明できる。前述のように，ルーマンによれば，不確実性と複雑性を内在する危険性について，科学的・工学的にあらかじめ予測し，そして管理・制御をしようと試みることによって，さらにリスクが増加するのである。ルーマンは，システムにおいてあらかじめ合意形成された平常時の慣習や規範コードは，自己言及的に再生産と再編成を繰り返してシステムにコード化すなわち組み込まれていくと指摘した[19]。この平常時における慣習や規範のコード化により，目前に迫っている危機に対処する時でも，その平常時の慣習や規範コードに従った行動様式をしてしまう。その慣習や規範コードが，日常的に強く組み込まれているのが政府や地方自治体などの組織である。

彼らは，非常事態にあっても，容易に慣習化や規範化されたコードを変更していくことができないのである。

リスク管理は，測定可能な範囲で対策を進めるために，逆に「想定外の事態を想定する」ことができないという逆説を常に抱えるのである。さらに，「想定外」の事態を想定すれば，それは「想定内」になると同時に，対処の複雑性を増加させていく結果，予測不可能なリスクが増加する。この循環のために，現実に「想定外」の事態に直面した際に，迅速かつ適切に対応できないという結果に至るのである。

しかも，リスク管理のやっかいな作用が，科学的かつ工学的なリスク管理が進むにつれて，リスクの複雑性への認識が縮減することである[20]。科学的かつ工学的な予測に基づいて対策を万全なものにしたならば，住民の多くは安心と安全を確保したという認識を持ってしてしまうという，ルーマンのいう不確実な信頼の発生であり，「モラル・ハザード」である。すなわち，科学的かつ工学的な政策への信頼の結果，「想定外」の事態を想定しなくなるのである。その結果，いざ「想定外」の事態に至ると，新たなリスクが増大して甚大な損失を被る。この逆説的な結果に導くことへの警告が，ルーマンによる「リスクのパラドクス」である。

不確実性というリスクを科学的にあるいは技術的に管理することは，社会にある複雑性を縮減していくプロセスとして作用しているのである。実際，地方自治体が進めている緊急時のリスク負担は，政策のより大きな合理性の追求と組織再編成につながっている。前述のトップ・ダウン型政策決定への変更などの議論がまさにそれを示している。その結果，「想定外」を想定することや，ストリート・レベルでの判断と決定に躊躇するように，自らを転移してしまうのである。

地方自治体のリスク管理論では，リスクを回避もしくは予防すべき危険性や損失と定義して，リスク発生時の対処を考え，損失の最小化を図るための最適な政策選択を行おうとする。

リスク管理論における定量化とモデル化とは，リスクの不確実性や予測不可能性が存在することを前提としつつも，「許容限界」の下で予測可能な範囲での対策を合理的に選択しようとするものである。津波の高さと場所を予測することは困難であるが，その対処のために，海岸線のすべてに何 10 メートルもの高さの防潮堤を建設するということは，いかに必要性があったとしても，実現できるものではないからである。

だが，こうしたリスクの予測と制御を試みるリスク管理論では，人智を超えた「想定外」のリスクには対処できないのではないか，という疑問が残る。そもそも，「想定外の事態」を想定した定量化やモデル化は不可能だからである。

⑴ 「無限責任」を求められる地方自治体

加えて，リスク管理論から，無限に拡大された行政責任が導き出されることになる。発生の予測性が困難なリスクに対して，その予測可能性と対策の実効性を高めようとする試みに付随して，「想定外」のリスクに対しても行政が責任を負うことが求められているのである。アルミン・ナセヒは下記のように，予測不可能なリスクへの対処には，常に行政責任が無限に付随されることを指摘している[21)]。

- 安全のための技術が十分であったか。
- 民法による損害賠償は適当であったか
- 政治的決定は適切なものであったか。
- 責任は生じた被害の責任を負うのに十分なほど責任あるものであったか。

ナセヒは，こうした「行政の無限責任」が求められる背景には，ウルリッヒ・ベックが分析した「組織化された責任」を求めるリスク社会があると

指摘する[22]。ベックは組織化された意思決定に基づく新たなリスクを，「残余のリスク」と呼んでいる。それは，リスク社会においては，保険的なリスク管理が不可能なことの裏腹として，行政責任が無限に拡大することを意味している[23]。行政責任を予測困難なリスクへの対処にまで無限大に広げることになるため，「リスクのパラドクス」を克服するどころか，地方自治体にとってのリスクはさらに拡大することになるのである。それは，予測不可能な緊急時の対処において，地方自治体が実施した政策の結果に対する損害賠償や政治的責任が無限に付加されることになる。しかしながら，その結果，地方自治体が緊急時への対処を躊躇する「緊急時のサボタージュ」を発生させてしまうというパラドクスに嵌ってしまうのである。

このパラドクスについて，ナセヒは次のように述べている。

> 決定を行う現在における現在とその後に生じる未来の現在との間の根本的な差異を克服することはできないにせよ，少なくとも緩和することはできるということを，科学・技術的，法的，政治的あるいは道徳的な対応策をあげて示唆することによってである。つまり，被害は，事後的に，科学・技術的に，法的に，政治的に，あるいはまた道徳的に ── それぞれ特殊な機能システムに準拠しながら ── 観察され処理されることになり，その結果リスクそれ自体のリスクを直視しなくてもすむようになるのである[24]。

もちろん，地方自治体においても，科学技術を駆使して，被害可能性というリスクへの予測可能性の向上と，被害の最小化を目指すことは必要不可欠である。しかし，それに伴って，「行政の無限責任」が拡大することによって，新たなリスクを直視しないという「緊急時のサボタージュ」が逆説的に発生することに無頓着なのである。

⑵　緊急時のサボタージュ

とりわけ，地方自治体という行政システムには，その逆説が強く現れる。なぜなら，行政システムとは法律コードによって厳格に統制され，合理的に組織化されたものだからである。この組織化された行政に対して，平常時において臨機応変にかつストリート・レベルで判断と決定を行うといった柔軟な政策決定を期待できないことは，私たちが経験的に良く知っている事実でもある。

住民の生命と安全を守ることを第一の責務とされる地方自治体の緊急時への対処も，あらかじめ予測可能な範囲で防災計画などにマニュアルとして取りまとめられている。その意味は，地方自治体は，緊急時でも合理的かつ組織的な政策決定と執行を継続するということである。それは，一見適切な対処に見える。しかし，あらかじめマニュアル化された防災計画を基にリスク管理を進めて行けば行くほど，「リスクのパラドクス」としての「緊急時のサボタージュ」が顕現するのである。

この観点から，「緊急時のサボタージュ」が発生する要因を示しておこう。

ルーマンの定義するリスクの趣旨は，危険性に対処する政策選択と決定が，必ずしも期待どおりの結果をもたらすものではないことを，私たちが受忍していくことである。ルーマンの観点からは，リスクとは「危険」ではなく，自己の利益を得るために，自己が責任を負担することである。自己の利益を得ようとするならば，自らの責任の下にあえて危険を冒さなければならないという意味である。この場合，利益も危険性も不確実である。利益の発生を，私たちはあらかじめ予測することはできない。利益が果たして存在するのか否かさえも不確実である。それでも，利益を得ようとするならば，政策を実行するリスクを負わなくては成果を得られない。そして，その政策の実行が，必ずしも期待通りの成果となる保証はどこにもな

い。つまり，リスクは自己言及的な自己の政策の遂行によって発生するのである。とりわけ緊急時における政策決定においては，地方自治体のリスクとしての責任が拡大されて付随するのである。

しかし，逆に法律コードによって厳格に合理化と組織化された行政システムは，不測の結果責任を回避しようと，平常時のコードの継続性と変更不可能性を内在しているのである。いわば，結果責任が予測される政策については，選択と決定を躊躇するという，高度に組織化と合理化されたシステムとしての官僚機構の硬直性である。つまり，政策を選択と決定することによって生じる新たな不確実なリスクを負わないのである。

一方で，官僚機構は新たな不確実性に対して，手続きというコミュニケーション・メディアを使いながらリスク管理を進めることで，自己の責任の否認と政策選択の正当化を試みるのである。地方自治体における一般的なリスク管理の中にも，それが組み込まれている。官僚システムは，社会の様々なアクターとの相互関係性の中で，自己の政策の正当性を自律的に作り出していくのである。

⑶　リスクを負う責任

以上のように，官僚システムは，自己言及的な手続きによって，自己の行為を正当化しようとする機能を持っている。これに対してルーマンの「リスクのパラドクス」とは，リスクの回避と制御を目的とするリスク管理には不確実性が付随することを受忍した上で，新たなリスクへの対処を求めるものと言える。

したがって「リスクのパラドクス」は，地方自治体がリスクに対して何らの対処を行う責任がない，あるいは対処しても無駄であると指摘しているものでは決してない。さらに，リスクの回避や責任転嫁を正当化するものでもない。リスクには「想定外」というパラドクスがあることを前提の理解として，リスクに対処するという政策執行責任を持つという意味であ

る[25]。

すなわち，ルーマンのリスク論から導き出せる政策決定者にとっての責任問題への回答は，政策決定によって発生する新たな不測のリスクを，自ら負うことが責任を果たすことに他ならないということである。リスクを回避あるいは制御しようすれば，「緊急時のサボタージュ」に陥ってしまう。したがって，自ら新たに発生するリスクを負うという政策執行責任を果たすことによってのみ，「リスクのパラドクス」を克服できるのである。

だが，この責任論について，個人特に行政の関係者の職業的モラルの問題に還元してはならない。なぜなら，小松丈晃が指摘するように，リスクとは個人に帰属する問題ではなく，社会構造に帰属するからである[26]。また，毛利康俊は不確実性への対処のコストの数量化はほとんど不可能なので，主観的判断が避けられないため，コストを負担する者が政策決定の権限を有するという[27]。つまり，不確実性への対処へのコストという責任を負うことを覚悟した人物しか，政策選択と決定はできないと言う。だからこそ，住民の生命と安全の確保を規範コードとする地方自治体は，「想定外」の事態においてこそ，政策執行の責任を負うことになるのである。

5. 求められる政策決定のコード変更

(1) 「リスクのパラドクス」の克服

以上のような議論から，「想定外」の事態への対処には，地方自治体の政策決定のコード変更が必要であることが明らかとなる。では，どのようにコード変更をしていくのが望まれるのであろうか。それが，政策決定に内在する規則コードと責任コードの変更である。それは，リスクを負う責任を回避するのではなく，リスクを負った場合の結果責任を問わないという意味である。

この指摘を行う理由は，現実的に緊急時とりわけ災害直後における政策

決定を，ストリート・レベルに委ねるように変更することが必要かつ重要だからに他ならない。人命救助や保護のために一分一秒を争う緊急時において，ストリート・レベルの判断と決断による臨機応変の対応をしていくことは，むしろ当然の要請である。しかしながら，この指摘は一般的にも妥当だと思われるが，現実の地方自治体の政策執行においては，簡単ではない。それは，前述のように，緊急時だとしても平常時に作用する結果責任を求める責任コードが継続するために，ストリート・レベルでの判断と決断を躊躇してしまうからである。

もちろん，緊急時における政策決定の変更については，各地方自治体では災害対策基本法などの法典コードと予防原則コード（precautionary principle code）を基に，防災計画の中でマニュアル化されている。しかしながら，実際に災害が発生すると，あらかじめ技術的に定められた技術的コードの通り，すなわち「想定された範囲内」の方法でしか政策決定されないのである。この環元について，ナセヒは次のように指摘する。

> 脱パラドクス化の技術 ── 確立計算，限界値，数学的な予想方法，等々の形式 ── も，科学の外部の観察者には見えるのであり，したがって，それらの技術も実はパラドキシカルな状況において実施されているという事実に直面させられうる[28]。

つまり，確立計算，限界値，数学的な予想からパラドクスを克服しようとすることすらも，パラドクスを生み出すということである。そうであるならば，そうした合理的，科学的そして技術的な政策を，緊急時には一旦解除しなくては，パラドクスから抜け出せないということになる。それを具体的に示すと，緊急時におけるストリート・レベルでの政策決定へのコード変更と，法的な責任コードの変更をしていくことである。

こうしたコード変更の妥当性と，行政的な結果責任を求める責任コード

からの脱却の必要性の根拠を，以下で提示していこう。

⑵　ストリート・レベルでの判断と決定

前述のように，北川が災害時における政策決定をストリート・レベルで行うべきだとする提言を行っている。これを北川は「現場主義」と表現し，また，金井は「自治専行」と表現している。本稿で主張する政策決定のコード変更を求める趣旨も，現場で発生している課題についての政策判断と決定を，ストリート・レベルの職員の裁量に委ねるということである。したがって，彼らの趣旨と違いはないものの，「現場主義」の中身の違いを示しておきたい。

「現場主義」という語られ方には，平常時におけるボトム・アップ型政策決定を謳う場合にも使われているが，それは，緊急時においては適応できないものである。ボトム・アップ型政策決定の場合には，最終決定者は首長を想定されるのであるが，緊急時に最終決定者の決済を得る暇がない場合に，どのように政策を判断そして決定するかという点が，課題として浮上するからである。

ストリート・レベルでの政策の判断と決定を求める理由は，現場で発生した緊急課題について解決する方法論については，現場に接近している担当者が最も確実に理解し，対処する必要性があるからに他ならない。その方法論を中央に具申する暇もない段階では，現場により接近した職員の裁量による的確な判断と決定が重要なのである。

ストリート・レベルで政策の判断と決定を実行できない理由は，個々のストリート・レベルでの職員の能力の問題もさることながら，その判断と決定によって将来発生するかもしれない新たなリスクとしての結果責任を負うことに，個々の職員が躊躇するからに他ならない。そして，現場での判断と決定を優先しようとしても，必ず地方自治体という組織においては，決裁を積み重ねる重層的な政策決定の問題が残るからである。さらに，ス

トリート・レベルの職員の持つ知識や経験の有無による戦略としての自己規制が問題として残る[29]。

こうした課題が残されるために，前述のように，多くの地方自治体では，緊急時でのトップ・ダウン型の政策決定への変更を想定している。それは，コード変更を緊急時にいつ，どのように判断するかという問題と関連している。なぜなら，コード変更をストリート・レベルでは判断できないというパラドクスが内在しているからである。その代償として，ストリート・レベルでの判断と決定による責任を，政策決定者が負うことを宣言するのである。ところが，それは，緊急時のトップによる統制と責任を強く出すがゆえに，本来緊急時には有効かつ必要なはずのストリート・レベルでの裁量行為と根本的に衝突してしまうのである。

⑶　地方自治体の緊急時における「法の逸脱」

地方自治体が実施する政策は，すべて法的根拠に裏書きされたものである。それは平常時であろうと，緊急時であろうと同様である。この秩序の保持を趣旨とする法の原則の元で，緊急時において通常の法的枠組みを逸脱した政策を執行すべきか否か，そしてそれが妥当か否か，という検討が必要となる。この法律問題は，別途十分に議論される必要性があるが，ここではその概要のみ触れておきたい。それは，法は法から逸脱する行為の存在を前提としているのであって，決してそれは法の「想定外」ではないことを確認しておくためである。

①　緊急避難と行政責任

緊急避難は，自己または他人の生命，身体，自由もしくは財産に対する現在の危難を避けるためのやむをえない行為であって，その行為から生じた害が，避けようとした害の程度を越えないものと，形法 37 条 1 項と民法第 720 条 2 項で規定されている。緊急かつやむを得ない場合，他者の利

益の侵害も認められる[30]。この侵害は，他にその行為しか方法が存在しなかったという場合に認められる。なぜなら，法の任務は国民の正当な優越的権利の保護にあるからである[31]。

この緊急避難とは形法や民法のみならず，地方自治法などの行政法における緊急時の職員の行為にも適用される。ただし，行政の緊急避難行為においても不法行為責任と賠償責任が問われる場合がある。

この非常事態における行政による緊急避難行為の「免責」については異論もある。例えば，長谷部恭男は「リスク社会の出現は，コントロールの可能性を度外視した結果に対する厳格な責任を各人に問うことにつながる可能性がある」[32] と指摘する。これは，リスク概念とリスクの複雑性が拡大されてきた社会であるから，リスクへの対処の行政責任というものが，より大きな範囲に無限に問われることを指摘しているものである。たとえ，個々の職員の行為について，賠償責任などの法的責任が問われることがなくとも，行政の管理責任者である首長は政治的責任を問われることもあり得る。むしろ，首長などの政治的責任は中身が曖昧なまま，無限に拡大されているのである。

このような緊急避難行為の責任に関して，無限の責任が問われる懸念への明確な回答は用意されていない。そのため，地方自治体において，緊急時の緊急避難行為に対して無限責任が問われることになった際の，弁明責任を果たせるための理論的な検討が必要とされる。いずれにせよ，緊急時に発生する行政の無限責任をどのように対処するべきかが曖昧であるために，実際に緊急事態が発生した時に，行政が緊急避難的な措置を行うことを躊躇してしまうことに至るのである。

②　行政の裁量権と行政責任

法が想定していない事態の対処において，行政の裁量行為は認められている。むしろ，社会に発生する様々な諸問題に対しては，行政が裁量権の

もとに，積極的に解決に取り組むことも期待されている[33]。それは，もとより法は社会の全ての事象を網羅できないというのが，法の基本的思想にあるからである。したがって，地方自治体の日常的な業務の多くは，ストリート・レベルにより近い職員による裁量行為として実施されているのである。

このストリート・レベルでの裁量行為には，公益衡平を斟酌していくことが求められる。つまり，法を杓子定規に適用することで，かえって公益を侵害するリスク・トレード・オフへの認識である。人の生命の安全を確保するのが公益であり，法を厳格に守ることではない。この観点からは，緊急時にコード変更による裁量行為をいかに速やかに行えるかどうかが鍵となる。

しかし，地方自治体による裁量行為は無制約ではない。社会的通念から著しく逸脱した場合に，裁量権の濫用として批判されるのが通例である。また，裁量行為には，結果の予測に対する注意義務が付加される。さらに，裁量行為も法による統制，行政内部での統制そして司法統制の範囲内で認められているものである。

平常時において行政統制が確実になされている場合には，組織的な裁量行為が適切に行われるであろう。しかしながら，緊急時においては，行政統制が機能しなくなるのは明らかであるために，緊急時こそ行政統制と矛盾したり，法規から逸脱したりする臨機応変の対応が必要とされるはずである。ところが，逆に緊急時において裁量行為が作用しなくなる。それは，社会通念上求められる緊急時における行政の裁量行為とは，緊急時であっても法規からの「逸脱」を許容されないのである。

逆に言えば，法規から逸脱しないように，あらかじめ緊急時における地方自治体の「責任」について，その中身の変更を行っておくことによって，対処すべきということを示している。しかし，容易に理解できるように，「想定外」の事態への対処は，法規からの逸脱の可能性を孕んでいる。法

規からの逸脱の可能性を孕んでいるからこそ，「緊急時のサボタージュ」が発生するのである。

⑷　必要な責任コードの変更

リスク社会では，ベックの指摘のように，行政には組織化された責任が無限にコード化されている。そのために，地方自治体の職員が緊急避難的に臨機応変の対策をストリート・レベルで判断と決断することの必要性を認識していたとしても，実際に実行することを躊躇してしまう。あり体に言えば，政策の執行の結果責任を問われるぐらいならば，政策の執行を行わない方が良いからである。つまり，政策の不作為という「緊急時のサボタージュ」である。

この「緊急時のサボタージュ」を，地方自治体による責任逃れであるという批判は的外れである。「緊急時のサボタージュ」は，「リスクのパラドクス」によって引き起こされる現象なのである。とはいえ，「想定外」の事態の発生可能性を想定した上で，「緊急時のサボタージュ」を防ぐためには，いかにコード変更していくべきかをあらかじめ検討しておくことは必要不可欠なのである。

しかしながら，もともと「想定外を想定する」ということは，論理的に考えると無限後退していく。「想定外」を想定した段階で，それは「想定内」の事態なのである。この無限後退では，実際にどのような具体的な政策を採用すべきかを判断できなくなってしまう。その結果，地方自治体で「想定外を想定する」という意味が，科学的，工学的に想定した「許容限界」以上の事態がありえることをあらかじめ想定しておくという言明と，法に基づく行政執行の裁量権の執行という範疇にとどまらざるを得なくなるのである。

しかも，ひとたび「想定外」の想定を行ったならば，リスク・コミュニケーション・ギャップ[34]から直ちにその想定以上への対策が関係者から

求められることに至るだろう。その想定以上の対策の具体化には技術的にも財政的にも，地方自治体の能力を大きく超えることになるのである。

この点について，ルーマンは，次のように指摘している。

> 理性という原則を定式化し，「手続き化」は，急場しのぎにしかすぎず，個々の事例特有なものが要求されたとき，具体的な結果を約束することができない[35]。

かくして，この一般的にはむしろ当たり前とも思われる「想定外」の事態への想定は，地方自治体のアキレス腱ともなり，地方自治体としては避けたい姿勢となる。前述のように，地方自治体という合理化された組織において「想定外」を想定するという思考は，簡単なようで実は最も苦手とするものである。彼らの政策執行は，根拠法に基づいて策定される計画の範疇で行われるのを常とする。平常時においては，その範囲を逸脱した政策執行は，むしろ，行政の恣意性あるいは裁量権の濫用といった批判がされるのである。それは，緊急時でも同様なのである。

以上の議論から，ストリート・レベルで緊急避難的に措置した政策が失敗した，あるいはやむを得ず法令違反をした場合でも，結果責任を特定の個人（首長あるいは職員）に帰さないことが大切であることが明らかになる。緊急時に，やむを得ず採用した政策の失敗の損失は，社会全体で負担せざるを得ないのである。ただし，このコード変更について，社会的合意ができなければ，地方自治体の首長も職員も，実際には躊躇せざるを得ない。なぜなら，「行政の組織化された無限責任」が地方自治体という公共機関の持つ宿命的リスクとなったのは，まさに社会的合意によって歴史的に形成されてきたものだからである。

この地方自治体に現れる宿命としての「無限責任」について，ルーマンのリスク論に関連してヴォルフガング・リップは，下記のように述べて

いる。

> 責任とは「決定」と連結して，その都度，場合によっては否定的な社会的決定の帰結が誰に，つまりどのような特定の社会的主体に対して帰責されるのかを表示することである[36]。

リップは，この責任の帰属は，倫理であり運命であるから，責任の主体は受容せよと提言するのである。このリップの指摘は，地方自治体の責任に当てはめれば，職務上その行為を決定する権能と権限を持つ主体に帰せられるということである。そして，地方自治体の最終的な職務上の決定の権限を持つのは首長であるから，その責任を負うべき主体となる。つまり，行政の責任コードの変更は認められないということである。

さりとて，緊急時において，地方自治体の関係者に対して，そうした悟りにも近い意識を持てというのは無理である。むしろ，緊急時における決定には，社会通念上の注意義務を怠らなければ，結果については免責することを原則とすべきなのである。そうでなければ，緊急時に誰も判断と決定を行わない「緊急時のサボタージュ」を，再び招く恐れが大きい。

この原則的なコード変更のためには，行政の責任と一言で片づけている点を改めて，明確な区分をしていくことが必要である。つまり，地方自治体の責任には，図 2 で示すように，政策の執行責任と，政策の失敗による結果責任との区分が必要なのである。それは区分されるともに，緊急時には変更されなくてはならない。両者の区分が曖昧なままであれば，平常時と緊急時における責任を混同したまま政策を執行していくことになり，緊急時に対処できなくなるのである。そして，緊急時で問われる行政の責任とは，政策の不作為であって，敢えて実行した政策が失敗した結果責任ではないのである。

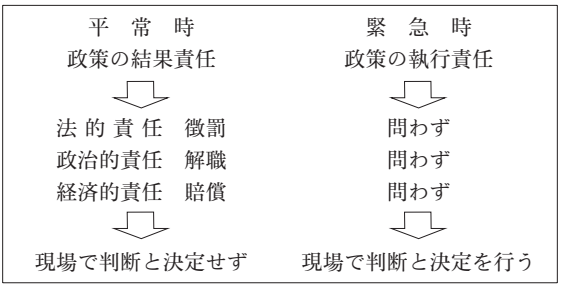

図2　緊急時における責任コードの変更（筆者作成）

6. まとめ

阪神・淡路大震災の時と比べても，東日本大震災における政府や各地方自治体の動きは早く，強力なものだったとはいえ，「想定外」の規模であったことから，今後の対応に多くの検討課題を残した。多くの地方自治体では，東日本大震災を受けて，防災計画の見直しを行っている[37]。その時に求められるのは，本稿で検討を加えてきた，「想定外」の緊急時における政策判断と決定をどのように速やかに行うかという点を考えていくべきであろう。つまり，平常時のルールを，速やかに緊急時のルールに確実に変更することを可能にするための実務的な課題である。リップの指摘のような，宿命としての地方自治体に求められる「無限責任」は，平常時では有効であっても緊急時には変更しなければ，逆に誰も政策を実行しないという「緊急時のサボタージュ」に陥るのである。

付言すれば，本稿で指摘した地方自治体による「リスクのパラドクス」への対処の前提としての「想定外」の事態での政策判断と決定への免責を，地方自治体による政策の不作為への責任逃れの根拠にしてはならない。緊急時における免責とは，逆に，再び発生するかもしれない不確実性のリスクに対処する地方自治体の政策執行の責任と義務を改めて認識させるもの

なのである。つまり，免責とは，「政策の失敗の結果責任を免除するから，政策を執行せよ」という政策執行の責任を強化する意味であり，決して責任逃れを容認するものではない。

また，緊急時にストリート・レベルで的確に判断し，そして個々の地方自治体職員が決断する勇気，意思そして能力を持っているのか，という実践的な課題が残る。しかしながら，この課題こそが，平常時における日々の職員教育や防災訓練の積み重ねに期待すべき点なのである。

本稿にて，ルーマンのリスク論からこの課題を検討した意義は，「想定外を想定する」というパラドキシカルで現実には困難な政策要請に応答するために，政策決定のコード変更の必要性を示すことにあった。したがって，科学技術的かつ工学的な危険性の予測可能性を高めるための方法論ではないし，防潮堤や避難路の建設といった具体的な政策への理論的根拠となるものではない。しかしながら，これまでの地方自治体のリスク管理論が，科学技術的かつ工学的のみに語られてきたことへの一つの警鐘となるであろう。

《注》

1) 金井俊行は「自治体は全ての災害に対して，政治的行政的責任を取らなければならない。想定外というそれ自体が，問責を免れない」という。金井利之，2011 年。さらに，震災後に，地方自治体関係者から「想定外」という言葉が出たとたん，マスコミから「責任逃れ」との批判が巻き起こった。
2) 読売新聞，2011 年 4 月 29 日，産経新聞，2011 年 6 月 28 日，東京新聞，2011 年 9 月 11 日。
3) 山村武彦，2011 年，p. 31.
4) ガバナンス，2011 年，11 月号，p. 76.
5) 土方透，アルミン・ナセヒ，2002 年。
6) 本稿で使用するコードとは，法律のみならず，慣習的に形成された規範や規則などを指す。
7) 村上陽一郎，1998 年。

8） 例えば，2011 年 10 月 19 日に，原子力事故発生の際の防災指針の見直しを進めている内閣府原子力安全委員会作業部会が，住民の避難などの防護対策を求める範囲（緊急時防護措置準備区域：UPZ）について，今までは原発から半径 8〜10 キロに設定されてきたものを，半径 30 キロ圏に拡大する指針案を示した。この範囲の見直しは，科学的知見に基づいた「許容限界」を明確に示すことの難しさをよく表している。

9） 山村武彦，2011 年。

10） 金井利之，2011 年；北川正恭，2011 年。

11） 災害対策基本法第 109 条における非常緊急事態の規定では，生活物資の配給の制限・禁止，物価の統制といった戦時下にも似た状況を想定したものとなっている。

12） 2011 年 3 月 22 日の参議院予算委員会で，自民党の佐藤正久参議院議員が，同趣旨の質問を行ったが，小滝晃内閣府参事官は「国民の権利義務を大きく規制する非常に強い措置で適切な判断が必要だ」と答えるにとどまった。産経新聞，2011 年 3 月 22 日。

13） 岩手県陸前高田市の鳥羽太市長は，通常の法規制があるために進まないガレキ処理に関して「行政マンならどのような支援が必要で，どのような規制があるかは言われなくてはわかるはず。緊急時には通常のルールを適用するのではなく，国に働きかけてルールの変更を求めなければと考えるはずだ。しかし，すべてを被災地側から言わなければ，国も県も動いてくれない。私はこれが一番情けない」と言う。『ガバナンス』，2011 年，11 号，pp. 75–76.

14） ニクラス・ルーマン，p. 133.

15） 中山竜一，2007 年，p. 105.

16） 田中政光，1997 年，p. 63.

17） ニクラス・ルーマン，1986 年，p. 127.

18） 今回の大震災における防災施設（ハード面）関連での「想定外」の事態は，想定された高さをはるかに超えた津波によって防潮堤の限界が明らかになったことに象徴される。この「想定外」の高さの津波の発生と被害防止可能性を，どれだけ科学的かつ技術的に想定できるのかという点は，もはや人智を超える。どのような高さの防潮堤であっても，人工物である限り，おのずと限界性を持っているからである。しかしながら，当然のごとく，再び発生するかもしれない津波に備えた防潮堤を整備することは必要である。問題は，一体どれだけの高さを「想定」するのが妥当なのかという議論よりも，どれぐらいが私たちにとって「許容限界」なのかであり，さらに万一それを超えた場合に，どのように避難などの対処を確実に行うべきかを検討することで

ある。

19） さらに，社会学者の一人であるピエール・ブルデューは，慣習や規範をハビトゥス（habitus）と呼んで定義し，ルーマンと同様に社会に組み込まれていくと分析した。この二人の社会学者に共通する慣習や規範のコード化への見方は，人々のコミュニケーションによって再帰的に慣習や規範が社会に蓄積されるという点である。いわば，日本語で適切な言葉としては「当たり前」と人々に認識されること，すなわちコード化である。

20） ニクラス・ルーマン，1990 年。

21） 土方透，アルミン・ナセヒ，2002 年，p. 26.

22） 土方透，アルミン・ナセヒ，2002 年，p. 39.

23） ウルリッヒ・ベック，1997 年，p. 16.

24） 土方透，アルミン・ナセヒ，2002 年，p. 27.

25） 土方透，アルミン・ナセヒ，2002 年，p. 15.

26） 小松丈晃，2003 年，p. 200.

27） 毛利康俊は「用心しすぎのコストと用心が充分でないことのコストの適切で公正なバランスを取ることである。しかし，残存する不確実性のために両方のコストとも数量化はほとんど不可能なので，主観的判断が避けられないし，また，痛みを伴うトレードオフが不可避になる。二つのコストのいずれかを負担する者が必要なトレードオフを設定する主要な交渉当事者になる権限を有するのは当然である」と指摘する。毛利康俊，2006 年，p. 15（ページ番号は本文と異なる）.

28） 土方透，アルミン・ナセヒ，2002 年，p. 36.

29） 田中政光，1997 年，p. 48.

30） 東京などの都市部で大震災が発生した際に，最も懸念されるのが火災である。火災の拡大を防ぐために，緊急避難的に破壊消防（無事な家屋を破壊して火災の拡大を防ぐこと）を実際に実行できるかとなると，多くの関係者は躊躇することだろう。

31） 西原春夫，1977 年，p. 215.

32） 長谷部恭男，2007 年，p. 5.

33） 西尾勝，1993 年，p. 352.

34） リスクに関する知見が一般化されておらず，情報を集中的に保有・管理する行政と，一般住民との間で，認識のズレが生じることを言う。

35） ニクラス・ルーマン，1996 年，p. 114.

36） ヴォルフガング・リップ，2002 年，p. 242.

37） この一例として，東日本大震災後に行われた，東京都小平市の防災計画の

見直しを見てみよう。「東日本大震災に係る小平市の対応」(2011 年 7 月発行)によれば，第 3 章にて「地域防災計画で想定していない事象への対処」として「計画はあくまでも原則を定めるものとして，実際の対応については，その都度柔軟な判断や弾力的運用をする」とされている。

参考文献

小浜逸郎『「責任」はだれにあるのか』，PHP 新書，2005 年

加藤孝明「災害リスク評価と防災まちづくり」『ガバナンス』，ぎょうせい，2011 年 10 月号，pp. 27-29.

金井利之「「想定外」の地方自治の行方」『ガバナンス』，ぎょうせい，2011 年 8 月号，pp. 17-19.

神田隆之「第 5 章　リスクと行政」藤井浩司，縣公一郎編『コレーク行政学』，成文堂，pp. 95-122.

小平市災害対策本部「東日本大震災に係る小平市の対応」，2011 年 7 月

小松丈晃『リスク論のルーマン』，勁草書房，2003 年

————「社会システム理論とリスク」『社会・経済システム』(26)，2005 年，pp. 119-123.

田中政光「ストリート・レベルの戦略」『横浜経営研究』，18(3)，1997 年，pp. 193-212.

中山竜一「リスクと法」橘木俊詔，長谷部恭男，今田高俊，益永茂樹編『リスク学入門　1』，岩波書店，2007 年

西尾　勝『行政学』，有斐閣，1997 年

西原春夫『形法概論』，成文堂，1977 年

長谷部恭男編『リスク学入門　3　法律からみたリスク』，岩波書店，2007 年

毛利泰俊「リスク社会における科学評価のための法制度設計をめぐって」『西南学院大学法学論集』，38(3/4)，2006 年，pp. 193-294.

土方　透，アルミン・ナセヒ編著『リスク』，新泉社，2002 年

ベック，ウルリッヒ　アンソニー・ギデンズ，スコット・ラッシュ　松尾精文，小幡正敏，叶堂隆三訳『再帰的近代化』，而立書房，1997 年

————　東康，伊藤美登里訳『危険社会』，法政大学出版局，1998 年

村上陽一郎『安全学』，青土社，1998 年

山村武彦「社会全体で社会の安全を支える仕組みを」『ガバナンス』，ぎょうせい，2011 年 10 月号，pp. 30-32.

リップ，ヴォルフガング「第 8 章　リスク，責任，運命」土方透，アルミン・ナ

セヒ編著『リスク』，新泉社，2002 年
ルーマン，ニクラス　長岡克行訳『権力』，勁草書房，1986 年
――――　大庭健，正村俊之訳『信頼』，勁草書房，1990 年
――――　土方透，大澤善信訳『自己言及性について』，国文社，1996 年
Luhmann, Niklas *Risk,* Transaction, 2005
『ガバナンス』，ぎょうせい，2011 年 11 月号

（原稿受付　2011 年 12 月 17 日）

経営経理研究　第 94 号
2012 年 3 月　pp. 83-97

政 策 提 言

日本商工会議所

はじめに：日本商工会議所　提言寄稿の趣意

半世紀にも及ぶ経営経理研究所の研究活動において，東日本大震災は過去最大で稀有の災害であり，数多くの社会問題と関連する研究課題を残した。この事態に際し，商学研究活動の一翼を担う本研究所に於いて「商学研究を通じた災害復旧，再生支援」をテーマとして，今回の紀要「東日本震災特集」号が編纂された。

今回，日本商工会議所の震災普及支援に関する提言「東日本大震災の復旧・復興に関する要望　平成 23 年 3 月 31 日」が本研究所紀要へ寄稿され，その趣意を拝受する機を得て，本研究所紀要特別号のテーマと大枠の点でも合致する由，本研究所紀要編集委員会の文責において一部編集を加え掲載するものである。

此処に寄稿を頂戴した日本商工会議所の御厚意に深く感謝申し上げる。

経営経理研究所紀要編集委員会

「東日本大震災」の復旧・復興に関する政策提言

平成 23 年 3 月 31 日

日本商工会議所

1. 序

去る 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」は，巨大な津波を伴い，沿海部を壊滅的に破壊するとともに，東北から関東にわたる広い範囲に，甚大な被害をもたらした。地震，津波，原発事故の同時発生により，三重苦の災害となっており，特に原発事故は，未だ収束の見通しが立たず，国民不安が強まっている。大震災により，多くの国民の生命・財産が失われ，地域経済と雇用を支える中小企業をはじめ事業者も多大な被害をこうむっている。

今回の大震災は，阪神・淡路大震災を大幅に超える被害の大きさ，範囲の広さのみならず，質的にも，過去の震災と大きく異なっている。津波によりコミュニティ全体が根こそぎ消滅しており，そうした地域においては，単なる企業やインフラの復旧ではなく，広範に，地域全体を新たに作り直さなければならない事態となっている。また，中小企業の中には，廃業の決断を迫られている者も多く，再生に向け，残された時間は少なくなっている。被災者の生活支援と中小企業への支援に一体的に取り組む必要がある。

震災対策にあたっては，20 兆円を超えると言われる被害の大きさとその特徴を踏まえ，阪神・淡路大震災時を大幅に超える支援を，大胆，強力かつ迅速に進めていくことが重要である。

日本商工会議所では，以下の考え方による復旧・復興への強力な取り組みを強く期待する。

2. 政策提言

⑴ 復興に対する基本方針の早急なとりまとめを

復旧・復興が遅れるならば，日本の国力の低下をもたらしかねない。政府におかれては，今回の大震災の特徴を踏まえ，これまでにない新たな発想に基づき，将来にわたる復興の道筋をはじめとする復興への基本方針を早急にとりまとめるとともに，県や地元自治体による復興計画の策定，推進について，全面的に支援すべきである。また，被災者や被災した中小企業をはじめ事業者が，公的支援をどこまで受けられるのか，その範囲と枠組みを早期に示すことが必要である。国が，これまでの慣例や制度を超えて，ギリギリまで支援の手を差し伸べることが，極めて重要である。

⑵ 阪神・淡路大震災時を上回る大規模かつ短期集中的な予算投入を

復旧・復興にあたっては，20 兆円を超える被害に見合った，阪神・淡路大震災時を大幅に上回る，大規模な予算の投入が不可欠である。また，3 年以内で復興するとの強い方針のもと，短期集中的に復旧・復興を進めることが必要である。これら予算の投入に当たっては，被災地域の自治体の疲弊を十分考慮し，国費を中心に，対策を講じていかなければならない。

⑶ 新しい地域社会の形成を

何よりも，失われた生活と道路，堤防，港湾，鉄道等のインフラ（被災地域の高速道路無料化を含む）をはじめとする社会基盤，産業基盤を早期に復活させることが，緊急の課題である。

その上で，深刻な被害を受けた東北・関東地域の復興を，新しい地域経済・社会を形成していくものと位置づけて，進めていくことが重要である。その際，地方自治体，商工会議所，住民など地域を構成する者が，将来を見据え，自らの地域のあり方を議論していくことが不可欠である。

産業集積となっている自動車部品や精密機械をはじめとする事業者の中には，事業の再開が極めて厳しい状況に直面している者が多く見られる。また，農業や漁業についても，単独での事業継続をあきらめる者も出てきている。復興にあたっては，単に原状の復帰や一企業の再建ではなく，地域全体の再生を通じて，産業や中小企業をはじめ事業者の回復と，他地域への流出の抑制を図っていかなければならない。

さらに，地域としての復興の早期化を図るため，税制の特例を含む「復興特区制度」を創設することが必要である。

このような地域やコミュニティの形成を通じて新たなまちづくりを進めるため，土地利用や都市計画をはじめ必要な法的枠組みの整備も不可欠である。

⑷　過去最大級の金融支援等中小企業の再生を早急に

地域経済と雇用を支えてきた中小企業の再生に，全力を注がなければならない。中小企業は，大震災による直接的な被害のみならず，風評など間接被害の影響も大きく受けており，規模と質において過去に例を見ない支援が不可欠である。また，被災者の生活支援とも一体的に取り組む必要がある。

甚大な被害を受けた中小企業に対しては，納税の免除をはじめ，既往債務の金利免除や追加の無利子融資をはじめとするリーマン・ショック時を超える過去最大級の金融支援（リーマン・ショック時の金融支援は 57 兆円），がれき撤去等事業再開支援，風評被害・間接被害への支援などの措置を，強力に講じることが必要である。

また，地域金融機関が，中小企業の金融支援に万全な対応を図るという自らの機能を確実に果たすための基盤強化の枠組みを，早急に講じるべきである。

⑸ 「復興庁」（仮称）創設

「復興庁」（仮称）創設により，地域が主体となった復興のための強力な対策を地震の被害は極めて広域に及んでおり，行政機能を喪失した地域もある。複数の県域にわたる被災地域が主体となった復興を進めていくための対策を講じていくためには，各自治体と緊密な連携を図りつつ，復旧・復興の企画立案，執行，予算配分等について強力な権限を有する「復興庁」（仮称）を時限で被災地域に組織し，省庁の縦割りを排し，効果的・効率的な支援を行う体制を構築することが必要である。

⑹ 福島第一原子力発電所事故の早期収束を

福島第一原子力発電所の事故については，何よりも事態の早期収束が不可欠である。放射能による被害を最小限にとどめ，被災者はもとより，国民の不安を払拭しなければならない。放射性物質の封じ込めと収束プロセスを，現在実施中の対策を含めて，可能な限り早期に国民に提示し，わかりやすく，明確な説明，情報提供のもとに，国民の理解を得ることが重要である。

特に，原発事故に関する風評被害については，事態が長期化すれば，さらに拡大するおそれがあり，特段の措置が必要である。すでに風評被害が生じていることを踏まえ，積極的な情報発信に最善を尽くして，国内はもとより，海外においても，その防止を図る必要がある。

⑺ 電力不足問題に最大限の対応を

電力不足問題は，国民生活や経済に深刻な影響を与えている。電力不足が危機的状況となる夏季までに，あらゆる手段を講じて，電力供給力の拡大を図らなければならない。

また，国民生活や経済への影響を最小限にするため，一層の節電と，使用最大電力の制限も含め，業界や地域単位でのきめ細かい対応による電力

需要の分散化に取り組まなければならない。商工会議所として，会員企業をあげて，節電にとどまらず，需要の分散化に全面的に協力していくこととしている。

⑻　政治が結集し，強いリーダーシップを

大震災からの復旧・復興に，あらゆる政策を総動員し，迅速に対処していかなければ，わが国の将来はない。日本が再び繁栄の道を歩み始めることができるのか，あるいは，このまま衰退の一途をたどるのか，わが国は重大な岐路に直面している。今こそ，党派を超えて政治が結集し，迅速な復旧・復興対策の実行とその裏付けとなる安定的な財源確保に向け，強いリーダーシップを発揮すべきである。それによって，国民・経済界が一致団結し，復旧・復興に向けて力強く進んでいくことができるものと確信する。

日本商工会議所では，復旧・復興にあたり，上記の基本的な考え方のもと，被災地域の商工会議所の要望を踏まえ，当面必要と思われる事項について，別添のとおり，強く要望する。同時に，日本商工会議所と各地商工会議所は，被災地域の復興はもとより，日本経済の再生に向け，あらゆる努力を行う覚悟である。

なお，未曽有の危機から立ち上がるために，被災地外の地域において，経済活動や地域活性化にこれまで以上に取り組んでいくことが重要である。各地域の経済の活力ある成長に向けた取り組みが，引いては，被災地域に対する強い支援になり得るものと考える。

以　上

（別添）

「当面の具体的な要望事項」

平成 23 年 3 月 31 日
日本商工会議所

「東日本大震災」による被災者および被災した事業者の復旧・復興支援として，以下に掲げる措置をはじめ，阪神・淡路大震災の際に特別立法により講じられた施策を大幅に超える支援を，過去の枠にとらわれず，大胆，強力かつ迅速に講じられたい。

Ⅰ．新しい地域社会の形成に向けて

1.　インフラ整備等

⑴　復興ビジョンの実現に向けた「災害復興支援交付金制度」の創設

被災地域が県境を越え一体となって策定する復興ビジョンを実現するため，自治体が自らの判断で民間支援を行えるよう「災害復興支援交付金制度」を創設する。

⑵　インフラ整備の促進等

地域の復旧・復興を実現するためにも，道路，鉄道，港湾，空港，堤防等の社会・産業基盤を早急に整備する。

⑶　燃料の確保

地域の復旧作業はもとより，住民の生活や経済活動を行ううえで不可欠なガソリン，軽油，灯油，重油等は，被災地では今でも不足しており，更なる安定供給を支援する。

⑷　災害に強い新たなまちづくりの推進

災害に強く少子高齢社会に対応し，コンパクトシティの形成や地域

コミュニティの強化に資する，新たな考えに基づくまちづくりを推進するため，土地利用や都市計画等の法的支援を行う。

⑸　地元事業者の優先発注と被災地域の物産の販売促進

被災地域の復旧・復興事業に関し，地元事業者への優先発注を徹底するとともに，被災地域の物産の販売促進を支援する。

⑹　東北，常磐自動車道等の料金無料化

東北自動車道，三陸・常磐自動車道など東北域内の高速道路料金を無料化する。

2.　事業再開・新たな再生への支援

⑴　事業用敷地内における災害廃棄物の撤去に対する国の支援

業再開・新たな再生への支援の喫緊の課題である，敷地内のがれき等災害廃棄物の撤去・処理について，自治体は，早急に撤去・処理を図る。国は，独自で撤去等を行った事業者の費用を負担する制度を創設する。

⑵　被災事業者の工場，店舗，事務所等の建物や設備に関する支援

事業に不可欠な工場，店舗，設備，事務所等の再生（補修・建設・購入等）への公的補助（復旧に限らず，新たな再生に向けた支援も含む）等を行う。

⑶　自治体，第三セクターによる仮設工場・店舗設置への補助

自治体や第三セクターによる被災地の事業者向けの仮設工場・店舗等の設置を早急に進めるべく，設置する自治体等への補助制度を創設する。

⑷　事業協同組合等が行う地域の共同施設復旧への補助

事業協同組合等の組織が行う商店街のアーケードやカラー舗装，組合事務所等の共同施設への補修，復旧に対する補助を講じる。

⑸　人材の確保や部品調達等への支援

被災地域の企業における人材の確保や部品調達等に対するマッチング等ソフト面での支援を行う。

⑹　地域の中核となっている産業・企業への強力な支援

企業の安定的な生産体制の確立のため，広い裾野を有する中小企業に限らず地域に必要な産業や中堅・中小企業等の復興の向けて強力な支援を行う。

⑺　下請け中小企業の工業団地等への早期移転の支援

中核企業を支える取引先中小企業の近隣工場団地等への早期の促進を強力に行う。

3.　復興特区の創設

上記「2.」の事業再開・新たな再生への支援を集中的に行うため，被災地域に税制面（法人税，固定資産税等の減免），雇用面（雇用促進の助成措置）等思い切ったインセンティブを備えた復興特区を創設し，地域の核となる企業・産業の再建・立地を促すとともに，新産業の誘致と雇用の促進を図る。

4.　被災者生活支援

⑴　災害廃棄物の撤去等

大津波等による損壊家屋や自動車等の膨大な量の災害廃棄物の早急な撤去ならびに津波被害を受けた低平地の早急な排水につき，国の全面的な支援を図る。

⑵　被災者の生活再建への支援

被災者の住宅の確保，ライフライン（電力，ガス，通信，上下水道等）の早期復旧，医療，教育体制の整備，被災者生活再建支援金の拡充・支給等，早急な被災者の生活支援に万全を期す。

5.　被災事業者等の事業再開および再生の円滑化に向けた経済法令関係整備

⑴　罹災地に登記上の本社が所在する会社に関する特別措置（会社法）

定時株主総会の開催の延期等を可能にする措置，取締役会の書面・電子開催を可能にする措置，震災に伴う緊急措置につき役員の責任を免除・限定する措置等を講じる必要がある。

⑵　罹災地の債権債務関係に関する特別措置（民法）

時効障害消滅時期の画一化，指名債権譲渡通知の公示送達，貸金等根保証の特別解約権（工場・自宅罹災の場合）に関する措置を講じる。

⑶　罹災地の破産等手続に関する特別措置（破産法等）

被災者の手元財産の保護のため，自由財産の上限引き上げ（99 万円→2 百万円）や預金債権の自由財産への繰り入れ（2 百万円未満），罹災地特定自由財産制度における対象の拡大（自動車，ストーブ，電話等必需品）を講じるとともに，小規模個人再生の上限引き上げ（5 千万円→1 億円）を図る。

6.　被災地域における商工会議所等経済団体に対する支援

⑴　被災地域における商工会議所等，地域支援，経営支援機能をもつ経済団体への事業機能の維持・整備のための支援

①　被災地域の商工会議所における小規模企業等に対する相談・指導体制強化のための助成等の支援

②　被災地域の商工会議所会館等の建て替え・大規模改修に向けた補助金，税制優遇，指定寄附の指定等の特段の支援

⑵　被災した商工会議所に対する商工会議所法上の特別措置等

①　被害が大きい商工会議所が再建するまでの間，商工会議所法における法定台帳，議員総会，報告をはじめとする規定（第 10 条，第 38 条，第 39 条，第 40 条，第 45 条第 1 項，第 45 条第 3 項，第 48

条第1項，第49条第1項，第51条第3項，第52条第1項，第57条）の免除

② 商工会議所等の機能・組織・財政基盤の強化に向けた寄附金の優遇措置

Ⅱ．中小企業の再生に向けて

1. 被災中小事業者等への納税免除および還付，社会保険料の免除等

⑴ 納税免除および還付

① 法人税，所得税，固定資産税等国税・地方税の納税免除

② 被災中小事業者等の3年間の繰戻し還付

⑵ 社会保険料，労働保険料，子ども手当拠出金の免除

① 事業主，本人負担免除の特例措置（医療，年金，介護，雇用保険，労災保険，子ども手当）。年金および雇用保険は，免除期間中も保険料納付したものとみなす

② 給与が低下した場合の標準報酬月額改定の特例（医療，年金，介護，子ども手当）

2. リーマン・ショック時（57兆円）を超える過去最大級の金融支援

⑴ 被災中小企業（間接被害も対象）の既往債務について，金融機関に利息を含む一定期間の返済猶予を行わせる特例措置

⑵ 地域金融機関が中小企業の金融支援に万全を図るという自らの機能を確実に果たすための特例措置（経営責任を問わない形での一律の基盤強化）

⑶ 被災中小企業（間接被害も対象）の既往債務に係る一定期間の金利免除（利子補給を含む）

⑷ 無担保・無保証・無利子（利子補給を含む）融資制度の創設（間接被害も対象）

⑸　公的金融機関による貸付の大幅な拡充・要件緩和

日本政策金融公庫の災害復旧貸付および商工中金の危機対応業務（損害担保付貸出等）の事業規模の大幅な拡充（リーマン・ショック時の 21 兆円以上），間接被害（風評被害，計画停電を含む）への幅広い適用，貸付限度額の拡大（別枠で 10 億円），貸付条件の緩和（貸付期間の延長，優遇金利の引き下げおよび優遇対象上限額の拡大）を図る。

⑹「災害関係保証」のセーフティネット保証との別枠での設定

災害関係保証については，セーフティネット保証とは別枠で設定するとともに認定要件の緩和（直接被害はもとより，風評被害，計画停電を含め間接被害も対象），直接被害を受けた中小企業への保証料の免除を図る。

⑺　マル経融資制度の拡充

被災小規模事業者に対する融資限度額の拡大（設備資金枠と運転資金枠に分け，各々上限額を 1,500 万円とする），据置期間の延長（5 年），貸付期間の延長（設備資金 15 年，運転資金 10 年），適用金利の大幅な引下げ（現行金利マイナス 0.9%以上），書類・手続きの大幅な簡素化による借換の促進を図る。

⑻　中小企業倒産防止共済の共済金貸付限度額の引上げ・貸付期間の延長

⑼　未決済手形・小切手の決済猶予措置の当面の継続，同振出人および受取人に対する超低利の決済資金貸付制度の創設

3. 被災地域における雇用安定と失業者のための雇用機会の確保

⑴　雇用調整助成金の支給要件緩和・拡充

①　生産指標の確認期間の短縮（3 か月⇒1 か月）（青森県，岩手県，宮城県，福島県，茨城県の災害救助法適用地域に限らず，間接被害

を受けた者まで対象とする）

② 対象被保険者の拡大措置の継続（雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満である者を，平成23 年7 月以降も対象とする）

③ 手続きの簡素化・迅速化，手続きを行うことが困難な地域における代行制度の創設

⑵ 復旧・復興事業等による被災地失業者の雇用創出対策

① 地域の復興ニーズを反映した復興支援緊急雇用創出事業（仮称）の創設

② 復旧・復興事業における被災地失業者の優先雇用，被災者雇用に対する賃金助成

③ 新卒者対策の強化に向けて，震災による内定取消者等を採用する事業主に対する新卒者就職実現プロジェクト事業等の奨励金の増額

⑶ 被災地企業の離職者の生活安定，再就職支援

① 被災地企業の離職者に対する雇用保険の給付日数の延長

② 被災地企業の離職者で雇用保険を受給できない者を対象とした「職業訓練および訓練期間中の生活支援給付制度」の利用期間の上限延長

③ 小規模事業者等に対する休業補償の創設

⑷ 被災地企業の経営者および従業員の健康確保健康診断（臨時健康診断，電離放射線健康診断等）やメンタルヘルス相談等の実施および助成。

4. そ の 他

⑴ 被災地における納付事業者の公害健康被害汚染負荷量賦課金の免除等

⑵ 罹災証明の申請受付と発給の簡便化・迅速化（申請受付後のみなし

扱いによる迅速化等）

Ⅲ．原発事故の早期収束と復興に向けた迅速な対応

1．原発事故の早期収束

⑴　早期収束が復旧・復興の絶対条件

関係者の懸命の努力に敬意を表するとともに，引き続きあらゆる手段を講じ，事態の早期収束に努める。

⑵　屋内退避地域，周辺地域の住民への支援

屋内退避地域および隣接する周辺地域の行方不明者の捜索，ライフラインの復旧，物資の供給，病院機能の維持等に早急に取り組む。

⑶　直接的被災地への支援

放射能汚染による直接的被災地の再生にあたっては，国の全面的な支援のもと，長期的な再生ビジョン（移転含め）の策定・推進を図る。

⑷　事故収束後の住民および地域への迅速・万全な支援

事故収束後，復旧・復興事業により失業者救済，地元企業復活を図るとともに，休業補償や操業再開に向けた金融措置，商店街への支援等を図る。

⑸　避難地域，屋内退避地域および周辺地域におけるきめ細かい観測の実施と開示

放射能汚染の状況は住民にとって極めて重要な情報であり，よりきめ細かく検査を行い開示する。

2．風評被害対策および支援

⑴　風評被害の防止，風評・間接被害への支援

①　国は，正確でわかりやすい説明を国内外に積極的に情報発信する。特に，原発地域に対する放射能偏見や風評被害が発生しないよう対応を強める。また，海外における渡航自粛やイベント中止等の過剰

な対応が行われないよう働きかけを行う。

② 農畜産品の生産者だけではなく，直接・間接の風評被害は工業製品や流通過程（資材，市場，小売店，輸送等）観光等広範に及んでおり，さらには水産物等にも拡大する恐れがあることから，被害を受けた事業者等に対する補償を行う。

⑵ 風評被害により生じた通関時の行き過ぎた対応への対策

① 国は，通関時に放射能汚染に関し，明確な基準もなく行き過ぎた対応を行う国への是正を申し入れる。

② 非放射能汚染に関する証明書の政府による円滑な発給の確保，官民挙げての検査体制の拡充および検査費用の軽減措置を講じる。

3. 電力不足問題への対応

⑴ 計画停電の見直し

政府・東京電力は，国民や企業の声を踏まえて，徹底的な見直しを図り，分かりやすく周知する。

⑵ 電力供給力強化に向けた支援

事業者による自家発電設備の導入促進や活用助成（設備購入や燃料費への助成等）を行う等，政府はあらゆる手段を講じる。

⑶ 電力需要の分散化

国民生活や経済への影響を最小限にするため，一層の節電，使用最大電力の制限も含め，業界や地域単位でのきめ細かい対応の取組みを進める。

以　上

経営経理研究　第 94 号
2012 年 3 月　pp. 99-148

〈論　説〉

国税徴収におけるいわゆる ぐるぐる回りの事例研究（上）

小　林　幹　雄

目　次

はじめに
1. 国税債権の一般的優先権と他の債権との優劣の基準
2. いわゆるぐるぐる回りが生じた場合の調整に関する国税徴収法の規定の概要
3. いわゆるぐるぐる回りが生じた場合の調整例と問題点及びその検討
　事例 1　国税徴収法 26 条が適用される場合（1）
　事例 2　国税徴収法 26 条が適用される場合（2）
　事例 3　国税徴収法 15 条 4 項が適用される場合（1）
　事例 4　国税徴収法 15 条 4 項が適用される場合（2）
　事例 5　国税徴収法 15 条 4 項が適用される場合（3）（以上，本号）
　事例 6　国税徴収法 17 条の適用がある場合（1）（以下，次号）
　事例 7　国税徴収法 17 条の適用がある場合（2）
　事例 8　国税徴収法 18 条の適用がある場合（1）
　事例 9　国税徴収法 18 条の適用がある場合（2）
　事例 10　国税徴収法 18 条の適用がある場合（3）
　事例 11　国税徴収法 18 条の適用がある場合（4）
　事例 12　国税徴収法施行令 9 条の適用がある場合
　事例 13　破産手続きが絡む場合
4. 総括
終わりに
付表 1　法定納期限等（国税徴収法 15 条 1 項）
付表 2　私債権における基本的な優劣の基準と国税債権との関係

キーワード：ぐるぐる回り，国税の一般的優先権，担保物権，法定納期限等，予測可能性の確保

はじめに

国税徴収法は，国税の徴収において他の租税債権，公課及び私債権との債権回収上の優劣に関する規定を置いているが，その基本的な制度設計は，国税債権に一般的優先権を認め（国税徴収法 8 条），私債権との関係においては，原則として国税債権の存否・金額を私債権者が確認できる日以前に担保権を設定・成立させた場合に私債権者に国税に対しての優先権を認めるものとなっている（国税徴収法第 2 章第 3 節及び第 4 節[1]）。国税債権に一般的優先権が認められている[2] のは，租税が公共財を提供するための財源として強い公益性を有している[3] という理念的なもののほか，私債権者のように債権・債務の成立・不成立を選択できるものではなく，債務者（納税者）の財産状況等に応じた対応ができないことから[4]，現実の問題として租税債権の免脱等を防止するためには国税債権に一般的優先権を認めつつ，私債権者サイドに国税債権の存否・金額を確認させ，債権・債務の成立・不成立を選択させるものであるという点において租税債権の公益性といった理念的なものだけでなく一般的優先性の現実的な意義があるといえよう[5]。このため国税徴収法は国税に一般的優先権を認めつつ，私経済における取引の安全＝私債権者の予測可能性の確保の観点から，私債権に優先する国税債権の存否・金額を私債権の成立前に知ることができるよう納税証明書の発行が法律により義務付けられているところである（国税通則法 123 条 1 項。なお，同趣旨の規定として地方税法 20 条の 10[6]）。

ところで，租税債権間の優劣の基準は私債権間の優劣の基準とは異なっているため，租税債権と私債権とが 3 個以上ある場合においては時には優劣の順位付けに矛盾が生じる場合がある（このような矛盾は優劣を決する実体的要件の相違だけでなく手続的要件の相違によっても生ずる場合がある。事例 3〜6，9 及び 10）。すなわち，国税債権と地方税債権（又は国税

債権間若しくは地方税債権間）は互いに全く平等であること及び租税債権が基本的に担保権により担保される債権ではないこと[7]，したがって，便宜的なものと評価されるものであるが，国税債権と地方税債権との間（又は国税債権間若しくは地方税債権間）においては原則として差押えの先後等により租税債権の優先劣後を決することとされている（国税徴収法 12 条～14 条，なお，地方税法 14 条の 6～14 条の 8)[8] ことから，この両債権に私債権が絡んだ場合にその優劣に関して矛盾が生じる場合がある。これら債権者間の債権回収の優劣に矛盾が生じ，三すくみ（いわゆるぐるぐる回り）に陥った場合において，どのようにこれら債権間の調整がなされるべきかが問題となる。これについては，国税徴収法 26 条（国税及び地方税等と私債権との競合の調整）の規定が置かれているところである。また，同法 15 条 2 項（法定納期限等以前に設定された質権の優先），同法 17 条 2 項及び同法 18 条 1 項ただし書の規定の適用がある場合においてもいわゆるぐるぐる回りが生ずる場合が観念できるが，これらについてはそれぞれ格別の調整規定を置いているところである。さらに，破産手続においてもいわゆるぐるぐる回りが生ずると観念できる場合がある。

このいわゆるぐるぐる回りについては国税徴収法基本通達に実務上の取扱いについて租税徴収庁の見解が示されているほかコンメンタール[9] 及び実務書[10] においていくつかの解説が置かれているものの，現行国税徴収法の立法趣旨及びその基本的な構造からの合理的な判断基準の検討が十分になされている状況にはないと思われることから，本稿は，明文の規定が直接適用されないケースにおいて矛盾調整がいかになされるべきかにつき具体的に考察するものである。具体的な考察にあたっては，国税に一般的優先権を認め，これに対し私債権者に一般的優先権を有する国税債権の存否・金額につき予測可能性を与えている国税徴収法の基本的な枠組みが基礎とされるべきであると考えている。すなわち，租税の一般的優先権の根拠となる公益性は極めて抽象的な理念に止まることから，一般的な公平を論ず

る場合はともかく，私債権との個別具体的な優劣の判定において衡平[11]を図る具体的な基準を導き出すものとしては必ずしも適切ではなく，したがって，個別具体的なケースにおいて優劣の判定に関する国税徴収法の規定の解釈においては，いきなり一般的優先権による判定を行わず，まず私債権者の予測可能性を確保している同法第2章第3節及び第4節の積極的な類推適用が試みられるべきであると考えるものである[12]。

現行国税徴収法は昭和34年に抜本的に改正されたものである（昭和34年4月20日法律第147号）が，その改正の主要な目的の一つが国税債権と私債権との調整において国の財源である租税債権を確保しつつ私法秩序を尊重するということであった[13]。このような基本的理念は経済取引が改正当時と大きく変容した現在においても堅持されるべきであろう。現在では，金融取引に対する規制緩和により多くの金融商品が現れ，国税徴収法の制定当時に前提としていた民法や商法などが想定していない取引も多く見られるところである。多くの個別経済取引に関する法律により各取引につき法的な枠組みが創設されている[14]が，また，民法等の規定の解釈の拡大により取引の現状に対応している[15]という現実もある。近年における金融商品の多様化に代表されるように，私的経済部門における取引の複雑化が進んでいる中にあっても私法秩序（特に担保制度）を尊重しつつ租税債権の確保を図るという現行国税徴収法への抜本改正時の基本的な理念を変える必要はないと思われるが，経済取引の複雑化により現行の債権の優劣に関するルールに矛盾が生ずる可能性は相対的に高くなっていると思われる。

国税債権の確保のため私的経済取引が阻害されることはあってはならないが，しかし，地方税も含め租税債権は，債務者・債権額を選択できないといった特殊事情があり，またその回収手続きも自力執行権があるとはいっても細部に至るまで法的手続きにより規制され，新たな取引形態に関し柔軟で機動的な回収という点からは私債権に劣るものである[16),17]。また，債

務者の自主的な弁済・納付の可能性においては事実上租税債権は最劣後にあると評価できるものである[18), 19)]。このような租税債権の特殊性は個別具体的な租税債権と私債権との衡平を図る点において考慮されなければならないであろう。

本稿では私債権者の予測可能性の確保は，租税債権の一般的優先の例外又は特例として位置付けるものではなく，むしろ租税債権の一般的優先権は私債権者の予測可能性が確保されることが前提となってその正当性を有するとの視点から[20)]，個々のケースにおける衡平を論ずるものである。このような視点がアプリオリに正当性を有するとは必ずしも考えているわけではなく，本稿が取り上げるいわゆるぐるぐる回りが生ずると観念できるケースでの租税債権と私債権との優劣の具体的基準を探る中で本稿の視点の是非が検証されるべきものと考えている。とはいえ，わずかな事例に基づくものであり，私債権者の予測可能性を確保するという視点が本稿の取り上げる個々のケースにおいて妥当性を有するとしてもそのことが普遍的な正当性につながるか否かはさらに多くのケースに基づき検証される必要があろう。

なお，本稿では私債権者の予測可能性を確保する観点から，いわゆるぐるぐる回りが観念できる場合において具体的な配当基準を考察するものであるが，国税債権と私債権との衡平の問題だけではなく，国税徴収法の規定に基づき国税債権が絡むことにより，私債権者間の衡平が崩れる場合についても考察を加えたいと考えている。

1. 国税債権の一般的優先権と他の債権との優劣の基準

国税債権が他の私債権との関係で一般的優先権を有することは，日本に限らず外国においても一般的に見られる制度である。現行国税徴収法が国税債権に一般的優先権を認めるとともに，私法秩序の尊重という観点から

被担保債権の債権者との関係では，当該債権者が国税債権の存否・金額を債権者となる前に知ることができるという予測可能性を確保することにより私法秩序との調和を図っていることにその実体法としての基本的な性格を見ることができる。そして，その基本構造はこの私債権者の予測可能性に基づき私債権者が債務者の国税債務の存否・金額につき具体的に知ることができる国税の「法定納期限等」[21]（付表 1）以前に担保権を設定し又は担保権が成立したもので，登記・登録又はこれら以外の何らかのその設定・成立が証明されたものにつき国税債権の一般的優先権にかかわらず私債権に優先権を与えることとしているものであるということができる。この場合，民法その他の法律において担保権には優劣が付されており，国税徴収法はこのような私法上の担保権の優劣も考慮して私債権との優劣の調整をしているところである（付表 2）。

国税債権は，物権公示のような公示がされないからといって国税債権が私債権者の前に突然に登場するのではなく，物権公示ということではないが，租税債権は納税証明書の発行制度により私債権者に予測可能性を与えているのであり[22]，その意味で国税債権は公示されているのである[23]。したがって，現行国税徴収法においては公示されない国税債権が突如として私債権者の前に現れて私債権者の取立て努力を無にさせるとの批判[24]は一般論としては必ずしも当を得たものでない。なお，いうまでもなく国税債権は法律により客観的に確定する債権であり，ある者を納税者とする課税庁の選択をまって国税債権の成立・確定がなされるものではないことから，私債権者の担保権の設定・成立が公示されているか否かは国税債権自身にとっては意味を持たない[25), 26), 27)]。国税徴収法 15 条以下において登記・登録された担保権により担保される債権はその登記・登録の設定の日が国税債権の法定納期限等以前であれば当該私債権は国税に優先するが，前述のとおり国税債権は，私債権が対抗要件を具備しようがしまいが成立する債権であることからすれば，これは，登記・登録によって私債権が国税債権

との関係において私法上の対抗要件を具備したから優先するのではなく，登記・登録によって国税債権の法定納期限等以前に私債権が成立したことが客観的に証明されたからであると解すべきであり，登記・登録に過怠があり結果として国税債権に劣後する結果となるのは，私法上の対抗要件を具備しないからではなく，その過怠につき責任を求める性格のものと解すべきであろう[28]。そのことは，登記・登録の対象とならない質権，先取特権及び留置権に対する国税徴収法の態度からも窺えるのである[29]。

本稿は前述のとおり租税債権と私債権との個別具体的な優劣の判定を行う場合において，租税債権の公益性といった抽象的な理念では衡平という観点から租税債権と私債権間の優劣の個別具体的な基準を適切に導き出すことができないとの前提に立つ。そして，租税債権と私債権間の優劣の個別具体的な基準を解釈論として導くにあたっては，国税徴収法８条にいう「別段の定め」を私債権者の予測可能性の確保という観点から可能な限り類推適用しようとするものである。すなわち，租税債権は「別段の定め」がある場合を除き一般的優先権を有するが，「別段の定め」が直接適用できる場合以外においてもこの一般的優先権が当然に働くとは考えず，私債権者の予測可能性の確保という観点から私債権者の予測可能性を確保することを目的としている「別段の定め」を類推適用することができる場合にはその類推適用を優先させようとするものである[30]。このことは，一般的優先権（国税徴収法８条）と「別段の定め」（主として同法第２章）との関係を原則と特例との関係として位置付けるのではなく，双方とも現行国税徴収法の基本構造をなすものと理解し，私法秩序の尊重という現行国税徴収法の基本理念を前提に同法の解釈を行うものである[31]。

このような前提に立てば，租税債権は物権の公示やその他私債権者のする対抗要件の具備のような行為をすることができないものの，税務署長の発行する納税証明書によるいわば公示がなされることから，選択性を有する私債権が選択性を有しない優先する租税債権の存否・金額を認識しつつ

その選択を行うという現行方式に租税債権の公益性といった抽象的な理念とは別に租税債権の一般的優先権の現実的な正当性を見出すことができるのである。すなわち，租税債権の公益性という抽象的な理念から離れたところ[32]で，選択性のない租税債権に一般的優先権を与え，これに抵触しないように私債権者が選択できるようにするという現行の仕組みが正当化されるのである[33]。このように租税債権と私債権との個別具体的な優劣の判定において租税債権の無選択性と私債権者の予測可能性の確保にその基礎を置くことによりその具体的基準を導き出すことが現実的なものとなり，したがって，債権者間の衡平を図ることが可能であると考えるのである。租税債権は担保物権のように公示がされるわけではないが，納税証明書発行制度によりその存否・金額が公示されることになるから，これを担保権の公示と同列に扱うことによって租税債権も私債権と同一の土俵に上げることが可能となる。

2. いわゆるぐるぐる回りが生じた場合の調整に関する国税徴収法の規定の概要

いわゆるぐるぐる回りが生じ又は生じると観念できる場合において国税徴収法が具体的な規定を置いているのは，同法 15 条 4 項（法定納期限等以前に設定された質権の優先）及び同法 26 条（国税及び地方税等と私債権との競合の調整）である。また，これらの規定だけでなく，同法 17 条（譲受前に設定された質権又は抵当権の優先）及び同法 18 条 1 項ただし書も担保の設定・成立の時と法定納期限等[34]の先後により優劣を決するものではないが私債権者の予測可能性を確保するための格別の調整規定である。そこで，これらの規定の内容も含め概観し，若干の検討を行う。

⑴　納税者がその財産上に質権を設定している場合において，当該質権

が国税の法定納期限等以前に設定されているときは，その国税はその換価代金[35]につき，その質権により担保される債権に劣後して徴収される（徴収法 15 条 1 項）。この設定の時期については登記・登録されているものについてはその登記・登録がされたときとなり，登記・登録をすることができる質権以外の動産質などの質権については，質権者は質権設定の事実につき所定の証明をすることが国税に優先するために必要とされる（同条 2 項前段）。同一の動産につき数個の質権が設定されているときは，その質権間の優劣は設定時期の先後により決せられる（民法 355 条）が，これにより民法上優先する質権の設定につき所定の証明がされず国税に劣後する場合において，民法上劣後する質権がその設定につき所定の証明がされ国税に優先するといういわばぐるぐる回りが観念できるが，この場合には，この民法上劣後する質権は所定の証明がされなかった民法上優先する質権が国税に劣後する金額の範囲以内においてその証明をした民法上劣後する質権に劣後するとされている（徴収法 15 条 4 項）。有価証券以外のものの質権設定の事実の証明は，公正証書等による確定日付のある特定の証書[36]によって証明されなければならない（同条 2 項後段）[37]。有価証券について格別の証明方法が限定されていないのは，金融機関等において大量回帰的に有価証券に質権が設定されるような場合において個々に所定の証明手続きを取ることは極めて煩瑣であることが理由とされたのではなかったかと推測される[38]。同一の財産上に複数の質権が設定されたときの私法上の質権の優先劣後が国税債権の参入により，国税が第二順位質権に劣後し，第二順位質権が第一順位質権に劣後し，第一順位質権が国税に劣後するといういわゆるぐるぐる回りの生ずることが観念されるが，国税徴収法 15 条 4 項は私法上の質権者の順位を強制的に変更することでこれを調整することとしている。これは，第二順位質権者としては国税に優先することを確認し，換価代金が第一順

位質権者に優先的に充てられても配当を受けられるとの期待があるところ，第一順位質権者が証明できなかったことにより国税に劣後することとなった事情は第二順位質権者の責に帰すべきものではなく，したがって，証明責任を十分に果たさなかったという第一順位質権者の過失等があっても第二順位質権者の期待を裏切らないようにするものである。その意味で私法秩序の尊重ということができるが，国税徴収法が質権の設定時期に確定日付のある特定の証書による証明を求めるという厳格な手続きを定めていることを前提とすれば，第一順位質権者がこのような証明ができないことが私法上の優先順位まで変更を及ぼす結果となる必要があるか否かについてはなお検討が必要と思われる。すなわち，第二順位質権者の期待を裏切らないという点において私法上の順位を覆すことに合理性を認めるにしても，第一順位質権者は，他の担保権者等に対する対抗要件を具備することで満足するのが通常であり，国税との関係で確定日付けのある特定の書面による質権設定の証明が求められるとは通常想定しないものと思われるのであって，質権の設定において確定日付のある特定の証書による証明をしないことが直ちに過失があるということにはならない。したがって，質権の設定に後続する国税債権の成立・確定は当該質権者の予想できるものではないことから，国税徴収法 15 条 4 項の規定を前提とした場合には，質権の設定をする者は登記・登録できるもの及び有価証券を除き，常に同条 2 項後段所定の確定日付けのある特定の書面による証明ができるようにしていなければ安心できないということになる。現行国税徴収法が私債権者の予測可能性を確保しつつ国税に一般的優先権を認めていることの基本的な理念が十分に生かされていないのではないかと思われるのである。質権の設定時期の証明が必要であるとしても，また，その証明がなされない場合には第一順位質権者は他の担保権者等に対する対抗要件を具備したにも関わらず私法上の優先順位

が変更される結果とならざるを得ないとしても，その質権の設定の事実の証明は有価証券を目的とする質権と同様の証明でよいのではないかと思われる。要は租税徴収庁において質権の設定時期が確認できればよいのであって，特定の書類による一定の形式に閉じ込める必要はないものと思われるのである[39]。このことは，同項後段を準用する同法 17 条 2 項及び 24 条 8 項の規定の適用がある場合も同様である。

同法 15 条 4 項はこのように私法上のルールを強制的に変更するものであるから，実務は国税徴収法 15 条 4 項の規定の直接適用がある場合を除き，他にいわゆるぐるぐる回りが生じる場合には同項の類推適用はせず同法 26 条を類推適用することとしている[40]。

⑵　国税と地方税との関係は，基本的には同順位にあるものとして，担保を徴した租税債権を除き[41]，差押先着手主義（国税徴収法 12 条，地方税法 14 条の 6）及び交付要求先着手主義（国税徴収法 13 条，地方税法 14 条の 7）[42] が採用されているのに対して，国税又は地方税と私債権との間においては，法定納期限等と担保権の設定・成立時期の先後によって優劣を決することを原則としている。このような，優劣の決定基準に相違があるため，これらの間においていわゆるぐるぐる回りの関係が生じる場合，すなわち，国税が地方税に優先し，その地方税が私債権に優先し，その私債権が国税に優先することなどが生じる場合[43] がある。徴収法 26 条（国税及び地方税等と私債権との競合の調整）はこのような場合について次のように基準を置いている。

イ　共益費用等の優先（国税徴収法 26 条 1 号）

次の①～⑤に掲げるものは次に掲げる順位により優先的に配当を受けることができる。

①　強制換価手続の費用又は直接の滞納処分費

②　強制換価の場合の消費税等（地方税法の規定によりこれに相当する優先権を有するものを含む。）

③　国税に優先する留置権により担保される債権

④　差押えを受けた滞納者の動産・自動車等の賃借権者が支払った前払賃料

⑤　不動産保存の先取特権等の被担保債権（付表2参照）

ロ　国税・地方税・公課のグループと私債権グループとの調整（同条2号）

国税，地方税，公課及び私債権（上記イに該当するものは除く。）をすべて法定納期限等と担保権の設定，登記，譲渡若しくは成立の時期によって換価代金から上記イに当てられる金額を控除した残額に達するまで古いものから国税徴収法第2章（国税と他の債権との調整）又は地方税法その他の法律の規定を適用して並べ[44]，そのうち国税・地方税・公課グループに充てられる金額の合計額と私債権に充てられる金額の合計額を算出する。

ハ　国税・地方税・公課グループ間での調整（同条3号）

上記ロにより国税・地方税・公課グループに充てられるべき金額の合計額を，国税優先の原則（徴収法8条），差押先着手主義（同法12条），交付要求先着手主義（同法13条），担保を徴した国税の優先（同法14条）の規定及びこれらの規定に相当する地方税法の規定[45]により，順次国税，地方税又は公課に充てる。

ニ　私債権間での調整（同条4号）

上記ロにより私債権グループに充てられるべき金額の合計額は，民法その他の法律の規定に従い順次に各私債権に充てられる。

租税債権に常に優先する上記イを除き，上記ロ～ニのとおり，優劣の基準の異なる租税・公課と私債権との2グループに区分し（上記ロ），各グループの中ではそれぞれ固有の基準により優劣をつけることとし（上記ハ及びニ），そして，この2グループへの振り分けは，法定納期限等と担保権の設定・成立の時期の先後により決す

ることとしているものである（上記ロ）。この2グループへの振り分けがこの調整規定の本質的な機能を果たすものであるが，この振り分け基準は，租税・公課の法定納期限等が租税・公課の存否・金額が公示される時期であるとみなせば，この規定は基本的には私法のルールとの調和を図り，私債権者の予測可能性を確保するとの基本的な考えを前提にした基準を採用していると評価できるものである。したがって，徴収実務において，下記(3)〜(5)の徴収法17条，18条の規定の適用において同法26条が類推適用[46]されることについては十分合理性が認められるものである。このように，上記ロの2グループへの振り分けは公益的債権と私債権との区分ということではなく，物権公示の原則の下で担保権の設定・成立の順序を基本ルールとする債権と，これと異なるルールを採用する租税・公課とをグループ分けするものであるということができる。

この国税徴収法26条の規定の類推適用が可能と思われるいわゆるぐるぐる回りが生じ又は生じると観念できる場合として下記(3)〜(6)の場合が考えられよう。なお，(6)のロは現行破産法の問題であり，国税徴収法26条の規定の類推適用はもとよりできないが，いわゆるぐるぐる回りが生ずると観念できる場合であることから本稿の検討の対象とした。

(3) 国税徴収法17条1項は「納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは，国税は，その換価代金につき，その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収する」としている。これは，譲渡人を債務者とする債権者において譲受人の租税債権の存否・金額を確認することができないことから当該債権者の被担保債権を譲受人の租税債権に優先させるものであり，私債権者の予測可能性を確保するという基本的な考えは同法15条1項及び16条と変わるところはない。この場合，これらの被担保債権は当該譲

受前に担保権が設定されている事実につき所定の証明[47]がされなければ優先できない（同法 17 条 2 項前段）。したがって，納税者が譲り受けた財産上に 2 以上の質権又は抵当権があり，これらの担保権の間で優先する質権がその譲受前に設定されている事実につき所定の証明がされない場合にはこの質権，この質権に劣後する質権・抵当権及び国税との間でいわゆるぐるぐる回りが生ずることになる。そして，この場合において，実務上，徴収法 26 条を類推適用することとされている（国税徴収法基本通達 17 条関係 6）。同法 17 条 2 項後段は 15 条 2 項後段及び同条 3 項を準用することとしていることから徴収法 15 条 4 項の規定の類推適用も考えられるが，明文の規定なく同項が類推適用されるべきではなく[48]，合理性を有する取扱いと評価できるものである。

(4) 納税者がその有する財産に設定した質権又は抵当権が国税に劣後する場合において，これらの担保権が設定された当該財産を第三者に譲渡し，これを納税者が買い戻しても，徴収法 17 条 1 項の規定の適用ないものと解される（実務上の取扱いにつき国税徴収法基本通達 17 条関係 2）が，当該第三者である譲受人を債務者として譲受後に質権又は抵当権を設定し，その後に納税者が買い戻した場合には，この設定された質権又は抵当権は徴収法 17 条 1 項の規定の適用がある。したがって，納税者が設定した担保権，第三者が設定した担保権及び国税との間でいわゆるぐるぐる回りが生じることになり，実務上，徴収法 26 条を類推適用することとされている（国税徴収法基本通達 17 条関係 7）。

(5) 国税に先立って徴収される根質又は根抵当権によって担保される債権の元本の金額は，その国税に優先する他の債権者を害することとなる場合を除き，これらの担保権者に対する差押又は交付要求の通知を受けた時における債権額が限度とされる（国税徴収法 18 条

1 項）が，たとえば，租税債権につき差押えと交付要求がなされ，差押通知時の債権額 100 が交付要求時には減少して 40 となっている場合には，優先する根質又は根抵当で担保される債権額は差押に係る租税債権に対しては 100 であり，交付要求に係る租税債権に対しては 40 となり，減少する。その差額 60 部分については差押に優先する根質又は根抵当が差押に劣後する交付要求に劣後するといういわゆるぐるぐる回りが生ずることとなり，実務はこの場合において徴収法 26 条を類推適用することとしている（国税徴収法基本通達 18 条関係 6）。なお，国税徴収法 18 条 1 項の規定の適用において他の債権者を害する場合があり，いわゆるぐるぐる回りが観念できるものではないが，同項ただし書により同項本文の規定が適用されないという格別の調整が行われる。

⑹　その他の場合

イ　納税者が国税を滞納した場合において，その者が譲渡した財産で譲渡担保財産となっているものがあるときは，その者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときに限り，譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができるとされている（国税徴収法 24 条 1 項）が，譲渡担保権者を債務者とする債権者の予測可能性を確保する観点から，この場合の国税の法定納期限等は譲渡担保権者に対する告知書（国税徴収法 24 条 2 項）が発せられた日とされている（同法 15 条 1 項 6 号，付表 1 の⑨）。したがって，その告知書の発せられた日が譲渡担保権者を債務者とする債権者が設定した抵当権（A）の登記日以後となった場合において，譲渡担保財産上に国税に劣後する抵当権（B）が設定された後に譲渡担保のための譲渡が行われたときには，国税，A 及び B の三者の間でいわゆるぐるぐる回りが生ずることになると考えられるが，国税徴収法 22 条 1 項

が適用され，あるいはさらに譲渡担保権者の国税が絡むときには国税徴収法施行令9条の規定が適用されることによって所定の調整がされることとなる。

ロ　破産手続のなかにあって別除権者は原則として，破産手続外においてその担保権の実行をすることができ，その換価代金（売得金）から優先的に債権を回収することができる。この場合，財団債権又は破産債権である国税債権がこの別除権に係る被担保債権に優先する場合には，租税徴収庁は当該担保権の実行に係る換価代金につき交付要求をし，当該担保権者に優先して配当を受けることができるが，当該配当される金額は破産管財人に交付されるべきであるとするのが判例[49]である。そして，破産管財人に交付され，一旦破産財団に帰属した当該金額は財団債権に対し優先し随時弁済されるなど破産手続のルールに従って弁済されることとなる（財団債権につき同法152条1項，2項。破産債権につき同法98条1項，2項，194条1項，2項）。この結果，別除権に係る被担保債権は国税債権に劣後し，交付要求をした国税債権はそれに優先する財団債権に劣後し，財団債権は別除権に係る被担保債権に劣後するという関係になると観念することができる。しかしながら，この点については，上記の判例に従えば，いわゆるぐるぐる回りは生ぜず，国税債権が別除権に係る被担保債権者から吸い上げた金額はすべて破産手続きの中で，配当されることになる。このような解決法は破産法が別除権を認めながら，国税債権をストローとして別除権に係る被担保債権に弁済されるべき金額を破産財団に帰属させる事態を内包しているという問題がある。このようなぐるぐる回りが生ずると観念できる場合において破産法は特に明文の規定を置いていないし，またいわゆるぐるぐる回りが生じた場合の調整といったことも全く想定していないものと

思われる。破産法が基本的には財団債権と破産債権との区分の中で債権間の優劣の基準を設けていることが結果として民法や国税徴収法といった優劣に関する実体法規との間に相違をもたらすことの合理性については更に検討が必要であると思われる。いずれにしても，現行破産法を前提とする場合には破産手続きの中で上記⑵の国税徴収法 26 条の準用又は類推適用は困難と思われる。

3. いわゆるぐるぐる回りが生じた場合の調整例と問題点及びその検討

事例 1　国税徴収法 26 条が適用される場合（1）[50]

①	直接の滞納処分費	20
②	差押えに係る国税（法定納期限等　平成 22 年 3 月 15 日）	120
③	交付要求に係る地方税（法定納期限等　平成 22 年 2 月 1 日）	160
④	私債権甲（抵当権登記日　平成 22 年 2 月 10 日）	180
⑤	私債権乙（抵当権登記日　平成 22 年 2 月 28 日）	60
⑥	換価代金の額	380

⑴　滞納処分費 20 が優先して配当される。

⑵　上記⑴の金額を除く 360 につき古い順から国税徴収法第 2 章の規定等を適用して各グループへの配分を行う。

①　地 方 税　160

②　私債権甲　180（360－上記①＝200 の残額があるので私債権甲の全額 180 が仮配付される[51]。）

③　私債権乙　20（360－上記①－上記②＝20 の残額があるので，乙の 60 のうち 20 が仮配付される。）

合計　360 万円

⑶　換価代金 380 万円のうち滞納処分費 20 を除く 360 が各債権者に配

当されるが，(2)の結果により各グループへの配当金額は次のとおりとなる。

① 国税・地方税・公課グループ　160

② 私債権者グループ　180＋20＝200　　合計　360

(4) 結果

直接の滞納処分費	20
国税	120（国税徴収法 26 条 3 号，同法 12 条 1 項）
地方税	40（160－国税の 120）
甲	180（国税徴収法 26 条 4 号，民法 373 条）
乙	20（200－甲の 180）
合計	380

検討 1

この例は国税徴収法 26 条が想定する典型的な例である。同条 2 号にいう「この章又は地方税法その他の法律の規定を適用して」並べて配分を行うにあたっては，同法 2 章中の租税・公課グループに属する債権と私債権グループに属する債権との優劣の基準に関する規定のみを適用するもので，これらのグループ内での優劣の基準（差押先着手主義，担保権の設定順など国税徴収法 12 条，13 条，14 条，民法 355 条，373 条など）に関する規定は適用しないとするのが実務である（国税徴収法基本通達第 26 条関係 5 参照。）。同号が租税・公課グループと私債権グループとに区分し，各グループへの配分額の振り分けを行うのは，それぞれ優劣の基準が共通しているものを同一のグループとし，異なるルールのものを異なるグループとすることによるものであり，債権が公益性を有しているか否かによるものではない。同法 2 章中にはグループ内での優先劣後の基準に関する規定[52]も含まれているが，グループ内の優劣の基準に関する規定を適用した場合には，再びぐるぐる回りが生じることになり，各グループへの配分を決す

る同条2号が予定しているものと解することできないのであって，この実務上の取扱いには合理性があると評価できるものである。とはいえ，このことは事例2にも関係するが同法において明文の規定をもって明確にされることが賢明と思われる。

既に述べたように，「法定納期限等」は納税証明書制度を通じた租税債権の公示がされることにより私債権との調整のための基準点となるものであり，これと担保物権の設定・成立の先後によって各グループへの振り分けを行うということは，私法秩序の尊重という国税徴収法の基本的な理念が，優劣の基準に矛盾を生じる場合の調整規定である同法26条においても生かされているものと評価できるものである。その意味で同法26条中，同条2号が私債権と租税債権との調整機能として最も重要な機能を有するものである。そして，同条2号をこのような機能を有する規定とすれば，同号が優劣の基準を単に古い順に従わせるということではなく，私債権者である被担保債権の債権者が租税債権の存否・金額を知ることができるか否か，すなわち，私債権者の予測可能性を確保する観点から順位付けをし，私債権グループと租税・公課グループへの振り分けを行うものであるということになる。このことは同法26条の規定の解釈上看過できない要素である。

ところで，各グループへの配付後に，各グループ内での個別債権への配当は同法26条3号（租税債権グループ内の配当基準）及び4号（私債権グループ内の配当基準）の規定により行われることになるが，国税徴収法は私債権については民法その他の私法に委ねているところである。そして，租税・公課グループ内においては担保権を徴した国税の優先，差押先着主義及び交付要求先着手主義（国税徴収法12条～14条）が採用されることになる。事例においては，法定納期限等の先行する地方税債権が差押先着手主義により国税債権に劣後する結果，地方税債権額160万円のうち配当を受けられるのが40万円という結果となる。これは，徴収担当職員の情

報収集能力等の偶然により生ずる着手の先後がこのような徴収額の差として現れるものであるが，このような結果となることについては疑問があるところである。租税徴収庁も組織であり，職員により徴収事務が執行されるものであるからそこには執行能力の差が生じるし，また，徴収に必要な手形不渡り情報などの情報入手の先後にしても偶発的な要素によるところがある。国民又は住民全体の財産である租税債権の徴収においてこのような徴収上の優劣が生じることの必然性はないのではないかと思われる[53]。ともに公益的な債権である国税と地方税とで差を設ける積極的かつ合理的な理由がないのであるから，少なくとも国税徴収法 26 条の規定の適用にあたっては事務の簡便性という観点も含め滞納額による按分計算も制度としてあり得ると思われる[54), 55]。

事例 2　国税徴収法 26 条が適用される場合（2）

―最高裁平成 11 年 4 月 22 日判決（訟務月報 46 巻 8 号 3418 頁，判例時報 1677 号 66 頁，判例タイムズ 1003 号 167 頁）の事件を基にした事例[56]―

① 交付要求に係る国税（法定納期限等　平成22年 3 月15日）　120
（交付要求日：平成22年 8 月10日）

② 交付要求に係る地方税（法定納期限等　平成22年 2 月 1 日）　260
（交付要求日：平成22年 8 月20日）

③ 私債権甲（抵当権登記日　平成22年 3 月 1 日）　280

④ 換価代金の額（甲の担保権の実行により納税者の不動産は 2 回に分けて競売され，各競売に係る売却決定ごとの換価代金の額（売得金の額））は次のとおりである。

ⅰ 第 1 回競売　240

ⅱ 第 2 回競売　300

(1) このケースは担保権者が担保権の実行としての競売手続き（民事執

行法第3章）を行ったところ，租税債権（この事件の基となった事件では公課）の側から交付要求がされた事例である。抵当権の目的となっている不動産は2回にわたり順次売却決定され，その換価代金は上記の④のⅰ及びⅱのとおりである。本事例での問題は，国税徴収法26条の適用が売却決定（配当）ごとにされるのか，又は同一の競売事件ごとに適用があるのかとされている。すなわち，同一の競売事件において売却決定（配当）が複数行われた場合に同条の反復適用が許されるか否かである。上記最高裁平成11年4月22日判決は許されると解しており，それに従えば事例は⑵以下のとおりとなろう。

⑵　第1回競売

租税債権グループ　　地方税 240，国税 0　＝240

私債権グループ　　甲　　0　　＝　0

⑶　第1回競売の結果

国　税　120（交付要求先着手主義）

地方税　120（240－国税の120）

甲　　0

⑷　第2回競売

租税債権グループ　地方税 140（260－⑶の地方税 120[57]），国税 0

私債権　　甲　160（300－地方税の140）

⑸　第2回競売の結果

国　税　　0（すでに第1回競売で充足している。）

地方税　140

私債権　160

⑹　結　果（第1回と第2回の結果）

国　税　120

地方税　260

甲　　160

検討 2

本事例の基となった上記最高裁の事件での甲側の主張にもあるとおり，甲は抵当権の設定時において優先する租税債権としては地方税しか認識できないのであり，地方税（260）が優先することを前提として抵当権を設定したものであって，上記計算は予測可能性を裏切るものである。すなわち，その予測範囲では，全額 280（540(換価代金)－260(地方税)）の配当が期待されてしかるべきであるが，結果は地方税に優先する国税が参入するため，甲の取り分はこの事例では，160 となり 120 の減額となる。このような結果となるのは，第一回競売での配当において地方税債権が租税債権内のルールである先着手主義によって国税に劣後し配当されなかった部分（120）を第二回競売の国税徴収法 26 条 2 号の規定の適用場面において私債権に優先するものとして復活させる結果となっているからである。国税は甲に優先する地方税をストローとして甲に優先する結果となっているのである。国税徴収法における国税債権の優先性を租税債権の公益性でなく，租税債権の無選択性と私債権者の予測可能性から説明する立場としては，同法 8 条と同法 15 条以下との関係は前者が原則で後者が特例であるとは考えていない。これらは共に現行国税徴収法の基本的な構造をなすものと解すべきであり，国税徴収法 26 条 2 号の規定の適用においては，被担保債権である私債権グループと租税・公課グループとの調整は，租税の一般的優先権を適用する前に私債権者の予測可能性の観点からまず同号の解釈がなされるべきである。そして，同条の構造上同条 2 号の適用の場面で同条 3 号による結果を持ち込むことは許されないと解すべきである[58]。したがって，この事例のもととなった事件で最高裁判決が，同法 26 条の規定の反復適用を禁止する規定がない以上，租税債権が一般的優先権の原則（同法 8条[59]）により反復適用を認めていることの論理[60), 61)] ── すなわち，別段の定めがなければ原則が適用されるとの論理と思われるが ── には首肯し難いところがある。このような租税等の一般的優先権をもって同

法 26 条の規定の反復適用が認められる否かについての判断基準を導き出した結果，私債権と租税・公課との衡平の観点から問題を惹起することになる。すなわち，上記検討 1 で述べたとおり国税債権と地方税債権（本事例のもととなった上記最高裁の事件の場合は健康保険料等と労働保険料（公課））との優劣の基準である差押先着手主義及び交付要求先着手主義は多分に便宜的なものであり，このような基準による租税・公課内部の優劣の結果が私債権者の配当額に影響を及ぼす結果となることは国税徴収法が予定しているところとは思われないのである。換言すれば，これら差押先着手主義などの基準は私債権者にはあずかり知らぬ基準であって，このような基準によって，それと直接関係のない私債権者の予測可能性を裏切る結果をもたらす解釈は採用し難いのである[62]。国税徴収法 26 条 2 号の規定は租税債権と私債権との調整において租税債権間の独特のルールによって私債権者を不利にさせないようにするとともに私債権者間の独特のルールによって租税債権を不利にさせないように配慮した（すなわち相互に内部基準が混交することを排除した）規定でもあると解すべきであろう。このケースの問題の本質は国税徴収法 26 条の規定が同一の競売事件において単に反復適用が許されるか否かということではなく，同一の競売事件において反復適用（重複適用）が許され又は許されないのは何であるのかのレベルの問題 ── すなわち同条 3 号以下の計算結果を同条 2 号の計算に持ち込むことが許されるか否かの問題 ── であると理解されるべきであり，その意味でもっぱら国税徴収法 26 条の規定の解釈の問題であって同法 8 条の問題ではないのである。この場合は，専ら同条 2 号によって調整されるものであり，同号の適用にあたって同条 3 号・4 号（各グループの内部基準）の適用結果を持ち込むことはいわゆるぐるぐる回りを解消するための調整規定である同条の本質的機能を奪うことになる。他方で競売による配当が複数回行われそのつど同条の規定が適用されようと，同条 1 号→ 2 号→3 号・4 号の順に各号の段階で一度使用された債権額が前回適用され

たのと同じ号の中で重複使用されない限り[63] それは重複適用ということにはならないのである。事例6以下にあるように，国税徴収法26条が多くの場合において類推適用され又は準用されているが，いずれにせよ反復適用の有無も含め国税徴収法上で明確な基準が設けられるべきであろう。

金子宏東大名誉教授は「この制度の適用上1つの租税債権等の優先権の反復的主張を制限して，租税債権等と私債権との間の利害の適切な調整を図るためには，配当を競売ごとでなく，一括して行うことが適当であろう。」とされる（金子宏『租税法16版』790頁（弘文堂））。また，同事件の控訴審において広島高裁平成8年1月31日判決（金融法務事情1456号36頁）は「…優先権の反復的行使を認めることは，『法定納期限等』を基準として租税公課と私債権との優劣を決することとし，担保物権者に予測可能性を確保することにより，その保護を図ることを期して設けられた国税徴収法15条，16条の規定の趣旨に反し許されない。なお，本件のような私債権と租税公課とが競合する場面では，これを調整するための特別の規定（国税徴収法15条，16条，26条）が優先的に適用（または類推適用）されるべきであり。租税公課優先の一般原則（国税徴収法8条，地方税法14条）をもって，優先権の反復的行使を認める理由とすることができない。」とし，国側の主張を排斥している。国税徴収法26条2号が担保権の設定・成立の時期と「法定納期限等」を古い順に並べ各グループへの配分額を算定することとしていることから，このような広島高裁の判断に妥当性があると思われるが，単に反復的適用を排除するのでは，同号による各グループへの持ち込み額がその債権額を下回っている場合には，妥当性を失うケースが生じることも想定され[64]，最高裁が反復適用を排除する結論を採用しなかった一つの原因となっていたのではないかと推察されるのである。単純に反復適用を排した場合には次のケースのように不当に租税債権を害する場合が生じる。

○　本事例において第1回競売の換価代金が80万円で第2回競売の換

価代金が 400 万円の場合（換価代金の合計額が地方税の額及び甲の債権額の合計額を下回った場合）のケースである。

(1) 第 1 回競売

租税債権グループ　地方税 80，国税　0　＝80

私債権グループ　　甲　　0　　＝ 0

(2) 第 1 回競売の結果

国　税　80（交付要求先着手主義）

地方税　　0

甲　　0

(3) 第 2 回競売

私債権　　甲　　280

租税債権グループ　　120

＊地方税は第 1 回競売でしかグループへの持ち込み（仮配付）ができないので，国税の 120 が租税債権グループへ持ち込まれる。

(4) 第 2 回競売の結果

国　税　　40（120－第 1 回の配当額 80）

地方税　　80（120－国税 40）

私債権　　280

(5) 結果（第 1 回と第 2 回の結果）

国　税　　120

地方税　　80

甲　　280

＊第一回競売と第二回競売の換価代金の合計額は 480 であるところ，国税がない場合には地方税 260 及び甲 220（480－260）となる。しかるところ，甲は国税の参入により配当額が逆に 280 に増加する結果となるが，このような結果となることに合理性を見出すことはできない。このような結果が生じたのは地方税による租税債権グループへの持ち込みを単純に 1 回と制限したためである。

本稿においても上記広島高裁と同様私債権者の予測可能性の確保といった観点に立つものであるが，解釈論としては国税徴収法26条の規定の機能・構造から配当が2回以上に分かれている場合においては下記B（又はC）の方法により算定されるべきであると解する。下記B（又はC）の方法は同条の適用が何回であろうと私債権者の予測可能性を奪うものでなく，また租税公課への配当を不当に抑えるものでもない。Aは第1回の競売による配当と第2回の競売による配当が同時に決まるような場合（金子宏東大名誉教授が指摘する上述の一括して配当を行う場合）に行うことができるが，第2回の競売による配当が決まる前に第1回の配当を決める場合にはB（又はC）の方法によることができよう。B（又はC）の方法は形式上は国税徴収法26条の規定を2回適用するが，第1回の同条3号の計算結果に基づかず，第1回の同条2号の計算結果に基づくものである[65]。B（又はC）の計算方法を採用した場合には，甲は国税の参入により影響を受けることがない。この場合，下記B（又はC）の計算方法が採用される単位の問題があるが，私債権者の予測可能性の確保を図る現行国税徴収法第2章第3節・第4節の規定の趣旨に従えば，私債権者の債権1個（債権の成立単位）ごとに計算されるべきであり，執行裁判所ごと，競売事件ごと，配当時ごと，私債権者ごとといったことにはならないと解される[66]，[67]。

A：国税徴収法26条の規定の適用が1回だけとする。

⑴　各グループへの振り分け

租税債権グループ　地方税 260，国税　0

甲　280

⑵　結果

国　税　120

地方税　140（260－国税120）

甲　　280

B：国税徴収法26条の規定の適用が2回されるが，地方税については第1回で租税・公課グループへの仮配付額を除いた残額を限度に第2回で仮配付の対象とする。

(1)　第1回競売

租税債権グループ　地方税 240，国税　0　＝240

私債権グループ　　甲　　0　　＝　0

(2)　第1回競売の結果

国　税　120

地方税　120（240－国税の120）

甲　　0

(3)　第2回競売

租税債権グループ　地方税 20[68]（260－240（第1回仮配付額）[69]），

国税　0

私債権　　甲　　280（300－地方税の20）

(4)　第2回競売の結果

国　税　　0（すでに第1回競売で充足している。）

地方税　20

私債権　280

(5)　結果（第1回と第2回の結果）

国　税　120

地方税　140

甲　　280

C：本事例において第1回競売の換価代金が80万円で第2回競売の換価代金が400万円の場合（換価代金の合計額が地方税の額及び甲の債権額の合計額を下回った場合）のケース（上述の単純に反復適用

を排除したケースと同じもの）

⑴　第１回競売

租税債権グループ　地方税 80，国税　0　＝80

私債権グループ　　甲　　0　　＝ 0

⑵　第１回競売の結果

国　税　80（交付要求先着手主義）

地方税　　0

甲　　0

⑶　第２回競売

租税債権グループ　地方税 180（260－80（⑴の 80））

私債権　　220

⑷　第２回競売の結果

国　税　　40（120－第１回の配当額 80）

地方税　　140（180－40）

私債権　　220

⑸　結果（第１回と第２回の結果）

国　税　　120

地方税　　140

甲　　220

＊甲はその債権額 280 に対し 60 の減額となるが，これは，換価代金を 540 と見積もり優先する地方税 260 を控除した残額につき回収を期待していたところ，結果として換価代金が 480 となり 60 の減額となったものであって，国税の参入によって影響を受けたものではない。

事例３　国税徴収法 15 条４項が適用される場合（１）

国税徴収法基本通達 15 条関係 38「優先権行使の否認」例１に掲げる例を下記に引用する。なお，国税徴収法 18 条１項本文と関係する場合につ

いての同通達の例 2 は事例 9 で取りあげる。この事例 3 以下において国税徴収法基本通達から引用している事例は平成 19 年 5 月 16 日付けの同通達の全面改正後のものである。引用中，甲と乙は筆者が加筆したものである。

〔例 1〕

第 1 順位　質権の被担保債権甲 ……30 万円

第 2 順位　質権の被担保債権乙[70]……40 万円

第 3 順位　国税 ……25 万円

換価代金 ……80 万円

上記の場合に，第 1 順位の質権者が質権により担保される債権 30 万円につき証明せず，第 2 順位の質権者が 40 万円につき証明したとすれば，まず第 2 順位の質権の被担保債権に 40 万円を充て，次に第 3 順位の国税に 25 万円を充てる。そして残余金 15 万円は，第 1 順位の質権の被担保債権に充てる。したがって，第 1 順位の質権の被担保債権に 15 万円，第 2 順位の質権の被担保債権に 40 万円，第 3 順位の国税に 25 万円を配当することとなる（40，41 参照）。

検討 3

国税徴収法 15 条 4 項は「第 1 項の質権を有する者は，第 2 項の証明をしなかったため国税におくれる金額の範囲内においては，第 1 項の規定により国税に優先する後順位の質権者に対し優先権を行うことができない」と規定している。私債権者間のルール（事例の場合には民法 355 条）を変更する規定であり，その正当性は，本来甲に劣後する乙の期待を裏切らないことにある。すなわち，乙は甲の債権に劣後することを承知で質権者となったものであり，換価代金から甲の債権額を控除した金額につき回収を期待していたものである[71]。ところが，甲にも乙にも劣後する国税債権があり，甲の質権の設定が国税徴収法 15 条 2 項後段所定の証明ができなかっ

たこと[72]により本来両債権に劣後する国税債権が甲に優先することとなった場合，甲を乙に優先させたときは，国税債権の参入による影響は乙も直接に受けることとなるので乙の期待を裏切ることになる。そこで，甲の責に帰すべき事項として甲を乙に劣後させるものであり，国税徴収上のルールが私債権者間のルール変更にまで及ぶ結果となっている。質権設定の事実の証明が厳格にされるべきであることは私債権当事者が通謀などをして租税債権を害することを防ぐために必要であるとしても，その証明する書類を同項所定のものに制限することまで必要あるか否かについては検討を要するものと思われる。この点については2の⑴で述べたとおり，甲と乙との関係でいえば，私法のルールに従えばよく国税徴収法15条2項後段所定の証明までが求められているわけではない。国税徴収のルールに従わないことの責めを甲が国税に対してこれを負うのであればともかく乙との関係で負うことについては検討を要すると思われ，単に順位を入れ換える方法ではなく何らかの工夫が求められるべきではないかと思われる。

この証明の程度の問題とは別に乙の予測可能性を尊重するという同法15条4項の規定の趣旨を生かす観点に立った場合には，同項の解釈において次の2点が検討されなければならないと考えるが，この点についての具体的な検討は事例4の（検討4）で行いたい。

⑴　甲の金額が国税の額を超える場合において甲が乙に優先できないのは甲の金額全額か国税の額を限度とした額かである。このことは同項にいう「国税におくれる金額の範囲内においては」の文言の解釈と表裏一体をなす。

⑵　下記に示した方法のとおり，乙の期待を裏切らない範囲内で私法秩序を尊重するとの観点から，少なくとも乙が甲に優先する額の範囲は下記の例のように

換価代金－甲債権額 の残額[73]

を限度とすることも可能か否かである。なお，本事例は

換価代金の額＞第一順位質権の被担保債権額＋第二順位質権の被担保債権額

となっているが，

換価代金の額＜第一順位質権の被担保債権額＋第二順位質権の被担保債権額

の場合も，徴収実務において本事例の〔例 1〕に準じて計算するのか否か不明である。この点については事例 4 で取扱う。

事例 4　国税徴収法 15 条 4 項が適用される場合（2）

①　直接の滞納処分費	20
②　差押えに係る国税（法定納期限等　平成 22 年 3 月 15 日）	90
③　質権甲（質権設定日　平成 22 年 1 月 15 日）	120
なお，質権者甲はその全額につき国税徴収法 15 条 2 項後段所定の書類による質権設定の事実の証明ができなかった。	
④　質権乙（質権設定日　平成 22 年 1 月 30 日）	160
なお，質権乙はその全額につき国税徴収法 15 条 2 項後段所定の書類により質権設定の事実の証明をした。	
⑤　換価代金の額	270

検討 4

質権甲の債権額 120 万円全額は国税徴収法 15 条 2 項後段所定の書類により質権設定の事実を証明しないため国税に遅れる。この場合，同条 4 項[74] の規定にいう「国税におくれる金額の範囲内においては後順位質権に対して優先権を行うことのできない」旨の意味については，国税徴収法基本通達 15 条関係 40 は「法 15 条 4 項の『国税におくれる金額の範囲内』とは，先順位質権者が，その質権が国税に優先することを証明しなかった

ため，国税の後れることとなった結果，換価代金から配当を受けられなくなった金額の範囲内をいう。」としている。この解釈と事例 3 を前提とすると，

① 質権設定の事実を国税徴収法 15 条 2 項後段所定の証書で証明しなかった場合には，その証明しなかった質権に係る債権の全額が国税に劣後し，したがってそのまま乙に劣後するものとして甲の額を計算する。

② そして，その劣後の結果でも甲が受けるべき配当の額がある場合 ── 換価代金の額＞乙の被担保債権額＋滞納処分費＋国税の額 の場合 ── にはその額については乙は甲に優先しない。

となっていると推測される[75]。「国税におくれる金額の範囲内」の文意については上記通達において示されたと推測される下記 A「順位入替え方式」のほか次の下記 B「吸上げ方式」の考えがあり得ると思われる[76]。下記 A の場合には，事例 3 と同様に配当額を決することができるが，下記 B の場合には若干計算に工夫を要する。実務は上記通達にあるように A により計算されることとなると推測されるが，租税徴収はその目的に反しない限り私債権者の私法秩序を尊重するという観点からは B の方法が採用されるものと解したい。この B の方式はいわば吸上げ方式というべきもの[77] で，国税は甲から吸い上げるものと解することにより乙への影響を排除するものである（その点において立法趣旨に合致するものである。）。その排除の効力は担保割れが生じた場合の甲と乙との関係において乙に影響を与えないという点で事例 3 が想定していると思われる方法よりも一層徹底したものと評価できるものである。したがって，これによって質権乙の期待を裏切ることにならないのはもとよりのことである。なお，国税徴収法 15 条 4 項の規定を吸上げ方式と理解することにより，国税徴収法が単純に私債権者間のルールを変更するものではないとの評価が可能となり，この規定の類推適用ができるケースが広くなると思われる[78]。

A．順位入替え方式

その証明ができなかった質権に係る債権の全額が国税に遅れ，したがって，国税に優先する後順位質権に対し遅れる。ただし，それでも最終的に配当を受ける額がある場合にはその額は乙に優先するものとする。具体的な計算は〈A による場合〉に述べる。

B．吸上げ方式

(a) その証明できなかった債権額が国税の額を超える場合には，国税の額の合計額に相当する金額（国税に遅れる金額）までは証明をした後順位質権に対し遅れるが，その超える部分の金額は私法の原則に従い後順位質権に対して優先する。このことは，甲が国税に劣後することの意味を，国税がなかりせば甲が受けるべき配当の額の中から国税がこれを吸い上げるものであると解することである[79]。この方法は国税徴収法 15 条 4 項の「国税におくれる金額の範囲内」の解釈であるから解釈論として成立し得るものである。なお，吸上げ方式として捉えるとしても国税の額に達するまでの甲の債権額は国税徴収法 15 条 4 項の規定により乙に劣後することに変わりはない。具体的な計算については下記〈B による場合〉に述べる。

(b) そして，証明をした後順位質権者の期待を裏切らないことを前提として，乙が配当として期待できる金額の範囲を

換価代金－甲の被担保債権額

とする（検討 3 参照。）。これは乙の期待を裏切らないとの同法 15 条 4 項の趣旨に副ったものである。なお，滞納処分による換価が行われた場合には，滞納処分費も共益費用としての性格を有するものであるから乙に優先させるべきであり，滞納処分費がある場合には，乙の期待できる範囲は

換価代金－滞納処分費－甲の被担保債権額

ということになる。そこで，この計算により求められる金額が乙の

被担保債権額を下回った場合にはその下回った金額は乙が負担すべきであるとして，その下回った金額については乙は甲に劣後し，国税には優先するものとなる[80]。

(c)　上記(a)と(b)とは別個のものではない。すなわち，(a)で述べたように国税は甲の被担保債権額の中から吸い上げるものであると考えることから，甲の被担保債権額に相当する金額は甲が配当を受けるにせよ国税が配当を受けるにせよ，乙が食い込むことができない部分である[81]ということになり，したがって，(b)の場合において

換価代金の額＜甲の債権額＋乙の債権額[82]

となるときには

換価代金の額－（甲の債権額＋乙の債権額）[83]

のマイナスの差額は乙が負担すべき金額となるものである。

〈A による場合〉

事例 3 にならい，

滞納処分費	20 万円
質権乙	160 万円
国税	90 万円
甲	0

〈B による場合〉

(1)　直接の滞納処分費 20 万円が優先して配当される。

(2)　質権甲の債権 30 万円（120 万円のうち国税 90 万円を超える 30 万円（国税徴収法 15 条 4 項にいう「国税におくれる金額の範囲内」の金額以外の金額と解する。）は質権乙の債権に優先するが，国税に劣後し（同条 2 項），質権乙は国税に優先するといういわゆるぐるぐる回りが生ずると捉える。そして，この 30 万円については，租税債権

グループと私債権グループとに区分して各グループに配分されるべき金額を国税徴収法 26 条 2 号の規定を類推適用して計算する。この場合，同法 26 条 4 号の規定はそのまま用いないことに注意する必要がある。すなわち，上述したとおり，甲の債権額のうち国税の額に達するまでの金額は (90) は国税徴収法 15 条 4 項の規定により乙に劣後することとなるので，同法 26 条 4 号の規定の適用においても乙に劣後するものとして計算されることになる。

① 換価代金 270 万円から滞納処分費 20 万円控除した 250 万円につき，租税債権グループと私債権グループとの関係では乙が優先するので，まず乙に 160 万円が仮配付される。

② 次に租税債権グループと私債権グループとの関係では国税が優先するので国税に 90 万円が仮配付される。

③ 上記①及び②で 250 万円となるため甲への仮配付額はない。

⑶ 上記⑵の計算の結果，滞納処分費を除き，ぐるぐる回りとなるものについて各グループに配付される額は次のとおり。

租税債権グループ　90（⑴の②）

私債権グループ　160（⑴の①）

⑷ 上記⑶の各グループへの配付額に基づく各債権への振り分け額と各債権の確定配付額により次の結果となる。

① 滞納処分費　20 万円

② 国税　90 万円

③ 甲　30 万円（乙に優先する 30 万円）

④ 乙　130 万円（上記③を除き甲に優先する金額）

⑸ 以上のとおり乙は A の場合に比べ 30 万円減額となるが，これについては以下の説明が可能である。すなわち，甲と乙の被担保債権額の合計額が 280 万円であることに対し，換価代金が 270 万円となったところ仮に国税の参入がなくても乙は 150 万円（270 万円－甲の被担保

債権額）の回収しか期待できない地位にあったのであるから，この差額 10 万円は甲が負担すべきではなく乙が負担すべきものであるということである。また，滞納処分費 20 万円は国税が参入したことにより生じるものであるが，この共益費用というべき滞納処分費に係る債権につき乙が劣後することはいうまでもないことであり，上記 10 万円との合計額 30 万円は乙が配当を期待すべきものとは言えない。なお，この場合，滞納処分費は全額乙の減額要因となるが，優先権のない被担保債権が最優先する滞納処分費を含む強制換価手続きの費用により玉突き的に減額されることは本ケースに限らず，強制換価手続においては避けられないことであり，他の債権者の債権額等による按分負担ということにはならない。

(6)　ところで，国税徴収法 26 条の類推適用によるこのような複雑な計算をしなくても単純に国税が第一順位質権から吸い上げる方法が考えられる。これは解釈論を超えるものであり，立法上の手当が必要となるが，下記計算のとおり，より簡便な計算で同じ結果を得ることができる（事例 11 参照）。なお，この計算方法は国税の額が証明をしなかった第一順位質権に担保される債権の額を超えている場合においては，私法上の順位を入換える国税徴収法 15 条 4 項の規定を適用する場合と同じ結果となる。

(i)　国税が甲から吸い上げる前の原則的な配当額

①	直接の滞納処分費	20
②	甲	120
③	乙	130

(ii)　国税による甲からの吸上げ後の配当額

①	直接の滞納処分費	20
②	甲	30（120－国税 90）
③	乙	130

④　国税　　90

事例 5　国税徴収法 15 条 4 項が適用される場合（3）

事例 4 をベースに，甲の債権額＜国税の額 かつ 甲の債権額＋乙の債権額＜換価代金 であるとした場合

①	直接の滞納処分費	20
②	差押えに係る国税（法定納期限等　平成 22 年 3 月 15 日）	150
③	質権甲（質権設定日　平成 22 年 1 月 15 日）	120
	なお，質権者甲はその全額につき国税徴収法 15 条 2 項後段所定の書類による質権設定の事実の証明ができなかった。	
④	質権乙（質権設定日　平成 22 年 1 月 30 日）	160
	なお，質権乙はその全額につき国税徴収法 15 条 2 項後段所定の書類により質権設定の事実の証明をした。	
⑤	換価代金の額	250

検討 5

国税の金額が甲の債権額を超えているので，甲は全額乙にも劣後することとなる。したがって，いわゆるぐるぐる回りは生ぜず，事例 3 に準じて計算される。すなわち，甲の債権額が国税の額を超えるときは（検討 4）のとおり担保割れの部分は国税徴収法 26 条の規定の類推適用により乙が負担する形で計算されることになるが，甲の債権額が国税の額以下である場合には，単純な順位入換えとなることから，担保割れの部分を乙が負担せず，この事例の場合，国税が負担するという不合理な結果をもたらすことになる（この事例の場合には甲が負担するまでには至らない）。本事例の場合，下記計算のように乙が期待すべき配当額は 250－20(①)－120(③) の 110 とされるべきである。しかしながら，国税徴収法 15 条 4 項からこ

のような解釈を導き出すことは文理上困難であり，国税の額が甲の被担保債権額を超える場合には事例3に準じて計算するほかはないであろう。下記方法による計算ができるよう立法上の手当がされるべきであると思われる。

(1) 国税徴収法15条4項の規定による計算を前提に乙には

換価代金－直接の滞納処分費－甲の債権額 ＝110

が配当される。

＊乙は甲の部分に食い込むことはできないとし，乙の優先権は 換価代金－直接の滞納処分費－甲の債権額 の額に限定される。

(2) 同条2項により国税は甲に優先するから，国税に140(250－(1)の110）が配当される。

(3) 甲に対する配当額はない。

《注》

1) 具体的には国税徴収法15条1項（法定納期限等以前に設定された質権の優先），16条（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先），17条1項（譲受前に設定された質権又は抵当権の優先），18条1項（質権及び抵当権の優先権の限度等），20条1項（法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先），22条1項（担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収），23条1項（法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等）及び24条8項（譲渡担保権者の物的納税責任)。これらの規定とセットとなって，国税徴収法15条1項各号に掲げられている法定納期限等はすべて私債権者が国税債権の存否・金額を認識ができる時期となっている。

2) 地方税の一般的優先権につき地方税法14条

3) 租税債権の一般的優先性の根拠につき金子宏『租税法』16版778頁はその債権の強い公益性を第一に掲げている。現行国税徴収法において一般的優先権が認められている根拠につき，租税徴収制度調査会での飯田良一委員（当時国税庁徴収部長）の発言内容として吉国二郎・荒井勇・志場喜徳郎共編『国税徴収法精解』平成21年改訂（大蔵財務協会）130頁～132頁の整理に従えば次の6項目が掲げられている。

① 租税の共益費用性
② 租税の優先控除性
③ 租税債権の無選択性
④ 租税の無対価性
⑤ 租税の公示性
⑥ 租税担保の特異性

4) いうまでもなく租税は基本的には納税義務者の担税力に応じたものであり，所得課税のように直接に租税を負担する能力を把握する場合ばかりでなく登録免許税のように抽象的・間接的にせよ担税力があると推定できるような場合に課税されるものである。しかし，そのことは納付・徴収の場面において租税債権の履行を直接保証するものではない。

5) 租税債権の共益的性格（前掲注 3）の①）又は公益性は多分に観念的なものであり，租税債権の優先性を正当づける根拠としては抽象的に過ぎるといえるのであるが，租税債権は法律により当然に成立し租税債務者を選択できないこと（前掲注 3）の③），そして租税債務の成立時において租税行政庁は租税債権のあることを認識しえず，租税債権の確定をまって初めて租税債権を認識できるものとなっていることから，租税債権が租税債務者とその者に係る第三債権者の通謀による免脱などの危険にさらされることを防ぐといった租税債権確保のための現実的な要請がある。すなわち，租税債権に一般的優先権がない場合には，私的取引にける自由な法律関係の形成が可能な私債権による租税債権への侵害等が極めて容易となる。租税債権のこのような性格は佐藤英明神戸大学教授のいう「脆弱性」の表れ（佐藤英明「破産法改正と租税債務」租税法研究 33 号 68 頁）の一つであり，私債権との具体的な優先劣後の判定においては租税債権のこのような特殊性が考慮されるべきであろう。

6) 地方税法 20 条の 10 は納税証明書発行制度の係る趣旨があることも明文をもって示されている。

7) 前掲注 3）の⑥。租税債権の優先権につき担保権の設定また一般の先取特権若しくはこれに類するものの成立を認める方法が観念できるが，前者については大量回帰的に発生する租税債権につき担保権の設定をすることは納税者の負担等の点から現実的ではないこと，後者については現行の民法における一般の先取特権が原則として質権，抵当権及び特別の先取特権に劣後するものとされていることからすれば租税債権の確保という観点からは問題があろう。

8) 国税債権と地方税債権との関係につき一般的な優劣を付ける合理的な理由

はないといえよう。しかして，国税債権間，地方税債権間及び国税債権と地方税債権間の優劣については担保を徴した租税債権を除き差押え又は交付要求の先後により優劣を決することとしている。

9） 吉国二郎ほか共編前掲注 3）書。

10） たとえば，冬木千成編著『国税徴収法基本通達逐条解説』のほか杉沢史郎『租税徴収の実務詳解』（青文社）。

11） 本稿では，伊藤眞教授の用法にならい「衡平」の文言は，一般化的正義としての「公平」とは区別し，個別化的正義としての「衡平」を意味するものとして用いている（伊藤眞『破産法・民事再生法』第 2 版 1 頁）。

12） このような考え方は国税徴収法 15 条及び 16 条の趣旨を踏まえた広島高裁平成 8 年 1 月 31 日判決（金融法務事情 1456 号 36 頁）の説示に見ることができる。本文（事例 2）参照

13） このような現行国税徴収法の基本的な理念については，民法学者であり租税徴収制度調査会会長であった我妻　栄東京大学名誉教授が「調査会がもっとも苦労した点は，徴税の実効を確保しながら私的金融取引に及ぼす影響を最小限度に止めることであった」（吉国ほか共編前掲注 1）の「序」2 頁）と述べられていることに表れている。

14） やや旧聞に属するが仮登記担保契約に関する法律（昭和 53 年 6 月 20 日法律第 78 号）や比較的最近では動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年 6 月 12 日法律第 104 号）及び信託法（平成 18 年 12 月 15 日法律第 108 号）など。

15） たとえば，相殺の担保的機能に関する効力につき無制限説に立った最高裁昭和 45 年 6 月 24 日判決（最高裁民事判例集 24 巻 6 号 587 頁，判例時報 595 号 29 頁，判例タイムズ 249 号 125 頁）や将来発生する債権譲渡の有効性についての最高裁平成 11 年 1 月 29 日判決（最高裁民事判例集 53 巻 1 号 151 頁，判例時報 1666 号 54 頁，判例タイムズ 994 号 107 頁）。

16） 租税債権は自力執行権があることから，機動性・柔軟性があるやに受け止められやすいが，しかし，租税の徴収は公権力の行使として近代法治国家においては国民の権利保護の観点から法律による規制を受けるものであり，また，現行国税徴収法はそのような観点から詳細な徴収手続きに関する規定を置いているところである。このことは，新たな経済取引形態に対する柔軟な対応を困難にするものである。これに対し，私債権はこのような自力執行権はないものの契約自由の原則の下，相殺，所有権留保，譲渡担保といった債権保全のための多くの手段が与えられている。

17） 法律による硬直的な租税債権の執行が私的取引における柔軟性・機動性に

より回避されようとした事件として最高裁平成15年12月19日判決（最高裁民事判例集57巻11号2292頁）参照

18） 前掲注3）の④。租税債権は対価なく法律により一方的に生ずる債権であること及び経済取引における当事者の信頼関係の維持という配慮がいらないことから，債務者の自主納付の観点からは，たとえば，債務者は取引先銀行からの借入金と租税債務がある場合に，弁済資金が双方の債務の額を満たすに十分でない場合には銀行への弁済を優先させるという行動を選択するという前提が許されるであろう。

19） 租税債権は私債権のように直接の反対給付を伴わないため，任意の履行可能性が低いことが租税債権の一般的優先権が認められる二次的理由であるとして金子宏東大名誉教授は指摘される（金子前掲注3）778頁）。

20） いうまでもなく，租税債権の一般的優先権が強い公益性にその根拠を有するという理念を否定するものではない。

21） 法定納期限等とは国税徴収法15条1項各号に掲げる日で，これに内包的定義を与えるとすれば，「私債権者がその債務者の国税債務につき具体的にその存否・金額を納税証明書（国税通則法123条1項）により知ることができる日」ということができる。

22） 納税証明書の発行が法律により格別に税務署長等の義務として法律に規定が置かれているのはかかる納税証明書の重要な機能があるからである（この点につき志場喜徳郎，荒井勇，山下元利，茂串俊共編『国税通則法精解』平成22年改訂1079頁の（注）参照）。このような納税証明書の機能を果たすため，たとえば，主たる納税者以外の者が納税義務を負い又は物的納税責任を負う場合（国税の保証人，第二次納税義務者又は譲渡担保権者）には主たる納税者の納税地を管轄する税務署長はこれらの者の納税地を管轄する税務署長に一定事項の通知をすることが義務付けられている（国税通則法52条2項後段，国税徴収法32条2項後段及び同法24条2項後段）いるが，これは単に情報提供にとどまるものではなく，これらの者についてもこれらの義務又は責任がある旨の納税証明書を発行できるように措置したものである。

23） 前掲注3）の⑤。もっとも，納税証明書による租税債権のいわば公示は必ずしも完璧ではない。すなわち，債権者は債務者の租税滞納等の状況につき代理権なくして直接税務署長に納税証明書の交付を請求することはできない（国税通則法123条1項，地方税法20条の10。なお，国家公務員法100条1項，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律7条，8条1項参照）ことから，納税者である債務者を通じて納税証明書を入手する必要があるところ，債権者と債務者との関係で必ずしも債務者を通じた納税証明書の入手

ができない場合があることである。質権，抵当権，仮登記担保，譲渡担保が設定されるような場合には，基本的には債権者が債務者に対し納税証明書の入手をさせることができるが，先取特権や留置権が成立するような場合に，債権者が債務者に対しこれらの担保権の成立時に債務者の納税証明書を入手させることは困難である。もっとも，登記・登録される先取特権が成立するような場合には納税証明書の入手も容易であろうし，それ以外の先取特権や留置権については租税債権との関係では，租税債権に当然に優先し（共益費用の先取特権，特別先取特権のうち特定のもの，留置権），又は無視され（登記されたものを除いた一般の先取特権）ことから，納税証明書の入手の困難性自体が当然に債権者の不利をもたらすということにはならない。

24） 私債権者の予測可能性という点で昭和34年改正前国税徴収法においてはこのような批判も無理からぬものがあったが，同年改正後の国税徴収法においてはこのような批判は一般論としては妥当性を失っている。

25） 物権公示の原則は私的取引の安全にとっては必要不可欠なものであるが，それは担保物権の公示に基づき私債権者となろうとする者がその意思決定するための判断要素となっているからである。また，担保物権でない場合においても対抗要件が具備されることにより第三債権者はこれにより予測可能性が与えられている。これに対し，租税債権は，法律により成立・確定されるべきものであって，私債権者が対抗要件を具備しようがしまいがこれと関係なく成立・確定するものである。

26） 直接関係しないが，将来発生すべき債権譲渡担保についての国税徴収法24条8項の規定の適用において，実務は「将来発生すべき債権を目的として，債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され，その債権譲渡につき対抗要件が具備されていた場合には，当該債権は当該対抗要件が具備された時に譲渡担保財産となる（平成19.2.15最高判参照）。」（国税徴収法基本通達24条関係34）（この通達は最高裁平成19年2月15日判決（最高裁民事判例集61巻1号243頁，判例タイムズ1235号140頁，判例時報1963号57頁）の判断を踏まえて加えられたものである。）としているが，同項の問題は譲渡担保となった事実（時期）の証明であり，「債権譲渡につき対抗要件が具備されていた場合」及び「対抗要件が具備された時に譲渡担保財産となる」という解釈はあたかも譲渡担保権と国税債権が対抗関係にあるかのような表現となっている。確かに譲渡担保権者が対抗要件を具備した場合には一応は譲渡担保となった事実の証明がなされたといえようが，国税徴収法15条2項後段を準用する同法24条8項の規定による証明は同法15条2項各号に掲げる証明が求められるところ，この証明は私債権者間の対抗

要件と必ずしも同じではないことから，対抗要件が具備されても同項の証明がされていない場合もあり得るのである。具体的には指名債権の譲渡の対抗要件の具備は確定日付のある証書による譲渡人から債務者への通知又は債務者の承諾が求められるところ（民法 467 条 2 項），民法施行法 5 条 1 項各号に掲げる確定日付のある証書のうち，死亡した者の私署証書（同項 3 号），確定日付のある証書に引用された私署証書（同項 4 号）及び内容証明郵便を除く官庁又は公署において日付が記載された私署証書（同項 5 号）は国税徴収法 15 条 2 項各号に掲げる証明手段として掲げられておらず，対抗要件を具備しても証明がなされていないことがあり得るのである。もっともこの最高裁判決にいう対抗要件が国税徴収法 15 条 2 項各号に掲げる証書による要件の具備を指すものである場合はこのようなギャップは生じないが，そのようなものであるか否かは判決では判然としない。

27） 国税徴収法基本通達 15 条関係 37 において「有価証券を目的とする質権の設定の時期は，質権者がその有価証券を占有した日」としているが，このことは質権の第三者対抗要件の充足をもってするとの趣旨と思われる。国税徴収法 15 条 2 項の規定の適用においては同条が私債権と国税の優劣の問題であることからすれば，対抗要件が具備されているか否かの問題ではなく，質権の設定時期が国税の法定納期限等以前か否かが問題であって，国税の側からすれば対抗要件を具備したか否かは問題ではないのである（対抗要件が具備されて質権の存在が公示されても国税債権はこれに対応できないのである。）。

28） 国税徴収上の国税との対抗上の要件ということであるならば，これは対抗要件ではあるが，私法上の対抗要件とは異なる性質のものであり，私法上の対抗要件との混同を避けるための表現である。

29） 国税徴収法 15 条 2 項，17 条 2 項後段，19 条 2 項及び 21 条 2 項は，国税に優先するための条件として，登記・登録がない質権，先取特権及び留置権につき国税の法定納期限等以前のその担保権の設定・成立の事実の証明を求めている。

30） このような考えに立つと思われる判決として前掲注 12）の判決。

31） 文理解釈を放棄するものでないことはいうまでもない。

32） 租税債権の一般的優先の根拠としてその公益性を否定するものではない。

33） 私債権においても質権や抵当権においてはその設定の先後により優劣が決せられるが，これはこれらの担保物権が公示されて初めて具体的な機能を有するのであり，国税の一般的優先権も物権公示と同じ方法はとれないもののその公示がされ，私債権者の予測可能性が確保されてこそ一般的優先権の現実的な正当性が認められるものであろう。このことは，国税徴収法だけでは

なく，他の強制換価手続きと国税徴収法との関係においても解釈の基礎とされなければならないと考えられる。

34）「法定納期限等」自体が私債権者の予測可能性を確保したものとなっていることは前掲注 21）のとおりである。

35）この換価代金には差押えた金銭及び交付要求により交付を受けた金銭は含まれない。これらの金銭は直接国税に充てられる（国税徴収法 129 条柱書）。

36）質権設定の事実の証明は下記書類によらなければならない（徴収法 15 条 2 項）。確定日付のある証書（民法施行法 5 条 1 項）にくらべ対象とされる範囲が狭い。なお，確定日付のある書面によることとされている場合として指名債権を目的とする質権の対抗要件の具備につき民法 364 条。

① 公正証書

② 登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されている私署証書

③ 郵便法 48 条 1 項（内容証明）の規定により証明を受けた証書

④ 民法施行法 7 条 1 項において準用する公証人法 62 条の 7 第 4 項の規定により交付を受けた書面

37）このように「一定の書類に限ることとしたのは，大量的な現象を処理する行政上の要請に基づく。」（吉国ほか共編前掲注 3）184 頁）と理解されている。なお，証明は売却決定（徴収法 111 条及び同法 113 条 1 項・2 項）の日の前日又は金銭による取立の方法により換価する場合には，配当計算書（同法 131 条）の作成の前日までにしなければならない（徴収法施行令 4 条 3 項）。

38）租税徴収制度調査会答申において「金融機関の帳簿のように確実と認められる書類による証明も含むよう措置すべきである」（同答申第一の二 2「質権と租税」）とされたことが有価証券につき除外されたことにつながったものであろう（吉国ほか共編前掲注 3）183 頁参照）。

39）証明責任は質権者に求められるものとなろう。

40）国税徴収法 15 条 4 項の規定の反対解釈としても同項の類推適用は許されないと考える。この点につき冬木前掲注 10）102 頁は国税徴収法 15 条 4 項の規定の類推適用を採用しない理由として，同法 15 条 4 項の「規定は私法上の優先順位の例外規定であり，明文の規定なく私債権者の優先順位を否定することは，許されないと解される」としている。

41）担保を徴した租税は先着手主義にかかわらず，担保を徴しない租税に優先する（国税徴収法 14 条，地方税法 14 条の 8）。

42）差押先着手主義や交付要求先着手主義は実体法上同順位にあるべき債権につき優劣を付けるための便宜的な基準と評価されるべきものであろう。先着

手した者は後着手した者よりは徴収に熱意がある者として優先させるということが観念できる（この点につき吉国ほか共編前掲注3）154頁）が，私債権の場合には債権者の努力・熱意を評価し，それにより優劣を付すことは衡平の観点から首肯できるものであるが，国民又は県民等全体に奉仕すべき行政機関の業務遂行においてその努力・熱意の差により国民又は県民等の全体の財産である租税債権の確保において優劣を付すことは必ずしも当を得たものとはいえないのではないかと思われる。もっとも，差押先着手主義については超過差押えを抑制するといったメリットがある。

43） このような場合としては，私債権が地方税に優先し，国税が私債権に優先している場合において，先着手主義により地方税が国税に優先する場合がある。

44） したがって，たとえば，換価代金が140である場合において，国税債権の法定納期限等以前に設定・成立した担保権に担保される債権額60があるときには，国税債権が100あっても換価代金の額140から優先されるこの60の額を控除した残額80を限度として並べる。

45） 地方税法14条（地方税優先の原則），同法14条の6（差押先着手による地方税の優先），14条の7（交付要求先着手による地方税の優先）及び14条の8（担保を徴した地方税の優先）。

46） 国税徴収法基本通達では「類推適用」ではなく，「準ずる」を使用している。

47） 国税徴収法15条2項所定の証明と同じである（同項を準用する同法17条2項後段）。

48） その理由につき注41）参照

49） 最高裁平成9年11月28日判決（最高裁民事判例集51巻10号4172頁，最高裁判所裁判集（民事）186号577頁，訟務月報45巻2号437頁，判例時報1626号77頁，判例タイムズ961号123頁）

50） 国税徴収法基本通達26条関係の1に例が掲げられているが，ここでは私債権が複数の場合も想定した事例とした。

51） 国税徴収法26条2号の規定による配分は各グループへの配分であり，甲債権への最終的な配付ではないので仮配付という文言を使用している。

52） 国税徴収法12条1項，2項，同法13条及び14条。なお，この14条（担保を徴した国税の優先）は担保を徴した場合を差押えをした場合と同一視したものであり，考え方自体は同法12条及び13条の延長にあるものである。

53） もっとも，このような競争原理的な基準は各行政機関の職務遂行意欲を高めるといった効果を期待することができるものであるということが言えるし，また，自己の租税債権額に応じた差押えをすればよいことから超過差押の禁

止（国税徴収法 48 条 1 項）を実効あらしめるものであるといったメリットを有するものであると言える（この点につき吉国ほか共編前掲注 3）154 頁）が，このようなメリットがあるということだけでは十分に正当化できないのではなかろうか。

54） 国税の場合には全国的な組織だった情報網を有し，また，経験の豊富な職員が多いのに対し，一般的には，地方税は組織の規模が小さいこと及び徴収事務に豊富な経験を有する職員が少ないことから，国税に比べ地方税の場合には徴収においてハンディーを負っているのではないかと思われる。

55） 差押先着手主義や交付要求先着手主義がなくなり，按分計算を採用した場合にも私債権者内の優劣の基準とは異なるので現行国税徴収法 26 条のような格別の調整規定は必要であろう。

56） この事例のベースとなった事件は健康保険料や労働保険料の公課と根抵当権により担保される債権との間の問題であるが，この事例は国税債権と抵当権に担保される債権との競合の問題として作り変えている。

57） この事例のベースとなった事件ではこの部分が零であったため，この部分を零とするのかこの例のように前回の配当において交付を受けた金額を控除するのかは判然としないが，ここでは後者によるものとして計算した。

58） 国税徴収法 26 条 2 号の規定の適用において同条 3 号又は 4 号のルール及びそのルールの結果を持ち込むことは，いわゆるぐるぐる回りを再び生じさせ得るものであることから，いわゆるぐるぐる回りを解消する同条の規定の機能からも認められないと解すべきであろう。

59） この事例のベースとなった事件では公課（労働保険料）が問題となったものであるが，公課である労働保険料の先取特権は租税に劣後するものの他の債権には優先する（労働保険の保険料の徴収等に関する法律 28 条）し，その徴収は国税滞納処分の例によることとされる（労働保険の保険料の徴収等に関する法律 29 条）ので，労働保険料の徴収においては私債権との関係では同法 28 条は国税徴収法 8 条と同様の効果を有することになる。

60） この事例のベースになった事件において最高裁平成 11 年 4 月 22 日判決は，現行法は国税・地方税等と担保権の設定された私債権との調整を図るために国税徴収法 16 条等（地方税法 14 条の 10 等）の規定を置いて私債権が優先する場合を定めているものの，国税徴収法 26 条を適用したことにより国税，地方税等が再度私債権に優先する結果となることを制限する趣旨の規定を置いておらず，右別段の規定がない以上，租税の一般的優先権の原則が適用されると解すべきであり，公課の徴収につき徴収法 26 条の規定が準用される場合においても，右と別異に解すべき理由はない旨判示している。なお，事案の

内容を異にするが同趣旨として最高裁平成4年7月14日判決（ただし，判決理由の具体的内容につき東京高裁平成2年4月4日判決）（いずれも未公刊）。

61） 租税債権の一般的優先権があることが国税徴収法26条の規定の適用が一の競売事件において反復適用が認められる結論を導き出すことに具体的な論理的なつながりを見出すことは困難ではないかと思われる。同条の反復適用の可否は同条の規定の解釈においてなされるべきではなかったと思われる。

62） 仮に先着手主義がなければいわゆるぐるぐる回りが生じることもなく，租税債権260，甲が280となり，租税債権間においてその固有の配分方法により租税債権・公課の中の基準に従い配当されればよいことになる。

63） 同一の号の複数回の適用において前回までに使用された債権額を控除した残額を使用する限り重複適用というべきではない。

64） 換価代金の合計額が地方税の額及び甲の債権額の合計額を下回った場合には，その担保割れした部分は国税債権がない場合には甲が負担すべきであるところ，地方税の租税債権グループへの持込を1回に制限すると結果として担保割れ部分の負担を租税債権グループが負う結果となることに合理的な理由を見出すことはできない。

65） 要するに国税徴収法26条の規定自体の反復適用の可否ではなく，同条2号の適用上の計算方法の問題であるとするものである。

66） 広島高裁平成8年1月31日判決（金融法務事情1456号36頁）は「同一裁判所における同一の競売事件」の場合に国税徴収法26条の規定の反復適用が排除されると解しているものと思われる。

67） 執行裁判所を異にし，あるいは異なる競売事件となる場合には，計算に必要な資料の確保に困難をきたすことが予想されるが，1個の債権に基づく競売事件でこのような事態が生ずることは想定し難いし，また仮にそのような事態となっても当事者が同一人であるから基本的には問題とならないであろう。

68） 本文の広島高裁判決では国税徴収法26条の規定の適用単位を「同一裁判所における同一の競売事件」としていることから，租税債権グループへの配分は第1回で終了し，第2回での配分がないとの解釈となると推測される。しかし，この場合には，租税債権への配当が不当に害されることになろう。

69） 第1回の同条3号の計算結果に基づかず，第1回の同条2号の計算結果に基づく。

70） 質権者がその目的物につき質権を設定する転質とは異なる。第1順位質権も第2順位質権も同一の債務者につき同一の物に設定された場合である。なお，動産に対する質権はその占有の継続により公示される（動産質の対抗要

件につき民法 352 条）が，同一の動産の上に複数の質権が設定される場合としては，直接占有している質権者を代理占有者として指図による占有移転（民法 184 条）がされる場合が考えられよう。この場合には意思表示の順序によって質権の順序が決まることになる（内田　貴『民法Ⅲ　債権総論・担保物件』第 3 版 493 頁）。

71）　この段階で，乙は自己の債権に優先する租税債権の有無を債務者を通じて得た納税証明書により確認していることが前提となっている。本事例の場合には，乙は国税のない状態で質権を設定している。

72）　甲と乙との関係では甲は乙に対し優先するための先行する質権設定事実の証明がされている（甲が乙に対し対抗要件を具備している。）が，国税債権との関係では国税徴収法 15 条 2 項後段所定の書面での証明ができなかったということである。質権設定事実の証明につき確定日付のある証書による証明を求める場合としては，指名債権を目的とする質権の設定（民法 467 条 2 項を準用する同法 364 条（指名債権を目的とする質権の対抗要件））があるが，国税徴収法は有価証券及び登記・登録されるものを除き質権全般につき同法 15 条 2 項後段所定の確定日付のある証書による証明を求めるものである。

73）　滞納処分費などの強制換価手続きに係る費用がある場合には

換価代金－甲債権額 の残額は 換価代金－強制換価手続きに係る費用－甲債権額 の残額

となろう。

74）　地方税法では同法 14 条の 9 第 5 項。

75）「国税におくれる金額の範囲内において」の意義を本文のように配当結果から導き出すということは，後順位質権者を単純に先順位質権者に優先させるものと解しているようである。そうであれば国税徴収法 15 条 4 項の規定にいう「国税におくれる金額の範囲内においては」の文言が不要となるのではないかと思われる。推測するに一人の債権者が一つの目的物に複数の質権に担保される複数の債権を有しており，その質権につき所定の証明がされたものとされないものとがあり，通達の解釈がその複数の質権のうちその証明されなかった部分の債権を指すものであることを意味しているように受け止められるが，そうであるとしてもこの文言は不要であると解されるのである。

76）　国税に遅れる金額の範囲内についての通達の文意が必ずしも明確ではなく，本文 B の考え方も含まないものと確定的にいうことはできないが，いずれにしても事例 3 のケースでは

換価代金＞第 1 順位質権に係る債権額＋第 2 順位質権に係る債権額

となっているので，この点は明らかではない。

77）　方法は異なるが吸上げ方式が明文で採用されているものとして国税徴収法22条1項（担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収）参照。

78）　国税徴収法15条4項の規定の類推適用につき実務が消極的である理由につき前掲注41）参照。

79）　国税徴収法15条4項の規定に実質的意味を見出すとすれば国税は甲の被担保債権額を限度として（国税がなければ甲が配当を受けるべき金額の中から）甲に優先して徴収できるものであり，換言すれば甲にその残額がある場合にはその残額は私法上の原則に則り甲が乙に優先することを明らかにした規定と解すべきではなかろうか。

80）　単純に甲と乙との順位を国税を介在させて入れ替えた場合には，担保割れした部分につき国税がなければ乙が負担すべき部分も甲が負担することとなるが，このような結果に正当性・合理性を見出すことはできない。

81）　乙が影響を受けないということは，逆に乙が国税と甲との関係につき影響を与えないことでもあると理解すべきである。

82）　滞納処分費がある場合には 換価代金の額＜甲の債権額＋乙の債権額＋滞納処分費 となる。

83）　滞納処分費がある場合には 換価代金の額－（甲の債権額＋乙の債権額＋滞納処分費）

参考文献

1.　教科書・体系書・論文等

青山善充・伊藤　眞・松下淳一編『倒産判例百選』第4版（有斐閣）

伊藤　眞『破産法・民事再生法』第2版（有斐閣）

内田　貴『民法Ⅲ　債権総論・担保物権』第3版（東京大学出版会）

金子　宏『租税法』第16版（弘文堂）

佐藤英明「破産法改正と租税債務」租税法研究33号

田中二郎『租税法』新版第3版（有斐閣）

道垣内弘人『現代民法Ⅲ　担保物権法』（有斐閣）

2.　コンメンタール

志場喜徳郎・荒井　勇・山下元利・茂串俊共編『国税通則法精解』平成22年改訂（大蔵財務協会）

吉国二郎・荒井　勇・志場喜徳郎共編『国税徴収法精解』平成21年改訂（大蔵財務協会）

柚木　馨・高木多喜男編集『新版　注釈民法（9）物権（4）』（有斐閣）

3.　実務書
杉沢史郎『租税徴収の実務詳解』（青文社）
橘素子『最近の判例に学ぶ徴収実務』（大蔵財務協会）
冬木千成編著『国税徴収法基本通達逐条解説』（大蔵財務協会）

（原稿受付　2011 年 12 月 28 日）

経営経理研究　第 94 号
2012 年 3 月　pp. 149-180

〈論　文〉

日本のエネルギー資源貿易政策 (6)

── アジア原油貿易市場の特性分析 ──

武　上　幸之助

要　約

経済成長著しいアジア原油貿易市場は，戦前より BP（旧ビルマ石油），シェル（旧プルタミナ石油）等の石油メジャー発祥地でもあり，OPEC 加盟国であったインドネシア，またペトロナス，ペトロチャイナ等，新石油メジャーの成長著しい，世界最大の石油消費市場でありながら一方で，アジア・プレミアムと呼称される OPEC, 欧米メジャーの高水準の供給仕切値が依然，影響力するとされる旧態然とした市場構造を持つ。故に日本は世界 3 位の原油輸入国でありながら，パーチェシングパワーといった買手優位性を実現できていない。本稿では，アジア原油市場の市場特性に焦点を当て，現状の問題点を指摘した後，新取引市場動向として価格ヘッジ機能を持つシンガポール OTC 原油市場での原油価格形成のメカニズムを分析し，更に日本の石油資源貿易政策を検討する。

キーワード：アジア・プレミアム，シンガポール OTC 原油市場，WTI，ドバイ原油マーカー価格指標，米国の石油通商政策，中国の石油通商政策，東京工業品取引所 TOCOM

序：問題意識

石油は，一般に価格弾力性が低く，強い需要が存在する一方で，供給側には装置産業故の固定費負担が大きく，石油価格変動に対する設備対応が非常に困難なため，一定の設備投資に成功すれば一定量までの増産は極め

て容易でありながら，需要が減じると急速に固定費負担に追込まれるという市場特性がある。この結果，石油産業の損益均衡点はきわめて不安定であり，わずかな価格の上昇が供給を拡大するや，大幅な価格の下落をもたらす。また価格が下落したときにも，固定費回収に必要な長期的価格水準を下回るところで生産が続けられうる結果，低価格状況が長期に継続する。即ち需要の非弾力性，供給側の産業特性により，OPEC に代表される供給カルテルが市場支配主要因の一つとなり，不完全競争市場となっている。

アジア原油取引市場では，主に中東からの高硫黄成分原油を輸入し，シンガポール・ジュロン地域などでの脱硫石油精製化と石油製品の（OTC）市場取引が中心的である。アジア市場での価格標準マーカーはドバイ・オマーン原油とマレーシア・タピスであり，この中東との DD 取引価格設定では，不完全競争であるカルテル価格として割増しなアジア・プレミアムが一般的になっており，従来よりその問題点指摘と対応が，わが国でも課題となっている。90 年代から表出したこの傾向は，本来，原油価格は原油性状からの精製コストと消費地までの輸送コストで決定すべきであるが，石油価格高騰の現在では殆ど本来機能を達成していない。さらにアジア市場の最大の問題は独自の流動性ある価格指標（マーカー）の存在しないこと，また場外取引 OTC により取引当事者に埋没し実態が不明化し易いである。

またアジアのエネルギー安全保障に関連して，日本の資源エネルギー庁では「アジアのエネルギー安全保障」を主唱し[1]，アジアでの原油貿易に関連して，原油供給ルートのリスク分散，アジア共同の戦略備蓄政策が課題となる他，原油市況価格マーカーとしてのシンガポールでの原油取引の共同市場化を検討している。

⑴　マラッカ海峡回避・代替ルートの確保とアジア横断原油パイプライン設置。代替ルートとしては，インドネシアを迂回するスンダ及びロンボク海峡ルート，またアジアハイウェイ，アジア横断パイプライン

による代替ルートを確保する事の重要性。

⑵　アジア地域での有事に対する国家戦略原油備蓄の意義

原油の国家戦略備蓄の創設。アジア共同計画により，国家備蓄について，米国メジャーの指導の下，戦略石油備蓄基地計画の実施[2] 等，石油取引価格に影響を与える要因にも今後研究が必要となる。

本稿では，アジアの原油取引市場での問題点を検討しながら，その市場特性を分析し，日本の石油貿易政策に一定の示唆を提供したい。

1. アジア原油市場の特性

1-1　アジア原油市場でのマーカー原油

⑴　ドバイ原油

ドバイ原油は，仕向地の制約がない故，取引に利便性の高い原油として絶対値価格でのスポット取引が活発に行われている。そのスポット価格はOPEC が設定するバスケット価格にも採用される[3] ほか，中東産原油の価格指標となっている。現在，オマーン原油価格との月間平均は日本国内を始めアジア向けの中東産原油の価格指標となっている。しかし，ドバイ原油は生産量が年々減少傾向にあり（2010 年においては日量約 7 万バレル），指標としての適格性を疑問視する向きがあった。そこで，有力なエネルギー価格調査会社であるプラッツは，仕向地の制約のないオマーン原油の代替受渡を認め，ドバイ原油の取引を対象として，アセスメントを行っている。ドバイ原油のエクイティ持分は米国のコノコ・フィリップス 35%，仏のトタール 25%，スペインのレプソル YPF 25%，ドバイ政府 15%となっている。API 度は約 31 度，硫黄分は 1.93%である。

⑵　オマーン原油

オマーン原油は，ドバイ原油よりも埋蔵量が多く，日量約 75 万バレル

（2010 年）と，比較的産出量が安定しており，仕向地の制約を受けないことから，ドバイ原油とともに中東産原油の価格指標となっている。この原油のエクイティ持分は，オマーン政府が 60%，ロイヤル・ダッチ・シェルが 34%，トタール 4%，パルテックス 2%となっている。オマーン原油は，API 度が約 33.5 度で，硫黄分が 0.96%。

⑶　WTI 原油

WTI 原油は，米国テキサス州沿岸部の油田で産出される原油の総称。WTI 原油は，日量約 30 万バレル（2010 年）産出される原油で，NYMEX に 1983 年から上場された Light Sweet Crude Oil（軽質低硫黄原油）の受渡供用品の代表的なものである。NYMEX の同市場は，石油先物取引としては世界最大の出来高を有することから，北米のみならず世界の指標油種として利用されている。NYMEX の受渡しは，テキサス州に隣接するオクラホマ州のクッシングで行われるため，受渡場所の混雑状況により価格が影響を受けることもある。

WTI 原油は API 度が 35～50 度と超軽質で，硫黄分も 0.22%と少なく良質であり消費地に近いことから，ドバイ原油やオマーン原油よりも一般的に高値で取引されている。

なお，サウジアラビアやクウェートは，2010 年 1 月から，米国向けの原油輸出における価格フォーミュラを改訂し，米国向け原油輸出価格を従来の WTI 原油のスポット取引価格連動から，ASCI（Argus Sour Crude Index：米国メキシコ湾岸地域で取引される中質マーズ原油，ポセイドン原油およびサザン・グリーンキャニオン（SGC）原油の加重平均価格）連動に変更した。この背景として，これらの油種は中東産原油同様，硫黄分の多い中質原油であり，硫黄分の少ない WTI よりも近い性状であること，また，これら 3 油種のスポット取引は日量 40～60 万バレルと，米国で最も活発に取引されている原油であることから，より現物原油の需給を

反映すると考えられたことなどが挙げられる。さらに，3油種の生産地が分散していることから，局地的な自然災害などの影響が緩和されるという点も考慮されたものと思われる。マーズ原油は通常，WTIよりも割安に評価される傾向にあり，今後の米国向け中東産原油の価格形成に一定の影響がある。

⑷ ブレント原油

ブレント原油は，北海油田・英国領海北部のブレント油田で日量約18.7万バレル（2007年）産出される原油で，IPE（現ICE Futures Europe）に1988年から上場されている。ブレント原油は欧州向け原油の指標とされ，NYMEXのWTI原油と並んで，世界の原油市場の一角を形成している。プラッツは，ブレント原油，フォーティーズ原油，オゼバーグ原油及びエコフィスク原油の代替受渡しを認めたBFOE（Brent/Forties/Oseberg/Ekofisk）条件のブレント原油の取引をアセスメント価格の対象としており，ICE Futures EuropeのBrent原油先物の決済価格となるICE Brent IndexもBFOEの平均価格となっている。ブレント原油はAPI度が約38度，硫黄分が0.38%であり，質的にはWTI原油とドバイ原油やオマーン原油の間に位置付けられる[4)]。

上掲，ドバイ原油は，現時点でアジア原油貿易の中心的商品であり，価格構成メカニズムが各マーカーにより異なるものの，相互影響が大きく作用する。凡そ実情では，ドバイ価格はWTI価格とオマーン価格との均衡により決定する（表1）。アジア現物石油市場については，シンガポールReuter等による極東石油価格インデックス（FEOP）があるものの，これがプラッツウィンドウに参照される事例は少い。

表1　アジア原油市場に関連する主要マーカー原油の国際比較

	ドバイ原油	オマーン原油	WTI 原油	ブレント原油
生産量（年間推定）	約 7 万 bbl/d	約 75 万 bbl/d	約 30 万 bbl/d	約 50〜60 万 bbl/d
転売・仕向地限定	制限なし	制限緩い	制限なし	制限なし
取引価格	市場価格	OSP（準市場価格）	市場価格	市場価格
API 度	約 31 度	約 33.5 度	約 35〜50 度	約 38 度
輸出消費地域	主にアジア向け	主にアジア向け	米国内	主に欧州（他，北米，アジア向け）
市場特徴	・埋蔵量と生産量が少ない。 ・プラッツウィンドウ上の取引では売手オプションにより，オマーン原油で代替受渡が可能。	・DME で上場しているオマーン原油先物取引の月間平均価格を翌々月に船積みされるオマーン原油 OSP。	・テキサス原油のパイプライン輸送による米国内向け原油。 ・製品価格に強く影響を受ける。	・主に欧州向けだが，水際原油として輸出の柔軟性がある。 ・Forties, Oseberg, Ekofisk での代替受渡が可能。

出所：㈶日本エネルギー経済研究所　石油情報センター資料 2011 等より作成。
ドバイ原油は現在も生産縮小し，石油最大消費地アジア地域が中東原油価格決定をこのマーカー原油に依存する合理的根拠は希薄化している。唯一の合理的選択理由は仕向け地制限の無いことによる。日本の石油業界にドバイマーカーを修正しブレントマーカーの可能性を指摘する意見も強い（「原油のアジア・プレミアムを縮小する方策の提案」日本エネルギー研究所 375 回定例部会 2002 小川芳樹教授）。

1-2　アジア原油市場の特性

(1)　アジア原油需要の市場予測

1980 年から 2010 年までの全世界原油需要の増加分の半分はアジア地域であり，日本の総消費量約 3.5 倍になる。アジアの中で一次エネルギー消費が最も著しい中国では，2030 年には 15 億〜18 億トン（原油換算）と予

図１　アジアの一次エネルギー消費予測

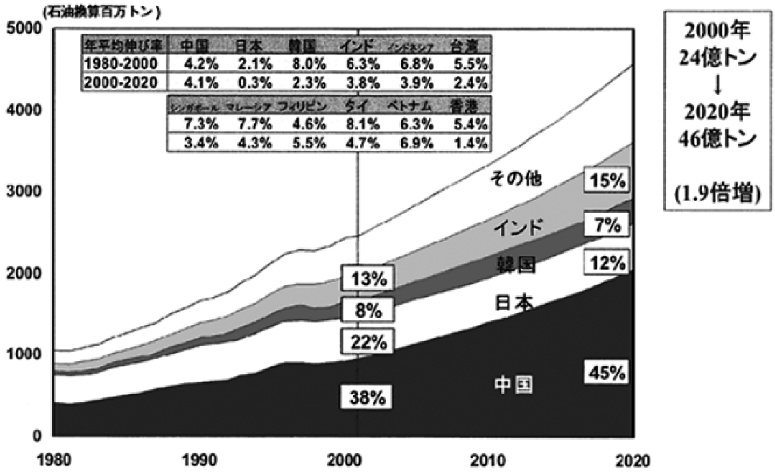

出所：日本エネルギー経済研究所資料 2004 年より作成

測されている。

⑵　アジア原油貿易市場の特性

アジア市場での石油製品取引の貿易量は，石油ナフサを利用した石油化学半製品またはナフサ自体の貿易量が多くを占める。また消費地精製に近い貿易形態のシンガポール・ジュロンコンプレックスと東南アジア，アジア周辺国という地域では，ガソリンなどの多種大量の石油製品貿易が行われている。特に，東アジア地域では，韓国製油所が，中国市場，日本市場を中継貿易のターゲットとしており，日本に輸入される石油製品の主要な供給国となっている。さらに日本への石油製品輸入については，製品ごとに異なった関税が課税されており，これも石油価格に大きな影響を与えている。

また，石油製品輸入については，アジアの輸入元と日本との環境規制の格差が価格決定の面で課題となっている。日本市場においては，サルファー

フリー化（ガソリン，軽油に含まれる硫黄分を 10 ppm 以下までに低減）が高度に進展している。その一方で，主要な石油製品の輸入相手国である韓国の環境規制は比較的進んでいるものの，その他の北東及び東南アジア諸国における環境規制は遅れている。このような状況においては，日本の品質規格に対応させるため輸入相手国の脱硫設備の増強が必要となり，短期的には海外市場との価格裁定が働きにくいことに繋がっている。

⑶　アジア原油市場のマーカー原油

アジア市場は，中東産原油の流通が最も多く，そのマーカー原油はドバイ原油（及びオマーン原油が準じる）である。東京工業品取引所では，そのマーカー原油のスポット価格を最終決済価格とするアジア向け中東産原油価格を上場している。アジア原油貿易の主要取引国はサウジアラビアであり，石油貿易の主要銘柄はエクストラ，スーパーライト，価格構成は（ドバイ＋オマーン）/2 FOB＋調整値となる（表 2）。

この他，アジア市場では，シンガポールで行われている業者間の市場外 OTC（Over The Counter）市場がある。OTC 市場では，実際に相対で取引されたスポット価格を民間の価格報告機関が収集報告し，その報告された価格を参考として，個々の取引価格が決められている。中東産原油以外では，マレーシア産のタピス原油や FOB シンガポールの石油製品の取引も行われている。

2. アジア市場の原油価格形成メカニズムの問題点

2-1　アジア・プレミアムの課題

2009 年より，従来から指摘されている中東産原油の輸出価格でアジア向けと欧米向けの価格差が急拡大している。このアジア向けの割増分（アジア・プレミアム）は米国向けに対して 1 バレル 6〜7 ドル台と過去最大

表２　主要産油国における原油油種別の取引価格フォーミュラの現況

（2011 年１月現在）

	国／油種		販売地点	設定日（積載後）	価格フォーミュラ
欧州向	Saudi Arabia	Extra Light-37	FOB	40	(B-Wave)±(調整項)－(運賃割引項)
		Light-33	FOB	40	(B-Wave)±(調整項)－(運賃割引項)
		Medium-31	FOB	40	(B-Wave)±(調整項)－(運賃割引項)
		Heavy-28	FOB	40	(B-Wave)±(調整項)－(運賃割引項)
		Extra Light-40	Sidi Kerir	0	(B-Wave)±(調整項)
		Light-33	Sidi Kerir	0	(B-Wave)±(調整項)
		Medium-31	Sidi Kerir	0	(B-Wave)±(調整項)
		Heavy-28	Sidi Kerir	0	(B-Wave)±(調整項)
	Kuwait	-31	FOB	40	(B-Wave)±(調整項)
	Iran	Light-33	Sidi Kerir	配送日	(B-Wave)±(調整項)
		Heavy-30	Sidi Kerir	配送日	(B-Wave)±(調整項)
	Iraq	Kirkuk-34	Ceyhan	5	(Dated Brent)±(調整項)
		Basrah-30	FOB	5	(Dated Brent)±(調整項)
	Yemen	Marib-43	FOB	0	(Dated Brent)±(調整項)
		Masila-31	FOB	0	(Dated Brent)±(調整項)
	Nigeria	Bonny Light-33	FOB	5	(Dated Brent)±(調整項)
		Forcados-30	FOB	5	(Dated Brent)±(調整項)
		Qua Iboe-35	FOB	5	(Dated Brent)±(調整項)
		Brass River-35	FOB	5	(Dated Brent)±(調整項)
		Escravos-34	FOB	5	(Dated Brent)±(調整項)
	Libya	Es Sider-37	FOB	0	(Dated Brent)±(調整項)
		Sarir-38	FOB	0	(Dated Brent)±(調整項)
		Amna-37	FOB	0	(Dated Brent)±(調整項)
		Brega-42	FOB	0	(Dated Brent)±(調整項)
		Sirtica-41	FOB	0	(Dated Brent)±(調整項)
		Zueitina-41	FOB	0	(Dated Brent)±(調整項)
		Souedieh-23	FOB	5	(Dated Brent)±(調整項)
	Egypt	Suez Bl-31	FOB	0	(Dated Brent)±(調整項)
		Gharib Bl-24	FOB	0	(Dated Brent)±(調整項)
		Ras Budran-24	FOB	0	(Dated Brent)±(調整項)
	Mexico	Isthmus-33	FOB	0	[(DB×0.887)+(3.5%Fuel Oil×0.113) －(0.16×(1%Fuel Oil－3.5%Fuel Oil))]±(調整項)
		Maya-22	FOB	0	[(DB×0.527)+(3.5%Fuel Oil×0.467) －(0.25×(1%Fuel Oil－3.5%Fuel Oil))]±(調整項)
米国向	Saudi Arabia	Extra Light-40	FOB	1ヶ月	(ASCI)±(調整項)－(運賃割引項)
		Light-33	FOB	1ヶ月	(ASCI)±(調整項)－(運賃割引項)
		Medium-31	FOB	1ヶ月	(ASCI)±(調整項)－(運賃割引項)
		Heavy-28	FOB	1ヶ月	(ASCI)±(調整項)－(運賃割引項)
		Extra Light-40	US Gulf	配送日	(ASCI)±(調整項)
		Light-33	US Gulf	配送日	(ASCI)±(調整項)
		Medium-31	US Gulf	配送日	(ASCI)±(調整項)
		Heavy-28	US Gulf	配送日	(ASCI)±(調整項)
	Kuwait	-31	US Gulf	配送日	(ASCI)±(調整項)
	Iraq	Kirkuk-34	Ceyhan	10	(ASCI)±(調整項)
		Basrah-30	FOB	15	(ASCI)±(調整項)
	Nigeria	Bonny Light-33	FOB	5	(Dated Brent)±(調整項)
		Forcados-30	FOB	5	(Dated Brent)±(調整項)
		Qua Iboe-35	FOB	5	(Dated Brent)±(調整項)
		Brass River-35	FOB	5	(Dated Brent)±(調整項)
		Escravos-34	FOB	5	(Dated Brent)±(調整項)
	Mexico	Isthmus-33	FOB	0	(0.4×(WTS＋LLS)＋(0.2×DB))±(調整項)
		Maya-22	FOB	0	(0.4×(WTS＋3%Fuel Oil)＋(0.1×(LLS＋DB)))±(調整項)
		Olmeca-39	FOB	0	(WTS＋LLS＋DB)/3
	Ecuador	Oriente-24	FOB	0	(WTI)±(調整項)
	Venezuela	Furrial-30	FOB	0	(WTI)±(調整項)
アジア向	Saudi Arabia	Super Light-51	FOB	0	(Oman＋Dubai)/2±(調整項)
		Extra Light-40	FOB	0	(Oman＋Dubai)/2±(調整項)
		Light-33	FOB	0	(Oman＋Dubai)/2±(調整項)
		Medium-31	FOB	0	(Oman＋Dubai)/2±(調整項)
		Heavy-28	FOB	0	(Oman＋Dubai)/2±(調整項)
		Iran Light-33	FOB	0	(Oman＋Dubai)/2±(調整項)
		Heavy-30	FOB	0	(Oman＋Dubai)/2±(調整項)
	Kuwait	-31	FOB	0	(Oman＋Dubai)/2±(調整項)
	Neutral Zone	Khafji-28	FOB	0	(Oman＋Dubai)/2±(調整項)
	Iraq	Basrah-30	FOB	0	(Oman＋Dubai)/2±(調整項)
	Yemen	Marib-43	FOB	0	(Dated Brent)±(調整項)
		Masila-31	FOB	0	(Dated Brent)±(調整項)
	Mexico	Isthmus-33	FOB	0	(Oman＋Dubai)/2±(調整項)
		Maya-22	FOB	0	(Oman＋Dubai)/2±(調整項)

出所：Petroleum Intelligence Weekly（PIW）2010

（注）表中の略号について。

B-Wave：ブレント原油先物価格の加重平均

Brent および DB：Dated Brent（積載日確定後の Brent 原油のスポット取引）

O：Oman spot price

D：Dubai spot price

ASCI：Argus Sour Crude Index

WTI：West Texas Intermediate spot price at Cushing

WTS：West Texas Sour spot price

LLS：Light Louisiana Sweet spot price

に広がった。中国やインドで原油需要が急増するため中東では強気の価格設定を行なっている。取引指標として代表品種の1つであるサウジアラビア産ミディアムの1月積みはアジア向け価格が1バレル41.19ドル。これに対して欧州向けは37.95ドル，米国は33.54ドル。アジア・プレミアムは対欧州で3.24ドル。対米では7.65ドルと過去最大を記録した。3月に分かる2月積みはさらに拡大するとの見方が多い[5]。政府系日本エネルギー経済研究所によると，日本は90年代の10年間，年間2,500億～3,750億円を上乗せ分として中東産油国へ支払ってきた。もし上乗せプレミアムが解消されれば，石油輸入代金が大幅に軽減されることになる（図2）。

これについてOPEC主要国のアラブ首長国連邦ナシリ石油相は毎日新聞社に対し，価格差を認めたうえで，「消費国への地理的距離の違いなどが原因だ」と説明している[6]。

市場構成では，欧米向けは北海産や西アフリカ産などの競合する選択肢が多いのと，中東としてはアジアは中国やインドの需要が拡大し，ほぼ全

図2 アラビアン・ライト原油価格のアジア・プレミアム（年間平均値）の推移

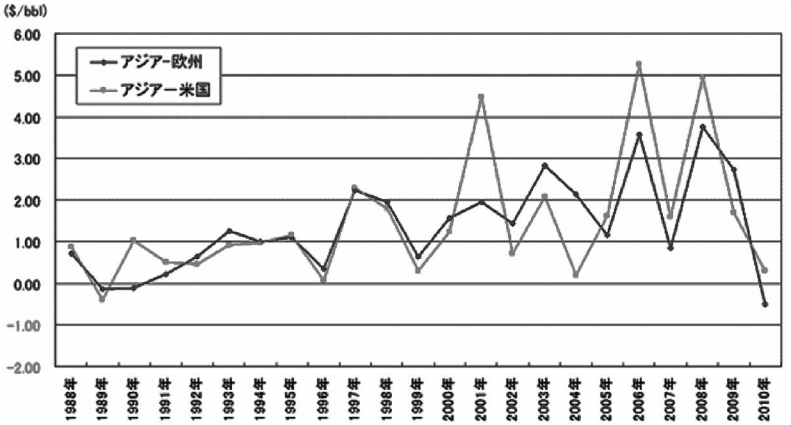

アジア・プレミアム($/bbl)		
過去20年間平均値	アジアvs欧州	アジアvs米国
1990.1～2010.12	1.47	1.60

出典：
PIW SPECIAL SUPPLEMENT ISSUE掲載データに基づき東工取作成

面的に中東に輸入依存するため，選択の余地が少ない。対応として備蓄体制の強化，代替エネルギー開発等の三カ国協力，シンガポール地域市場の活性化といった施策と合わせて，ロシアからの原油や天然ガスのアジアへの供給を強化させることが検討されている[7]。

一方，供給 UAE 側のサウジ・アラムコであるが，単独決算では世界最大企業の一つであり，特にアジア地域は，同社の国際事業の礎石ともなり，2005 年には中国，日本，韓国および台湾における第 1 位原油供給企業となる。1988 年，サウジ政府は現国営石油会社「Saudi Arabian Oil Company」を設立。同社の略称は SAUDI ARAMCO と定められた。「アラムコ」とは Arabian American Oil Co.の名前が示すとおり国営石油会社の略称にアメリカ名の残滓を残したことは，サウジ政府と米国間との取引関係の密着性を示す証左である[8]。

供給側中東の石油政策として以下の項目が掲げられる。

⑴　過度の石油収入依存からの脱却石油収入依存型の国家経済体制のため，原油価格の変動により歳入が不安定となる傾向。（事例）歳入に占める石油収入の割合サウジアラビア：78.0%（2008 年），クウェート：84.8%（2010 年），UAE：71.4%（2008 年）

⑵　主な石油政策の実施

①　石油収入の最大化・国際石油市場の中長期的安定を通じ，石油収入の安定維持及び極大化を推進（特にサウジアラビアは，一定の供給余力を常時確保することで，市場混乱時でも信頼できる供給国たることを目指している）。

②　合弁事業による石油消費国における石油下流部門への進出等を通じ，石油の高付加価値化と原油販路の確保・多様化を推進（例：サウジ・アラムコ→米国，韓国，フィリピン等）。

③　石油輸出量確保のため，国内での省エネを推進するとともに，国内天然ガス利用を推進し，コスト面で有利な近隣諸国からの天然ガ

ス輸入も計画する事，等である。

2-2　DD 原油取引の問題点

日本は，原油輸入の約 8 割をサウジ・アラムコを主とした中東産油国との DD 直接取引で調達しており，特に品質の高い軽質原油「エキストラ・ライト」は価格面で代表的指標とされることが多い。一般に，日本の DD 原油の値決めは，「事前に輸入契約数量を決め，後に決まる基準価格に増減するプレミアム（割増金），ディスカウント（割引金）の調整額を産油国が事前に一方的に決め，アジア向け中東産原油の指標ドバイ原油とオマーン原油との月間平均価格を基準価格とする」という仕組みになっている。また石油業界の商慣習として，両油種の現物価格については，世界的なエネルギー関連情報の配信会社であるプラッツ社（Platts）がアセスメントする価格を参照する事（プラッツ・ウィンドウ）となっている。「エキストラ・ライト」軽質原油の主な特性は，揮発油分が多く，ガソリンや軽油，ジェット燃料を多く精製できる。DD 原油の値決めの仕組みは，以下のとおりになる。価格決定の基準となる価格の計算式を定め（プラッツがアセスメントするドバイ・オマーン原油の月間平均価格の平均），その基準価格に，船積みの約 1 カ月前に，事前に消費国に通知した各油種の性状プレミアムを加減し，DD 原油の価格が決まる仕組みである。

$$\text{DD 原油価格} = \left(\begin{array}{c}\text{ドバイ原油の}\\ \text{月間平均価格}\end{array} + \begin{array}{c}\text{オマーン原油の}\\ \text{月間平均価格}\end{array}\right) / 2$$

＋（油種毎の調整金：割増金は＋（加算），割引金は－（減算））

※取引量は 1 年毎，取引価格は月毎に決定

※原油価格は日々変動する取引価格（WTI 原油先物価格に影響）

アジア OTC 市場の価格形成プロセスについては，石油産業は価格リスクの管理の必要から，先物・先渡取引，スワップやオプションなどのヘッ

ジ金融商品を利用しており，OTC 市場では，需要家等の持つ様々な取引ニーズに対応するリスク管理商品が多数存在している。取引所外の取引であるOTC 取引は，取引条件が標準化されておらず，先物取引と比べてより長期の 5 年，10 年といった取引ができるなど，取引の柔軟性やカスタマイズできる点で先物取引とは補完関係にあり，取引が活発に行われる理由となっている。

アジアの OTC 市場における中東産原油の取引は，転売禁止条項などが付されているケースが多いため，現物の受渡しを伴う先渡し取引によるヘッジはあまり行われておらず，代わりに現物の異動を伴わないキャッシュフローを交換するだけのスワップ取引によるヘッジが主流である。スワップ取引は，固定価格と将来変動価格の交換取引で，その多くは，交換の差額を決済する現金決済取引である。変動価格は，先物市場の終値，プラッツなどのアセスメント価格，JCC 価格（日本の輸入原油価格の平均値[9]）などが利用される。アジアの OTC 市場では，ブレント・スワップ（ICE ブレント原油の月間平均と固定価格との交換取引），ドバイ・スワップ（ドバイ原油の月間平均価格と固定価格との交換取引），ブレント・ドバイ・スワップ（ブレント原油価格とドバイ原油価格の交換取引）等が行われている。その取引は，需要家が固定価格で支払い［受け取り］，変動価格で受け取る［支払う］ことにより原油価格を固定化する仕組みで，その相手方となるのはスワップ・ハウスとよばれる金融機関，総合商社，石油トレーダーなどである。こうしたスワップ・ハウスは，OTC 市場で引き受けたリスクを東京工業品取引所の中東産原油先物市場などでヘッジしており，これにより，東京工業品取引所の中東産原油先物と OTC 市場は相互に影響を及ぼし合っている。

⑴　シンガポール OTC 市場

石油製品 OTC 取引ではシンガポールでの総取引量のうち 70～80％が

スワップ取引で，その大部分が原油ではなく石油製品のスワップ取引である。ほとんどの製品スワップは 2〜6 週間先の取引で，価格はプラッツが発表する FOB シンガポール渡しの高値と安値の平均値（MOPS：Mean of Platts Singapore）が用いられる。また，MOPS はスワップ取引だけでなく，石油製品の現物取引でも指標として利用されている。

図 3　アジア OTC 市場における各取引主体の関係

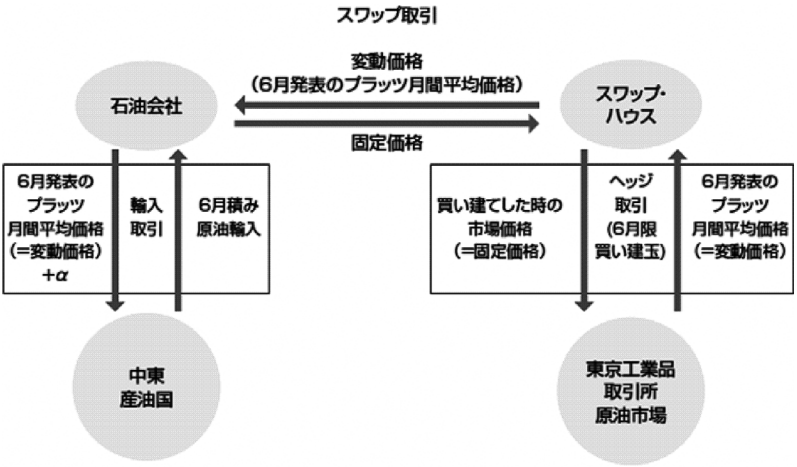

出所：東京工業品取引所「石油取引知識 2011」より

⑵　プラッツ・ウィンドウ

価格報告機関であるプラッツは OTC 取引における取引価格を収集し，個別の原油についての価格をアセスメントし公表している。アジア市場においては，プラッツの発表するドバイ原油価格が指標となり，他の原油の公式販売価格（OSP）が連動して決定されている。プラッツ・ウィンドウとよばれる相対取引における取引価格をもとに原油価格のアセスメントを行っている。

2-3　価格形成メカニズムの問題点

アジア・プレミアムを生じさせてきた価格決定メカニズムにも，様々な変容が現れてきている。以下に論じる。

⑴　仕向地制約の問題

中東産原油の多くは米国向け，欧州向け，アジア向けにより，価格建値が慣習的に異なる。この価格差を維持するために中東産原油の多くは仕向地変更の制約や転売禁止の条件を付して産油国から売り出されている。このため，仕向地の制約がなく自由な取引が可能であるドバイ原油は絶対値による価格が形成され，マーカー原油として定着してきているが，これもWTI，ブレントを参照しており影響要因は依然，存在する。

⑵　スポット価格方式と産油国通知方式

アジア市場での中東産原油の価格決定方式は各産油国によって異なるが，大別するとスポット価格（フォーミュラ）方式と産油国通知方式に分けられる。

スポット価格方式はプラッツが発表するドバイ原油やオマーン原油のスポット価格を，船積み前に産油国が決めた価格算定式（フォーミュラ）に代入して公式販売価格（OSP）が決められる方式である。また，この価格算定式は油種の性状の違いによる調整額（性状プレミアム）が反映されており，この調整額（性状プレミアム）はディファレンシャルともよばれており，毎月見直される。この方式を採用している産油国はサウジアラビア，クウェートなどが挙げられ，指標油種は異なるが，インドネシア産，中国産原油も同様の方式を用いている。また，産油国通知方式は，ドバイ原油などのスポット価格を参考として，産油国が船積み月の翌月初めにOSPを一方的に輸入国側に事後通知する方式で，UAE（ドバイ原油を除く），カタール，マレーシアなどで採用されている。

いずれの方式も，ドバイ原油などのスポット価格を基準に，船積み月の翌月初めに価格が決定される。したがって，「アジア市場が輸入する中東産原油は売買契約の段階では価格が未定で，船積み後に価格が決定する価格後決め方式」となっており，需要者にとり取引が不利となる一面となる事をここで改めて指摘したい。

⑶　東京工業品取引所と中東産原油の価格

日本に輸入される中東産原油の多くは事前に輸入契約数量を産油国との間で取り決め，後に価格を決定する DD 原油の形態を採用する。この DD 原油などの中東産原油の価格指標となっているのが東京工業品取引所の中東産原油先物市場で形成される価格である。このアジア向中東産原基となっているプラッツの原油価格は東京工業品取引所原油先物における最終決済価格にも採用されており，また，プラッツがアセスメントの対象としているプラッツ・ウィンドウにおける取引主体がその取引の参考価格として，あるいはそのリスクヘッジの場として東京工業品取引所を活発に利用していることから，アジア向中東産原油の価格形成において，東京工業品取引所は大きな影響力を持つようになってきている。

図 4　フォーミュラ方式によるアジア向け中東産原油価格決定の流れ

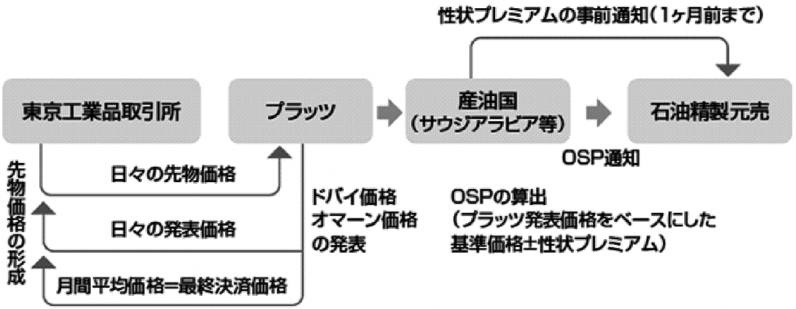

出所：東京工業品取引所「石油取引知識 2011」より

2-4　新たな原油取引方式

近年は，原油取引市場の需要多様化と供給側の状況変化から，原油取引にも以下，多様な取引方式が行なわれている。

⑴　ネットバック方式

石油ショック以降の原油の高騰で，それまで不採算と考えられていた極地・深海や中小の原油開発がコスト面で可能となり，非 OPEC の原油生産量が拡大していった。その結果，OPEC 産油国は急速なシェア低下に直面し，その減産分の多くはサウジアラビアが甘受していたが，同国がシェア奪回を狙って導入したのがネットバック方式である。

ネットバック方式とは，欧州の一大石油産業集積地であるオランダのロッテルダムなどが発信する石油製品価格から，精製コストを差し引いて原油価格を決める方式である。同方式は他の OPEC 産油国全体に波及したが，ネットバックには利益が含まれていたために，下降局面では価格下落を加速させる効果があり，1986 年 7 月から 9 月にかけて 1 バレル 10 ドルを割り込む事態に直面することになった。

ネットバック価格（FOB）＝(各製品の得率)×(各製品の市場価格)
－(精製コストなど)－(輸送費と保険料)

⑵　バスケット価格

OPEC は 1987 年，国別生産枠を設定するとともに，非 OPEC を含めた 7 油種の原油スポット価格の平均値（バスケット価格）を 1 バレル 18 ドルとし，油種間の最大格差を 1 バレル 2.65 ドルと設定した。バスケット価格の採用油種は従来 7 油種であったが，2005 年 6 月に OPEC 加盟国の

主要輸出原油の 11 油種に変更された。2007 年には新たに 2 油種が加わる一方，2009 年には 1 油種が削除され，現在は 12 油種で構成されている。

当時の基準価格の 18 ドルは，消費国が長期的な石油離れを起こさない現実的な価格とされ，産油国の許容範囲でもあった。産油国も消費国の購買力に配慮しつつ，市場原理を重視せざるを得ない時代を迎え，スポット市場が主導する。

⑶　先物価格決定（オマーン）方式

2007 年 6 月，ドバイ商業取引所（DME）がオマーン原油の現物先物取引を開始し，オマーン政府はオマーン原油の OSP を従来のレトロアクティブ方式から，DME のオマーン原油先物価格に基づいて決定する方式に変更した。この方式において，オマーン原油は DME 市場における毎日の取引終了前 5 分間（納会日のみ取引終了前 30 分間）の成約の加重平均をその日の約定価格とし，引き取り価格はその月間平均となる。

上掲，アジア原油取引には WTI からドバイ・オマーンマーカーに移行が達成して来ており，様々な価格決定方式が創出し，価格ヘッジを掛けるための OTC 市場が充実しているものの，未だアジア・プレミアムを解消する手立てにはなっていない。現時点で一つの可能性として，補注に掲げた価格均衡を目的とする市場拮抗組織の形成が掲げられる。

結　　語

世界の石油需要増加の中心であるアジア市場での一つの政策課題は，需要の予測可能性の拡大と弾力的な需要構造の実現である。今後の需要増加の中心となるアジア市場は，不完全競争市場であり，需要弾力性の小さな価格変動を引き起こしやすい市場特性となっており市況ヘッジのためシンガポール OTC 市場が発展してきている。重要な石油政策である国家備蓄

も，韓国など一部の国を除くとアジア全体では未計画である。各国の市場規制も強いことから場外取引の活発化し，また，各国ごとに異なる環境品質規制は市場を細分化し，安定した原油市場の成立を阻み，最大の石油消費地でありながらアジア原油マーカーの創出までには至っていない。これらの条件に，さらにアジア域内の原油生産が少なく，タンカー輸送による利便性から中東への依存度が高いことも加わって，アジア・プレミアムに象徴されるアジアの原油市場の競争性の弱さは価格を割高にする傾向がある[10)]。

補　　注

1. 日本の石油取引価格プライオリティの問題点について

日本の石油産業における問題点として，

⑴　日本の石油業界では，比較的大規模な企業は，事実上，精製・販売という下流部門にのみ集中し，上流部門には展開していない。上流部門に携わっているのは小規模な企業ばかりであり，その大半は，石油公団を通じた政府の資金面での支援に依存し，慢性的な経営難を抱えている。

⑵　日本を含むアジア諸国が，中東原油を，欧米向けより割高な価格で輸入していることである。アジア・プレミアムと呼ばれるこの価格差は，1997–98 年には，1 バレルあたり 1.5 ドルに達したという。アジア諸国の石油輸入における中東依存度が高いことは事実であるが，逆に，中東産油諸国の石油輸出におけるアジア依存度が急速に高まっていることも忘れてはならない。相互に依存度が高まりながら，供給側に有利で消費側に不利なアジア・プレミアムが現われるのは，日本に代表されるアジアの主要な石油輸入国が，バーゲニングパワー（交渉力）を十分に発揮していないからである。中東原油は，北海原油やア

フリカ原油に比べて，硫黄分の含有率が高い。世界的に自動車排ガスに対する新たな規制が導入されるため，ガソリンや軽油などの硫黄含有率を大幅に引き下げる必要があり，このことは，本来ならば，硫黄分を多く含む中東原油の価格を低落させる圧力となるはずである。

以上 2 点が指摘される。(東大社会科学研究所所員発言「石油ショック・トラウマからの脱出」橘川武郎 2010)。

2. 脇村義太郎と戦後の日本の石油産業政策

脇村義太郎（1900-1997）は日本の産業政策の中で，石油産業を中心に戦後に渡る産業発展を，戦直後の米国占領政策等の面から分析をおこなった。資源貿易からでは日本の石油産業の原型はこの時期にプロトタイプが決定し，米国メジャーの影響を直間接に受け，米国傘下に発展することとなる。日本のエネルギー産業の特徴について，石油業法制定に際しては，エネルギー懇談会席上で脇村義太郎委員が，原油生産部門と輸送部門の重要性に着目して上下流分断につながる同法の必要性そのものを否定した。

「歴史的に見れば，上下流分断の発端は戦後，日本の石油産業が海外展開できなくなる中で，上流部分についてはメジャーズ系と提携するかたちになかったことに由来する。この枠組みの中で六二年に石油業法が制定された。この法律は，端的に言えば，精製業をコントロールすることによって石油の安定供給を達成しようとしたもので，これが上下流の分断をオーソライズした」,「問題はこの体制が，石油ショック後にメジャーズ系の力が弱まる過程でも，固定的に維持されたことにある。石油業法制定に際しては，エネルギー懇談会の席上で脇村義太郎委員が，原油生産部門と輸送部門の重要性に着目して上下流分断につながる同法の必要性そのものを否定したことが有名だ。この指摘は，業法制定時に反映されなかっただけでなく，メジャーズの後退という状況変化を受けても政策当局や業界から顧みられることがなかった。この枠組みの中で日本の上流企業を育成しよう

とした結果生まれたのが，脆弱で過小な石油開発企業群だった」。

3. 石油産業での上流部門の不在と下流競合体質

欧米の大手国際石油企業，メジャーズは，原油価格が著しく下がった例外的な時期を除いて，通常は利益の過半を上流部門から得ている。

日本の石油業界では，比較的大規模な企業は，事実上，精製・販売という下流部門にのみ集中し，上流部門には展開していない。さらに下流部門は競合激しく，国内市場で供給飽和状態である。また上流部門に携わっているのは小規模な企業ばかりであり，その大半は，石油公団を通じた政府の資金面での支援に依存し，慢性的な経営難を抱えている。上下流とも，欧米の一社分に相当する事業規模を，日本では約三十社で分け合っている」（橘川武郎「石油ショック・トラウマからの脱出」東大社会学研究所 http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/hatsugen/kikkawa1101.html）。

4. 日中韓アセアン・エネルギー協力（アセアン＋3・エネルギー協力）合意事項

⑴ 「緊急時ネットワーク」の開設

緊急事態が起こったときに，すみやかに日中韓・アセアンのエネルギー省庁間で情報共有を図るネットワークを構築。ネットワークを通じた情報共有に基づき，日中韓・アセアンの協調性ある対応策により，域内のエネルギー市場の安定に貢献する。各国は予め，備蓄放出，備蓄率の引下げ／引上げ，緊急増産，消費抑制，国内需給安定化政策等の緊急時対応策に関するメニュー化を図る。我が国は，石油危機時の対応も含めた我が国の経験を各国と共有する。

⑵ 「石油備蓄推進イニシアティブ」

現在，日中韓・アセアン地域内では，法律上の義務としての民間備蓄に

加えて，国家備蓄を保有しているのは韓国と我が国のみ（両国ともIEA加盟国）。将来，世界石油需要の伸びの45%を占めるアジア圏が，民間備蓄の増強あるいは国家備蓄の創設など緊急時対応能力を持つことは極めて重要（2009年7月，ミャンマー（マンダレー）第6回ASEAN+3エネルギー大臣会合及び第3回EASエネルギー大臣会合開催合意決定）。

尚，2008年，アジア各国において，IEAに加盟し90日分の備蓄義務を満足しているのは日本・韓国だけとなる。アジア各国の備蓄動向は以下の通りである。

補表：アジア各国の原油備蓄方針

インド	「第10次5ヶ年計画」（02年～07年）において戦略的な国家石油備蓄の整備について言及。500万トンの備蓄施設建設について国会が承認済み。3基地について立地場所を検討中。
フィリピン	法律上の備蓄義務はないが，大統領令により一時的に原油又は石油製品による在庫保持を義務化。
インドネシア	国営石油企業プルタミナにおいて製品の形で保有
マレーシア	国営石油企業ペトロナスにおいて製品の形で保有
シンガポール	石油火力発電所及びガス火力発電所に対し，石油製品での備蓄義務あり。なお，石油会社への義務はなし。
タイ	対象は，取扱量が年間100,000トン以上の精製，販売，輸入業者。精製業者は原油の形で，輸入業者及び販売業者は製品の形で原則として保有。
中国	「第10次5ヶ年計画」（01年～05年）において戦略的な国家石油備蓄の整備について言及。4基地について立地場所を確定し，2011年までに16百万klを目指す。
韓国	国家備蓄：KNOC（韓国石油公社）が原油又は石油製品で保有。 民間備蓄：精製業者，輸入業者，LPG輸入業者，石油化学会社が原油又は製品で保有。
ASEAN	緊急時融通スキーム（APSA）について備蓄を含む形で改定する方向で現在議論中。

本論稿は，2011 年度経営経理研究所課題研究費の支援を拝受した旨，此処に同研究所の研究支援の趣意に対し，深く感謝申し上げる。

《注》

1） 2002 年 9 月大阪で開催された「国際エネルギーフォーラム」にて「ASEAN＋3」エネルギー大臣会合を開催し，エネルギー情報共有，石油備蓄推進，天然ガスの開発・利用の促進，省エネルギー・再生可能エネルギー開発・利用促進，アジア石油市場についての共同研究の実施を合意事項として発表。

2）「復活したマラッカ海峡迂回の原油パイプライン構想 ── タイ政府が備蓄基地一体の国際石油取引ハブ構想推進を決定 ──」福井孝敏（石油／天然ガスレビュー '03/11）。

3） 最近の新バスケットではアブダビのマーバン原油に取って替わられた。

4） データは，東京工業品取引所 TOCOM「石油知識」2011 より引用。

5） http://yomi.mobi/rjump/www.nikkei.co.jp/news/main/20090221AT1J2100121022009.html　データ：日本経済新聞

6） http://www.mainichi.co.jp/news/selection/20021231k0000m020108000c.html データ：アジア・プレミアムについて UAE が公言に及んだのは始めてのケース。

7） 出典：ソウル聯合ニュース 2005/09/20

8） 完全国有化後も多数の旧スタンダードオイル系米国人スタッフが残留し，サウジ・アラムコとなった現在でも技術部門を中心に旧アラムコ出身の米国人が在籍。前田高行 HP「中東経済を解剖する」http://www 2.pf-x.net/~informant/index.html

9） JCC（Japan Crude Cocktail）価格とは日本に輸入された原油の加重平均 CIF 価格のこと。アジアで流通している多くの LNG の価格決定にあたり，フォーミュラの引数として利用されており，LNG 価格の指標となっている。フォーミュラ関数が S 字カーブと呼ばれる原油の高騰の影響が抑えられる形状となっているため，産ガス国からの見直し圧力が高まっている。

10） 林　良造「REITI」『エネルギー・資源』Vol. 26 No. 6（2005），経済産業研究所

参考・引用文献

（１） E・T・ペンローズ著／木内曉訳『国際石油産業論 ── メージャーのビヘ

イビアと戦略 ――』昭和 47 年，東洋経済新報社
（２） R・バーノン著／佐藤隆三監訳『石油・資源をめぐる日米戦争』昭和 59 年，日本経済新聞社
（３）『帝国石油五十年史　経営編・技術編・海外編・索引』㈱帝国石油，平成 4 年
（４）『モービル石油の歴史 1898～1993』モービル石油㈱，平成 5 年
（５）『現代日本産業発達史　第 2 巻　石油』井口東輔編，昭和 38 年，現代日本産業発達史刊行会
（６）『日本の政策金融　Ⅰ高成長経済と日本開発銀行　Ⅱ石油危機後の日本開発銀行』宇沢弘文・武田晴人編，平成 21 年，東京大学出版会
（７） 佐藤清一『石油統制　重要物資統制読本』商工行政社，昭和 14 年
（８）『燃料局石油行政に関する座談会』産業政策史研究所，昭和 53 年
（９）『昭和電工石油化学発展史』昭和電工㈱，昭和 56 年
（10）『石油資源開発株式会社 50 年史』石油資源開発㈱，平成 18 年
（11）『戦後石油産業史』石油連盟編，昭和 60 年
（12） 内山融『現代日本の国家と市場　石油危機以降の市場の脱〈公的領域〉化』東京大学出版会，平成 10 年
（13）『日本石油史』日本石油㈱，大正 6 年
（14）『日本石油百年史』日本石油㈱，昭和 63 年
（15）『日石五十年』日本石油㈱，昭和 12 年
（16）『宝田二十五年史』宝田石油㈱，大正 9 年
（17） 由岐一『本邦石油史　附燃料問題と石油国策』日本公論社，昭和 10 年

石油資源産業関係文献

（１） 山内一男『現代の中国経済（中公新書）石油と社会主義建設』中央公論社昭和 51 年 3 月
（２） 木下博生『米国の中東石油戦略』電力新報社　昭和 55 年
（３） 落合淳隆『石油と国際法』敬文堂　昭和 53 年 10 月
（４） 総合研究開発機構『非産油発展途上国の債務累積問題に関する研究』日興リサーチセンター　昭和 52 年
（５） アラビア石油社史編纂プロジェクトチーム『湾岸危機を乗り越えて　アラビア石油 35 年の歩み』アラビア石油　平成 5 年 12 月
（６） 国際金融情報センター『石油動向の調査』国際金融情報センター　平成 3 年 3 月

（７）『産油国工業化の動向とそれに伴う貿易・産業構造の変化等に関する調査』中東経済研究所　昭和56年
（８）帝国石油社史編さん委員会『帝国石油五十年史　経営編・技術編・海外編』帝国石油　平成4年3月
（９）三井石油化学工業社史編纂室『三井石油化学工業30年史　1955～1985』三井石油化学工業　昭和63年9月
（10）松村清二郎『OPECと多国籍石油企業』アジア経済調査研究双書218　アジア経済研究所　昭和49年
（11）二十年史編纂委員会『共同石油20年史1965～1985』共同石油　昭和63年3月
（12）ゼネラル石油社史編集タスクチーム『ゼネラル石油三十五年の歩み』ゼネラル石油　昭和57年12月
（13）今井賢一・宮川公男『企業行動と産業組織　石油および関連産業の実証的研究』一橋大学産業経営研究所　昭和44年3月
（14）浦野起央『中東の政治経済と石油』東通社出版部　昭和50年
（15）鹿島石油二十年史編纂委員会『鹿島石油二十年史』鹿島石油　昭和63年10月
（16）太陽石油創立50年史編集委員会『太陽石油五十年史』太陽石油　平成3年2月
（17）ファーイーストオイルトレーディング20年史編纂委員会『ファーイーストオイルトレーディング20年史』ファーイーストオイルトレーディング　昭和60年7月
（18）国際金融情報センター『石油動向と途上国の経済状況の研究』国際金融情報センター　平成6年3月
（19）中東経済研究所『中東情勢と石油の将来』東洋経済新報社　昭和59年
（20）山田恒彦・廿日出芳郎・竹内一樹『メジャーズと米国の戦後政策　多国籍石油企業の研究』木鐸社　昭和52年8月
（21）日本石油化学社史編さん委員会『日本石油化学三十年史』日本石油化学　昭和62年7月
（22）三菱石油社史編集委員会『三菱石油五十年史』三菱石油　昭和56年2月
（23）国際金融情報センター『将来の石油動向とその産油国及び近隣諸国経済への影響』国際金融情報センター　昭和60年
（24）大阪府立商工経済研究所『石油卸売業の実態　戦後におけるわが国卸売業の機能変化と近代化の推移』大阪府立商工経済研究所　昭和38年6月
（25）日本銀行調査局『本邦石油鉱業ノ趨勢ト石油ノ需給ニ就テ』昭和8年9月

調　日本銀行調査局　昭和 8 年 9 月
（26）『戦後石油統計　付石油関係年表（昭和 25 年度～55 年度）』石油連盟　昭和 56 年 11 月
（27）『内外石油統計』日本石油考査課　昭和 11 年
（28）アラビア石油『アラビア石油　創立 10 周年記念誌』アラビア石油　昭和 43 年 3 月
（29）昭和石油『昭和石油三十年史』昭和石油　昭和 49 年 8 月
（30）日本石油精製社史編纂室『日本石油精製三十年史』日本石油精製　昭和 57 年
（31）「富士石油の十年」編集委員会『富士石油の十年　1964～1974』富士石油　昭和 50 年 12 月
（32）石油公団・石油鉱業連盟『石油開発関係資料』石油通信社　昭和 58 年
（33）『石油流動調査報告書』運輸省第四港湾建設局　昭和 44 年 3 月
（34）『戦後石油産業史』石油連盟　昭和 60 年
（35）徳田六郎『日満石油問題』昭和 8 年
（36）経済企画庁調整局『石油供給制約下における経済成長の可能性に関する研究会』報告書　経済企画庁調整局　昭和 56 年 7 月
（37）センチュリ・リサーチ・センター『第一次・第二次石油危機の経済的分析に関する基礎研究』総合研究開発機構　昭和 58 年 4 月
（38）関西大学経済政治研究所資源・エネルギー問題研究班『資源・エネルギーの研究 1・2』関西大学経済政治研究所研究双書第 52・39 号　関西大学経済政治研究所　昭和 58・59 年
（39）淡徳三郎・直井武夫『石油問題』福田書房　昭和 9 年
（40）大協石油『大協石油株式会社三十・四十年史』 昭和 44 年，昭和 55 年
（41）日本石油精製社史編さん室『日本石油百年史』（創立七十周年記念誌共 2 冊）日本石油　昭和 33–63 年
（42）日本石油庶務課『日本石油史』大正 6 年
（43）日本貿易振興会海外経済情報センター『中国の石油地質と石油産業』日本貿易振興会　昭和 53 年 2 月
（44）中東経済研究所『日本と産油国の経済交流の効果に関する調査』昭和 57 年度　中東経済研究所　昭和 58 年
（45）小林儀一郎『四川省重慶府石油溝産油地調査概要』重慶府石油溝産油地調査　1935 年
（46）石村幸四郎『石炭と石油』誠文堂書店　昭和 16 年
（47）篠田信男『石油産業にみる中国の自力更生　油田と製油所』朝日新聞　昭

和 41 年
（48） 後藤改平『石油生産地としての東方諸国』南洋協会台湾支部　大正 11 年
（49） 奥田英雄『ソビエトの石油産業』石油評論社　昭和 37 年
（50）『中東政治経済石油資料集』企業通信社　昭和 50 年
（51）『内外石油情報　秘』第 23・26 号，帝国石油　昭和 24 年
（52） 日網石油精製『日網石油精製十五年史』日網石油精製　昭和 51 年 5 月
（53）『日本石油史』日本石油調査課　大正 3 年
（54） 海軍省『北樺太東海岸産油地調査第二回報告』海軍省　大正 15 年 3 月
（55） 石油鉱業連盟『石油鉱業連盟二十年のあゆみ』石油鉱業連盟　昭和 57 年 5 月
（56） 風間信三『帝国主義と石油問題』弘文堂東京店　昭和 2 年 7 月
（57）『北越石油業発達史』鉱報社　明治 42 年
（58） 長松雪夫『墨西哥国石油業大観』丸善　昭和 13 年
（59）『ONLY YESTERDAY　モービル石油株式会社 1893～1993』イメージシステム／モービル石油株式会社広報部　平成 5 年 5 月
（60） 丸善石油社史編集委員会『35 年のあゆみ　丸善石油株式会社創立 35 周年記念出版』　丸善石油　昭和 44 年 11 月
（61） 大東亜省南方事務局『仏印資源調査団報告　第 1 輯其の 2』「石油，銅鉱他／ボーキサイト，錫，タングステン鉱他／亜鉛鉱，アンチモン鉱他」大東亜省南方事務局　昭和 19 年 3 月
（62） 川崎寅雄『東アラビアの歴史と石油』吉川弘文館　昭和 42 年
（63） 全国石油産業労働組合協議会『全石油 30 年の歩み』全国石油産業労働組合協議会　昭和 58 年 9 月
（64）『石油ニ関スル調査』外務省調査部　昭和 12 年
（65） 小谷節男『アメリカ石油工業の成立』関西大学出版部　平成 12 年 3 月
（66） 飯牟礼渚『増補石油工業綜説　石油の歴史』産業図書　昭和 35 年
（67） 宇井丑之助『南方石油経済』千倉書房　昭和 17 年
（68）『世界経済彙報』「第 5 輯露国石油工業の概観／他」東京商工会議所　昭和 10 年
（69） 小中義美『人造石油と戦争』東京八雲書店　昭和 18 年
（70） 外務省調査部『石油の問題』日本国際協会叢書 第 189 輯　日本国際協会 昭和 12 年
（71）『石油必携』帝国石油　昭和 18 年
（72）『比律賓ニ於ケル石炭及石油関係法規』拓務省拓務局　昭和 13 年
（73） 石井正哉『石油エネルギー』石油タイムズ社　昭和 29 年

（74） 三村起一『西ヨーロッパの石油鉱業と石油政策』 昭和38年
（75）『ノルウェーの北海石油開発の現状』日本貿易振興会海外経済情報センター 昭和52年
（76） 石油開発公団『海洋石油開発』日本石油コンサルタント 昭和44年
（77） 石油開発公団『石油鉱業技術講座 基礎編石油開発公団公開講座資料集』1971年版 日本石油コンサルタント 昭和46年
（78） 石油公団・石油開発技術センター『石油鉱業の技術講座 基礎講座資料集』石油経済ジャーナル社 昭和55年
（79） 石油技術協会創立40周年記念行事編集委員会『日本の石油鉱業と技術 石油技術協会40周年記念』石油技術協会 昭和49年
（80） 世界経済調査会『アメリカの石油産業』世界経済調査会 昭和17年
（81）『「出光とイラン石油』外史 アバダンに行け』出光興産店主室 昭和55年
（82） 永淵三郎『イランを繞る石油争覇戦 附録 英・イ石油條文集』天元社 昭和16年
（83） 杉本茂『エネルギーと石油』経済往来社 昭和33年
（84） 昭和61年度経済企画庁委託調査「円高，原油安等環境変化に対応した輸出関連産地のあり方に関する調査」芙蓉情報センター総合研究所 昭和62年3月
（85） 高田正純『オイル・パワー 中東の石油王国』早川書房 昭和49年3月
（86） 岡田秀男『欧州の石油事情を視察して』石油資源開発 昭和37年3月（表紙）
（87）「欧米主要国の石油配給割当制 海外現地調査報告」日本エネルギー経済研究所 昭和55年3月
（88）「海外石油事情調査」企画院内閣印刷局 昭和15年
（89） 宮下二郎『関東信越一都十県における石油製品販売業者の実態』 昭和26年
（90） 日本地下石油備蓄「久慈地下石油備蓄基地海域施設管理運営計画調査検討報告書」日本海難防止協会 平成2年5月
（91） 藤井辰治郎『国運の消長と石油』 大正15年
（92） 日本エネルギー経済研究所『国際石油情勢とエネルギー問題』ダイヤモンド社 昭和47年
（93）「国内石油資源開発に関する応急対策建議」燃料国策研究会 昭和12年
（94）『「コロンビア』国石油一般事情 米二調査第4輯』外務省亜米利加局第二課 昭和12年6月

（95）『最近の我が国の石油開発　石油技術協会創立60周年記念』石油技術協会　平成5年6月
（96）小幡道昭『資本主義とエネルギー危機　石油と産油国の経済構造』柘植書房　昭和57年3月
（97）『潤滑油産業史　全国石油工業協同組合創立30周年記念』潤滑油協会　昭和56年9月
（98）大村一蔵『世界の石油』石油評論社　昭和33年
（99）『世界の石油資源と国際石油カルテル』公正取引研究協会　昭和28年
（100）石油公団・石油鉱業連盟『石油開発資料　1997・1998』（2冊）石油通信社　平成9年3月・平成10年3月
（101）石油化学工業協会石油化学工業10年史編集委員会『石油化学工業10年史』石油化学工業協会　昭和46年
（102）『石油化学工業20年史』石油化学工業協会　昭和56年
（103）通商産業省軽工業局『改訂石油化学工業の概要』日本タール協会　昭和31年
（104）堀口　博『石油化学合成論』技報堂　昭和34年2月
（105）西田卯八『石油研究』平凡社　昭和11年
（106）長谷川尚一『石油国策の結論』長谷川事務所　昭和16年
（107）長谷川尚一『石油国策論集』第1～3輯　長谷川事務所　昭和11年10月・12年6月・15年9月
（108）十市　勉『石油産業　シリーズ世界の企業』日本経済新聞社　昭和62年5月
（109）『石油市場論　道府県購連職員雑貨講習会講議録（昭和12年1月14日～16日）』全国購買組合連合会
（110）『石油事情資料』鉱山局　昭和37年
（111）内藤久寛他「日本石油会社総会に於ける演説概要」『石油時報』第527号　石油時報社　大正11年
（112）『改訂版石油製品価格表　附石油製品配給規則』日本石油　昭和24年4月
（113）長野県『石油製品流通実態調査報告書　昭和55年度経済企画庁委託調査』昭和56年3月
（114）『石油設備調査　昭和56・58年　販売部門』通商産業省大臣官房調査統計部　昭和56年12月・昭和58年3月
（115）『石油設備調査　昭和51年12月31日現在港湾』通商産業省大臣官房調査統計部　昭和52年
（116）「石油代支払金貨五億円」燃料国策研究会　昭和13年

(117)　荒畑寒村『石油帝国主義』改造社　昭和 2 年
(118)　宇井丑之助『石油読本』千倉書房　昭和 16 年
(119)『石油の価格・需給動向と中東主要産油国の石油政策に関する緊急調査』中東経済研究所　昭和 52 年 3 月
(120)　宮庄福丸『石油の全貌と企業の概要』 昭和 11 年
(121)『全国石油製品精製業者・元売業者・販売業者・採掘業者・輸送業者・業者団体名簿』昭和 24 年 12 月 1 日現在　昭和 24 年
(122)　東郷正延『ソ連邦石油工業の諸問題　極秘』皐月会　昭和 15 年 2 月
(123)『大東亜共栄圏の石油資源　秘』東亜経済懇談会　昭和 17 年 3 月
(124)『中共の石油工業』総合研究所　昭和 41 年
(125)『中近東 7 カ国石油関係諸指標』中東協力センター　昭和 50 年
(126)　日中経済協会『中国の石油開発と諸外国の協力』日中経済協会　昭和 57 年 4 月
(127)　神原　達・斉藤　隆他 2 名『中国の石油産業』幸書房　昭和 60 年 4 月
(128)『ドイツ人造石油に関する調査』帝国燃料興業調査課　昭和 26 年 2 月
(129)　通商産業調査会虎ノ門分室産業政策史研究所／「燃料局石油行政に関する座談会」『産業政策史研究所資料』産業政策史研究所　昭和 53 年 3 月
(130)『北海原油の現状と将来展望』研究調査報告 88-1　日本エネルギー経済研究所　昭和 63 年 5 月
(131)　経済安定本部動力局石油課『我国最近の石油事情』農林水産資料需要者団体協議会　昭和 22 年（本より）
(132)「第四次中東戦争と石油危機」『論調』昭和 49 年
(133)『中東産油国を中心とする経済動向緊急調査委託調査結果報告書』第 1～3 分冊「中東諸国の社会と政治経済／中東産油国の経済開発と産業／世界のエネルギーと中東産油国　中東諸国と世界の経済と金融」中東経済研究所　昭和 51 年
(134)『中東のエネルギー・プロジェクト動向に関する調査分析報告書』「中東，欧米現地調査結果と石油，ガス製品の需給予測／中東立地製油所の経済性検討報告書」中東協力センター　昭和 51 年
(135)　鶴見よし「日本の石油政策」『DEADALUS』誌石油問題特集号より　アジア太平洋研究会中東エネルギー委員会　昭和 50 年
(136)『米国の石油価格・1975～1985』アジア太平洋研究会中東エネルギー委員会　昭和 50 年
(137)『日本石油精製株式会社会社概要』昭和 30 年
(138)『アラビア半島産油国における水産業の現状と我国からの協力の在り方』

中東協力センター　昭和 51 年
(139)「南方諸地域の石油」東亜研究所　昭和 18 年
(140)　福田安志『原油価格変動下の湾岸産油国問題』アジア経済研究所　平成 13 年 1 月
(141)　奥田英雄『国連・石油ゼミナール資料』石油評論社　昭和 38 年
(142)　久保田英夫『西独輸出産業の下部構造の研究　石油危機後の産業構造の変化と雇用危機における西ドイツ輸出関連中小企業の実態調査と分析』文眞堂　昭和 63 年 5 月
(143)『西部石油三十年史』西部石油　平成 6 年
(144)　小林久平『再補版石油及其工業』丸善　昭和 13 年
(145)　村田富二郎『石油から石炭へ』横川書房　昭和 49 年
(146)『石油公団二十年史』石油公団　昭和 62 年
(147)『石油資源開発株式会社三十年史』石油資源開発　昭和 62 年
(148)　水戸考道『石油市場の政治経済学』九州大学出版会　平成 18 年
(149)　石油学会『石油事典』朝倉書店　昭和 47 年
(150)『太陽石油 60 年史』太陽石油　平成 13 年
(151)　帝国石油『南方に石油を求めて　石油徴用者の戦争体験記』帝国石油　平成 13 年
(152)　伊藤　孝『ニュージャージー・スタンダード石油会社の史的研究　1920 年代初頭から 1960 年代末まで』北海道大学図書刊行会　平成 16 年 2 月
(153)　土井　修『米国石油産業再編成と対外進出　メキシコ・ベネズエラ進出を中心にして：1899～1932 年』お茶の水書房　平成 12 年
(154)　崎浜えり子他『琉球石油社史』琉球石油　昭和 61 年
(155)　公正取引委員会経済部調査課『わが国の石油化学工業における集中系列化の動向』公正取引委員会経済部調査課　昭和 32 年 5 月
(156)　国際金融情報センター『湾岸産油国の財政状況と投資動向』国際金融情報センター　平成 5 年 3 月
(157)　通商産業省『エネルギー生産需給統計年報』昭和 24～平成 5 年
(158)　通商産業省立地公害局『金属非金属・石灰石・石油天然ガス鉱山名簿』昭和 47・48・50・55・58 年版
(159)『石油開発技術センター年報』平成 5 年　石油公団石油開発技術センター
(160)『石油学会誌』第 2～41 巻　昭和 34～平成 10 年　石油学会
(161)『石油技術協会誌』各年　石油技術協会
(162)『石油時報』各年　帝国石油
(163)『石油春秋』各年　石油春秋社

(164)『石油資料月報』各年　石油連盟
(165)　通商産業省『石油等消費構造統計表』昭和 55～平成 5 年
(166)　通商産業省『石油等消費動態統計年報』昭和 56～平成 6 年版　揃
(167)『石油年鑑』1989～1991　日本経済評論社
(168)『石油文化』各年　石油文化社
(169)『季刊中東総合研究　第 1～11 集』アジア経済研究所　昭和 50～53 年
(170)『ペトロテック』各年　石油学会

（原稿受付　2011 年 9 月 29 日）

経営経理研究　第 94 号
2012 年 3 月　pp. 181-203

〈論　文〉

大学におけるキャリア教育の意義

石　毛　昭　範

1. はじめに

今日，大学におけるキャリア教育の充実は焦眉の急である。これは，単に卒業生の就職支援ということにとどまるものではない。各大学は，少子化などに伴う大学間の競争激化に対し，有為の人材を輩出することによって，競争優位を獲得・維持しようとしているのであり，そのためにもキャリア教育の充実に向けた全学的な取り組みが必要とされている。

キャリア教育がなぜ必要なのか，噛み砕いて述べるならば，「大学の学生がもっと元気になるようにする」「意識の高い学生にはさらに機会を与え，そうでない学生も大学を活用して成長できるようにする」「就職活動でも，自慢できるキャリア・能力と，広い視野，たくましい行動力で勝ち抜けるようにする」「卒業時に『この大学でよかった』と思えるようにする」「社会に出てからこの大学で修得した力を大いに振えるようにする」といったことが挙げられる。

本稿では，大学におけるキャリア教育の必要性や意義，キャリア教育の充実のために必要なことは何であるか整理し，今後の大学における取り組みの参考に供することとしたい。

2. キャリア・キャリア教育とは何か

「キャリア」は多義的な言葉であるが，狭い意味では，仕事経験およびその連鎖（いわゆるワークキャリア）をいう。例えば「一連の仕事経験に積み重ねによりできあがっていく個人の仕事の経歴」（高橋，2003），「長い目で見たときの仕事生活のパターンや意味づけ」（金井，2002），「個々の従業員の中長期にわたる一連の仕事の経験である。そこでは，ある仕事を経験し，次に別の仕事を経験していくという経験の連鎖（中略）がどうなっているかが問題になる」（石毛，2010）といった説明がなされている。一方，広い意味では 人生経験の全体（いわゆるライフキャリア）をいう。例えば「生涯を通じたさまざまな役割経験」（Hall, 1976），「いかに生きるか，いかに生きてきたかを示す重要な指標で（中略）人の生き方をも含めた意味を有する概念」（川端，2005）といった説明がなされている。大学におけるキャリア教育という文脈では，ともすれば卒業後の就職を重視するという観点から，前者を重視する傾向があるかもしれない。しかし，大学教育は単に就職のためのものではなく，全人的な教育という面を持つことから考えると，前者・後者両方を重視する必要があるのではないか。

次に「キャリア教育」であるが，中央教育審議会（2011）によれば，「一人一人の社会的・職業的自立に向け，必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して，キャリア発達を促す教育」とされる。いわば，学生が学校から外の社会に出ていくための移行支援の教育というべきものである。従って，就職のための指導はその重要な一部ではあるが，キャリア教育そのものではないとみるべきであろう。また，正課か正課外であるかは本質的な問題ではなく，それぞれがキャリア教育としての役割を果たすものである（もっとも，個々の大学・学部・学科として求め，ないし育成しようとする人材像によって，正課教育による部分と正課外活動に委ねる部

分が異なることは十分考えられる)。

3. キャリア教育が求められるようになった背景

では，なぜ大学においてキャリア教育が求められるようになったのであろうか。大きく分けて，学生の問題と，卒業後の進路や社会情勢の変化の問題が考えられる。

まず学生の問題であるが，進学率の上昇などによって，学生が多様化したことが考えられる。大学・短大等への進学率（現役）は 2011 年には 54.5%となった。ここ 10 年で 10%近く，20 年では 20%以上上昇している。以前では大学に進学できない，あるいは諸般の事情から進学していなかったかもしれない高校生も進学してくるのであるから，大学生の質が変化するのはやむを得ないといえる。具体的には，学生が多様化していること，例えば留学生やスポーツに専念する学生などの増加がみられる。また，基礎学力が必ずしも十分でない学生が増加していると思われる（これは入試の多様化も一因と思われる)。さらに，社会性・自立性・主体性が十分でない学生も増加していると思われるが，これはいわば受身の姿勢で進路（高校から大学へ）を決定していることや，大学でのサークル活動の停滞なども原因と思われる。しかし実際には，個々の意識を高め，いろいろな機会を与えれば，活躍し，成長できる学生も実は多いのではないであろうか。キャリア教育はその手段になりうると考えられる。

次に卒業後の進路や社会情勢の変化の問題であるが，第 1 に労働市場の変化があげられる。具体的には，上述の進学率上昇によって，以前は高卒者などが中心であった業種・職種に大卒者が増加したこと（企業の採用も高卒から大卒にシフトしたこと)，つまり大卒者の就職先業種・職種が多様化したことがあげられる。さらに，産業構造の変化や長引く景気の低迷などにより，新卒者にとっての「正社員市場」は限られたものになってき

てしまっていることがあげられる。1990年代末からのいわゆる就職氷河期には，大学卒業後に正社員として就職できない人が増加し，その後も非正社員としてずっと就労していることも少なくないが，2008年ごろからの景気悪化でこういった状況が再来するに至っている。また，企業の採用スタンスが変化し，雇用コストの安い非正社員で代替できる仕事での正社員採用の減少や，新卒者の求人を出しても自社の基準に達さなければ求人数に満たなくても採用を打ち切ること（いわゆる厳選採用）なども見られるようになっている。

第2に，労働市場の変化の影響もあるが，就職（採用）活動の変化があげられる。近年，大学生の就職活動の早期化・長期化傾向が著しい。2013年4月新卒者の就職（採用）活動からは，日本経団連の倫理憲章によって説明会等は12月1日から，採用選考は4月1日からとなったが，　実際にはこの解禁日のはるか前から大学や就職情報企業などによるセミナー等が行われている。しかも解禁日以降なかなか内定が得られず，長期にわたり就職活動を続けざるを得ない学生も多い。大卒者のいわゆる採用内定率の低迷（あるいは大学間格差）に対応して，各大学は早い時期からの学生に対する意識づけや対策を余儀なくされている。大学の中には，丁寧な就職指導を受験生募集の宣伝の前面に出しているところも少なくない。就職についての意識づけ自体はキャリア教育の重要な目的であり，強化していく必要があるが，就職させることだけを目的とするのは望ましいことではない。

第3に，卒業後のキャリアの多様化があげられる。これも労働市場の変化の影響もあるが，資格・公務員志向が強まり，いわゆるダブルスクールの学生が多くなっている（もっとも資格によっては取得後就職が難しくなっているものもある。例えば司法試験や公認会計士試験など）。進学者も多くなっている（大学院へは頭打ち傾向であるが，専門学校などへの進学者が少なくない）。家業継承者（これは卒業後すぐ継承するとは限らない）

もなおいる。他方で，卒業後の最初の進路から転身する人も多い。新卒就職者のうち，3年以内の離職者が中卒7割，高卒5割，大卒でも3割になるという，いわゆる七五三現象がいわれて久しいが，これは新卒後の早期離職者の多さを示すものであり，その中に不本意に転職した人が少なからずいるであろうことを考えれば，新卒者と就職先とのミスマッチ防止の対策は重要といえる。反面，若くして独立し起業する人もいることも事実である。このような状況を考えれば，大卒者に対する主体的なキャリア形成力の養成が求められるのであり，そこにもキャリア教育の果たすべき役割があると考えられる。

4. キャリア教育に関する社会的要請

キャリア教育が求められるようになったのは，上述のような背景に加え，キャリア教育を必要とする社会的な要請があったことが大きい。国レベル・企業（経済界）レベル・労働組合レベルに分けて述べたい（以下，下線部は引用者による）。

まず国レベルであるが，2011年4月1日施行の改正大学設置基準によって，キャリアガイダンス（社会的・職業的自立に関する指導等）が法令上明確化された。それによれば「大学は，当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ，学生が卒業後自らの資質を向上させ，社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を，教育課程の実施及び厚生補導[1]を通じて培うことができるよう，大学内の組織間の有機的な連携を図り，適切な体制を整えるものとする」とされた。大学で，学生の自立のための能力づくりが必要とされ，大学内組織の連携のもとで，正課・課外両方での対応が求められることとなったのである。

この前提ともいえるべきものが，中央教育審議会の答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（2011年1月31日）

である。それによれば，学校から社会・職業への移行が円滑に行われておらず，「社会的・職業的自立」に向けて様々な課題が見られ，学校教育におけるキャリア教育・職業教育の充実が必要とされている。そしてキャリア教育については，発達の段階に応じ体系的に，さまざまな教育活動を通じ，基礎的・汎用的能力を中心に育成すべきとされており，大学をはじめとする高等教育もしかるべき役割を果たす必要があることが示唆されている。なおこの答申では，職業教育（ある職業に従事するため知識・技能などの教育）についても，実践的な職業教育を充実すべき，あるいは職業教育の意義を再評価すべきとし，体系的な教育による基礎的・汎用的能力の育成が求められるとしている。併せて，知識や技能の活用能力や仕事に向かう意欲や態度の育成も重視し，キャリア教育的な面の充実を求めている。この答申で各学校に求められているのは

- 各学校におけるキャリア教育に関する方針の明確化
- 各学校の教育課程への位置付け
- 多様で幅広い他者との人間関係の形成
- 社会や経済の仕組みなどについての理解の促進
- 体験的な学習活動の効果的な活用
- キャリア教育における学習状況の振り返りと，教育活動の評価・改善の実施

である。

文部科学省は大学・短大のキャリア教育の支援の一環として「就業力育成支援事業」を行っているが，この事業の趣旨では「本事業は，各大学・短期大学において，入学から卒業までの間を通した全学的かつ体系的な指導を行い，その社会的・職業的自立が図られるよう，大学の教育改革の取組を国として支援するものである」とされている。「入学から卒業まで」「全学的かつ体系的な指導」による，学生の「社会的・職業的自立」の養成なのであり，単なる就職対策ではないのである。

次に企業（経済界）レベルであるが，日本経団連は「主体的なキャリア形成の必要性と支援のあり方」（2006 年 6 月 20 日）でキャリア教育の充実を訴えている。それによれば「キャリアとは資格を取ることと短絡的に捉えている教師も一部に見受けられる。（中略）広い意味でのキャリアとは，仕事や働くことに対する意識づけと併せて経験の蓄積を図ることである。どのような社会人になりたいのか，どのような人生を送りたいのか，といった生涯にわたる生き方や進路のことであり，それに応じた能力を身に付けていくことである。学校においては，この点を十分に理解した上でキャリア教育に取り組んでいくことが肝要である」とされ，学校において修得すべきものとして，「基礎的能力」に加えて「仕事観・職業観」「主体的なキャリア形成能力」があるとしているのである。

他方，労働組合レベルでは，連合が「教育が未来を作る ── 連合・教育改革 12 の提言」（2002 年 12 月 12 日）でキャリア教育に関する提言を行っている。それによれば，「高等教育機関までの，子どもの成長段階に応じた，系統的な勤労観・職業観を育む教育や職業教育は不十分（中略）学校教育の中でも，子どもの成長段階に応じた労働体験等を通じた勤労観・職業観を育む教育をはじめ，労働法などのワークルールや社会人になるための基礎知識等を学ぶとともに，職業能力や進路選択力を高めることを重視し（後略）」とされ，ここでもやはり，学校において「基礎的能力」（およびワークルール）と「仕事観・職業観」「主体的なキャリア形成能力」の修得を求めているのである。このように，「基礎的能力」「仕事観・職業観」「主体的なキャリア形成能力」の養成をはじめとしたキャリア教育の充実は社会的な要請といえるのである。

5. キャリア教育の内容

次に，キャリア教育の内容について考えたい。川喜多（2004）によれば，

キャリア教育の要素として次の７つが挙げられている。

① 積極態度の教育：社会を知るための基本的心構え

② 職業倫理の教育：仕事観・勤労観

③ 職業知の教育：多様な産業・職業と，そこで必要な知識・技能を知る

④ 自己理解の教育：自己の能力・適性の理解とキャリアの棚卸

⑤ 職業選択の教育：自分に適した職業を選び，研究する

⑥ 職業能力の教育：選んだ職業のために必要な知識・技能の修得

⑦ 職業技法の教育：選んだ職業への就職のための技法

では，前節で述べた「基礎的能力」「仕事観・職業観」「主体的なキャリア形成能力」の教育はこの要素とどうつながり，どのような場で修得させていけばよいのであろうか。

まず「基礎的能力」の教育には，上記①積極態度の教育と⑥職業能力の教育が含まれると考えられる。具体的には，各専門分野の知識や技能に加え，言語や計算能力・情報機器の操作などの基礎的なリテラシーの教育がある。これは主に各大学・学部等のカリキュラムに沿って正課教育で行われるべきであるものであろう。ただ，入試形態の多様化などのため，入学者の学力に差がある場合などに鑑み，一部は補習等で行うことも考えられる（大学入学前に行うことも，入学後に行うこともありえよう）。基礎的能力にはこれに加えて，いわゆる「社会人基礎力」[2] や「学士力（のうち「知識・理解」以外の部分）」[3] があると思われるが，これらは正課教育に加えて正課外の活動で身につけるべきものであろう。ただ，正課外の活動は大学・学部によって，また学生の状況や志向によってもさまざまであろうから，各大学において学生の達成すべき内容・レベルを示したり，学生が自分の能力を評価できるようなしくみがあったりした方がよいと思われる。

次に「仕事観・職業観」には上記②職業倫理の教育と③職業知の教育が

含まれ，「主体的なキャリア形成能力」には上記④自己理解の教育・⑤職業選択の教育および部分的に③職業知の教育が含まれると考えられる。これらは従来，学生がおのずと修得するものと考えられ，大学が（少なくとも正課教育において）担うべきではないという議論もあった。しかしこれからは，大学において意識的・体系的に修得させていく必要があるべきであろう。形式としては講義・演習・実習（例えばインターンシップ）などいろいろな形が考えられる。これらの中で学生の主体的な取り組みを促す仕掛けも有効であろう。なお，ここでいう「主体的なキャリア形成能力」には，キャリア形成の前提となる「自己分析力」を含めて考えるべきであろう（上記④自己理解の教育はこれを修得させる教育である）。

ここで，「就職のための指導」（上記⑦職業技法の教育）はどう位置づけられるべきであろうか。これは従来，就職指導担当の部署（就職部・キャリアセンターなど）が主に正課外で行ってきたものであり，これからもキャリア教育の中で重要な位置を占めるべきものである。しかし，前提として少なくとも，学生にある程度の「仕事観・職業観」「主体的なキャリア形成能力」が身についていなければ，指導の効果は期待しがたいのではなかろうか。その意味では，初年次教育からの正課教育を含めた継続的な取り組みが不可欠であろう。学生にも教職員にもまだ，就職活動は大学での学習の成果（主に正課による）とは別の対策が必要という認識が少なからずあると思われる。しかし，採用する企業側はむしろ，大学生から社会人への連続性を重視している（長尾，2010）。つまり，大学生として身につけてきたことがもとになって，社会人としても活躍できると考えるようになってきているのである。

吉本（2007）によれば，大学教育には「遅効性」があり，卒業後すぐに役に立つとは限らない。大学教育の有用性に関連するのは，在学中の学習時間が多いこと，カリキュラムについてアカデミック志向が強いこと，カリキュラムについて職業志向が強いこと，専門分野と関連した就業体験を

持つこととされる。すなわち，きちんとした学問体系に沿ってしっかり学び，かつ将来の職業に向けた経験を正課・正課外のいずれか（ないし両方）で積むことが重要なのである。

6. キャリア教育と正課教育・正課外活動

これまで，キャリア教育が大学における正課教育と正課外活動の両方にわたることを示してきたが，それではキャリア教育において正課教育と正課外活動はどんな関係にあり，どんな役割を果たすべきなのであろうか。

まず重要なことは，正課教育も正課外活動も，キャリア教育のみを目的として行う必要はなく，むしろそれぞれの活動の中でキャリア教育として位置づけられる部分の整理・体系づけが必要だということである。そのうえで，キャリア教育の目的に照らして不十分なところがあれば，従来の体系の中での修正，ないしは新たな取り組みの付加を行うべきである。キャリア教育の専門部署がゼロからキャリア教育の体系を立ち上げるというのは，労多くして実少ないというべきである。

学生にとっても，キャリア教育（この場合はキャリア教育としての独自のプログラム。正課・正課外両方ありうる）を受けることによって，他の正課教育や正課外活動に対する姿勢が変わる可能性がある。長尾（2010）によれば，学生がキャリア教育からの気づきや学びの意味を十分に理解できるようになると，いままで高度で専門的すぎる，あるいは自分のキャリアには無関係だと思っていたかもしれない既存の大学教育のなかから，みずからのキャリア・デザインにヒントを与えてくれる部分が学生に見えてくる。その意味では，学内のリソースが相互に補完しあうことで高い相乗効果が生まれるのであり，キャリア教育はそのための「触媒」である。例えば，「他人と力を合わせて何かを成し遂げる」「学校の内外での多様な人との出会い」「現場で仕事をしてみる」といったことは正課・正課外それ

ぞれで経験しうるが，これらがあいまって，つまり正課・正課外の切り分けを超えて，卒業後も活用可能な学びや気づきの機会を提供する，すなわち中長期的効果をもつとされる。これらの経験の必要性・意義を認識させる意味で，キャリア教育は重要であるといえる。

では，正課教育や正課外活動の成果が就職活動に役に立つことはありうるのか。端的な例を示したい。就職活動では，企業に対してエントリーシートを提出しなければならない。これは企業によって多様な内容・フォーマットがあり，手書き・WEB 入力など提出方法もさまざまである。提出期限が設定されており，しかもそれがしばしば近接している。学生はたいへんな苦労を強いられる。しかしこれは，大学における定期試験やレポート提出などで鍛えられた学生であれば対応できるかもしれない。試験やレポートでも，ふだんからきちんと学び，学習内容を整理していれば対応できることが多いであろう。同様に，エントリーシートで問われる可能性のあることを事前にしっかり整理し，過去の先輩の経験などから書式や提出方法などを知っておくなど，準備しておくことによって対応できるのではないか。類例として，ゼミナールでディスカッション経験を十分に積んだ学生が，採用活動でのグループディスカッションでも対応できることもあげられる。このように正課教育での経験が就職活動でも生きるのである。企業としても，実際の仕事で期日までに求められた内容の報告書やプレゼンテーション資料を作成できるかどうかといったことが，エントリーシートによってある程度判断しうるのである。他方，エントリーシートでは多くの場合，これまで学生時代に打ち込んできたことや自己 PR を書かせる。通常の授業科目の受講は勿論，ゼミナールや研究室での活動，クラブやサークルの活動，ボランティアなどの学外での活動，資格取得などのための学習，留学や旅行の体験，アルバイトなどといったことで，どんな苦労をし，どんな成長をしたか，それが社会に出てからどう生かせそうか，つまり大学時代にどれだけ充実した生活を送ってきたかが問われている。まさに，正課

教育と正課外活動の充実度が問われているといえる。ここで記すことの乏しい学生に，企業は魅力を感じるであろうか。充実した大学生活のための機会を与えることは，キャリア教育の重要な要素であるといえよう。「就職のための指導」にとどまらないキャリア教育が，結局就職活動に役立つのではないだろうか。

7. キャリア教育の主体

では，キャリア教育は誰が担うべきなのであろうか。基本的には，大学の教職員すべてが担うべきであろう。それぞれが教育活動，しくみ・仕掛けづくりなどを分担する必要がある。前述のとおり，キャリア教育は広く正課教育・正課外活動の各領域にわたり，それぞれの活動の中でキャリア教育として位置づけられる部分をしっかり担うことが重要だからである。しばしば，就職担当部署や学生指導担当部署の教職員に負担が多くなりがちであるが，教務担当部署も関わりは大きいといえる。

また，学生自身が積極的に参加するようなしくみを作り，選択を促していくことが重要である。学生同士の交流・教え合いなどによる成長も重要である。その意味では，大学横断的な取り組みへの参加も有効であろう。

さらに，行政機関や地域などとの連携，外部組織（企業・NPO など）の活用も必要かつ有効と考えられる。 外部組織の例としては，アントルプルヌールシップの育成に長けた NPO の ETIC.[4]，高校生への教育ボランティア NPO のカタリバ[5]，多くの大学に拠点を置き近年ではキャリア形成支援にも熱心な大学生協[6] などがある。

キャリア教育は手間もコストもかかり，内容も幅広く，しかも継続的な取り組みが求められるために非常に苦労が多い。すべて自前で行うのは困難なこともありうる。そこで外部組織と連携するのは当然あってよいことであり，必要でもある。しかし，外部組織に丸投げするのは大学としての

責任を果たしたことにはならない。あくまで全体のプログラムの一環として外部組織を活用するべきであろう。また，学生の主体的な取り組みを促すことは重要ではあるが，反社会的，あるいはあまりに危険な内容に入り込むことがあってはならない。積極的な学生がかえって不利益を被ることのないように，適時適切なアドバイスや相談体制の充実などが望まれる。

8. キャリア教育の事例紹介(1)

ここで，キャリア教育の事例を紹介する。筆者の知る限りかなり進んだ事例として，京都産業大学の事例を紹介したい[7]。同大学では 1998 年のインターンシップ科目の設置を契機にキャリア教育の充実が図られ，現在では「キャリア形成支援プログラム」がつくられている。これは教養・専門科目とは別系列で，全学共通プログラムとして設定されている。企画・運営は「キャリア教育研究開発センター」であり，2008 年時点では専任教員 1 名・職員 10 名（一部兼務者あり）で運営されていた。

このプログラムの年間参加者は約 3,000 名（実数。学生の約 1/6）である。プログラムは基本講義 4 科目（キャリア・デザインの基礎，ゲストスピーチ型講座。1 科目を除き 1 年前期から），参加型のグループ学習科目 4 科目（1 科目を除き 1 年後期から），インターンシップ（2 年前期から）で構成されており，4 年間にわたる独自プログラム（インターンシップおよびゼミナール形式の科目）である。

この事例の特徴としては，1 年前期からの継続的・体系的プログラムであること，目的は前述の「社会人基礎力」にあたる力の養成におかれていること，講義科目と参加型科目（ゼミナール・実習など）の組み合わせであって，基本知識の修得やや意識づけは講義で行うことになっていること，ゲストスピーチ型講義も目的に応じて 3 科目設置していること，このほかに資格等対策の課外講座があること，どの科目も必修にはしておらず学生

の主体性を尊重していること（ただし入学直後の「自己発見レポート」は全員に課し，意識づけを行っている），キャリア・アドバイザーが半常駐していること（就職指導とは別である。週 4 日 7 時間程度），もともとは教務部主導でその後独立組織を立ち上げていること（運営委員会に学部・他部署から参加している），就職担当部署とは直接連携していないことがあげられる。

4 年間にわたる整備された体系（一部分の履修も可能にはなっている）やプログラムの充実ぶりもさることながら，正課教育を担当する部署が主導したことが，大学の教育全体におけるキャリア教育の位置づけを明確しているという意味で，特筆すべき事例であろう。

9. キャリア教育の事例紹介(2)

次に，筆者自身が行ったキャリア教育の実践例を紹介する。筆者はこれまで，前任校の短大，非常勤先の大学，現任校でキャリア教育を主とする科目を担当した。内容的には十分とはいえないところもあるが，一事例として紹介したい。

事例 1　前任校（愛知県の女子短大ビジネス系学科　2006-07 年度）

筆者担当のゼミナールで，1 年半（1 年後期～2 年）の間，「キャリア・デザイン」についての指導を行った（約 15 名）。ここでは「仕事観・勤労観」に関する一般的な講義科目があったため，この内容には触れなかった。

内容は次のとおりである。

- 1 年後期：キャリアとは何か，キャリア観の変化，キャリア・デザインとは何か，キャリア発達とは何か，各人のキャリア志向（キャリア・アンカー）の認識
- 2 年：生涯にわたるキャリア発達，キャリア形成の潮流，人的資源管

理とキャリア形成，女性のキャリア形成，キャリア形成の実例研究など

まずキャリア・デザインやキャリア発達について学び，自己のキャリア志向，他者のキャリアの尊重，企業によるキャリア形成施策などに進んでいった。流れとしては，キャリアについての知識習得―キャリア志向の認識―他者とのかかわりの中でのキャリア・デザインの理解と進んでいった。

各期の学習内容を示す意味でレポート課題をあげる。

・1年後期：各人の「キャリア・アンカー（キャリアに関する自己イメージのこと）」について

―自分のキャリア・アンカーの特徴

―自分の望む進路とキャリア・アンカーはどう関わっているか（例えば，自分の望む職種は自分のキャリア・アンカーのどういう部分と関わっているか，など）。もしあまり関わりがないのであれば，それはなぜか

・2年前期：キャリア発達に関する「トランジション・サイクル（新しい環境に入り，いろいろな経験を積んで次第に慣れていく過程）」について

―今の状況（例えば短大に入って）と前の状況（例えば高校時代）で，各段階の課題にどのように対処してきたか，各段階でどんな感じ方，考え方をしたか。またうまく課題に対処できたか，苦労したか。

―周りの大人1人にインタビューして，その人のトランジション・サイクルをまとめる。

・2年後期：

―「あなたのプランニングシート（現在から20年後までのワークプラン・ライフプランのシート）」を作成する（内容は漠然としていてもよいが，現在・1ヶ月後・3ヶ月後・半年後は具体的に書くこと）

―作成したシートのうち2つ以上の時期を選んで，その時期のキャリ

ア発達課題は何か，その課題に対応するためにはどのようなことをしなければならないか説明しなさい

事例 2　非常勤先での講義「キャリア・デザイン」（都内の大学法学部 2009 年度）

3・4 年配当科目で，選択必修だがクラスを選べることになっていた。前後期で約 40 名，公務員希望者が多かった。キャリア教育に関するほぼ唯一の科目で，本来の担当教員のサバティカルに伴う代講のため，1 年間だけの担当であった。講義と演習を適宜組み合わせて行った。

内容は次のとおりである。

・前期：仕事とキャリア，自分のキャリアをどう考えるか，キャリア・デザインと自己理解，働く意味社会人基礎力，自分らしいキャリアをつくる

・後期：キャリア開発の考え方，人材開発とキャリア開発，企業におけるキャリア形成，業界・企業とは何か，職業・職種とは何か，職業についての調査報告

まずキャリア・デザインやキャリア発達について学び，各自のキャリア観を涵養させ，その後，企業などによるキャリア形成施策，職業についての知識を学んだ後，周囲の人のキャリアについて調査させた。前任校よりリテラシーレベルが高かったこと，公務員などへの志向が強く職種等の研究が進んでいる受講者が多かったことなどを考慮した。流れとしてはキャリアについて―自己のキャリア観―企業などのキャリア形成施策・職業観―他者のキャリアへの理解と進んでいった。

各期のレポート課題をあげる。

・前期

⑴　あなたにとって職業とは何か。

⑵　これまでのワークなどによって明らかになった，各自のパーソナ

リティ・価値観の特徴および職業興味のタイプについて概述し，今まであなたが認識していたものと合っていたか，合っていなければどんな点であるか，まとめて述べなさい。

⑶　⑵および講義で取り上げた「社会人として求められる能力」を踏まえて，「あなたのキャリアデザインシート」「あなたのライフサイクル・イベントシート」をまとめ，併せて「あなたのキャリアデザインシート」の内容について文章で説明しなさい。

・後期

⑴　あなたにとって「成功する（成功した）キャリア」とは何か，述べなさい。

⑵　これからの企業のキャリア開発はどのようにあるべきか，述べなさい（講義やテキストの記述などを踏まえ，各自の見解を述べること。企業の戦略との関係や，企業の従業員に対するキャリア発達支援のあり方などについても触れることが望ましい）。

事例３　現任校「基礎ゼミナールⅠ」（商学部　2008年度～）

１年前期の必修科目で，導入教育としての位置づけである。クラスは指定で，受講生は年によって異なるが20～30名であった。共通テキストがある（キャリア教育にあたる内容も含まれている）。就職課によるキャリアガイダンスが２回ある（キャリア・職業観などについて，社会人基礎力について。2011年度は１回分をSPI型の適性検査に充てた）。このキャリアガイダンスを踏まえて，前期後半の授業を，ほぼ全てキャリア教育に充てている。回数が限られていたため，内容も絞り込んだものとなっている。

内容は次のとおりである（キャリア教育関係のみ）

・自己認識・自己のキャリア観

・これからの各自のキャリア（当面）とそれに至る道の明確化

・将来のキャリアに必要なスキルと現状とのギャップの認識（＋その解

消の必要性の認識）

期末のレポート内容をあげる（2010年度例　キャリア教育関係のみ）

⑴ 「自分のパーソナリティを知るための50の質問」「自己理解チェックシート」「あなたの価値観を知る質問」に基づいて，自分のパーソナリティや価値観の特徴についてまとめなさい。

⑵ キャリアガイダンスで示された「社会人基礎力」のうち，自分にとって不足している能力，およびこれから身につけていきたい能力（これらは重なってもよい）をあげ，これからの大学生活でそういった能力をどのように身につけていけばよいか考え，まとめなさい。

⑶ 今まであなたが望んでいた職業への志向（おおよそでよい）を考えながら，現在のところ，将来どんな方向に進みたいかまとめなさい。

⑷ 以上⑴〜⑶を踏まえて，「あなたのプランニングシート」をまとめなさい。

筆者の3つの実践例の含意としては，まず，キャリア一般，キャリア・デザインの知識―自己のキャリア観―将来のキャリア（―他者のキャリア，キャリア形成の活動）といった形で，段階を追って学ばせたことがあげられる。本来は2年くらいかけたい内容である。特に，仕事観・職業観については，別途学ばせた方がよいかもしれないと考えている。次に，講義と参加（演習・実習など）を組み合わせたことがあげられる。興味を持たせるとともに，自分の問題として認識させることを重視したものである。そして，他の科目（教養・専門）との関係を常に考えながら内容を設計したことがあげられる。

筆者の実践例は決して模範的な例ではなく，これからも改善を重ねていきたいと考えている。

10. おわりに ── キャリア教育を進めるためにやるべきこと ──

10.1 まずやるべきこと

これまで述べてきたことからも明らかなとおり，キャリア教育の重要性はいうを待たない。ただ，体制整備・内容充実のためには段階を追って進める必要がある。では，まずやるべきことは何か。次の5つの点をあげたい。

- 教職員全員がキャリア教育の重要性に関する意識を持つこと。
- 教職員全員がどんな学生を育てるべきか考えること。建学の精神，アドミッションポリシーやディプロマポリシーをどう具体化するかということになる。
- 入学から卒業に至るそれぞれの時期ごとに，どのように成長していくべきか，どんなレベルに達しているべきか考えること。そこにはキャリア意識の涵養や，学生生活を通した各学生の「売り」（結局はこれがエントリーシートに書けるような内容になる）をつくることにつながっていく。
- ゼミ・講義で「キャリア教育的要素」を取り入れてみること。例えば，就職担当部署や学生指導担当部署によるゼミ・講義での講演も有効であろう。ただ，やりっぱなしにしないことが重要である。最低限，講演内容を踏まえた振り返りは必要であろう。
- 既存のしくみを活用してみること。例えば各種行事等・ガイダンスの活用が考えられる。例えば，学園祭，新入生歓迎や卒業生送別の企画，学内外の論文・プラン等のコンテスト，外部組織（地方自治体や商工会議所などの公的団体，NPOなど）との連携などが考えられる。ゼミ単位での討論会や共同研究も有効であろう。
- いろいろな機会（学内外）を積極的に紹介すること。せっかくの行事・

制度・講座なども，その情報が伝えられなかったり，伝えられても参加を勧められなかったりするがために有効な機会にならないことが少なくない。伝える方法には工夫が必要であろう。またそういった情報を常に伝え続けることが必要であろう。

10.2　今後目標とすべきこと

次に，中長期的に考え，実行すべきことをあげたい。

・大学全体，また学部（学科・コース）としてのキャリア教育プログラムをつくる。内容としては，

① 「学生全員に必須とするべき内容」：例えば職業観の涵養や社会人基礎力に関するもの。修得のための具体的プログラムが必要になる。

② 「なるべく多くの学生が修得すべき内容」：学生の志向に応じて選ばせるべき内容も検討を要する。

なお，いろいろな部署で行われているものを組み合わせるのも一考である（行事・制度・講座など。一部は前述）。また教養・専門科目との接続・連携も考えるべきである。ここで重要なのは，「キャリア教育科目」を設けた，それを何人が受講した，○○委員会をつくったというのは本質的な問題ではないということである。

・就職指導「以前」に一定のスキル（上述の「基礎的能力」「仕事観・職業観」「主体的なキャリア形成能力」）修得をめざすべきであること。就職指導も就職活動自体も，キャリア教育の１つとは言えるが，こういったスキルがあって初めて就職指導が効果を上げるといえる。ここで重要なのは，“おいてけぼり”学生を極力つくらない，仮にそうなっても追いつけるしくみが必要だということである。多くの大学の就職担当部署，学生指導担当部署ではすでに対応しているとは思われるが，体系を整備すればするほど“おいてけぼり”学生が出やすいことは銘

記しておく必要がある。そして，必要なことは繰り返し学ばせることも必要である。

- 敷居の低い，いつでも相談できるアドバイザーを潤沢におくこと。アドバイザーとの相性は学生の取り組み意志に大きな影響を与える。あるアドバイザーと合わなくても，最低限誰か一人合う人がいればよいのである。もっとも，相談内容によっては学外機関の紹介もやむを得ないかもしれない。

10.3　キャリア教育の究極の目標 ── むすびに代えて ──

キャリア教育の究極の目標を端的にいえば，学生が自分の大学で，十分学んで，十分経験できて，十分成長して，仕事観・職業観を身につけて，社会に出てからさらに成長するための主体的なキャリア形成能力を身につけて，卒業できるようにすることであろう。

キャリア教育は，「就職率を上げるための活動」「誰かにやってもらう活動」ではない。もはや，教員であれば，教育実践のありようそのものの問題であり，職員であれば学生との接し方・指導そのものの問題になっている。

今後，キャリア教育の具体的な内容や進め方についてさらに考察を進め，実践につなげていきたい。

※本稿は，拓殖大学平成 22 年度 FD ワークショップ（平成 23 年 3 月 8 日）において，筆者が行った講演をもとにまとめたものである。

《注》

1）「厚生補導」の英訳は Student Personnel Service であり，いわば学生に対する厚生サービスというべきものである。すなわち正課外のサービスや学生の自主的活動等への支援などが含まれるものと思われる。

2）社会人基礎力は，職場や地域社会の中で多様な人々とともに仕事する上で

必要な基礎的な能力として，経済産業省が 2006 年から提唱しているものであり，学問で得られる専門知識やスキル以外に，仕事をする上で必要になる基本的な力をいう。この社会人基礎力は，大きく分けると「前に踏み出す力（アクション）」「考え抜く力（シンキング）」「チームで働く力（チームワーク）」の 3 種類があり，この 3 つはさらに，「主体性」「働きかけ力」「実行力」「課題発見力」「計画力」「創造力」「発信力」「傾聴力」「柔軟性」「情況把握力」「規律性」「ストレスコントロール力」の 12 要素に分かれる。

3） 学士力は，大学卒業の時点で備えておくべき能力として，中央教育審議会が 2008 年に示したものであり，「知識・理解（文化・社会・自然等）」「汎用的技能（コミュニケーションスキル・数量的スキル・問題解決能力等）」「態度・志向性（自己管理力・チームワーク・倫理観・社会的責任等）」「総合的な学習経験と創造的思考力」の 4 分野にわたる。

4） http://www.etic.or.jp/ 参照。ベンチャー企業などへのインターンシップのほか，起業支援，大学と共同の起業家養成プログラムの運営も行っている団体である。

5） http://www.katariba.net/ 参照。高校生に対してキャリア学習を行う，大学生を中心としたボランティア団体である。

6） キャリア形成支援活動については http://www.univcoop.or.jp/active/career/index.html 参照。生協のない大学でも「インターカレッジコープ」を通して参加できる道もある（東京インターカレッジコープの活動については http:// tic.coop/manabi/ index.html 参照。この東京インターカレッジコープと連携してキャリア形成支援活動を行っている大学もある）。

7） この紹介は 2008 年の日本キャリアデザイン学会第 5 回大会の同大学による報告，その際の筆者による質問，および同大学ホームページ（http://www.kyoto-su.ac.jp/path/）に基づくものである。内容は主に 2008 年 10 月現在である。

参考文献

中央教育審議会（2011）『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について』（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301877.htm）（2011. 12. 28 閲覧）

Hall, D. T.,（1976）“Career in organizations.” Scott, Foresman.

石毛昭範（2010）「キャリア形成：昇進と異動」白木三秀・梅澤隆編『人的資源管理の基本』文眞堂，pp. 112–125

金井壽宏（2002）『働くひとのためのキャリア・デザイン』PHP 研究所
川端大二（2005）「キャリア形成の新潮流」川端大二・関口和代編『キャリア形成』中央経済社，pp. 1–24
川喜多喬（2004）『人材育成論入門』法政大学出版局
京都産業大学ホームページ（キャリア教育・就職）（http://www.kyoto-su.ac.jp/path/）（2011. 12. 28 閲覧）
京都産業大学キャリア教育研究センター（2007）『キャリア形成支援プログラムパンフレット』
京都産業大学キャリア教育研究センター（2008）『キャリア支援を担う組織と人』（日本キャリアデザイン学会第 5 回大会報告配布資料）
文部科学省（2006）『小学校・中学校・高等学校 キャリア教育推進の手引』
長尾博暢（2010）『〈就業力〉の育成に FD・SD はいかに寄与するのか ── キャリア教育専従教員からみた教育と支援の課題 ──』（K 大学講演資料）
日本経営者団体連合会（2006）『主体的なキャリア形成の必要性と支援のあり方』
日本労働組合総連合会（2002）『教育が未来を作る ── 連合・教育改革 12 の提言』
NPO 法人 ETIC. ホームページ（http://www.etic.or.jp/）（2011. 12. 28 閲覧）
NPO 法人カタリバホームページ（http://www.katariba.net/）（2011. 12. 28 閲覧）
高橋俊介（2003）『キャリア論』東洋経済新報社
東京インターカレッジコープホームページ（http://tic.coop/manabi/index.html）（2011. 12. 28 閲覧）
吉本圭一（2007）「卒業生を通した〈教育の成果〉の点検・評価方法の研究」『大学評価・学位研究』第 5 号，pp. 75–107
全国大学生活協同組合連合会ホームページ（http://www.univcoop.or.jp/active/career/index.html）（2011. 12. 28 閲覧）

（原稿受付　2011 年 12 月 31 日）

経営経理研究　第 94 号
2012 年 3 月　pp. 205-226

〈研究ノート〉

情報科学と高度化

金　山　茂　雄

要　約

インターネットをはじめとする情報ネットワークの普及は，通信の高度化，情報伝達の迅速化，情報伝達経路の多元化，情報機器の高機能化，情報源の増加・多様化など，情報伝達量の増加を引き起こしている。そして，組織の管理体制とその再構築および組織体に対する多くの課題が未解決のままである。高度情報化はこのような中にあって，通信技術と情報技術の発達が，企業の経営形態と経営戦略に大きな変革をもたらした。

ここでは，情報科学の史的展開と社会的な影響について概観し考察する。特に，情報科学のハード的側面とソフト的側面の役割とその意義，そして，社会変動と社会行動および結果に対する答えなど，事例を含めて，1990 年代から 2012 年までの一部について検討と考察を行った。

キーワード：情報科学，メディアとグローバル化，情報産業

目　次

1. はじめに
2. 情報の企業・社会の変化
　2.1　技術革新の企業への刺激
　2.2　メディアテクノロジーの登場と利用
3. メディアの発展と産業
　3.1　テクノロジーとメディアアート
　3.2　グローバル化と情報通信産業
4. おわりに

1. はじめに

1980年代後半，科学技術の発展は，社会全体に大きな影響を与え，今日に至っている。

特に，企業は情報科学の一領域である情報技術の進展により戦略的に事業展開している。すなわち，企業の情報技術導入が企業活動に対し多大な影響を与えているのである[1)]。さらに大企業中心に技術変革をなしているが，それらの影響は中小企業や大衆化され個人にも及んでいる[2)]。

1990年前後の企業は経営の効率化や生産性の向上などを再目標に，情報ネットワークを構築している。特に財閥系企業集団は迅速に対応している。一方，中小企業は様々な要因により益々大企業との格差が生じてくるのである。よって中小企業は，新たな戦略を講じなければならない。

その後，1993年まで日本企業は海外生産の好調などにより世界のトップまで昇った。つまり，「経済大国日本」といわれるまでに成長したのである。

日本企業は技術を武器に，現在の地位を築き上げたのである。すなわち，広い意味での科学技術の発展が社会・経済全体に影響を与えたわけである。「企業情報ネットワーク」（拙稿）で論じたように，さらに一層，情報技術の導入が企業活動や社会に対し影響を与えているのである。また，情報化の推進とネットワークの国際化，国家の利権，さらにグローバルな環境変化なども同様と考えられる[3)]。

以上のことを踏まえて，最近の科学技術の中の情報科学の史的展開と社会的な影響について概観し考察する。特に，ここでは情報科学のハードウェア的側面とソフトウェア的側面の役割とその意義，そして，社会変動と社会行動および結果に対する答えなど，事例を含めて，1990年代から2012年までの一部に絞り若干の検討と考察を行うことにする。

2. メディアテクノロジーと社会

情報技術の導入が企業の戦略上重要な一要因になっている今日，企業が競争優位，競争力強化などのため設備投資が不可欠となる。もちろん，経営の効率化と生き残りへの願望からでもある。ここでは情報技術の導入が企業や社会に何をもたらしたのか，また，その影響で新産業創出へと動きはじめたのか観てみることにする。

2.1　新技術の導入と変化

科学技術の発展が現代企業の大きな外的な力となり，企業社会さえも従来のスタイルを変えさせるものが存在している。新たな社会の形成がグローバルな意味の情報社会形成であるといえる。その一方で企業は，コスト削減，時間節約，業務や企業間の壁の除去，組織の水平化，情報の多彩化，情報の共有化，業務プロセスでの顧客との一体化などの変化が観られる。そのような状況の中でより一層市場や商品の需要創造，顧客創造，経営の質の向上，シェア拡大，利益最大化などを追求し市場への活動をしなければならない。

今日の市場は情報技術の利用により拡大へと向かい無限化している。時間，空間そして業種を越え，多岐に働きかけ，また他業種の市場から参入し，情報を活用している。情報空間で創りあげた市場には，時間の制約がなく出入りすることができる。この空間に出入りしている人たちは，情報の選別能力と理解能力に優れ，空間市場であたかも店で商品を買う行為が簡単に行える者達である。この情報空間市場の利用が一般の住民登録などと同じように情報市民の各データの蓄積をも兼ねており，企業の顧客データに相当するもので企業にとっては大きなメリットをもたらすことになる。情報市民の特徴として，現実の社会では満足できない者がほとんどであり，

情報市民を満足させるために，現実の市場以上に多品種対応しなければならない。現状ではまだまだ不足である。そこには現物を用意する必要はなく，すべて虚像の世界であることからいくら品数を増やしたところでコストは負担にならないのである。

例えば，人が商品を購入する場合，パターン化した操作手順で工場への発注，生産，流通・配送と会社の一連の業務を処理することになり，会社側から観ると業務の短縮と経営コストの低下をもたらしてくれる。さらに，人は情報の共有化が活発に行われ，企業のような組織階層とは異なり，各階層の水平化が行われ，よって企業の活動の効率化と情報空間市場の商品取引きの増加や企業間ネットワークの進展へと寄与する。また，今までにないビジネスの創造が情報技術により一層加速するものである。しかし，一つ間違えると取り返しのつかない結果になることに十分注意しなければならないことは明白である。すなわち，電子化された社会であるからである。このことは情報技術の支援の基，従来のライフスタイルをも変えることになる。特に，消費者行動のモデル，需要予測などは，POS システムで対応していたが明確な効果が現れなかった。しかし，大容量データを格納するデータウェアハウスや多次元の分析ができる OLAP（Online Analytical Processing）および AI などによるニューラルネットワークに試られるニューラル思考の利用が行われるようになり，顧客や商品さらに，売上におけるきめ細くより大量データを扱えるようになり，かつ，双方向で顧客と情報授受ができるようになったことから情報技術導入の効果が現れている。すなわち，顧客との直接対応的展開が可能になったことである。

次に，仮想空間の利用が新たなモノを生み出す事例として，仮想空間がある。インターネットの商用化に伴い仮想空間は徐々にマーケットへと変わっていくことになった。そのマーケットの利用の際，決済処理に新しい貨幣の登場となる。それは，言うまでもなく電子マネーである。当時，電子マネーを「エレクトロニック・マネー」といい，カタカナが漢字になっ

ただけである。1995 年頃は，この電子マネーを予期していた。ただし，貨幣としての価値があるのか，単なる貨幣の代わりとして利用するのかは確かではなかった。そして，国境がない統一通貨としても考えられていた。統一通貨となると銀行のシステムの規制が問題に上がる。現在も当時考え出されていた方法で処理が行われている。インターネット上でショッピングをする際，支払いは「カード会社（クレジット会社等），銀行など」いろいろな支払いに対応している。このとき，e キャシュという現金通貨に近いものから，カードのようなサイバーキャッシュなど，決済処理も今とは異なっている。以前は，クレジットカード等を利用したキャシュ（サイバーキャッシュ）など，複数の決済処理が共存した形で存在していることになる。このような決済処理を電子マネーの分類の中に入れた場合，中央銀行が不在になる。つまり，日本銀行が存在しなく，そしていくつかの銀行が独自の通貨を発行しているように思われる。ここで一つの疑問が生じることになる。通貨とは，何か，である。サイバーキャシュのような「エレクトロニック・マネー」，つまり，今の電子マネーであるが，このマネーが単一的通貨として各自が発行することで，現実の通貨としての役割が終わることになる。モノに代わる役割と価値があった通貨も電子のお金となると，電子のお金という数字が支配し，数字の価値や意味が大きいか，小さいかに集約されることになる。以前は，複数の電子マネーが単一のマネーへの統合化されたマネーに代わるだろう，と想像していたが，現実の社会では，1995 年当時とは，異なり電子マネーは確実に紙幣，コインと並ぶ通貨として存在している。

以上から情報技術の幅広い利用とコンピュータに蓄積されたデータベースの活用により新たな技術革新へと展開の動きが伺える。将来的に利用拡大と技術革新が進む中で，やはり要はデータベースとネットワークになることは明確である。そこで，問題になるのがデータベースに蓄積されたデータであり，データの質である。データの質が高く，価値あるものでなけれ

ば企業間ネットワークの際，データの共有化が難しくなる。なぜなら，お互いのメリットがあるものでなければならないからである。したがって，当然，企業間提携の際，詳細な規定，規格等のルールが一つのカギになるのである。例えば，情報の共有による共同商品開発，共同市場調査，消費者同志の団体といったクラブの設立などが可能であり，固定した顧客管理と市場へのシェア確保が可能になる。また，情報市民の場合は，リアルタイムで行うことができ，地域的な限定はない。もちろん情報空間を利用できるハードウェアとソフトウェアに限られていることから空間の外から見れば管理しやすく，かつ情報空間内では利用が無限に近いのである。

通常の市場を相手にすると企業は数十人数百人の管理者が必要であるが情報空間ではたったの一人で管理が可能になる。また，これらは遠隔管理が容易で企業活動の際，携帯端末を活用することでビジネスが幅広くできることになるのである。そこには，顧客，発注，売上データの確認，さらに AI の利用で容易に管理ができるのである。また，OLAP の登場で統計解析，多次元データ分析の利用でデータ検出，法則性の発見・抽出，相関や時系列分析もできるのである。いわゆる場所や時間に問わず即時処理ができることを意味する。

したがって，市場の計画，分析，調査や商品開発（商品活性化），販売の促進（販売活性化，バーチャルセール化），営業活動の効率化（経営活性化，営業の高度化）と営業方法の変化，顧客管理（管理効率化）などがより速く，どこでも，何時でもできるのである。すなわち，情報技術によりあらゆるものが活性化されるのである。もちろん情報技術の活性化と技術の革新へと進むことになる。そこで最近，目覚ましい発展・成長を遂げている分野がある。それは，メディアの分野である。

2.2　メディアテクノロジーの発展と利用

20 世紀末期から，メディアテクノロジーがマルチメディアやインター

ネットへの関心と高まりを観ることができる。IT のめまぐるしい変化と速度に比べて，従来の広告・メディア等の分野は，新しい技術の戦略的理論化への努力が遅れていたが，最近，マルチメディアの情報の技術戦略的思考が取り入れられ急激に活発化し，コンピュータと通信技術等を結合し，さらに広範囲に活用・展開する傾向にある。そこで，メディアが新しい技術思考によりどのように変化しているのか。マルチメディア化の考現学的側面から概観する。

企業の市場活動という視点からマルチメディア化を観ると現在，次のような利用がある。

1) インターネットとツールとしての利用
2) 地上デジタル放送，地域別ケーブルテレビの利用可能
3) オンラインゲーム，屋外大型スクリーンなどの新しいメディア

の販売促進利用などを含む次世代メディア開発などが挙げられる。20 世紀末では，衛星によるデジタル放送の実施が検討されていた。

次に我が国における 1990 年から 94 年までの 5 年間のメディア環境の急速な変化を図表 1 に示す[4)]。

表の中で取り上げた「インターネット接続ホストコンピュータ数」は，96 年 1 月には 26 万 9,300 台となり，統計を取り始めた 91 年 7 月の約 40 倍になっている。また，ケーブルテレビなどにはテレビショッピングなど多様な利用が期待されている。比較できる過去の統計データがないメディアもある。96 年に開始されたインターネットテキスト・テレビ，インターネット対応テレビ，衛星デジタル放送などである。また，都市型ケーブルテレビ，衛星デジタル放送，移動通信システムなどいずれも，多様なコンテンツとサービスを融合させることが可能であり，マルチメディア時代の基幹的システムとして注目されている。インターネット，ソフトウェア，

図表１　我が国におけるマルチメディア化の進展

項　目　内　容	1990 年度	1994 年度	94/90 比率（%）
インターネット接続ホストコンピュータ数	6,700 台	96,600 台	1,442
マルチメディアソフト販売金額	108 億円	1,553 億円	1,438
都市型ケーブルテレビ加入者数	40 万件	221 万件	552
主要パソコン通信 4 社会員数	60 万人	214 万人	3,657
移動体通信市場	3,932 億円	13,867 億円	353
電子メール導入企業数	62 社	198 社	319
NHK 衛星放送受信契約数	236 件	657 万件	278
ケーブルテレビ受信契約者数	677 万件	1,025 万件	151
文字放送受信機普及台数	686 万件	932 万件	136
情報通信産業雇用者数	5,159 万人	5,533 万人	107

出所：郵政省『通信白書・平成 8 年版』，日本情報処理開発協会編『情報化白書・1996』，日本電子メール協議会『企業における電子メールの動向調査』，電通総研編『情報メディア白書』等から抜粋，引用。

インターネット接続に伴い，Web サイト利用会員登録者人数が，大幅に増加しているのがよく分かる。また，情報通信の社会基盤整備も急がれている時期でもある。インフラの整備が進んでいる過程で新しいサービスが開始されたりもしている。ウェブ広告もそのサービスの一つである。

アメリカでは，インターネット上の Web サーバー／ホームページを活用した広告掲載の方法が拡大している。広告主にプロモートされ，利用されている「ウェブ広告」がある。ウェブトラック・インフォメーション・サービス社が広告を掲載するサイトの広告収入を調査した結果 1995 年 10 月から 3 ヶ月間で広告収入は約 12 億円であった。そのうち 75%がネットスケープ，ライコス，インフォシーク，ヤフーなどの「サーチエンジン」系のサイトである。その他オリジナル・コンテントを提供するメディア企業グループのタイムワーナーパスファインダーなどがある。広告主の中に

は自社のインターネットサーバーやイントラネットを活用した広告活動に重点を置く企業も多く，インターネットの利用が必ずしもウェブ広告市場の拡大傾向を意味しているものではない。このように，メディアが従来にない変化を見せているのは，情報技術の発展によるものであると言える。また，マス対応からワン・トゥ・ワン対応へと変わり，情報技術のさらなる進化，すなわちコンピュータの性能向上，デジタル化により，より詳細なオペレーションの実現が可能になり，顧客を一人ひとり，把握する新しい競争のパラダイムへと変化させ，大量規模における個別対応の可能性でコンピュータとデータベース，ネットワークによる柔軟な生産方式とテレコミュニケーション技術の急速な発達へと期待もされているのである。

インターネットに代表される情報技術の変化は，その機能や役割の可能性を従来のメディアという範囲で把握することはできない。個人個人で対応ができ双方向かつ受発注や決済の機能を持つメディアの出現は広告，販売，コミュニケーション活動，ビジネス活動そのものを統合化し，マルチメディア化と合わせて，オンライン・ショッピングや電子商取引きが語られ，いろいろな実験やビジネストライがあるのも，従来のメディア概念を越えたからであるといえる。しかし，一方で，情報技術の大衆化や生活者のライフスタイルの変化を十分把握し，将来を見据えた時間軸においてビジネスに取り組む必要がある[5)]。特に，新しいメディアへの過剰な期待があるが現状では，オンライン・ショッピング（インターネットとパソコンを含む）でインターネット利用といえるものは8%にすぎない。それも書籍類が大半を占めている。そして，利用者の90%は20代から30代の男性であることを考えると消費者としての積極性に乏しいのが現状である。その理由として商品にたどり着くまでがわずらわしい，品揃えが不十分など目で見て，手で触れながらいろいろな商品に接しショッピングを楽しむ感覚と習慣に慣れてしまっているからでもある。よって，まだまだ，セカンド・メニューであるということになるのである。

図表 2　主な産業の市場規模

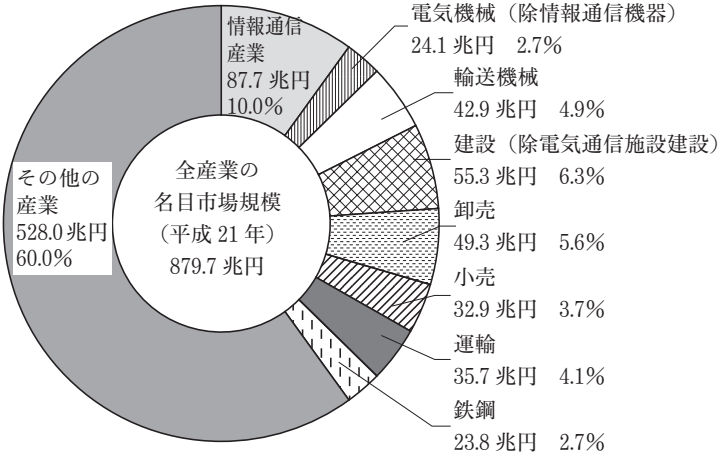

出所：総務省「ICT の経済分析に関する調査」『平成 23 年版　情報通信白書』，ぎょうせい．
http://WWW.soumu.go.jp/johoysusintokei/link/link03.html.

図表 1 と図表 2 から，インターネットの環境（電子メール含む）やその周辺装置，活用するためのソフト等の普及が活発に展開されている。平成 23 年版の情報通信白書では，「情報通信産業」として約 88 兆円，全産業の 10%を占めている。また，その関係産業も含めると全体の三分の一程度占めている。平成 7（1995）年から 17 年目を迎える今日，社会に深く浸透し，21 世紀の情報社会に突入している。インターネットができ，電子メールが利用できる環境からコンピュータと通信技術の活用とその推進が盛んであることが窺える。ICT による国民生活の高度化，サービスの向上，都市と地方のデジタル・ディバイド，情報の格差やその格差による経済活動への影響など，を考えながら豊かな社会の実現を目指す。下記は，平成 7 から平成 21 年まで国内生産額に伴う，情報通信産業の市場規模を示す。下記のとおり生産額は，毎年増加の傾向であった。最近の 3 年間は，前年の生産額を下回る状況である。

図表 3　情報通信産業の市場規模推移

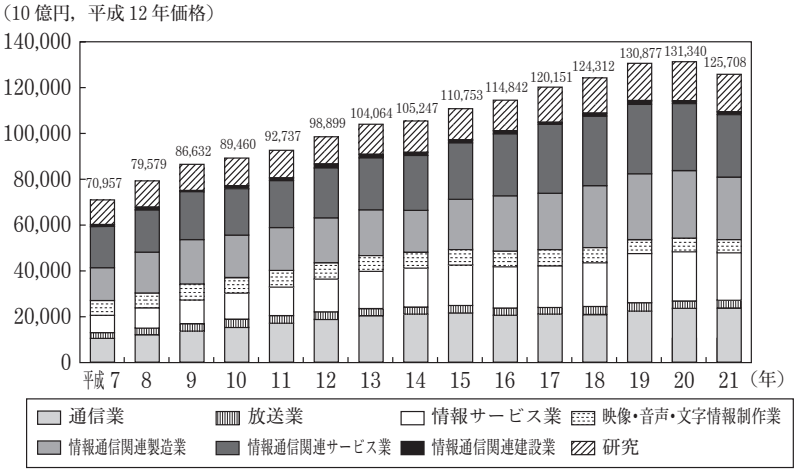

出所：総務省「ICT の経済分析に関する調査」『平成 23 年版　情報通信白書』，ぎょうせい．
http://WWW.soumu.go.jp/johoysusintokei/link/link03.html.

以上のように，情報通信産業やその周辺産業の活発な動きは，その産業分類・種類を分化することで分かる。今では，コンテンツ・アプリケーション，プラットホーム，通信，端末などに分化し成長を続けている。さらに，今後のサービスは，PC と携帯（電話含む）情報端末の 2 つに分け目的に沿って利用するようになると推測できる。このような情報が社会に対して行った行為，ここでは変化となるが，この変化の中心がメディアであると考える。一般社会では，メディアとは，新聞やテレビなどのマスメディア，また FD や CD, DVD などの記憶媒体などを想像するだろう。現在では，電子メールなどのコミュニケーションメディアを指す場合もあるだろう。メディアの形式には，内容も重要ではあるが，人と人との関係，ライフスタイル社会・文化などを表す。このようなメディアの共通点は，情報をやり取りするための道具であること。大昔の情報の伝達方法と同様の狼煙や太鼓である。そして，現在では電波や電気信号が情報と化している。いろ

いろな分野で発展し今日に至っているが，グローバル化や統合化の影響もあって一体化傾向にもなっている。

1980年代のコンピュータのパラダイムシフトは，「人間の脳」に少しでも近づけたいと考えていた。つまり，AIの人工知能の開発である。しかし，その難しさが第5世代コンピュータプロジェクトの「次世代開発機構」であった。十年間の成果は，「トロン」の名で終了した。現在，このトロンOSはICタグやスマートホンなどの携帯端末装置の動画サービスのために利用されている。以前は，考えられ実現されなかったが，今は実現可能であったり，既に実現されているものも少なくない。コンピュータは従来の人工知能を目指していた時代があったが，今は社会そのものを目指している。つまり，ネットワーク社会や情報社会である。完全なネットワーク社会や情報社会を目指しているのである。コンピュータは，社会基盤として情報を流通させるためのメディアとしての機能を有している。

3. メディアの発展と産業

3.1 メディアテクノロジーとメディアアート

ITの進歩は，アートの分野にも新しい風が入ってきた。一般的にはCG（コンピュータ・グラフィックス）がこれである。そして，それがメディアアートとも呼ばれている。いわゆる，ITという技術が応用された分野である。メディアテクノロジーの一分野でもある。メディアアートは，その方向性によっては巨大な市場を作り出すことができ，企業は，ビジネスとしての期待をもっている。その技術的な背景には，図表4に示す。

メディアテクノロジーの登場は，図表4のように，コンピュータの進歩と通信技術との結合によってできたネットワークは，インターネット，携帯電話，同様に生活の一部になっている。

例えば，視覚によるメディアとして，静止画像などがある。その静止画

図表４　メディアの発展過程

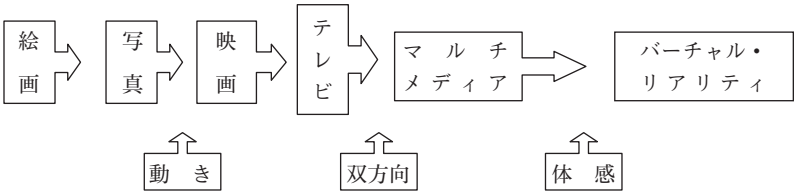

像などは，今から１万年前のことである。つまり，絵画である。近代になって，絵画は，メディアのテクノロジーにより，表現力を飛躍的に向上させた。写真の技術もその一例である。もちろん，静から動へ変われば写真（絵画など）から映画になる。その動の最先端技術がテレビである。これらの技術がコンピュータのハードウェアとソフトウェアにより，さらに向上させた。それは，アナログからデジタルへの変化である。コンピュータで扱うことができれば，あらゆるモノが別のモノに替わっていく。これがメディアテクノロジーの目指すところである。アート等になるとCG（コンピュータグラフィックス）による芸術の世界になる。コンピュータグラフィックス，コンピュータアニメーション，ビデオゲーム，ホームページデザイン，バーチャル・リアルティの技術もそれらの応用技術である。

以上のことから，メディアテクノロジーやメディアアートの方法によっては技術開発も変わっていく。特に，ゲームの世界では，影響力が増す。ここでは，あまり触れていないが，連画や映像および音楽をコンピュータで処理マルチメディア技術が異なったメディアの組合せによってあらたなメディアの登場に感動するだろう。また，企業では影響をまともに受けているかもしれない。

3.2　グローバル化と情報通信産業

前で述べて情報通信産業の活発な動きの中で，さらに分化し成長し続ける。その中で，PCと携帯（電話）情報端末の使い分けが行われていくが，

社会や経済がグローバル化の傾向に向かっている今日，PC と携帯（電話）情報端末の使い分けしながら，より使いやすいように統合化されたものになっていくと思われる。それが ICT であろう。一般的には ICT は PC ネットワークによる利用と考えられている。しかし，ICT はネットワークの強化を行い，いろいろなネットワーク，Web サイトなどが独自に保有している情報を公開し活用していくのである。コンテンツ・アプリケーション分野で約 4 割を占めている。

情報技術と通信技術の融合により，経済活動における時空間的な複雑性もますます高まっていく。開発，生産，そしてマーケティングのプロセスは，グローバルな構造の中で行うことができ，非常に高性能な分散型のコンピュータ技術，高速通信網の実現によって情報交換が高速に行われる状

図表 5　情報通信産業レイヤー別市場規模推移

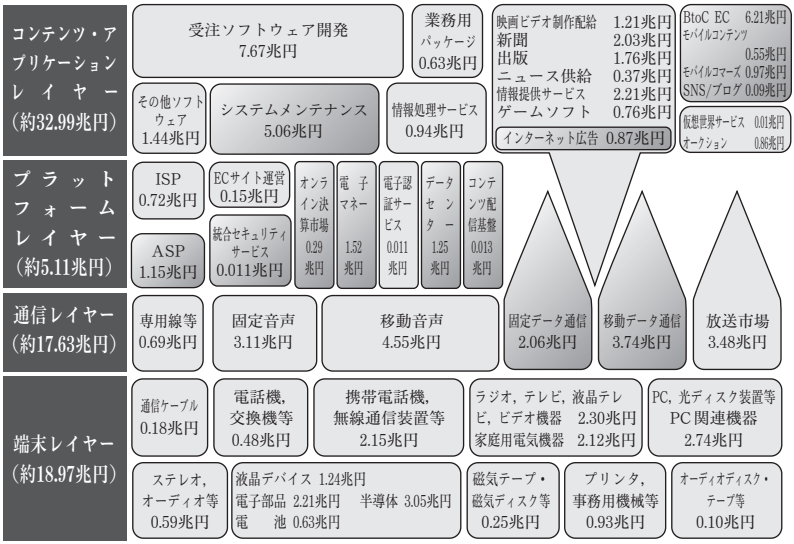

出所：総務省「ICT 基盤の国際比較に関する調査研究」『平成 23 年版　情報通信白書』，ぎょうせい，p. 204. から抜粋し引用。ただし，調査研究データは平成 21 年のものである。

況にある。

情報と通信技術が持っている可能性，そして通信とインテリジェント・ソフトウェア，高速ハードウェアの組み合わせが持っている潜在能力を無限にするのである。例えば，情報，通信技術を大規模に使うことによって，開発プロセスが5%短縮でき，2,000億ドルが節減されるだけでなく市場競争力にも重大な影響を与えることになると推測できる。開発手順が高速化すれば，それだけ市場に沿った形で開発ができるからである。

従来型の生産社会において，市場というもは，あまり顧客重視の形ではなく，創造性あるいは，革新性を製造する社会においては，製品のコンセプトとカスタマーの要求条件とが密接に連携する必要がある。すでに自動車業界では，バイヤーが理想の自動車をオンラインのスクリーン上で構築し，それからプロダクションのプロセスが始まるというシナリオが進められている。これが実現すれば，カスタム・メイドの車が迅速に納車されていくことになる。

情報化社会のネットワークの長所には，普遍的で差別のないネットワーク・プラネットホームの構築がある。それによってあらゆるサービスがシームレスな形で提供できるようになる。このことは，グローバルな競争環境の中でネットワーク事業者が成功していくための絶対条件と考える。

将来の情報（電気）通信ネットワークはフレキシビリティの高いものではなければならない。すべての産業やすべての情報化社会は，効率的な情報処理と通信に依存することになることから電気通信網は非常に高い性能と信頼性を提供する必要がある。

このようなインフラの構築と世界的なシームレス・サービスの提供にあたっては国際強力，国際協調は急務となり，過去から明かなとおり，事業者がそれぞれ独立独歩で進めば，決してシームレスなネットワークを実現することにはならない。もちろん標準化に関し，既に開発された製品やサービスをさらに研究開発を積み重ねてきたという実積が企業側にあること，

あるいはそれぞれの社会においてインフラの要件が異なっていること，そして，それぞれのエゴイズムがそこに存在する。そのために，調整ができず，いわゆるデファクト標準が出現することになる。これは他の標準化の結果でも明らかなとおり，結局は市場が決定を下すことになる。このような開発そして展開というのは，時としてリスクを応うことになる。

前項の観点から，日本の情報産業の進展について述べると，情報柱，源はコンピュータである。その歴史は，今世紀中頃 1946〜47 年頃真空管を使った大型のコンピュータから始まり，以来単機能型から集中処理型の大型コンピュータが発達したのである。それが，1970 年代に入り，分散処理になり，さらに今日ではダウン・サイジング，オープン・システムの時代に移り変わってきた。

一方，通信の分野はディジタル化が進展し，今ではパルス・コード・モジュレーション（PCM）などがある。1957 年，まだトランジスタの時代であった頃，PCM 開発が進み，1 G bit/sec 速さを出すものが存在し始めている。その後，トランジスタから集積回路の開発へ移り成功した。その中で日本のオプティカル・ファイバー・システムは 10 G bit/sec（1 秒間に 100 億個のパルスを送る）まで進歩しているのである。ちなみにディジタルはコンピュータ言語である。

昨年，日本では製造能力の閉塞感が言われたが，ハードウェアに関しては決して悲観的になる必要はない。なぜなら，1994 年の世界のコンピュータの生産規模は日本が 666 億ドル，アメリカが 608 億ドル，ヨーロッパが 392 億ドル，アジアが 484 億ドルと日本の生産能力は決して劣っているわけではない（図表 6 参照）。しかし，先進国や先進国に近いアジア系中進国などの開発競争の結果であって，手を抜くことは決して許されるものではないことである[6]。さらなる開発の競争の必要性は忘れてはならないのである。今後の展開には二つのポイントがあり，次に示す。

図表 6　主要国・地域のコンピュータの生産規模

国・地域	生産規模（億ドル）	四カ国・地域からの比率（%）
日　　本	**666**	**31.0**
米　　国	608	28.0
欧　　州	392	18.0
ア ジ ア	484	23.0
合　計	**2,150**	**100.0**

注：1994 年の日本電気株式会社資料よりアレンジし，作成した。

a．ソフト化，サービス化，ネットワーク化

b．マイクロ・インテリジェント化

この二つのポイントを考慮しながら次世代つまり，21 世紀への企業の新展開は世界をリードする先端技術の開発，そのサービス化を世界に向けて実用化することである。もちろん総合力によるシナジーの発揮とグローバルなネットワーク・アンド・アライアンス（N & A）を図っていくことである。このことは日本の今後への通信産業の発展への最大の課題であるといえる。そのために次のことを考えなければならない。

上述のとおり，最大の課題は先進技術力に向けた技術と経営である。その課題は三つある。

a．研究所と事業部との緊密な関係が必要である

b．グローバルな研究開発の促進

c．研究者の育成と評価である

第一に，企業の事業部は今日，明日をテーマに，研究所は明日，明後日

のように事業展開している。研究成果をどのような形で製品化へ発展していくかである。例えば，日本電気のように研究成果をいかに製品として市場へ送り込むかなどを検討する場として，技術戦略交流会議や社内の受託研究制度の受注研究，さらに各種のプロジェクトなど互いに協力できる体制を確立し，企業全体に反映させている。また，広域的に拡大すると，大学と国立の研究所および民間の研究所との協力体制の確立である。つまり，産学官の一体化体制である。

第二に，グローバルな研究開発の推進である。欧米に比較し，日本は基礎研究が遅れている。この遅れ独自で取り戻すには数十年の歳月が必要である。少しでも速くするためには各国の協力が必要不可欠である。例えば，海外に研究所を設立し，その国の企業あるいは国家レベルの研究者，研究所などと協力し合うことで，遅れた部分の蓄積ができるのである。もちろん，その時大切なことはその国の文化を尊重し，速く社会にとけ込むことである[7]。できるかぎり，情報の共有し，自分の持っている情報を公開することである。もちろん，その企業の理念も外国人に知ってもらうことである。

第三に，企業経営は人間としての能力を尊重し，育成し，さらに活用することである。次式のように表すことができる。

能　力 ＝ 素　質 × 教　育

であると考える。その素質を見いだすこと，そして適性を種別することがこれからの技術戦略，そして経営戦略にとって必要であると考える。また，評価（知的生産の評価）は時間による評価ではなく，成果による評価，すなわち裁量評価である。ただし，その評価基準がむずかしい問題である。例えば，パテント，ペーパー，パフォーマンスなどで評価が可能である。全てにおいて，今まで行っていない，また，怠っていたことを速やかに行動に移し，その結果から改善に取り組み，常にそこには各自・各企業のプ

ラス思考が現われ，目的達成へと道が開け到達すると確信するものである。

4. おわりに

20 世紀後半に繰り広げられた競争と発展・成長の源になっているのが，ハイテクノロジーといわれる「新科学・技術」，「先端的技術」である。10 年以上前から，ハイテクノロジーとその周辺の技術をどのように経営に活かしていくかが企業発展，そして，企業成長のカギであると言われているがなかなか実を結ぶことができないのが現実である。また，一般社会では不透明，カオス，ファジィなどと先が見えないことを言う者が少なくないのが現状である。詳細に分析すると，世界経済の不況，特に先進工業国の場合，最悪状態である。先進工業国が低調であり，例外なく不況と財政赤字に悩んでいる。その最悪の環境下にありながら，収益を毎年上げている企業もある。つまり，全体的に不況で部分的に好況なのである。またさらに，従来からの企業の業種分類が意味をなさなくなっている。それは，各企業の本路線，方針の転換など多角化が活発化してきたため，業界内が変化してきたことが原因である。ところが，以前は，業種ごと不況，好況など論ずることはできなかったが，今日では，同じ業界・業種に属していても発展・成長企業と低迷企業とが混在するというところが特徴的傾向になっている。また，発展・成長企業の中で以外に大企業より中堅企業の活躍が目立っている業種もある。これら中堅企業の手掛けている商品の市場は大企業が市場参入するには，量産効果が得られにくい分野である。現在では，価格と競争力など大企業が参入したくてもできなくなっている。つまり，中堅企業が技術的ノウハウなどを握ってしまった恰好になっているわけである。このような状況下では，企業活動のために新技術の開発・研究により一層力を入れ，産業創出へとシフトしていかなければならないのである。また，技術的ノウハウを持っていないマイナス部分を企業の技術提携によ

り補い新しい商品開発へと自社の進む道を切り開くほかないのである。

したがって，業界・業種の枠を越えた競争と協調へと自然に方向性を見だすことになる。成熟した産業に革新的技術を取り入れ，またそのために企業内では，抜本的な技術転換や設備投資が必要となる。その点，欧米では積極的に新技術を導入し，環境変化に対応していく姿勢に遅れをとったところが多い。この遅れが後の各国間の経済摩擦問題としての種ともなっている。いずれにしろ，自社ではむずかしく既存事業の延長線上にない事業へと進む判断をして積極的に異業種交流等を促進させ企業の強化と優位に努めなければならない。すなわち，企業もたえまない進化が必要である。

以上のことは，情報技術の導入と活用が企業の発展・成長，業界・業種の融合などへと寄与するものであることを意味している。また，社会と生活の様式をも変えてしまうものでもある。特に，マルチメディア分野がその一例であるが，今後も情報技術だけでなく技術全般的に変革の傾向は変わらないであろう。ただし，人間がこれらの環境の変化にたえず適応することができるのかが問題である。

《注》

1) 増田他『ニューメディア時代の経営戦略』日本能率協会，1984年，pp. 12–14. S. kanayama., “Corporate Information Network, 1st,” Shopping Center Academy, 7, 1992.
2) K. Kasai and S. Kanayama, “Corporate Information Network and Strategic Competition,” Shopping Center Academy, 5, 1991, pp. 7–9.
3) S. Kanayama, “Corporate Information Network, 2nd,” Shopping Center Academy, 7, 1992.
4) 郵政省『通信白書・平成8年版』，日本情報処理開発協会編『情報化白書・1996』，日本電子メール協議会『企業における電子メールの動向調査』，電通総研『情報メディア白書』，などから抜粋し引用。
5) 電気通信総合研究所編「ニューメディアの開発と社会的受容」『Rite Review』電気通信総合研究所，No. 3, 1979年。

6) 八木　勤編「フレーム・リレー」『コンピュートピア』コンピュータ・エージ社，Vol. 28, No. 332, 1994 年，pp. 99–101。コンピュータ・エージ社，Vol. 28, No. 335, 1994 年，pp. 44–45。各事例は各社が公開している資料提供したものを引用。“DOD Transmission Control Protocol,” *ACM Computer Communications Review,* 10, No. 4, 1980. TCP/IP は UNIX の世界では顕著であり，非独占の高位プロトコルの一つである。

SNA は，1974 年 IBM が発表した独占的な通信規格である。翌年，DEC が対抗して独自通信規格 DNA（Digitals Network Architecture）を発表した。これは，階層アーキテクチャを利用することで会社に利益をもたらす。言ってみれば「金のなる木」であり，個々の持っている製品で情報を転送する手段を容易に提供でき，しかも驚くべき規模の開発費用の軽減と節約が実現されたのである。すなわち，大企業の製品に取って代わる安い製品を生産することができることを意味する。その対抗措置が独占的規格である。

7) B. Tangney and D. O'Mahony, “Local Area Network and Their Applications,” Prentice Hall International（UK）Ltd., 1987.

参考・引用文献

（1） 綾部千子「マーケティング・レポート」『コンピュートピア』コンピュータ・エージ社，Vol. 28, No. 332, 1994 年，pp. 32–36。

（2） H. Sugiyama, “Nikkei Computer,” Nikkei BP Ltd., 1995, pp. 64–76.

（3） 八木　勤編「フレーム・リレー」『コンピュートピア』コンピュータ・エージ社，Vol. 28, No. 332, 1994 年，pp. 99–101。

（4） B. Tangney and D. O'Mahony, “Local Area Network and Their Applications,” Prentice Hall International（UK）Ltd., 1987.

（5） 八木　勤編「2000 年のマルチメディア市場」『コンピュートピア』コンピュータ・エージ社，Vol. 28, No. 332, 1994 年。

（6） 三浦他『現代ニューメディア論』学文社，1989 年，pp. 8–22。

（7） 三浦他『同上書』pp. 96–99。

（8） 郵政省『通信白書・平成 8 年版』日本情報処理開発協会編『情報化（1）白書・1996』日本電子メール協議会『企業における電子メールの動向調査』電通総研『情報メディア白書』などから抜粋し引用。

（9） 電気通信総合研究所編「ニューメディアの開発と社会的受容」『Rite Review』電気通信総合研究所，No. 3, 1979 年。

（10） 野中郁次郎『企業進化論』日本経済新聞社，1985 年，pp. 217–231。

(11)　安齋，草原他『マルチメディア情報学―10―自己表現』岩波書店，2000年。
(12)　三井秀樹『メディアと芸術』集英社，2002年。

（原稿受付　2012年1月9日）

経営経理研究　第 94 号
2012 年 3 月　pp. 227-234

〈公開講座〉

経営経理研究所主催

戦後から現在までのモノの買い方・売り方の変化
── わが国消費者の購買特性と日本型マーケティング ──

平成 23 年 11 月 5 日（土），経営経理研究所後援のオープンカレッジが文京キャンパス C 館教室で開催された。テーマは「戦後から現在までのモノの買い方・売り方の変化 ── わが国消費者の購買特性と日本型マーケティング ──」である。講演の概要は以下の通りである。

戦後・高度経済成長期から今日に至るまでの約 60 年間で，わが国消費者の一般的な買物の仕方と企業の消費者への対応の仕方，すなわちマーケティングは大きく変化してきた。三種の神器など，それまで使ったこともないような製品の購買に直面したかつての消費者の買い方と，様々な製品の使用経験・購買経験をともに積んでいる今日の消費者の買い方は大きく異なる。当然ながら，戦後・高度経済成長期の消費者を対象としたマーケティングと，今日の消費者を対象としたマーケティングも大きく異なることになる。

そこで本講演ではまず，マーケティングの基本的な考え方について概説した上で，戦後・高度経済成長期のわが国における消費者の行動特性と，当時多くの企業で採用されていたとされる日本独特のマーケティングがいかなるものであったのかを説明する。そして，今日，消費者のモノの買い方がどのように変わり，企業のマーケティングにはいかなる変化が求めら

れているのかを検討する。最後に，事例として，薄型テレビ市場におけるシャープのマーケティング戦略について紹介する。

1. マーケティングの基本的な考え方

マーケティングとは，企業活動の中でも市場調査，商品企画，販売計画・実施など，「売れる仕組みづくり」を担う活動である。マーケティングを実践する上で企業は，顧客の心理や行動を基に，市場細分化，ターゲット設定，製品のポジショニングを行った上で，製品，コミュニケーション，流通チャネル，価格などの諸手段を統合的に組み合わせる。企業がいかなるマーケティングを行うかは，顧客の心理や行動に大きく依存しているため，顧客の買い方が変わると企業の売り方も変えなければならないというのが，マーケティングの基本的な考え方である。

2. 戦後・高度経済成長期の消費者の行動特性

わが国の戦後から高度経済成長期は，大衆消費社会の到来とともに，消費者にとって様々な新製品の普及が始まった時期である。とりわけ三種の神器（白黒テレビ，電気冷蔵庫，電気洗濯機）や，3C（カー，クーラー，カラーテレビ）と呼ばれる製品群は消費者の大きな関心を呼ぶこととなった。

当時の日本の消費者は，このような新たな製品群を前にいかなる購買行動を示したのであろうか。池尾［1999］によると，当時の消費者は，「購買関与度が高く，製品判断力の低い」消費者として特徴づけることができる。購買関与度とは，「購買決定や選択に対して消費者が感じる関心や不安の程度」であり，消費者の購買関与度が高い場合には，消費者の購買前の情報探索意欲は高くなると考えられる。また，製品判断力とは，「要約

度の低い情報を処理できる程度」として考えることができ，消費者の製品判断力が低い場合には，消費者は，要約度の低い具体的な情報を自分だけでは処理できず，別の人間によって要約された情報を利用して購買を行う傾向にある。

従って，当時の日本人は，購買したことも使用したこともない製品に対して大きな関心を払いつつも，どれを買ったらいいのか自分では判断することが困難な状態にあったため，「購買関与度が高く，製品判断力の低い」消費者として捉えることができる。

では，「購買関与度が高く，製品判断力の低い」消費者は，購買という局面において，どのような行動特性を示したのであろうか。一つは「リスク回避志向」であり，もう一つは「人的情報源の重視」である。「リスク回避志向」とは，自分にとって最適な購買を目指すよりも，不満足をもたらすかもしれない購買を避ける特性を指す。ある製品の購買に関心を持ちつつも，最適なものを選ぶだけの製品判断力を十分に持ち合わせていなかった当時の消費者は，必然的に購買に失敗しないように考える傾向にあった。また，「人的情報源の重視」とは，購買に際して消費者が利用可能な情報源のうち，説明や推奨という形で情報提供してくれる販売員や友人・知人などの人的な情報源を重視することを意味する。要約度の低い情報を理解することが困難な，製品判断力の低い当時の消費者は，人的情報源を重視する傾向にあった。とりわけ，全般的に消費者の製品知識が乏しかった状況では，他の消費者による口コミよりも販売員などが噛み砕いて説明してくれる人的情報が特に重要な役割を果たしていたと考えられる。

3. 日本型マーケティングの展開

戦後・高度経済成長期における消費者の行動特性は，日本型マーケティングと呼ばれる日本独特のマーケティングを生み出すことになった。日本

型マーケティングとは，⑴企業名ブランドの強調，⑵同質的マーケティング，⑶連続的新製品の投入，⑷流通系列化によって特徴づけられるマーケティングとして捉えることができ，戦後・高度経済成長期において日本の多くのメーカーによって採用されたマーケティングある（池尾［1999］）。

では，戦後・高度経済成長期において，いかにして日本型マーケティングは展開されたのだろうか。先述のように戦後・高度経済成長期の消費者がリスク回避志向であったことで，彼らは信頼できる有名メーカーのブランドであることを重視したり，購買に失敗する可能性の高い風変わりな製品を避けて製品やブランドを選んだりする傾向にあった。また，人的情報源，とりわけ商業的な人的情報源を重視せざるを得ない状況にあった当時の消費者は，どの店ならば購買すべき商品に対して適切な説明やアドバイスがもらえるのかということを重視して店舗を選ぶ傾向にあった。

その結果，当時のメーカーは，「企業の名を冠したブランドを強調したマーケティング」や，従来の製品との差異を抑えた製品の開発およびマーケティング，すなわち，「同質的マーケティング」を展開することとなった。さらに，このような同質的マーケティングは既存製品と新製品との差異が小さいが故にメーカー間での製品開発競争を加速させ，結果として，頻繁なモデルチェンジなど，「連続的に新製品を投入していくマーケティング」の必要性を迫ることとなった。

そして，メーカーは流通において，卸売段階，小売段階を囲い込むこと，すなわち「流通系列化」を進めることによって，説明や推奨などの対面販売を通じて，人的情報源を重視する消費者に対して効果的に影響を与えるマーケティングを志向することとなった。

このように，戦後から高度経済成長期において日本型マーケティングが展開された背景には，当時の消費者の行動特性，すなわち「リスク回避志向」と「人的情報源の重視」への企業の対応があったことがわかる。

4. 変化する消費者

1970 年代に入ると高度経済成長が終焉を迎え，消費社会が成熟化していく中で，消費者の一般的な購買行動は徐々に変化していくこととなった。消費者の購買が，全体として買い替えや買い増しなどの反復購買へと移行し，消費者が購買経験や使用経験を積んでいくにしたがって，消費者は初期購買ほどの高い購買関与度を持つことはなくなるのと同時に，製品判断力を向上させることとなった。図 1 に示されるように，消費者は，消費社会の成熟化とともに，高購買関与・低製品判断力の状態（左上のセル）から，徐々に低購買関与・高製品判断力の状態（右下のセル）へと移行していくこととなった。

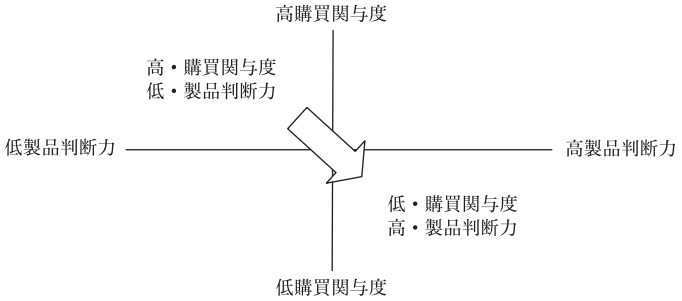

図 1　消費者行動の長期的変化

5. 日本型マーケティングの限界と新展開

戦後から高度経済成長期に比べて購買関与度を低下させ製品判断力を向上させた今日の消費者は，来店前の情報探索よりも，相対的に過去の経験を重視して選択を行うようになった。過去の経験が消費者の購買に強い影響を与える場合，消費者が識別しているブランドの特徴や，消費者がブラ

ンドに対して求める信頼や意味は，消費者が既に有している知識の差異によって多様化してくる。そのため，漠然とした安心感を提供してきた企業名ブランドだけでは多様な信頼や意味を求める消費者の要望に十分に対応できず，企業にとっては，企業名ブランドの強調だけでなく，個別ブランドの管理も重要となってきた。

また，購買関与度を低下させ製品判断力を向上させた消費者が店舗を選ぶ際には，人的情報源の利用可能性よりも，相対的に品揃えのあり方に重点を置くようになった。製品判断力を向上させた消費者は店頭で様々なメーカーの商品を比較したいと思うようになり，特定メーカーの品揃えに偏らず複数のメーカーの商品を取り揃えた「深い」品揃えを店頭に求めるようになった。また，購買関与度を低下させた消費者は，購買効率を高めるようなワンストップショッピングを実現する，様々なカテゴリーの製品を取り扱うという意味での「広い」品揃えを求めるようになった。そのため，消費者は「深さ」と「広さ」のいずれの側面においても，よりオープンな品揃えを実現する店に魅力を感じるようになった。

このような消費者の行動特性の変化に対して，メーカーは，よりオープンな品揃えを有する流通業者との取引を志向する一方で，これまでメーカーが囲い込んできた流通チャネルの品揃えを「深さ」や「広さ」という面においてオープン化する必要性に迫られることとなった。そのため，自社の系列流通チャネルであっても，他社の商品，場合によっては競合メーカーの商品を取り揃えることによって，消費者にとってより魅力的な品揃えを実現した流通チャネルへの転換が必要となる。

しかしながら，品揃えがオープンな流通チャネルでは，店頭で自社製品と他社製品が同時に並び，自社商品が競争に直面することになる。そこでメーカーには，製品の開発スピードを維持しつつ，より大胆な製品差別化が求められることになる。すなわち，同質的マーケティングからの決別である。

当然ながら，メーカーには，差別化された製品を開発するために，より一層の資源投入が求められる。その一方で，製品力のない自社製品が売れなくなった場合には，メーカーの製品ライン戦略は見直しを迫られることとなる。その結果として，従来扱ってきた製品のうち，製品力のないものは削減し，自社が強みを発揮できる有望な製品には，削減した製品に費やしてきた経営資源を再配分するという「選択と集中」が求められることになった。

6. 事例：シャープの薄型テレビのマーケティング戦略

今日，テレビ市場ではブラウン管テレビから薄型テレビへの買い替えが急速に進み，かつてブラウン管テレビ市場において中位メーカーだったシャープが，薄型テレビ市場において大きくシェアを伸ばし首位を獲得している。このシャープの成功の背景には，戦後・高度経済成長期から今日に至る消費者行動の長期的変化と，この消費者行動の変化に対応したシャープによる新たな時代のマーケティング戦略があった（田嶋［2010］）。

シャープは，98 年時点でコア事業として半導体事業と液晶事業の 2 本の柱があったが，あえて黒字の半導体部門を縮小して，赤字の液晶事業に集中することを決めた。結果として，他のメーカーに先駆けて本格的に液晶パネルの内製化に取り組み，液晶テレビの製品力が強化されることになった。

こうしてシャープが「選択と集中」によって取り扱う製品群を絞ったことはマーケティングにおいても重要な意味を持っていた。シャープに比べて多くの製品群を有する他の国内家電メーカーよりも，薄型テレビに対してより多くのマーケティング費用を投下することができたのである。

また，シャープは他の大手家電メーカーと比べて，もともと系列店チャネルが弱かったこともあり，オープンなチャネルとしての家電量販店，と

りわけ大手家電量販店との関係を強化することに対してさほど大きな支障はなかったと考えられる。その結果，大手家電量販店の店頭での十分な取り扱いを確保することにも成功し，大手家電量販店の成長とともに，薄型テレビの売上げとシェアも伸びていくこととなった。

（文責　田嶋規雄）

参考文献

池尾恭一［1999］『日本型マーケティングの革新』有斐閣
田嶋規雄［2010］「家電流通の動態とマーケティング革新」池尾恭一・青木幸弘編『日本型マーケティングの新展開』有斐閣

『拓殖大学 経営経理研究』投稿規則

1. 発行目的

『拓殖大学 経営経理研究』（以下，「本紀要」という）は，研究成果の発表を含む多様な学術情報の場を提供し，研究活動の促進に供することを発行の目的とする。

2. 発行回数

本紀要は，原則として年３回発行する。各回の発行について，以下の原稿提出締切日を設ける。

第１回　６月末日締切　―10月発行
第２回　９月末日締切　―12月発行
第３回　12月末日締切　―３月発行

紀要冊子としての発行のほか，拓殖大学経営経理研究所（以下，「当研究所」という）のホームページにもその内容を掲載する。

3. 投稿資格

投稿者（共著の場合，執筆者のうち少なくとも１名）は，原則として研究所の研究員でなければならない。ただし，経営経理研究所編集委員会（以下，「編集委員会」という）が認める場合には，研究員以外も投稿することができる。

4. 著作権

掲載された記事の著作権は，当研究所に帰属する。

当研究所が必要と認める場合には，執筆者の許可なく，掲載記事の転載や引用を許可する。

5. 投稿様式

⑴　投稿区分の指定

投稿原稿は，①論文，②研究ノート，③資料，④調査報告，⑤書評，⑥文献紹介，⑦学会展望，⑧抄録，⑨その他，のいずれかに区分される。

投稿原稿の区分については，別に定める『拓殖大学 経営経理研究』執筆要領付記にしたがって，投稿者が指定する。ただし記事掲載にあたっては，編集委員会が投稿者と協議の上，区分の変更を行うことができる。

⑵　研究所助成研究の原稿に関わる投稿区分

当研究所から研究助成を受けた研究に係わる原稿は，原則として論文とする。

⑶　字数の制限

投稿原稿は，Ａ４縦版，横書きで作成し，原則として下記の字数を上限とする。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し，制限に含める。日本

語以外の言語による原稿についても，これに準ずる。

Ⅰ	①論文　②研究ノート	24,000 字
Ⅱ	③資料　④調査報告	20,000 字
Ⅲ	その他の区分	6,000 字

ただし編集委員会が許可した場合に限り，同一タイトルの原稿を複数回に分割して投稿することができる。その場合，最初の稿で投稿記事の全体像と分割回数を明示しなければならない。

⑷　執筆要領

執筆に際しては，執筆要領にしたがうものとする。

⑸　投稿原稿の取扱

投稿原稿の受理日は，完成原稿が編集委員会に到着した日とする。

投稿原稿原本は編集委員会に提出された原稿とし，その写しを投稿者が保管する。

6. 掲載の可否，区分の変更，再提出

⑴　投稿原稿の採否は，編集委員会が指名する査読者の査読結果に基づいて決定する。

⑵　投稿した原稿を，編集委員会の許可なしに変更してはならない。

⑶　編集委員会は，投稿者に訂正や部分的な書き直しを求めることができる。

⑷　編集委員会において本紀要に掲載しないことを決定した場合には，拓殖大学経営経理研究所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

⑸　他の刊行物に既に発表された，もしくは投稿中である記事は，本紀要に投稿することができない。

7. 校　正

掲載が認められた投稿原稿の校正については，投稿者が初校および再校を行い，編集委員会と所長が三校を行う。

校正は，最小限の字句に限り，版組後の書き換え，追補は認めない。

校正は，所長の指示に従い迅速に行う。

投稿者による校正が決められた期日までに行われない場合，紀要掲載の許可を取り消すことがある。

8. 原稿料，別刷

投稿者には，一切の原稿料を支払わない。

投稿者には，掲載記事の別刷を 50 部まで無料で贈呈する。50 部を超えて希望する場合は，超過分について有料とする。

9. 発行後の正誤訂正

印刷上の誤りについては，著者の申し出があった場合，これを掲載する。印刷の誤り以外の訂正や追加は，原則として取り扱わない。

ただし著者の申し出があり，編集委員会がそれを適当と認めた場合には，この限りでない。

10. その他

本投稿規則に規定されていない事柄については，そのつど編集委員会で決定することとする。

11. 改　廃

この規則の改廃は，経営経理研究所編集委員会の議に基づき，所長が決定する。

附　則

本規程は，平成 21 年 7 月 31 日から施行する。

『拓殖大学 経営経理研究』執筆要領

1. 使用言語

使用言語は，原則として日本語又は英語とする。

これら以外の言語で執筆を希望する場合には，事前に経営経理研究所編集委員会（以下，「編集委員会」という）に申し出て，その承諾を得るものとする。

2. 様　式

⑴　投稿原稿は，原則としてワープロ・ソフトで作成したものに限定する。

⑵　原稿作成にあたっては，A 4 用紙を使用し，日本語原稿は横書きで 1 行 33 文字× 27 行，英文原稿はスペースを含め 1 行に半角 66 文字，ダブルスペースで作成すること。

⑶　数字はアラビア数字を用いること。

⑷　上記以外の様式で投稿する場合には，編集委員会と協議する。

3. 表　紙

投稿原稿の提出に際しては，「『拓殖大学 経営経理研究』投稿原稿表紙」に必要事項を記入し，ホームページでの公表を認める捺印を行った上で提出すること。

4. 要旨・キーワード

投稿論文には，前項の様式で 1 ページ程度の要旨を作成し，添付すること。日本語以外の言語による投稿論文には，使用言語による要旨とは別に，要旨の日本語訳が必要である。

記事内容を表す 10 項目以内の日本語のキーワードを作成し，添付すること。

5. 図・表・数式の表示

⑴　図・表の使用は必要最小限にとどめ，それぞれに通し番号と図・表名を付け，本文中の挿入位置を指定する。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し，制限に含める。

⑵　図・表は，そのまま印刷できる形式で作成すること。

⑶　数式は，専用ソフトを用いて正確に表現すること。

6. 注・引用・参考文献

⑴　注は，必要箇所に通し番号をつけることで，記載があることを示すこと。通し番号は，肩アラビア数字，片パーレンの形式による。注記内容は，文末に一括して記載するものとする。また，参考文献の表記についても同様とする。

⑵　英文の場合は，*The Chicago Manual of Style* を準用する。

7. 最終原稿の提出

投稿者は，編集委員会による審査後，編集委員会により指示された修正・加筆

などが済み次第，最終論文等を出力用紙及び電子媒体（E メール，CD 等）にて提出すること。その際，ワープロ専用機の場合は使用機種，コンピュータの場合は使用機種と使用ソフト名，バージョンを明記すること。

なお，手元には，必ずオリジナルの投稿論文等データを保管しておくこと。

8. 改　廃

この要領の改廃は，経営経理研究所編集委員会の議に基づき，経営経理研究所長が決定する。

附　則

本要領は，平成 21 年 7 月 31 日から施行する。

執筆者紹介（目次順）

渡　辺　利　夫　　拓殖大学総長，学長

芦　田　　誠　　商学部教授（物流，交通）

宋　　華　純　　大学院商学研究科博士後期課程３年（観光，物流）

宮　地　朋　果　　商学部准教授（保険学，リスクマネジメント）

眞　鍋　貞　樹　　地方行政研究科教授（議会制度論，NPO 経営論）

日本商工会議所

小　林　幹　雄　　商学部教授（租税法）

武　上　幸之助　　商学部教授（国際取引論）

石　毛　昭　範　　商学部准教授（人的資源管理論，経営組織論）

金　山　茂　雄　　商学部教授（経営産業論，産業心理学）

田　嶋　規　雄　　商学部准教授（消費者行動論，マーケティング）

編集委員　芦田　誠　今村　哲　金山茂雄　小原　博　鈴木昭一　潜道文子
武上幸之助

拓殖大学 経営経理研究　第 94 号　ISSN 1349-0281

2012（平成24）年３月 25 日　印刷
2012（平成24）年３月 31 日　発行

編　集　　拓殖大学経営経理研究所編集委員会
発行者　　拓殖大学経営経理研究所長　芦田　誠
発行所　　拓殖大学経営経理研究所
〒 112-8585　東京都文京区小日向３丁目４番 14 号
Tel. 03-3947-7595　Fax. 03-3947-2397（研究支援課）
印刷所　　株式会社　外為印刷

TAKUSHOKU UNIVERSITY

THE RESEARCHES IN MANAGEMENT AND ACCOUNTING

Special Edition—The Great East Japan Earthquake

No. 94 March 2012

CONTENTS

The Great East Japan Earthquake and the Japanese ····· WATANABE Toshio (1)

Articles

The Great East Japan Earthquake and Logistics ····· ASHIDA Makoto, SONG Huachun (3)

The Role of Insurers in the Great East Japan Earthquake ····· MIYACHI Tomoka (29)

The Policy Making of Local Government in the Unexpected Situation: Overcoming in the Paradox of Risk ····· MANABE Sadaki (49)

Policy Proposal on Restoration of the Great East Japan Earthquake ····· The Japan Chamber of Commerce and Industry (83)

A Case Study of so called "Gurugurumawari" (circle) of Preferential Tights of Tax Claim and Private Claim ····· KOBAYASHI Mikio (99)

Japanese Trade Policy concerning Energy Resources (6) ····· TAKEGAMI Konosuke (149)

What is Significance of the Career Education in the University? ····· ISHIGE Akinori (181)

Study Note

The Information science of Management and Media High-Technology ····· KANAYAMA Shigeo (205)

Lecture

How Have Consumer Behavior and Marketing Changed from Post-war Times to the Present in Japan?: Behavioral Characteristics of Japanese Consumers and the Japanese Style Marketing ····· TAJIMA Norio (227)

Edited and Published by

THE BUSINESS RESEARCH INSTITUTE
TAKUSHOKU UNIVERSITY

Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo, Japan